

杉並区職員措置請求監査結果

(平成25年度政務活動費に関する住民監査請求(その1)
～(その3))

平成27年6月

杉並区監査委員

目 次

第1	請求の概要と受理	
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の主たる内容	1
4	請求の受理	3
第2	監査の実施	
1	証拠の提出及び陳述	4
2	監査対象項目	4
3	対象部局とその抗弁要旨	4
3-1	区議会事務局	4
3-2	総務部総務課	6
4	区議会議長の調査回答の要旨	7
第3	監査の結果と判断	
1	監査結果	9
2	判断	
2-1	事実関係の確認	9
2-2	監査の基本的な考え方と視点	11
2-3	政務活動費と監査の用途適合性審査について	12
2-4	項目別判断	13
2-4-1	交付額を超えた収支報告書	13
2-4-2	ガソリン代・駐車料金	14
2-4-3	月極駐車場代	18
2-4-4	自宅事務所の賃借料・光熱水費	20
2-4-5	視察費・研修費（講師謝礼金等）	21
2-4-6	区政報告会等の会場費・茶菓代	23
2-4-7	事務用品・備品	25
2-4-8	タクシー代	27
2-4-9	区政報告	29
2-4-10	新年会、忘年会等の会費	31
2-4-11	書籍	32
2-4-12	ホームページ	33
2-4-13	交通費	34
3	意見・要望	35

<別 紙>

1 措置請求書等

1-1	措置請求書（請求1）	37
1-2	措置請求書（請求2）	79
1-3	措置請求書（請求3）	89
1-4	追加資料	157
2	区議会事務局抗弁書	207
3	総務部総務課抗弁書	223
4	区議会議長の調査回答	
4-1	平成27年5月22日付け調査回答	228
4-2	平成27年6月16日付け調査回答	278

<資 料>

1	政務活動費条例	285
2	政務活動費施行規則	289
3	政務活動費取扱規程	290
4	事務処理の手引	295

【注】

- 1 政務活動費条例、政務活動費施行規則及び政務活動費取扱規程は平成25年4月1日現在のもので、事務処理の手引は平成25年度版である。
- 2 本監査結果では、必要に応じてマスキングを行うとともに、第三者の個人情報を仮名（A等）で表示している。
- 3 請求人の氏名は仮名（甲）で表示し、その住所の記載は省略している。

請求人甲から、平成27年4月30日に提出された、①杉並区議会の会派及び議員の平成25年度政務活動費に関する措置請求（以下「請求1」という。）、②田中ゆうたろう議員の平成25年度政務活動費に関する措置請求（以下「請求2」という。）、③公明党及び公明党議員の平成25年度政務活動費に関する措置請求（以下「請求3」という。）については、全て平成25年度政務活動費に関する措置請求であることから、併合的に審査を行った。

そこで、本監査結果においては、請求1、請求2及び請求3について判断を示すこととする。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

甲

2 請求書の提出

平成27年4月30日

3 請求の主たる内容

(1) 請求1

「杉並区の被った損害額に関し、平成25年度政務活動費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。要返還額の合計は、9,461,137円である。」

ア 交付額を超えた収支報告書について、該当する会派及び議員に対して、それらの収支報告書・出納簿の是正の措置を講ずることを求める。

イ 次の違法又は不当な支出について、返還を求める。

- ① ガソリン代・月極駐車場代
 - ・ ガソリン代
13議員 合計 356,124円
 - ・ 月極駐車場代
5議員 合計 478,248円
- ② 自宅事務所の家賃・光熱費
5議員 合計 378,180円
- ③ 海外における視察費
8議員 合計 2,531,606円
- ④ 区政報告会の会場費・お茶代

- 1 議員 合計 55,380円
- ⑤ 事務用品・備品（パソコン、事務椅子、カメラ・レンズ、インク）
 - 5 議員 合計 427,827円
- ⑥ 人件費
 - 1 議員 合計 88,000円
- ⑦ タクシー代
 - 2 議員 合計 47,740円
- ⑧ 研修会・勉強会
 - 6 議員 合計 222,840円
- ⑨ 区政報告
 - 1 会派・3 議員 合計 3,108,642円
- ⑩ ホームページ
 - 2 会派・11 議員 合計 1,660,550円
- ⑪ 新年会、忘年会等の会費
 - 6 議員 合計 106,000円

※ 措置請求書全文は、37～76 ページ（別紙 1 - 1）に掲載

（ 2 ） 請 求 2

「田中ゆうたろう議員の平成25年度政務活動費のうち、次の違法・不当な支出186,855円について、同議員に対して速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。」

- ① タクシー料金 合計 89,790円
- ② 書籍購入代 合計 52,465円
- ③ 駐車料金 合計 44,600円

※ 措置請求書全文は、79～88 ページ（別紙 1 - 2）に掲載

（ 3 ） 請 求 3

「公明党及び公明党議員の平成25年度政務活動費のうち、次の違法・不当な支出2,336,372円について、各議員・会派に対して速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。」

- ① ホームページ代
 - 4 議員 合計 1,055,700円
- ② ガソリン代・月極駐車場代
 - ・ ガソリン代 6 議員 合計 290,024円
 - ・ 月極駐車場代 3 議員 合計 426,000円
- ③ タクシー代
 - 2 議員 合計 247,920円

- ④ 区政報告会等の茶菓代
4 議員 合計 132,823円
- ⑤ 交通費
1 議員 合計 111,920円
- ⑥ シャープペン代
1 議員 450円
- ⑦ 視察費（入館料）
1 議員 500円
- ⑧ 駐車場利用料金
1 議員 合計 2,800円
- ⑨ 印鑑代
1 議員 合計 2,584円
- ⑩ 区民意見聴取時のお茶代
1 会派 合計 65,651円

※ 措置請求書全文は、89～156 ページ（別紙 1－3）に掲載

なお、請求人の項目ごとの主張要旨は、13 ページ以降の[請求人の主張要旨]に記載

4 請求の受理

本件請求は、請求人の資格、監査請求期間など、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成27年5月13日の監査委員会議において受理することを決定した。

受理に先立ち、地方自治法第199条の2の規定に基づき、小泉靖男監査委員職務執行者及び河津利恵子監査委員職務執行者は除斥とした。（小泉靖男監査委員職務執行者及び河津利恵子監査委員職務執行者は同年5月18日に退任）

また、同年5月19日に監査委員に就任した富本卓監査委員及び太田哲二監査委員は、同年5月20日の監査委員会議において除斥とした。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年5月20日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、追加資料を提出するとともに、請求の趣旨を補足する陳述を行った。

※ 追加資料全文は、157～206 ページ（別紙1－4）に掲載

2 監査対象項目

本件監査に当たっては、請求人が「返還を求める」等と主張する事項について、違法又は不当の有無等を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

ただし、住民監査請求においては、監査請求対象を特定し、それが違法又は不当である具体的理由あるいは事実を明確に示さなければならないこととされている。

したがって、本件請求のうち、個別の支出が違法又は不当である理由を具体的に述べていない事項については、住民監査請求の要件を欠いているため、監査の対象外（却下）とした。

また、会派・議員が行った誤記控除・誤記更正により政務活動費への計上を取り消された事項については、監査請求の対象が存在しなくなったことから、監査の対象外（却下）とした。

なお、監査対象とした請求事項については、37ページからの措置請求書（別紙1－1、1－2、1－3）の欄外左側に項目名と番号を付して、当該箇所を明示した。（例えば、ガソリン代－1）

3 対象部局とその抗弁要旨

区議会事務局及び総務部総務課を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求めるとともに、平成27年5月26日に説明聴取を行った。また、適宜関係書類の提出を求め、調査を行った。

3 - 1 区議会事務局

区議会事務局の抗弁書には、①政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等、②政務活動費の交付に関する規定と交付手続、③収支報告書等の提出に関する手続等、④政務活動費の執行に係る区議会議長等の役割、⑤領収書その他の証拠書類の取扱い、⑥政務活動費の平成25年度の状況、⑦請求人の主張に対する見解等、⑧平成27年度からの取組について記載されている。主な内容は以下のとおりである。

（1）政務活動費の法制化の経緯

平成24年の地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政

務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされ、また、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされた。(平成25年3月1日施行)

これを受け、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例(以下「政務調査費条例」という。)の一部が改正され、政務活動費を充てることができる経費の範囲が「調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められ、新たな経費として「広聴広報費」及び「要請陳情等活動費」が設けられた。

また、議長は、収支報告書等について必要な調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとされた。

(2) 政務活動費の執行に係る議長の役割

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられるものとするが、平成24年の地方自治法の一部改正に伴い、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(以下「政務活動費条例」という。)に、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨を明記したことから、議長は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の提出書類から疑われるような場合は、当該会派・議員に対して説明を求めるなど必要な調査を行い、使途の透明性の確保に努めることが求められている。

(3) 請求人の主張に対する見解

政務活動とは、会派・議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動をいい、政務活動費として交付するに当たっては、こうした活動に必要な経費の一部として、政務活動に要する経費の範囲内で支出されなければならないことは当然のことである。

また、会派・議員においては、その一部が公費として負担される以上、コスト意識をもって活動を行う必要があるとともに、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められていることは、十分に認識しているところである。

しかし一方で、例えば、移動手段の選択などは、スケジュールや天候など様々な状況に左右される面があり、どのように活動するかは、政務活動の主体である会派・議員の自律的判断に委ねられているものである。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかといった判断についても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断し、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものであると考える。

※ その他、個別の請求項目等(①交付される政務活動費を超えた収支報告書、②按分、③ガソリン代・月極駐車場代・駐車料金、④事務所費、⑤視察費・

研修費、⑥茶菓代、⑦事務用品・備品の購入、⑧人件費、⑨タクシー代、⑩区政報告、⑪ホームページ、⑫新年会、忘年会等の会費、⑬書籍の購入、⑭議員名を公表しない収支報告書、⑮交通費)に対する見解が記載されている。

(4) 平成27年度からの取組

政務活動費の適正な執行の確保により一層努めていくため、平成26年度の調査検討委員会等において、使途に関する事項を中心に必要な見直しを行い、特に区民に疑義の生じやすい支出に関しては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上に当たって特に留意する必要がある事項としてまとめ、会派・議員から説明を求めることとしたところである。

また、これ以外にも大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上は認めないこととしたほか、切手購入の際の年間上限額の引下げやはがきについても年間上限額を新設するとともに、収支報告書等関係書類の区議会事務局への提出時期をこれまでの年3回から4半期ごとに改め、点検サイクルの充実・強化を図ったところである。

さらに、平成25年度分の収支報告書については、既に区議会ホームページに掲載したところであるが、次年度分以降の収支報告書についても、翌年度の7月頃を目途に掲載することとし、透明性の確保に努めたところである。

また、「政務活動費の支出に関する事務処理について」を全面改訂し、いずれも平成27年度分の政務活動費から実施することとした。

今後は、この新たな基準・取扱いに沿って、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の更なる確保に努め、より一層区民に信頼される制度となるよう、引き続き不断の検証・見直しに取り組むこととしている。

※ 抗弁書全文は、207～222 ページ（別紙2）に掲載

3 - 2 総務部総務課

総務部総務課の抗弁書には、①政務活動費の制度制定の経緯、②政務活動費の交付及び返還等に関する手続、③政務活動費の適正化に向けた取組、④今回の措置請求に関する区の見解について記載されている。主な内容は以下のとおりである。

(1) 政務活動費の適正化に向けた取組

監査委員から区民の信頼が得られる制度として確立されるよう意見・要望が出され、加えて、他自治体議会の不祥事などに端を発し、政務活動費に対する世論の厳しい目が注がれるという厳しい状況の中で、区としても強い危機感をもって、平成26年10月に、区長から議長に対し、今まで以上に適正な制度運用を求める申入れを行った。

これを受け、区議会の政務活動費調査検討委員会及び政務活動費専門委員会での検討を重ねた結果、「平成26年度政務活動費調査検討委員会検討結果」をまとめ、平成27年2月に、議長から区長に対し、更なる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めるとの通知があった。

(2) 今回の措置請求に関する区の見解

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査し、議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障の無いような政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものであると考えている。

今回の措置請求の対象となっている政務活動費については、政務活動費条例第 11 条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正に執行したものと考えている。

しかしながら、区民に対して誤解を招かないような執行がなされることが重要であることから、引き続き、適正な運用が図られるよう必要な助言に努めながら、自律的な取組を後押ししていく。

※ 抗弁書全文は、223～227 ページ（別紙 3）に掲載

4 区議会議長の調査回答の要旨

政務活動費条例第11条で、議長は収支報告書等について必要に応じて調査を行うこととされていることから、平成27年5月13日付け文書により調査を依頼した。その回答要旨は、以下のとおりである。

(1) 平成27年5月22日付け調査回答

議長の調査回答には、①政務活動費条例に基づく議長の調査の実施、②調査結果、③今回の措置請求に対する議長の見解、④個別事項についての3会派・33議員からの説明について記載されている。主な内容は以下のとおりである。

① 調査結果

平成25年度分における、請求人が指摘している政務活動費の支出が、政務活動費条例その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行ったところ、会派・議員が行う政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成25年度の政務活動に要する経費及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。

しかし、領収書の記載内容だけでは政務活動との関連が分かりづらいものが複数見受けられたため、当該会派・議員に確認し、政務活動との関連を補う説明処理等を進める。

② 今回の措置請求に対する議長の見解

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられていると考えており、今回は、平成25年度当時の基準により、会派・議員がそれぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識している。

政務活動費の適正な運用の確保に向けては、これまでも不断の検証・見直しを行ってきたが、政務活動費の用途については、区民に対する説明責任を十分に果

たすことがより一層求められており、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める。

※ 回答書全文は、228～277 ページ（別紙４－１）に掲載

（２）平成27年６月16日付け調査回答

本件監査請求が提出された後に会派・議員が行った誤記控除・誤記更正について、追加回答がされている。

誤記控除・誤記更正により政務活動費への計上を取り消された額等は、次のとおりである。

会派・議員名	取り消された額	内 容
日本共産党杉並区議団 （原田議員、金子議員、富田議員、くすやま議員）	200,000 円 （同額を返還）	区政報告はがき
大泉時男議員 （相続人大泉やすまさ）	88,000 円 （同額を返還）	補助職員賃金
大和田伸議員	9,120 円	ガソリン代
山本あけみ議員	2,000 円	講習会
吉田あい議員	14,250 円	交通費（タクシー代）
田中ゆうたろう議員	99,727 円	交通費（タクシー代） 53,290 円 書籍代 21,137 円 駐車場代 25,300 円
杉並区議会公明党 （横山議員）	180 円 （同額を返還）	交通費
合 計	413,277 円	

※ 回答書全文は、278～284 ページ（別紙４－２）に掲載

第3 監査の結果と判断

1 監査結果

本件請求については、平成27年6月26日に監査委員2名の合議により、次のように決定した。

請求人の主張は理由がないものと認め、棄却する。

2 判断

2-1 事実関係の確認

対象部局から提出された抗弁書及び説明聴取その他監査資料から、以下の事実関係を認めることができる。

- (1) 地方自治法第100条第14項及び第15項に規定される政務調査費（平成25年3月から政務活動費）制度は、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することが重要であるとの趣旨から法制化された。この改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない」こととされた。
- (2) 杉並区においては、平成13年3月に政務調査費条例及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「政務調査費規則」という。）を制定し、政務調査費の交付対象、交付額、交付方法、使途基準等を定め、平成13年度から会派・議員に対して政務調査費を交付している。
- (3) 平成18年12月に政務調査費条例を改正し、会派・議員に、収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付することを義務付けた。
- (4) 平成19年3月に杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「政務調査費規程」という。）を制定し、選挙活動、政党活動、後援会活動などの9項目は政務調査費から支出できない経費であると明示した。
- (5) 平成20年4月に、平成19年度に区議会内部に設置した政務調査費検討会が学識経験者等第三者の意見も反映しながら行った政務調査費の使途に関する検討報告を踏まえ、政務調査費規程に使途基準をより具体化した使途基準細目が加えられた。その後も、平成21年度に区議会内部に調査検討委員会を、平成22年度に学識経験者等第三者によるチェック機関として専門委員会を設置し、監査結果で指摘された事項を中心に検討を行い、調査研究費、人件費など

について使途基準細目の改正などが行われている。

- (6) 平成 24 年の地方自治法の一部改正により、政務調査費制度の改正が行われ、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされたほか、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされた。
- (7) これを受け、区では、政務調査費条例を政務活動費条例に改正し、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、政務活動費を充てることができる経費を「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とし、政務調査費規則で定めていた「使途基準」に代えて、別表で「政務活動に要する経費」として具体的に 10 項目（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費、人件費）の経費を定めた。
- また、議長は、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めることとされた。そのほか、政務調査費規程を杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程（以下「政務活動費規程」という。）に改正し、「使途基準細目」を「政務活動に要する経費細目」に改めた。
- (8) 平成 26 年 6 月の監査結果において、監査委員の区議会の自律的なチェック機能の充実・強化、制度の運用状況の検証・改善を求める意見・要望が出され、また、他自治体における政務活動費の不適正な使用が報道されたことなどを踏まえ、同年 10 月に区長から議長に対し、区民の納得と信頼が得られる制度として確立されるよう政務活動費の今まで以上の適正な制度運用を求める申入れが行われた。
- (9) これを受け、区議会の政務活動費調査検討委員会等において検討を重ねた結果、平成 27 年 1 月に「平成 26 年度政務活動費調査検討委員会検討結果」を取りまとめ、平成 27 年度から、政務活動に要する経費細目等についての必要な見直し、自律的なチェック機能の充実と強化等が行われることとされた。

平成 27 年度からの主な改正内容は、次のとおりである。

① 政務活動に要する経費細目等についての必要な見直し

大学院等に係る授業料への支出の廃止、切手購入の際の年間上限額の引下げ（年額 10 万円から年額 3 万円に引下げ）、はがき購入の際の年間上限額（3 万円）の設定、事務所費支出の際の要件の明確化・厳格化（事務所としての表示等）等の 10 項目について見直しが行われた。

② 自律的なチェック機能の充実と強化

収支報告書に対する三者間でのチェック体制の強化（会派内でのチェック、区議会事務局によるチェック、議長による必要に応じた調査・指導）、区議会事務局による収支報告書の点検サイクルの充実・強化（年 3 回から年 4 回）等の 5 項目について見直しが行われた。

③ その他

収支報告書の区議会ホームページへの掲載、交付額を超過した収支報告の見直し（交付額の範囲内で収支報告するよう努めること）等の3項目について見直しが行われた。

- (10) 平成25年度政務活動費の交付を受けた会派・議員は3会派及び30名の議員で、交付決定額は85,440,000円であるが、政務活動費残余として13,019,656円が返還されているので、平成27年5月末時点での交付総額は72,420,344円である。

2 - 2 監査の基本的な考え方と視点

本件監査に当たっての基本的な考え方と視点は、以下のとおりである。

- (1) 政務活動費は、会派及び議員が行う「区政に関する調査研究その他の活動に資する」ことを目的として、必要とする経費の一部を助成するものであり、交付の対象、額及び方法並びに充てることができる経費の範囲、その使途の透明性を確保するための方法等については、各自治体がその実情に応じて制定する条例等に委ねられているものである。
- (2) 会派及び議員による政務活動は多岐にわたっており、それに伴い生じる経費も多様であるので、区では、政務活動費条例において、一部その使途の拡大を図り、政務活動費を充てることができる経費を「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めたところである。
- (3) 二元代表制を基本とする地方自治制度において、議会は重要な役割を担っており、議会の自律性やそれを構成する会派及び議員の政治活動の自由は保障されなければならない。そして、政務活動には執行機関に対する監視の機能の側面もあるので、執行機関と議会等との抑制と均衡の理念等に鑑み、会派及び議員がどのような政務活動を行い、そのためにいかなる政務活動費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解するのが妥当である。
- (4) しかし反面、政務活動費は公金である以上、制度の趣旨に沿った使途の適正が自律的に確保されなければならない。また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要である。このため、政務活動費条例及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「政務活動費規則」という。）に加え、区議会による自主的なルールと仕組みが整えられてきたと認められるが、透明性の確保は、使途が拡大された政務活動費制度において、より一層求められているといえる。
- (5) こうしたことから、政務活動費の支出の適合性については、収支報告書等の記載から明らかに違反していることがうかがわれるような場合はその疑義を解明する必要があることはいうまでもないが、そうした場合を除くと、「監査

委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない」とした政務調査費についての判例（平成 21 年 12 月 17 日最高裁判決）は、政務活動費制度においても同様に該当すると解される。

- (6) 以上から、本件監査において、政務活動費の支出については、政務活動費制度の趣旨を踏まえ、会派及び議員の自律性を尊重することを基本とし、政務活動費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた「政務活動に要する経費細目」等に照らし、また、用途の透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断するものとする。

2 - 3 政務活動費と監査の用途適合性審査について

平成 22 年度以降の政務調査費に関する監査結果（「監査の基本的な考え方と視点」）の中で政務調査費の用途適合性の審査に関する最高裁判決（平成 21 年 12 月 17 日）を引用していることについて、請求人は意見陳述及び追加資料において、「それは、判決の適正な理解・解釈に基づいておらず、政務調査費の監査自体に歯止めがかかってきた要因の一つ」と述べ、「監査の基本的なあり方の是正を求める」と主張しているので、その当否について見解を明らかにする。

同最高裁判決は、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、本来、いかなる政務調査活動を行い、そのためにいかなる費用を支出するかは、会派又は議員が自主的・自律的に決定すべきものであり、その裁量に委ねるべきものであるというのが地方自治法の趣旨であることを前提にしている。その上で、「政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない」と判示したものである。

これを踏まえれば、会派・議員が提出した領収書等の資料から政務活動費の用途違反が疑われる場合は、必要に応じ調査を行い、適正に判断すべきであることはいうまでもないが、各会派・議員の自主性・自律性を尊重することも考慮すべきであり、基本的には監査委員が会派・議員の活動の一つひとつ立ち入り、その当否を問題にするのではなく、当該会派・議員が提出した領収書等の基礎的な判断材料に基づき、一般的、外形的に判断を行うのが相当と解されるのである。

請求人の請求内容・主張をみると、違法・不当とする具体的な理由等を示した請求が一部には認められるが、その一方で、さしたる理由や事実を示すこともなく、監査委員に職権による調査を求めるなどとする主張が少なからず見受けられる。これらは、政務活動費の性格と、それを踏まえた監査のあり方についての基本的な理解を欠いているものといわざるを得ない。

よって、上記の監査に対する是正の求めは失当である。

2 - 4 項目別判断

請求人は、措置請求書記載の項目ごとに違法又は不当とする理由を述べている。そこで、それらを13項目に整理し、[請求人の主張要旨]を記載し、それらに対する監査委員の[判断基準]を示した上で、会派・議員別に請求内容の適否を判断することとする。

なお、[請求人の主張要旨]の末尾には、監査対象とした請求事項に係る当該会派・議員名を（ ）内に記載した。

[会派・議員別判断]には、<監査対象請求事項>について、措置請求書（別紙1-1、1-2、1-3）の欄外に付した項目名と番号で示すこととした。（例えば、ガソリン代-1）

2 - 4 - 1 交付額を超えた収支報告書

[請求人の主張要旨]

私的資金による政務活動費の支出は、政務活動費収支報告書・出納簿の報告対象外であり、交付額を超えた私的資金を含む同収支報告書等の提出は、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に反し、不当に公金の管理を怠る行為であり、該当する会派・議員に対して同収支報告書等の是正の措置を講ずることを求める。**（請求1関係）**

[判断]

地方自治法第100条第15項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」と定めている。

これを受け、政務活動費条例第10条及び政務活動費規則第6条は、政務活動費収支報告書の提出や政務活動費出納簿の様式を定めているが、政務活動費出納簿の記載方法などについては規定していない。また、政務活動費規程では支出基準を定めているが、収支報告書への計上方法は定めていない。

こうしたことから、会派及び議員が交付額の上限を超えて収支報告書の支出を記載したとしても、明らかに地方自治法、政務活動費条例、政務活動費規則等に違反するとはいえず、違法・不当とまではいうことができない。

ただし、政務活動費としての計上額が交付額を著しく超過した収支報告は、公費である政務活動費がどのような経費に充てられたのかが分かりにくいものである。

このため、平成25年度の「平成23年度政務調査費に係る監査結果」において、運用の改善を強く求めたところ、平成26年度からは、交付額を超過して支出額を計上する場合は常識の範囲内で行うよう運用が改められた。

さらに、平成26年度の「平成24年度政務調査費に係る監査結果」において、改めて運用の改善を求めたところ、平成27年度からは、交付額の範囲内での収

支報告に努めるよう運用が改められている。

2 - 4 - 2 ガソリン代・駐車料金

[請求人の主張要旨]

- ・ ガソリン代について、一般常識上からも、交通手段として公共交通機関を利用することが原則であり、自動車の利用は、公共交通機関等の利用が難しく、自動車の利用の合理性・妥当性がある場合にのみ、政務活動費として計上することが認められるべきと解する。また、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類、所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン代を計上する方法を採用することが、政務活動費支出の趣旨に合致している。**(請求1関係—大和田議員、大熊議員、小川議員、山本あけみ議員、河津議員、大泉議員、藤本議員、井口議員、木梨議員、小泉議員、松浦議員、安斉議員、吉田議員)**
- ・ 駐車料金について、杉並区議であるから広聴広報活動は基本的に区民が対象となるが、区外がが然多い。さらに、遠方まで、また、夜遅くから翌朝まで区民意見聴取を行っており、政務活動が行われていないのではないかという疑念を抱かせる利用状況である。**(請求2関係—田中議員)**
- ・ ガソリン代について、議員の調査研究のために必要なガソリン代が政務活動費からの支出として認められるのであり、議員は、購入したガソリンの使用実態について、「自動車利用記録簿」等を提出して、政務活動に利用したという説明が必要であるが、その説明は一切ない。**(請求3関係—川原口議員、大槻議員、北議員、中村議員、島田議員、渡辺議員)**
- ・ 駐車料金について、正月だけ計上し、会場費の計上はなく、深夜まで区民の意見をどこで聴いていたかについて説明がなければ、妥当かどうか判断できない。**(請求3関係—大槻議員)**

[判断基準]

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、自動車・バイクを移動手段として利用し、そのガソリン代・駐車料金を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で調査研究費として認められている。

ガソリン代については、同細目等に則して、領収書（これに類するものを含む。以下同じ。）が提出され、支出割合の上限の範囲内で実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、不適切ということはできない。

また、駐車料金については、同細目等に則して、領収書が提出され、出張先及び出張内容を明らかにするなど適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

[議員別判断]

1 請求 1 関係

大和田伸議員

< 監査対象請求事項 >

ガソリン代 - 1

< 判 断 >

平成 25 年 8 月 4 日分及び 8 月 14 日分については、誤記控除により政務活動費へ計上した支出が取り消されている。

それら以外は、上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

大熊昌巳議員

< 監査対象請求事項 >

ガソリン代 - 2

< 判 断 >

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

小川宗次郎議員

< 監査対象請求事項 >

ガソリン代 - 3

< 判 断 >

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

山本あけみ議員

< 監査対象請求事項 >

ガソリン代 - 4

< 判 断 >

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

河津利恵子議員

< 監査対象請求事項 >

ガソリン代 - 5

< 判 断 >

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

大泉時男議員

< 監査対象請求事項 >

ガソリン代 - 6

< 判 断 >

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

藤本なおや議員

< 監査対象請求事項 >

ガソリン代－ 7

< 判 断 >

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、
違法・不当ということとはできない。

井口かつ子議員

< 監査対象請求事項 >

ガソリン代－ 8

< 判 断 >

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、
違法・不当ということとはできない。

木梨もりよし議員

< 監査対象請求事項 >

ガソリン代－ 9

< 判 断 >

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、
違法・不当ということとはできない。

小泉やすお議員

< 監査対象請求事項 >

ガソリン代－10

< 判 断 >

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、
違法・不当ということとはできない。

松浦芳子議員

< 監査対象請求事項 >

ガソリン代－11

< 判 断 >

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、
違法・不当ということとはできない。

安斉あきら議員

< 監査対象請求事項 >

ガソリン代－12

< 判 断 >

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、
違法・不当ということとはできない。

吉田あい議員

< 監査対象請求事項 >

ガソリン代－13

<判 断>

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

2 請求2関係

田中ゆうたろう議員

<監査対象請求事項>

駐車料金－1

<判 断>

松戸駅、江東区牡丹、銀座など区外遠方の24件の駐車料金については、誤記控除・誤記更正により政務活動費へ計上した支出が取り消されている。

したがって、それら以外は、上記判断基準のとおり、出張先及び出張内容が明らかにされており、違法・不当ということとはできない。

なお、平成27年度からは、区外における駐車場利用については、誤解を招かないよう説明することとされている。

3 請求3関係

川原口宏之議員

<監査対象請求事項>

ガソリン代－1

<判 断>

私用での自動車利用はあるものの、2分の1以上を政務活動に使用していると説明されている。

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

大槻城一議員

<監査対象請求事項>

ガソリン代－2、駐車料金－1

<判 断>

ガソリン代については、2分の1以上を政務活動に使用していると説明されている。上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

また、駐車料金については、上記判断基準のとおり、出張先及び出張内容が明らかにされており、違法・不当ということとはできない。

北明範議員

<監査対象請求事項>

ガソリン代－3

<判 断>

私用での自動車利用はあるものの、2分の1以上を政務活動に使用し

ていると説明されている。

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

中村康弘議員

<監査対象請求事項>

ガソリン代－4

<判 断>

2分の1以上を政務活動に使用していると説明されている。

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

島田敏光議員

<監査対象請求事項>

ガソリン代－5

<判 断>

私用での自動車利用はあるものの、2分の1以上を政務活動に使用していると説明されている。

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

渡辺富士雄議員

<監査対象請求事項>

ガソリン代－6

<判 断>

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

2 - 4 - 3 月極駐車場代

[請求人の主張要旨]

- ・ 自動車を購入するためには、私有であろうと借用であろうと、駐車場を有することが法的に必須条件とされており、月極駐車場代は、政務活動費規程で区政に関する調査研究その他の活動に資するために必要な経費に該当しないものとされている自動車の維持管理費に含まれ、政務活動費に計上できないと解する。**(請求1関係—河津議員、藤本議員、小泉議員、安斉議員、佐々木議員)**
- ・ 自動車を購入するためには、私有であろうと借用であろうと、駐車場を有することが法的に必須条件とされている。また、月極駐車場代について、政務活動として利用したことの説明もなく、安易に按分50パーセントとして支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」に違反する。**(請求3関係—川原口議員、島田議員、渡辺議員)**

[判断基準]

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、自動車・バイクを移動手段として利用し、その月極駐車場代を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で調査研究費として認められている。

支出割合の上限が規定されていることなども勘案すると、同細目等に則して、領収書及び賃貸借契約書の写しが提出され、支出割合の上限の範囲内で実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、不適切ということはない。

[議員別判断]

1 請求1関係

河津利恵子議員

<監査対象請求事項>

月極駐車場代－1

<判断>

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということはない。

藤本なおや議員

<監査対象請求事項>

月極駐車場代－2

<判断>

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということはない。

小泉やすお議員

<監査対象請求事項>

月極駐車場代－3

<判断>

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということはない。

安斉あきら議員

<監査対象請求事項>

月極駐車場代－4

<判断>

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということはない。

佐々木浩議員

<監査対象請求事項>

月極駐車場代－5

<判断>

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

2 請求3関係

川原口宏之議員

<監査対象請求事項>

月極駐車場代－1

<判断>

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

島田敏光議員

<監査対象請求事項>

月極駐車場代－2

<判断>

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

渡辺富士雄議員

<監査対象請求事項>

月極駐車場代－3

<判断>

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

2 - 4 - 4 自宅事務所の賃借料・光熱水費

[請求人の主張要旨]

- ・ 自宅に占める事務所部分の面積比で按分率を決めているが、議員と家族が日常生活で使用した電気・ガス・水道量を基礎にして按分し、政務活動費で支出することは、政務活動費条例違反である。**(請求1関係—富本議員、小泉議員、小川議員)**
- ・ 事務所の使用実態を調べるため、事務所訪問をしたところ、議員から「作業場です」との説明を受けるなど、3LDKの自宅は生活空間で、事務所としての実態は乏しい。**(請求1関係—岩田議員)**

[判断基準]

区政に関する調査研究その他の活動を行う拠点として自宅に事務所を設置し、その賃借料及び光熱水費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で事務所費として認められている。

同細目等に則して、領収書、面積割合を示す書類（図面）及び賃貸借契約書の写し（賃借料の場合のみ）が提出され、支出割合及び1月当たりの支出金額（賃借料の場合のみ）の上限の範囲内で、事務所部分の面積等を考慮し、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、不適切とまではいうことはできない。

[議員別判断]

1 請求1関係

富本卓議員

＜監査対象請求事項＞

自宅事務所－1

＜判断＞

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当とまではいうことはできない。

小泉やすお議員

＜監査対象請求事項＞

自宅事務所－2

＜判断＞

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当とまではいうことはできない。

小川宗次郎議員

＜監査対象請求事項＞

自宅事務所－3

＜判断＞

上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当とまではいうことはできない。

岩田いくま議員

＜監査対象請求事項＞

自宅事務所－4

＜判断＞

賃借料については、上記判断基準のとおり、支出割合及び支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当とまではいうことはできない。

また、光熱水費については、上記判断基準のとおり、支出割合の上限の範囲内で処理されており、違法・不当とまではいうことはできない。

2 - 4 - 5 視察費・研修費（講師謝礼金等）

[請求人の主張要旨]

- ・ バンコクを視察しているが、その廃棄物処理は杉並区よりはるかに遅れており、タイ経済のレクチャー、ロイヤルバンコク競馬場、伝統的祭典ソンクラン、世界遺産の視察など、区政に反映させる事象はない。**(請求1関係—井口議員)**
- ・ ドイツを視察しているが、33万5千円もかけて視察したわりには、ドイツと日本の違いに驚き、すぐには無理という感想を持つ議員が多く、区政にどのように生かされたのか不明である。**(請求1関係—浅井議員、安斉議員、大熊議員、大泉議員、河津議員、脇坂議員、富本議員)**
- ・ 平成25年10月13日の政策勉強会は、当該議員がその講師の元秘書であり、政務活動費の支出基準で禁止されている政党活動、選挙活動等との関係が不明である。**(請求1関係—市来議員)**
- ・ 平成25年9月25日の研修会は、講師のレジュメがあるだけであり、どのような内容の研修会であったかについての報告書はなく、区政との関係が不明である。**(請求1関係—佐々木議員、松浦議員、岩田議員、藤本議員)**
- ・ 秋田県立美術館を視察しているが、交通費と宿泊費の計上がなく、入館料のみ計上しており、余りにも不自然である。**(請求3関係—大槻議員)**

[判断基準]

区政に関する調査研究その他の活動のために、視察をし、又は研修会等を実施し、その経費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で調査研究費又は研修費として認められている。

視察費については、同細目等に即して、領収書及び視察先、視察目的、行程、概要等を記載した「政務活動視察報告書（宿泊を伴うか、往復の交通費が1万円を超える場合のみ）」が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

講師謝礼金等の研修費については、同細目等に即して、領収書が提出され、研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等が明らかにされ、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

[議員別判断]

1 請求1関係

井口かづ子議員

<監査対象請求事項>

視察費—1

<判断>

ゴミ処理施設の視察については東京における埋立地の許容年数との関係、競馬場の視察については大井競馬との関係など、視察目的が具体的に説明されている。

上記判断基準のとおりであり、指摘は当たらない。

浅井くにお議員、安斉あきら議員、大熊昌巳議員、大泉時男議員、河津利恵子議員、脇坂たつや議員、富本卓議員

< 監査対象請求事項 >

視察費－ 2

< 判 断 >

スポーツ関連施策に関する視察であり、視察の成果についても具体的に説明されている。

上記判断基準のとおりであり、指摘は当たらない。

市来とも子議員

< 監査対象請求事項 >

研修費－ 1

< 判 断 >

上記判断基準のとおりであり、指摘は当たらない。

佐々木浩議員、松浦芳子議員、岩田いくま議員、藤本なおや議員

< 監査対象請求事項 >

研修費－ 2

< 判 断 >

上記判断基準のとおりであり、指摘は当たらない。

2 請求3関係

大槻城一議員

< 監査対象請求事項 >

視察費－ 1

< 判 断 >

交通費と宿泊費の計上がないことについては、議会の常任委員会視察の休憩時間に視察したと説明されている。

上記判断基準のとおりであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 6 区政報告会等の会場費・茶菓代

[請求人の主張要旨]

- 平成25年5月18日の区政報告会は、定員を60名もオーバーし、3会場に分かれて行うという不自然さがあり、また、証拠書類等の提出がなく、内容が明らかでない。**(請求1関係—大和田議員)**
- 区政報告会といっても、有権者である区民宅に何度もお菓子を持っていくことは、公職選挙法で禁止している寄付行為、利益供与に当たる。**(請求3関係—横山議員)**
- 区民意見聴取の会場が不明で、公職選挙法で禁じられているプレゼント用と思われる菓子類を公金で購入することは許されない。**(請求3関係—大槻議**

員)

- 有権者である区民宅にお茶を持参することは公職選挙法に抵触するおそれがあり、公明党としての政治活動・政党活動が含まれる場合は按分することが必要である。(請求3関係—島田議員)
- 茶菓を持って議員が区民宅を訪ねることは公職選挙法に違反し、また、品名を記載していない領収書を提出しており、実際に購入した品物が不明である。(請求3関係—渡辺議員)
- 50パーセントに按分したとしても、あまりにも高額なお茶代であり、また、お茶代を単純計算すると、4,000人以上が相談や陳情で来庁したこととなり、それらがどのようになされたのか不明である。(請求3関係—杉並区議会公明党)

[判断基準]

会派・議員が行う活動及び区政について区民への報告等を行うため、区政報告会等を開催し、その経費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で広聴広報費又は会議費として認められている。

会場費については、同細目等に則して、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

また、茶菓代については、区政報告会等を円滑に進める上で茶菓が不必要とまではいえず、1人当たりの支出金額の上限が規定されていることなども勘案すると、同細目等に即して、領収書が提出され、目的及び参加人数が明らかにされ、支出金額の上限の範囲内で実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、不適切ということとはできない。

[会派・議員別判断]

1 請求1関係

大和田伸議員

<監査対象請求事項>

区政報告会—1

<判断>

会場費については、上記判断基準のとおりであり、指摘は当たらない。

また、茶菓代については、上記判断基準のとおり、支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

2 請求3関係

横山えみ議員

<監査対象請求事項>

区政報告会—1

<判断>

上記判断基準のとおり、支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

大槻城一議員

< 監査対象請求事項 >

区政報告会－ 2

< 判 断 >

上記判断基準のとおり、支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

島田敏光議員

< 監査対象請求事項 >

区政報告会－ 3

< 判 断 >

上記判断基準のとおり、支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

渡辺富士雄議員

< 監査対象請求事項 >

区政報告会－ 4

< 判 断 >

上記判断基準のとおり、支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

杉並区議会公明党

< 監査対象請求事項 >

区政報告会－ 5

< 判 断 >

上記判断基準のとおり、支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

2 - 4 - 7 事務用品・備品

[請求人の主張要旨]

- ・ パソコンの耐用年数は4年と定められており、1年半の間にパソコン2台の代金を政務活動費から支出することは認められない。(請求1関係—大和田議員)
- ・ 事務椅子の耐用年数は主として金属製のものは15年、その他のものは8年と定められており、平成24年3月20日に購入した事務椅子の耐用年数は残存しているため、今回事務椅子を購入することは認められない。(請求1関係—大泉議員)
- ・ 平成25年11月28日に購入した品物は、品名が記載不備である。(請求1関係—山本あけみ議員)

- カメラ（10万215円）とレンズ（8万1,215円）を購入しているが、区政報告にこのような高価なカメラで撮影したと推測できる写真の掲載はなく、また、政務活動にこれほど高価なカメラ、レンズは必要ない。（**請求1関係**—今井議員）
- 年間のインク購入費が25万円を超え、また、年度末の3月31日に同一店から5回に分けてインクを購入するなど、インクの用途内容が不明であり、按分なしでの計上は認められない。（**請求1関係**—松浦議員）
- 香川県直島町の地中美術館でシャープペンを購入しているが、当該議員は文房具類を多く買っており、視察先で購入する必要は認められない。（**請求3関係**—大槻議員）
- 印鑑は政務活動費の支出にはなじまず、また、印鑑は公表されていないのでどのような印鑑なのか不明である。（**請求3関係**—渡辺議員）

[判断基準]

区政に関する調査研究その他の活動に係る事務に要する事務用品・備品（5万円以上の物品をいう。）を購入し、その経費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で事務費として認められている。

同細目等に則して、領収書が提出され、実態に即して適切に按分され、備品については備品台帳を作成するなど適正に処理されていれば、不適切ということとはできない。

備品については、その性格上、長期間にわたり使用されるものであるもので、当該備品の所得税法上の耐用年数内における同一品（類似品）の購入は安易に行われるべきものではないが、これまで使用していたものが修理不能となるなど、購入の理由・必要性が合理的に説明されていれば、不適切ということとはできない。

[議員別判断]

1 請求1関係

大和田伸議員

<監査対象請求事項>

事務用品・備品－1

<判断>

事務所用とは別に自宅用として購入したと説明されている。

上記判断基準のとおりであり、違法・不当ということとはできない。

大泉時男議員

<監査対象請求事項>

事務用品・備品－2

<判断>

以前購入した事務椅子が壊れたため購入したと説明されている。
上記判断基準のとおりであり、違法・不当ということはできない。

山本あけみ議員

<監査対象請求事項>

事務用品・備品－3

<判 断>

上記判断基準のとおりであり、添付された請求書に品名が記載されており、指摘は当たらない。

今井ひろし議員

<監査対象請求事項>

事務用品・備品－4

<判 断>

一眼レフデジタルカメラの機能や有用性が縷々説明されている。

上記判断基準のとおりであり、違法・不当ということはできない。

ただし、備品の性能は、社会通念上、政務活動に必要な範囲内とするよう留意する必要がある。

松浦芳子議員

<監査対象請求事項>

事務用品・備品－5

<判 断>

インクを購入したのは、区政報告は内容を修正することがあるので自宅の印刷機で印刷しているためである。また、3月31日に5回購入したことについては、注文はインクがなくなるたびに行っており、同日にまとめて支払ったためであると説明されている。

上記判断基準のとおりであり、違法・不当ということはできない。

2 請求3関係

大槻城一議員

<監査対象請求事項>

事務用品・備品－1

<判 断>

上記判断基準のとおりであり、違法・不当ということはできない。

渡辺富士雄議員

<監査対象請求事項>

事務用品・備品－2

<判 断>

上記判断基準のとおりであり、違法・不当ということはできない。

2 - 4 - 8 タクシー代

[請求人の主張要旨]

- ①可能な限り他の公共交通機関を利用することとされているが、タクシーを利用している、②出張先にタクシーを利用しているのではなく、帰路に利用している、③出張先が具体的に書かれておらず、出張先が把握できない。
(請求1関係—山本あけみ議員)
- ①可能な限り他の公共交通機関を利用することとされているが、安易にタクシーを利用している、②全て「区民意見聴取」と書いているのみで、当該議員から説明がなく、区政にどのように反映されたか不明である、③横浜公園、表参道、新宿御苑、日本橋等は区民意見聴取としては不自然な場所であり、政務活動が行われていないのではないかという疑念を抱かせる利用状況である。**(請求2関係—田中議員)**
- ①可能な限り他の公共交通機関を利用することとされているが、安易にタクシーを利用している、②4年続けてお盆のころ、新潟県に一人で視察に行っていること、また、平成26年3月19日の深夜のタクシー利用など、不可解な使用状況が多くある。**(請求3関係—横山議員)**
- 可能な限り他の公共交通機関を利用することとされているが、安易にタクシーを利用している。**(請求3関係—大槻議員)**

[判断基準]

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、時間、天候、荷物、身体的状況等を総合的に勘案して、状況に応じてタクシーを移動手段として利用し、タクシー代を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で調査研究費として認められている。

可能な限り他の公共交通機関を利用することとされていることに留意し、同細目等に則して、領収書が提出され、出張先、経路、出張内容等が明らかにされ、1年当たりの支出金額の上限の範囲内で適正に処理されていれば、不適切ということとはできない。

[議員別判断]

1 請求1関係

山本あけみ議員

<監査対象請求事項>

タクシー代—1

<判断>

区外におけるタクシー利用については、その必要性が説明されている。

上記判断基準のとおり、支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

2 請求2関係

田中ゆうたろう議員

<監査対象請求事項>

タクシー代－1

<判断>

日本橋、表参道、新宿御苑など区外を目的地とする 37 件のタクシー代については、誤記控除・誤記更正により政務活動費へ計上した支出が取り消されている。

したがって、それら以外は、上記判断基準のとおり、支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということはできない。

なお、平成 27 年度からは、頻繁なタクシー利用については、誤解を招かないよう説明することとされている。

3 請求 3 関係

横山えみ議員

<監査対象請求事項>

タクシー代－1

<判断>

上記判断基準のとおり、支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということはできない。

平成 27 年度からは、頻繁なタクシー利用については、誤解を招かないよう説明することとされている。

なお、平成 26 年 3 月 19 日の交通費については、「政務活動交通費記録簿」の記載誤りのため、180 円自主返還されている。

大槻城一議員

<監査対象請求事項>

タクシー代－2

<判断>

区外におけるタクシー利用については、その必要性が説明されている。

上記判断基準のとおり、支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということはできない。

2 - 4 - 9 区政報告

[請求人の主張要旨]

- ①平成25年春季号については、当該議員は本会議で質問していないにもかかわらず、質問しているかのような写真を掲載することは虚偽報告であり、「あいと祖母の介護日記」は議員個人の記事である、②平成26年春季号については、「あいとおばあちゃんの育児日記」は議員個人の記事であり、按分が必要である。**(請求 1 関係—吉田議員)**
- 当該議員の区政報告は、①平成26年第 1 回定例会で行った一般質問とその

答弁を載せただけで、区民の意見を聴き、それを咀嚼して活動した報告とはいえ、②当該議員の写真が4枚も掲載され、知名度をアップするためと理解され、さらに区内の新聞配布数に匹敵する枚数が新聞折り込みで配布されたのであるから、政務活動費として禁じられている選挙活動に関する経費として受け取れる。**(請求1関係—木梨議員)**

- ①区政レポート15号については、門脇都議との対談は政党活動に関する情報が含まれているため、按分が必要である、②区政レポート16号については、犬のアンケートのまとめは個人的な趣味で、区政とのかかわりが不明であり、学校トイレのアンケートは締切日が年度を超えており、年度末の駆け込み支出が疑われる。**(請求1関係—増田議員)**
- 区政報告用のはがきを5,000枚購入(5議員が各1,000枚購入)し、区政報告を出しているが、都議選、参議院選挙において議席を増やした結果に言及しており、選挙活動、政党活動に関する経費が含まれている。**(請求1関係—日本共産党杉並区議団(原田議員、金子議員、富田議員、くすやま議員、山田議員))**

[判断基準]

会派・議員が行う活動及び区政について区民への報告等を行うため、区政報告を作成し、その経費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で広聴広報費として認められている。

同細目等に則して、領収書及び原本が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

[会派・議員別判断]

1 請求1関係

吉田あい議員

<監査対象請求事項>

区政報告—1

<判断>

上記判断基準のとおりであり、指摘は当たらない。

木梨もりよし議員

<監査対象請求事項>

区政報告—2

<判断>

上記判断基準のとおりであり、指摘は当たらない。

増田裕一議員

<監査対象請求事項>

区政報告—3、区政報告—4

<判 断>

上記判断基準のとおりであり、指摘は当たらない。

日本共産党杉並区議団

<監査対象請求事項>

区政報告－5

<判 断>

原田議員、金子議員、富田議員及びくすやま議員の購入分（4,000枚）については、自主返還されている。

山田議員については、上記判断基準のとおりであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 10 新年会、忘年会等の会費

[請求人の主張要旨]

区政に関わる諸団体が主催する会合としても、その新年会や忘年会は、一般にアルコールが提供される歓談の場であり、それに出席することは、政務活動費規程で政務活動に要する経費に該当しないとされている選挙活動、政党活動等に類似する活動と解する。**(請求1関係—小川議員、富本議員、吉田議員、小泉議員、山下議員、大泉議員)**

[判断基準]

区民からの意見・要望等の聴取等を行うため、区政に関わる諸団体が行う会合（新年会、忘年会等）に出席し、その会費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で広聴広報費として認められている。

支出割合の上限及び1回当たりの支出金額の上限が規定されていること並びに議員自らが所属している団体に関するものは認められていないことなども勘案すると、同細目等に即して、領収書が提出され、支出割合及び支出金額の上限の範囲内で適正に処理されていれば、不適切ということとはできない。

[議員別判断]

1 請求1関係

小川宗次郎議員

<監査対象請求事項>

会費－1

<判 断>

上記判断基準のとおり、支出割合及び支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

富本卓議員

<監査対象請求事項>

会費－ 2

<判 断>

上記判断基準のとおり、支出割合及び支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

吉田あい議員

<監査対象請求事項>

会費－ 3

<判 断>

上記判断基準のとおり、支出割合及び支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

小泉やすお議員

<監査対象請求事項>

会費－ 4

<判 断>

上記判断基準のとおり、支出割合及び支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

山下かずあき議員

<監査対象請求事項>

会費－ 5

<判 断>

上記判断基準のとおり、支出割合及び支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

大泉時男議員

<監査対象請求事項>

会費－ 6

<判 断>

上記判断基準のとおり、支出割合及び支出金額の上限の範囲内で処理されており、違法・不当ということとはできない。

2 - 4 - 11 書籍

[請求人の主張要旨]

当該議員の購入した書籍には、自身の育児に関するものが多く含まれるなど、区政との関係が不明である。(請求 2 関係―田中議員)

[判断基準]

区政に関する調査研究その他の活動に必要な書籍を購入し、その経費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で資料購入費として認められている。

一般的に書籍が広範囲にわたる知識を得るために有益な媒体であることなども勘案すると、同細目等に則して、領収書が提出され、書籍名が明らかにされるなど適正に処理されていれば、区政との関連性がうかがえない書籍を除いて、不適切とまではいうことはできない。

[議員別判断]

1 請求2関係

田中ゆうたろう議員

<監査対象請求事項>

書籍－1

<判断>

「百人一首今昔散歩」、「DVD EXILEフィジカルトレーナーが教える1日3分体幹トレーニング」、「7日間で突然頭がよくなる本」、「35歳までのお金の教室」、「永遠の0と日本人」など21冊の書籍代については、誤記控除・誤記更正により政務活動費へ計上した支出が取り消されている。

したがって、それら以外は、上記判断のとおり、書籍名が明らかにされており、違法・不当とまではいうことはできない。

2 - 4 - 12 ホームページ

[請求人の主張要旨]

- ・ ホームページの管理が杜撰であり、更新回数が少なく、また、公明党の記事も多く、按分率90パーセントは妥当でない。(請求3関係—山本ひろこ議員)
- ・ 按分率について説明がなく、記事の内容からして90パーセントの按分は認められない。(請求3関係—横山議員)
- ・ 当該議員のホームページ代は区議会議員の中で最高額であるが、按分率、記事の内容等からして、最高額の記事に値しない。(請求3関係—北議員)
- ・ 新年のあいさつ文は、区政に対する内容がなく、年賀のあいさつ、公明党についての記事であり、また、ホームページの更新が少なく、実態がないので按分はできない。(請求3関係—渡辺議員)

[判断基準]

会派・議員が行う活動及び区政について区民への報告等を行うため、ホームページを作成し、その経費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で広聴広報費として認められている。

同細目等に則して、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、不適切ということとはできない。

[議員別判断]

1 請求3関係

山本ひろこ議員

<監査対象請求事項>

ホームページー1

<判断>

上記判断基準のとおりであり、違法・不当ということとはできない。

横山えみ議員

<監査対象請求事項>

ホームページー2

<判断>

上記判断基準のとおりであり、違法・不当ということとはできない。

北明範議員

<監査対象請求事項>

ホームページー3

<判断>

上記判断基準のとおりであり、違法・不当ということとはできない。

渡辺富士雄議員

<監査対象請求事項>

ホームページー4

<判断>

上記判断基準のとおりであり、違法・不当ということとはできない。

2 - 4 - 13 交通費

[請求人の主張要旨]

遠回りをして高い交通費を政務活動費から支出し、また、実際にこの交通費を使ったという証拠書類は何らない。(請求3関係—大槻議員)

[判断基準]

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、公共交通機関を利用し、交通費を支出することは、「政務活動に要する経費・同細目」で調査研究費、広聴広報費等として認められている。

同細目等に即して、出張先、経路、金額、出張内容等を記載した「政務活動交通費記録簿」が提出されるなど適正に処理されていれば、不適切ということとはできない。

[議員別判断]

1 請求3関係

大槻城一議員

< 監査対象請求事項 >

交通費 - 1

< 判 断 >

経路について、南阿佐ヶ谷を出発地としているのは区役所で資料の収集等をした後、区民意見聴取に向くためである。また、南阿佐ヶ谷を到着地としているのは区民から聴取した様々な案件について区役所で調査等をするためであると説明されている。

上記判断基準のとおり、「政務活動交通費記録簿」が提出されており、違法・不当ということはできない。

なお、平成 27 年度からは、一般的に合理的でない経路の場合は、誤解を招かないよう説明することとされている。

3 意見・要望

監査の結果を踏まえ、監査委員としての意見・要望を以下に述べる。

- (1) 平成 25 年度の政務活動費を対象とした本件監査請求について監査した結果、違法・不当と認定した支出はなかったものの、住民監査請求後に支出計上の取消しによる収支報告書の訂正等が少なからず行われた。こうした事態は誠に遺憾であるといわざるを得ないが、政務活動費をめぐる厳しい社会的な認識を背景に、会派・議員及び区議会事務局が政務活動費条例第 11 条（透明性の確保）の趣旨を踏まえ、再点検に取り組んだ結果として受けとめたい。
- (2) 昨年度、区議会は、政務活動費制度の検証と改善を求める監査意見（6 月）及び区長による制度の適正運用に関する申入れ（10 月）を受けて、平成 27 年度からの運用改善についての検討を行い、政務活動に要する経費細目等の見直し、自律的なチェック機能の充実強化策などを決定した。社会状況の変化に対応したこうした取組を評価するものであるが、なお検討すべき課題があると思われるので、以下、要望する。

① 按分の割合（上限）について

議員の活動において、政務活動費の対象となる活動と選挙活動、政党活動等の対象外の活動とが混在する場合、その割合について合理的に説明することが困難な場合は 2 分の 1 を上限とする割合で適切に按分するものとされているが、私的活動が相当程度に混在する場合とそうでない場合との間で按分の上限に差異は設けられていない。このため、一般的に私的使用が混在する自家用車のガソリン代なども、他と同様に 2 分の 1 の按分で計上されるケースが多数見受けられる。

私的活動（使用）が混在する場合の按分割合（上限）の妥当性について、再検討されたい。

② 事務所費（賃借料・光熱水費）について

事務所費については、平成 27 年度から、看板・表札の表示を要件とするなど改善を図ることとされたが、自宅兼用事務所については、事務所としての機能面を含め要件についてなお課題があり、また、同光熱水費の按分方法については、家族を含む私的使用の割合との関係で課題があると見受けられる。

自宅兼用事務所（賃借料・光熱水費）のあり方について、さらに検討されたい。

③ 資料購入費（書籍）について

書籍については、支出に当たっての留意事項として書籍のタイトルを記載することとされている。政務活動に必要な資料の購入は、本来、会派・議員の自律的な裁量に委ねるという考えに基づくものと解することができるが、一方で区政や議員活動との関連性が不明で、疑念を招く事案も生じている現状がある。

判例等も研究し、私的な支出とすべき書籍のジャンル等を留意事項として例示するなどして、一定の共通理解の下で適正な支出が行われるよう検討されたい。

- (3) 議長は、調査回答において、「政務活動費の用途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことがより一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める」との見解を明らかにしている。

区議会においては、今後、改善内容を着実に実施し、制度の適正な運用により、議会活動の活性化、審議能力の充実強化を図るよう期待するものである。

別紙

(注)
監査対象とした請求事項は、欄外に項目名と番号を付してその当該個所を明示した。

2015年4月30日

杉並区監査委員（宛）

杉並区議会の会派および議員に対する平成25年度政務活動費に関する措置請求書
地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求
します。

1. 請求の趣旨、措置請求内容及び事実証明書

別紙の通り

2. 請求人

甲

1. 請求の趣旨

請求人は、地方自治法第242条（住民監査請求）第1項「普通地方公共団体の住民は、（中略）違法若しくは不当な公金の支出（中略）があると認めるとき、監査委員に対して、監査を求め、当該行為を防止し、もしくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」の規定に拠り、平成25年度の政務活動費（政活費と略す）の監査請求を行なう。

請求人は、一般市民・区民の立場から政活費の「違法若しくは不当な公金の支出等」の検証を行うが、それは、主として閲覧可能な収支報告書や添付された領収書等の証明書及び政務活動の成果等について開示された区政報告書、視察・研修報告書等に拠るものであり、当然の事として、その検証には、限界がある。平成18年度から平成24年度までの過去8回の政調費の検証作業から、多くの場合、それらの収支報告書等に記載・開示されている情報は、

限られており、又、その情報の当否を調査・判断することに、難しさが伴うものであると解している。従って、会派議員の自立ある考えの基に、自律ある判断で、政活費の収支報告書等の内容が、明確な形で開示されていることを前提とし、主として、その開示された内容を基に検証を行い、請求人が、使途が不当であると判断した政活費の返還を求めて監査請求を行うものである。

一方、地方自治法第199条8項「監査委員の職務権限」の規定及び区の政務活動費の交付に関する条例第11条「議長は、報告書、出納簿及び領収証等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努める、」との規定に拠り、請求人は、監査委員が、監査のために必要があると認めるときは、関係人である区議会議長に調査を要請し、会派・議員からの明確な情報の開示を得ることが出来ると解し、監査委員が、更なる情報を得て、公正な観点から政活費の使途の合理性・妥当性の判断をすることを求める。

この様な観点から、平成25年度の政務活動費について、会派・議員の支出状況の精査・検証を進めてきたが、過去の検証結果と同様に、その合理性・妥当性に疑問を持たざるを得ない使途が多数あることが判明したため下記の措置を要請する。

2. 措置請求

本件により、杉並区の被った損害額に関し、平成25年度政務活動費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告すること求める。要返還額の合計は、9,461,137円である。

なお、当該監査請求は、平成27年2月4日時点における政務活動費の収支報告書・出納簿を基に行なった。又、監査を請求した会派・議員の所属会派名は、平成26年3月25日時点における区議会ホームページに記載されている会派別一覧に準拠した。

事実証明書

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政務活動費の検証を行い、その使途が、政務活動費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政務活動費の全額の返還を求めた。

1. 交付額を超えた収支報告書について

平成25年度政務活動費の収支報告書に関して、その一覧表（添付資料1）に示されている様に、交付額を超えた支出額を計上した出納簿が、1会派、17議員から提出されている。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例は、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づいて制定されているが、その第14項で、「普通地方公共団体は、条例に定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とし、その第15項で、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」（下線は、請求人による）と規定されている。

即ち、議会の会派・議員の調査活動の経費の一部について、公金を、政務活動費として交付し、その交付された政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するとの規定であり、私的資金による政務活動費の支出は、政活費収支報告書・出納簿の報告対象外である。

収支報告書一1▽

従って、交付額を超え、各会派及び議員の私的資金を含む収支報告書・出納簿の提出は、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に反し、公的資金と私的資金の混在により、公的資金の収支を不明確にし、不当に公金の管理を怠る行為であり、該当する会派及び議員に対して、それらの収支報告書・出納簿の是正の措置を講ずることを求める。

平成24年度政務調査費の監査請求書において、同文の措置を要請したが、それに対する監査結果書に記載された監査委員の判断は、「条例第10条及び規則7条は、政務調査費収支報告書の提出や政務調査費出納簿の様式を定めているが、政務調査費出納簿の記載方法などについては規定していない。

また、規程では支出基準を定めているが、収支報告書への計上方法は定めていない。こうしたことから、会派および議員が交付額を超えて収支報告書の支出を記載したとしても、明らかに地方自治法、条例、規則等に違反するとはいえず、違法・不当とまではいうことができない。」としている。この判断は、地方自治法及び政務活動費条例が規定する収支報告書の法律上の定義と異なるものであり、請求人が指摘、主張する点に対応するものとなっていない。両法令共に、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を公的資金より交付することを定め、その公的資金による活動の用途の収支報告書等の提出を義務付けている。従って、公的資金以外に、各議員の私的な資金による政務活動への用途は、法令の対象外であることは明白であり、又、交付額を超えた収支報告書・出納簿を提出することは、公金と私的資金との分別を曖昧にし、公的資金による用途の明示がなくなり、その管理を怠っていると言える。会派・議員は、条例・議長訓令で定められた政務活動費の用途基準に適合していると判断した経費について、公的資金に加え、私的資金による経費も含めて、収支報告書に記載しており、その結果、交付額を超える収支報告書となったと解される。しかし、法令は、公布された公的資金による政務活動費のみを記載することを規定しており、法令で定められた期日までに提出することを義務付けられた公文書である収支報告書を訂正するには、記載上の単純な間違いがあった場合も含めて、明確な規定に従って訂正が認められる仕組みが必須となる。

ところが、現状では、提出された収支報告書の多くが交付額を超え、一度提出された後、理由が明記されずに訂正が行われてきた。その結果、公文書の書き換えが安易に行われ、例えば、何らかの不当・違法な経費が計上された場合にも、単純な訂正により、ことが済まされてしまい、そのような行為自体がなかったことになる事態が生じると解しうる。従って、交付額を超える収支報告書の提出は、公文書の取り扱いを粗雑にし、不当に公金の管理を怠る行為であり、公的地位にある議員として、守るべき最低限の規律の順守を怠っていると言える。更に、請求人は、上述の監査委員の判断は、このような状況を放置するものであり、監査委員に対して、地方自治法に規定された法の番人としての役割を果たすことを求める。なお、収支報告書に記載されている科目毎の支出額について、私的資金による支出も含めた総額の一覧表（添付資料1）を、参照資料として添付した。

2. 自動車用ガソリン代・月極駐車場代としての用途について

車を所有している議員は、ガソリン購入額の半額、月極駐車場代の半額を政務活動費（税金）で払っていますが、車やガソリンの使用実態の説明はありません。

甲は今までに住民監査請求で「自動車利用記録簿」等の提出を求めましたが、認められていません。議員たちは平成25年度も領収書を提出するだけである。

月極駐車場代は「賃貸契約書」を提出するだけです。

河津（民主）・藤本（自民）・小泉（自民）・安斉（民主）・佐々木浩（同志）の5議員の
月極駐車場代

合計525,500円

自動車を購入するためには、車両税を支払い、法定の車検を受け、対人保障等への加入と同じく、私有であろうと、借用であろうと、駐車場を有することが、法的に必須条件とされている。日常的に利用する駐車場の月極等の賃借経費は、政務活動費の取扱い規定（議長訓令）に、区政に関する調査研究その他の活動に資するために必要な経費に該当しないものとされている自動車の維持管理費に含まれ、請求入は、自動車の月極駐車場代は、政務活動費に計上できないと解する。

ガソリン代は、領収書を添付し、「50%」「1/2」と書いているだけです。車の利用の説明はありません。ガソリン代合計356,124円

一般常識上からも、交通手段として、公共の交通機関を利用することが原則であり、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車の利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政務活動費として計上することが認められるべきと解する。又、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その使途をより明確にでき、公金である政務活動費支出の趣旨に合致しているといえる。

政務活動費は区政調査・研究のための経費です。大型の車を使って、遠出している議員もいるが、議員からの説明はありません。

ガソリン代の半額を政務活動費で払っているが、

「自動車利用記録簿」等の証拠書類はない

実費の1/2以内という規制しかない。

ガソリン代を政務活動費として請求する場合、実費の1/2以内という規制しか存在しない。運転区間、使用目的などを記す「自動車利用記録簿」の提出を義務付けるように、これまでも提案を繰り返してきたが、いまだに実現していない。このままでは、公私の別が曖昧であると疑われても仕方がない。

例えば、ガソリン購入額最高の大和田伸区議のケースを検討してみよう。

※7月28日～8月4日に約600km走って、駐車料金はたった1回

平成25年7月28日（日）の午前0時19分に、和田3丁目のスタンドで59.189リットルを給油。

その後8月4日（日）の午前8時43分に本天沼で62.14リットルを入れている。ともに満タンにしたと仮定すると、7日間に62.140を消費したことになる。タンク容量から普通車以上のサイズであるから、10km/ℓ走るとして、7日間に621.94kmを走破している。当然、政務に邁進しているのだろうが、上記7日間に有料駐車場は、和田掘公園駐車場を53分間利用したのみということである。

他の月を見ると、11月3日～12月1日に掛けて181.4リットルを消費しているが、

この間16回有料駐車場を利用している。

また、12月1日～12月20日に掛けて40.5リットルを消費したが、この間7回にわたり有料駐車場を利用している。

ところが、7月28日～8月4日にかけては、62リットル余りを消費しながら有料駐車場は1回しか使っていない。つまり、駐車しなくても済むように車を利用していた、ドライブ旅行していた、路上駐車していた(杉並区内の多くは駐車禁止のはず)、運転手が車で待機していた…。果たして、それ以外の可能性はあるのだろうか。

こうした疑惑を招かないために、「自動車利用記録簿」の一刻も早い導入を図ってほしいものである。

〈措置請求〉

ガソリン代—1▽

〈大和田伸議員(自民)〉

領収書貼付欄に「ガソリン代按分1/2」と書いてあるだけで、利用説明はありません。ガソリン代は購入額の50%89,517円、22回給油(1回平均4,068円で実際は8,136円給油)。按分しているので、実際に購入したガソリンは89,517円×2=179,034円です。仮に1Lを150円とすると1193Lにあたり、1Lで10kmを走ると仮定すると、11,930km走ったことになり、地球の約1/4周になります。

△ 返還要求額：89,517円

ガソリン代—2▽

〈大熊昌巳議員(自民)〉

領収書が貼ってあるだけです。もちろん利用説明はありません。ガソリン代は購入額の50%、37,421円、19回給油。11月12日は埼玉県蓮田市大字黒浜字桜ヶ丘3476で16時49分に24.53L給油。領収書が貼ってあるだけで、埼玉県に行った説明はありません。3月29日に松浦芳子議員も同所で給油しています。

△ 返還要求額：37,421円

ガソリン代—3▽

〈小川宗次郎議員(民主)〉

領収書貼付欄に「ガソリン代50%」と書いてあるだけで、利用説明はありません。ガソリン代は購入額の50%、32,564円 14回給油

△ 返還要求額：32,564円

ガソリン代—4▽

〈山本あけみ議員(民主)〉

領収書貼付欄に「50%計上」と書いてあるだけで、利用説明はありません。ガソリン代は購入額の50%、32,485円、10回給油

△ 返還要求額：32,485円

ガソリン代—5▽

〈河津利恵子議員(民主)〉

月極駐車場代—1▽

月極駐車場代10000円×11か月=110,000円

領収書貼付欄に「ガソリン代—ポイント分を計上」と書き、利用説明はありません。

ガソリン代は購入額の50%、32,233円 11回給油

△ 返還要求額：32,233円+110,000円=142,233円

ガソリン代—6▽	<p>〈大泉時男議員（自民）〉</p> <p>領収書貼付欄に「ENEOS1/2」と書いてあるだけで、利用説明はありません。</p> <p>カード決済なので使用月と支払月が異なります。</p> <p>ガソリン代は購入額の50%、28,582円、8回給油</p> <p>8月16日にセルフ名取バイパスで46.8L給油、名取市に行った説明はありません。</p> <p>△ 返還要求額：<u>28,582円</u></p>
ガソリン代—7▽ 月極駐車場代—2▽	<p>〈藤本なおや議員（自民）〉</p> <p>月極駐車場代10,000円×12か月＝120,000円</p> <p>領収書が貼ってあるだけです。もちろん利用説明はありません。</p> <p>ガソリン代は購入額の50%、24,601円、13回給油</p> <p>△ 返還要求額：24,601円＋120,000円＝<u>144,601</u></p>
ガソリン代—8▽	<p>〈井口かづ子議員（自民）〉</p> <p>領収書貼付欄には「ガソリン代×1/2」と書いてあるだけで、利用説明はありません。</p> <p>11月28日からガソリンを購入、ガソリン代は購入額の50% 19,087円、7回給油</p> <p>△ 返還要求額：<u>19,087円</u></p>
ガソリン代—9▽	<p>〈木梨もりよし議員（共生）〉</p> <p>ガソリン代は購入額の50%、18700円、9回給油</p> <p>領収書貼付欄に「ガソリン代1/2以内。Tカードのポイントが付いていることの認識がなかったことと、あまりにも領収証が長すぎて貼付欄に収まらなかったのも切り取ってしまいました」と書いてあります。9回給油のうち、7回の領収書を切り取っています。</p> <p>木梨議員は当選9回で、当然、領収書の扱いはご存じのはず。区議会事務局からの「留意事項」に、「サイズの大きい証拠書類等は、折って貼らずに別紙として添付します」と、明記しています。</p> <p>木梨議員ではないが、以前、金券のついている領収書を切り取って提出した議員がいます。税金からの支出にもかかわらず、領収書を切りとることは領収書の改ざんであり、正確な支出を確かめられない。</p> <p>△ 返還要求額：<u>18,700円</u></p>
ガソリン代—10▽ 月極駐車場代—3▽	<p>〈小泉やすお議員（自民）〉</p> <p>月極駐車場代、11500円×12か月＝138,000円</p> <p>領収書貼付欄に「ガソリン代規定による按分次回以降も同じ」と書き、利用説明はありません。</p> <p>自家用車と屋根つきのバイクを持っています。</p> <p>バイクの給油と思われる508円以下の給油回数が23回で、9004円</p> <p>自家用車の給油と思われる2000円以上の給油回数が4回で9593円、</p> <p>△ ガソリン代は購入額の50%、合計18,597円＋138,000＝<u>156,597</u></p>
ガソリン代—11▽	<p>〈松浦芳子議員（同志）〉</p>

領収書貼付欄に「1/2按分」と書いてあるだけで、利用説明はありません。
ガソリン代は購入額の50%、10,944円、7回給油
3月29日は埼玉県蓮田市大字黒浜字桜ヶ丘3476で朝の8時04分に18.8L給油
領収書が貼ってあるだけで、埼玉県に行った説明はありません。11月12日に大熊昌巳議員も同所で給油しています。
△ 返還要求額：10,944円

ガソリン代—12▽
月極駐車場代—4▽

〈安斉あきら議員（民主）〉
月極駐車場代 3か月毎23625円×4回=94,500円
領収書貼付欄に「ガソリン代内50%」と書いてあるだけで、利用説明はありません。
カード支払いなので使用月と支払月が異なります。
ガソリン代は購入額の50%、8,763円 4回給油
月極駐車場代は合計94500円でしたが、平成26年9月10日に3か月毎11,812円×4回=47,248円に訂正しました。収支報告書には「誤記控除」と書いてあるだけです。
安斉議員の自宅にはガレージがあります。しかし、月極駐車場代を政活費（税金）で払い、ガソリン利用はわずかです。
△ 返還要求額：56,011円

ガソリン代—13▽

〈吉田あい議員（自民）〉
領収書貼付欄に「ガソリン代（政務調査区民相談のため）1/2計上」と記入。
ガソリン代は購入額の50%、2,630円、11回給油（バイク利用で1回平均239円）
△ 返還要求額：2,630円

月極駐車場代—5▽

〈佐々木浩（同志）〉
月極駐車場代 月額10,500円×50%×12か月=63,000円
領収書貼付欄に「駐車場代50%、10,500円×1/2=¥5,250円」と書いているだけです。
領収書に「バイク駐輪代」と書いてあります。しかし、使用目的は一切書いてありません。
バイクのため、ガソリン使用料が少ないためかどうかわかりませんが、ガソリン代は0円で、支出はありません。
△ 返還要求額：63,000円

3. 自宅事務所の家賃と光熱費への使途について

会派・議員の活動は、議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動等多岐にわたっており、それらの活動が、調査研究その他の活動を含め、渾然一体となっていることが多く、事務所は、会派・議員の後援会活動、選挙活動等の拠点としての役割が出発点であり、主体であると考えられる。一方、政務調査研究その他の活動は、議会活動等を充実させ、ひいては、区民の意思を具現化させる基盤の構築に寄与する活動と位置づけられ、事務所費を、政務活動費から支出することは、その政務活動の意義からもなじまないものである。従って、事務所費を、政務活動費に按分する根拠が明示されている場合には、その根拠について、厳格な検証を行った。更に、人件費の科目と関係し、事務所は、雇用された職員・臨時職員の主たる勤務場所であり、その使用実態の情報開示は必須条件であり、特に、事務所が、自宅あるいは親族所有である場合は、公私混同の温床になる可能性が大きく、その使用実態を厳格に

検証する必要がある。

以下の点を、検証基準とした。

イ) 自宅、賃借、あるいは、会派党の事務所の賃借かを明確に、その所在地を明示すること

ロ) 特に、自宅を事務所として 使用している場合は、事務所として機能している時間帯等の実態の情報を開示すること

ハ) 賃貸借契約書、具体的間取りを添付すること

二) 水道・光熱費を請求する場合は、その理由を明示すること

〈措置請求〉

自宅事務所—1 ▽

〈富本卓議員（自民）〉

ガス代・水道代の16.6%にあたる3,645円+2,940円=6,585円の返還を求める。

富本議員の説明によれば、

「自宅2DKのマンションの3分の1にあたる1室を利用。その内の2分の1を政務活動として使用しているため、3分の1×2分の1=6分の1（書類上は16.6%）を政活費から支出している。」
その按分率に基づき、家賃、電気代、ガス代、水道代の16.6%を政活費（税金）で払っている。

家賃の16.6%にあたる金額、毎月22,833円×12か月=273,996円

電気代は年間で17,905円

ガス代は年間で3,645円

水道代は年間で2,940円 以上、合計298,486円

（富本議員のガスの使用量から推察すると、冷暖房は電気と思われる。）

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」第9条と別表によれば、「議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と書いてある。

自宅は議員と家族の生活の場である。自宅に占める事務所部分の面積比で按分率を決めているが、議員と家族が日常生活で使った電気・ガス・水道量をもとにして、按分し、政活費（税金）で払うことは条例違反にあたる。理由は、政活費は議員の活動のための経費だからである。

水道量で多いのはお風呂、洗濯、炊事で、事務所に訪ねて来た区民に対し、出すお茶の量、トイレを使う量はわずかである。水道やガスについて16.6%も必要だろうか。

富本議員が支出した水道代で、トイレが1500～2300回使える。

富本議員の水道代2,940円を、TOTOやINAXが試算した水洗トイレの水道使用量と比較すると、節水型で約2,300回、10Lタイプで約1,500回に相当する。こんなに沢山の区民が富本議員のトイレを使うことはありえない。

追記、ガス代・水道代の返還を求めたが、家賃や電気代の按分率についても検討が必要である。

現在は、自宅に占める事務所部分の面積比で按分率を決め、それを家賃・電気代・ガス代・水道代にも適用しているが、「議員が行う政務活動のための経費」であるため、この按分率の計算は条例違反にあたる。議員と家族の日常生活の使用料を基準にするのではなく、議員活動の経費として、按分率を見直すべきである。「政務活動費調査検討委員会」で検討することを希望する。

△

自宅事務所一 2 ▽

〈小泉やすお議員（自民）〉

電気代28,076円、ガス代6,265円、水道代2,828円、合計37,169円の返還を求める。

小泉議員は自宅を「かどや小泉ふとん店」として経営し、小泉議員事務所として兼用している。また、自宅を「与謝野晶子サロンカレッジ」の会場として使用し地域に開かれた活動をしている。

自宅に占める議員事務所の割合を1/5として、その2分の1にあたる10分の1、つまり10%の電気・ガス・水道代を政務活動費で払っている。

しかし、「かどや小泉ふとん店」や、「与謝野晶子サロンカレッジ」の占める割合を考えると、この按分率は正しいだろうか。議員事務所としての明確な按分率を示さなければ、光熱水費の按分率は認められない。

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」第9条と別表によれば、「議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と書いてある。

自宅は議員と家族の生活の場であり、日常生活に必要な光熱水費である。日常生活以外に、経営している「ふとん店」のための、また、「与謝野晶子サロンカレッジ」（会費を徴収し有料）のための光熱水費が必要となる。自宅に占める事務所部分の面積比で按分率を決めているが、議員と家族が日常生活で使った電気・ガス・水道量、さらに「ふとん店」や「与謝野晶子サロンカレッジ」で使った電気・ガス・水道量を加えた量を基礎にして、按分し、政活費（税金）で払うことは条例違反にあたる。理由は、政活費は議員の活動のための経費だからである。

10%の按分で年間の電気代28,076円、ガス代6,265円、水道代2,828円である。

例えば、水道量で考えてみると、議員事務所に訪ねて来た区民に対し、出すお茶の量、トイレを使う量はわずかであろう。多いのは議員や家族が日常生活で使うお風呂、洗濯、炊事である。

小泉議員が支出した水道代で、トイレが1500～2200回使える。

小泉議員の水道代2,828円をTOTOやINAXが試算した水洗トイレの水道使用量と比較すると、節水型で約2,200回、10Lタイプで約1,500回に相当する。こんなに沢山の区民が小泉議員のトイレを使うのだろうか。議員や家族の日常生活のお風呂、洗濯、炊事に使った水道量を基礎にしてトイレ使用の計算をすると上記のような回数になる。光熱水費等の按分率は見直すべきである。

自宅を議員事務所としているが、「ふとん店」や「与謝野晶子サロンカレッジ」を兼ねていて、按分率が明確でない。さらに、上記で述べたように家族が日常生活に使用した光熱水費を按分するのは条例違反にあたるので電気代28,076円、ガス代6,265円、水道代2,828円の返還を求める。

△ 追記・現在小泉議員は議員選出の監査委員として2年連続、活躍しています。光熱水費の按分率について、見直しの検討をお願いします。

自宅事務所一 3 ▽

〈小川宗次郎議員（民主）〉

下記の理由でガス代（11,923円）、水道代（11,330円）、電気代（18,222円）の合計41,475円の返還を求める。

小川議員は自宅を議員事務所として使い、自宅で使用した電気・ガス・水道代の8.5%を事

務所経費として、政務活動費から払っている。しかし、小川議員からは事務所の使用実態の説明はない。

事務所経費については

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」第9条と別表によれば、「議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と書いてある。

自宅は議員と家族の生活の場であり、日常生活に必要な光熱水費である。自宅に占める事務所部分の面積比で按分率を決めているが、議員と家族が日常生活で使った電気・ガス・水道量を基礎にして、按分し、政活費（税金）で払うことは条例違反にあたる。理由は、政活費は議員の活動のための経費だからである。

小川議員の自宅で使用した光熱水費の8.5%は、電気（18,222円）・ガス（11,923円）・水道代（11,330円）である。

自宅を事務所としている場合、議員活動として、水道量で考えてみれば、議員事務所に訪ねて来た区民に対し、出すお茶の量、トイレを使う量はわずかであって、政活費として計上するほど必要だろうか。

水道量の多くは小川議員や家族が日常生活で使うお風呂、洗濯、炊事である。

小川議員が支出した水道代で、トイレが約6000回～8900回使える。

小川議員の水道代11,330円をTOTOやINAXが試算した水洗トイレの水道使用量と比較すると、節水型で約8,900回、10Lタイプで約6,000回に相当する。こんなに沢山の区民が小川議員のトイレを使うのだろうか。小川議員や家族の日常生活のお風呂、洗濯、炊事に使った水道量を基礎にしてトイレ使用の計算をすると上記のような回数になる。光熱水費等の按分率は見直すべきである。

現在は、自宅に占める事務所部分の面積比で按分率を決め、それを電気代・ガス代・水道代にも適用しているが、議員が行う政務活動のための経費であるため、この按分率の計算は条例違反にあたる。

議員と家族の日常生活の使用料を基準にするのではなく、議員活動の経費として、按分率を見直すべきである。「政務活動費調査検討委員会」で検討することを希望する。

〈山下かずあき議員（民社）〉

自宅事務所の家賃と光熱費の計上額について

電気代（按分8.3%の50%）	賃料（按分8.3%の50%）
4/5 126円（3月分）	4/2 65,810円（5月分）
5/10 122円（4月分）	5/2 75,810円（6月分）
6/6 135円（5月分）	6/2 65,810円（7月分）
7/4 121円（6月分）	7/2 45,810円（8月分）
8/5 132円（7月分）	8/2 85,810円（9月分）
9/5 150円（8月分）	10/3 5,810円（10月分）
10/7 137円（9月分）	10/2 85,810円（11月分）
11/7 128円（10月分）	12/2 5,810円（12月分）
12/6 134円（11月分）	12/24 5,810円（1月分）
1/10 127円（12月分）	1/24 5,810円（2月分）
2/5 147円（1月分）	2/28 5,810円（3月分）
3/7 151円（2月分）	3/7 5,810円（4月分）

合計 1,610円

合計 69,720円

事務所費 合計 71,330円

平成24年度政調費収支報告書において、事務所の家賃として、平成25度と同額の69,720円を計上し、又、電気代の計上額は、1,467円であった。

監査委員は生活空間である自宅を事務所として使用している実態を調査の上、事務所としての使用実態がない場合は、事務所費71,330円返還を請求する。

添付資料2 自宅間取り図

自宅事務所—4▽

〈岩田いくま議員（自ク）〉

事務所費の計上について

電気料 4月689円、5月651円、6月686円、7月756円、8月1398円、9月1528円、10月974円、
11月835円、12月729円、1月1241円、2月1031円、3月1142円

合計11,660円

ガス料 4月737円、5月687円、6月514円、7月448円、8月373円、9月358円、10月499円、
11月657円、12月778円、1月1037円、2月980円、3月843円

合計7,911円

水道料 4月5月1636円、6月7月1558円、8月9月1675円、10月11月1597円、
12月1月1753円、2月3月1831円

合計10,050円

家賃 4月～3月 各 16000円

合計 192,000円

総合計 221,621円

◎自宅事務所の家賃と光熱費の計上全額221,621円の返還を求める。

平成24年度の監査請求を提出するさい、甲は主に自宅事務所の家賃と光熱費を政活費に計上している事務所の使用実態を調べる為、事務所訪問をした。

当該監査請求に対する杉並区職員措置請求監査結果書P72～P73に記載されている様に

①3LDKの自宅は生活空間であり事務所の実態は乏しかった。1時間位、話をしたが、事務所として通された部屋は、岩田議員から「作業場です」と説明を受けた（今回も部屋の見取り図を添付）。

その後、生活感溢れるダイニングルームのテーブルを囲んで座ることになった。訪問している間にお茶は出なかったし、トイレも使わなかった。

②又、岩田議員の抗弁（P223）にも呆れてしまった。

「請求人は、事務所＝応接スペースが存在、との考えの様であるが、……。むしろ、16,000円/月の事務所に、応接スペースを求められても困る。」が抗弁である。家族の生活空間、家族の使用光熱費を按分比10%で計上していることに対して、税金で補填しているとの疑念をもったことへの真にピント外れの抗弁をした。

監査委員は、これまですべてをみとめてきた。

今期もまったく同じ収支報告書を出している。議員の自主性に任せていても岩田議員はなんら改善することがない。監査委員に厳しい指摘を求める。

△ 添付資料3 自宅事務所見取り図

4. 海外における視察について

調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費を、政務活動費に計上することが、原則認められているが、一般常識上からも、以下の点についての情報の明示が、最低条件である。

イ) 視察・研修目的及びその目的と区政との関係を明示すること

ロ) 視察・研修先の選定基準・理由を明示し、それに関連した事前調査の情報を開示すること

ハ) 視察・研修の結果・成果として、当初の目的が達成されたか、区政にどの様に反映させるかなどについて、議員本人の考察・提言が明示されていること

視察が、会派あるいは議員グループとして実施され、特定の議員が代表して、視察内容・成果等を報告する形式がとられる場合は、グループとしてまとめの考察・提言に加えて、参加した議員が、各々の所感等が開示されていること

二) 宿泊費を含め支出費用が妥当であり、華美でないこと

区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例第7条に規定に準拠すること（費用弁償額は、副区長と同額、議長又は副議長が議会を代表する場合は、区長と同額）

〈措置請求〉

視察費—1 ▽

〈井口かづ子（自民）〉

特別区議会議員有志バンコク視察（2013年4月11日～4月15日）

井口かづ子議員は23区議長たち8名と一緒に出かけている。

JTBからの請求額は206,936円だが、税金からは186,606円を使って出かけている。およそ9割を政務活動費から支出している。

さて、1割はご自分のためとして、9割は、杉並区のためになっているのだろうか？

視察目的：産業廃棄物に対する計画、日タイ経済関係、洪水対策

視察報告を見ると、「現在の処理方法は埋め立てが中心であるが、今後は環境に配慮した焼却処理にシフトしていく」とある。これは杉並区よりはるかに遅れているといえないだろうか？視察して何か杉並区にとって学ぶところはあるのだろうか？タイ経済のレクチャーを聞き、ロイヤルバンコク競馬場を見学し、ソクラン（水かけ祭り）や世界遺産アユタヤを視察したようだが、区政に反映される事象はない。

請求人は、上述した政務活動費に計上する際の必要条件とした情報の開示、視察日時と区政との関係、視察の結果・成果として、当初の目的が達成されたか、区政にどの様に反映させるかなどについて、議員本人の考察・提言が開示することを求めるが、その内容に合理性、妥当性がない場合は、計上額186,606円の返還を求める。併せ、使途計上額の按分比の根拠の開示を求める。

△

視察費—2 ▽

〈浅井くにお議員（自民）、安斉あきら議員（民社）、大熊昌巳議員（自民）大泉時男議員（自民）、河津利恵子議員（民社）、脇坂たつや議員（自民）富本卓議員（自民）〉

杉並区議会スポーツ振興議員連盟 ドイツ視察（2013年4月18日～4月25日）

一人当たり335,000円を使っている。全員政務活動費を使っている。

「議員団だけでなく行政側からもオブザーバーとして、井出隆安教育長（自費参加）、民

間からは杉並区サッカー連盟の A 氏にも参加をいただき 議官民一体となつての体制を
組み視察を行った。」とある。「視察の成果を実際の区の施策に反映し、区民の福祉の向上
に努めることが最も重要である。情報の共有に努めた後、議運として推進する政策の再確認、
定例会等における質問等の役割分担なども行い、積極的に活動を展開していきたいとかが
えている。」このとおりに行けば良いのだが、果たして現実は？

各議員の所感（一部を記載）

大泉 時男議員：もし（ドイツのようなスポーツクラブを＝引用者注）設立するとすれば大
企業の大きな支援がなければ不可能だと感じましたが、行政と民間との合弁事業というこ
とで進めていけば、その目的となる大前提が確保されなければ段階的に実現することは不可
能ではないかと思ひます。

河津 利恵子議員：ドイツの事例をそのまま杉並に横展開することは難しいが、人の関係性
づくりの地域のコミュニティの核として、既にある地域資源を生かし、モデル的に実現する
ことの可能性を探りたい。

富本 卓議員：その圧倒的な設備状況には驚嘆するとともに それに対しての日本のスポー
ツ設備の脆弱さに、ある意味 これまでの日本のアスリートの世界レベルでの活躍は その
個人の努力と力量に頼った部分が大きかったものだと感じたところである。（中略）しかし
日本のスポーツに 特に子供のスポーツにおいては教育面が強調されすぎてきた歴史から
適切な会費や寄付をいただく文化が根付いていない。結果として 行政依存体質に陥り 補
助金が無いと事業が出来ない状況が散見される。

（引用者感想＝政務活動費を使いながら行政依存体質とは、ご自分のことでは？）

安齊あきら議員：今回の視察を通じて、ドイツの総合型システムを直接的に日本に導入する
ことは现阶段では不可能であると感じた。その理由としては、施設の問題、指導者不足、日
本特有の学校と部活動の課題等があげられる。

脇坂 たつや議員：杉並区に総合型スポーツクラブを根付かせていくのであれば、金銭の話
も含めたはっきりした構造と明確な役割分担、そして何よりも少子高齢化社会において今の
やり方では限界であるが故に、地域が主体となって作り上げていかなければならないとい
う、私たちの意識の改革が不可欠であると思っています。

浅井 くにお議員：（今回の視察で学んだことが＝引用者）すぐに日本に当てはまるとは考
えていないが、杉並版の地域型スポーツクラブや様々なクラブを束ねる組織をつくり、区民の
各年齢層で、しっかりした指導者のもと様々なスポーツに気楽に親しめる仕組みづくりを進
めて行きたい。

33万5千円もかけて視察した割には、ドイツと日本の違いに驚き、すぐには無理という感
想を持つ議員が多いが、この視察は実際、区政にどのように生かされたのかを知りたい。

請求人は、上述した政務活動費に計上する際の必要条件とした情報の開示、視察日時と区
政との関係、視察先の選定の基準・理由、視察の結果・成果として、当初の目的が達成され
たか、区政にどの様に反映させるかなどについて、議員本人の考察・提言を開示すること
を求める

△ 各議員に計上額335,000円、合計2,345,000円の返還を求める。

5. その他の使途について

〈大和田伸議員（自良）〉

広聴広報費

以下の理由で、区政報告会に要した経費、会場費17,940円、お茶代37,440円、合計55,380円の返還を求める。

2013（平成25）年5月18日セッション杉並で、区政報告会を行った。

第5集会室（定員26人）、第6・7集会室の一体使用（定員56人）、第8・9・10集会室の一体使用（定員146人）を借り、全部で定員は228人である。会場費として延長料金（17：15～21：00）も含め、会場費の全額17,940円を政務活動費で払った。

セッション杉並に確かめたところ、第5集会室と第6・7集会室の間には壁があり、さらに第5・6・7集会室と第8・9・10集会室は廊下を挟んでいるので、3会場に分かれ、第5・6・7・8・9・10集会室を1会場として使用することは不可能ということであった。

領収書貼付欄に大和田議員は「※参加者300名弱集う」と、手書きで書き、区政報告会「お茶代」として、「おーいお茶、350mlペット×288本=37,440円」の全額を、政活費から出した。

最大定員228人のところに、300名弱（288人？）が参加したことになり消防法に違反している。区民がセッション杉並を借りるときは定員をととも厳しく注意され、定員を60名もオーバーする集会は認められない。

会場費、お茶代の全額を政活費で払ったが、政活費で禁じられている「選挙活動・政党活動・後援会活動に関する経費」は一切なかったらどうか。これらに関係ある活動をした場合は、他の議員は政務活動費から全額ではなく、按分して一部を出している。

大和田議員が提出しているのは「セッション杉並の領収書」「お茶の領収書」のみで、「区政報告会のお知らせ」、「報告会当日の内容」「報告会の結果のお知らせ」等の書類は一切ない。

大和田議員は区政報告会としているが、

- ・この集会は60名も定員をオーバーし、消防法に違反している、
- ・大和田議員一人の区政報告会にもかかわらず、3会場に分かれて行うという不自然さ、
- ・区政報告会を行ったという証拠書類等の提出がなく、会の内容を明らかにしていない。

【政務活動に要する経費・同細目には「会場費」について「会議の内容に政務活動以外のものが含まれていないかに留意します」と明記してある。区民が今までに、議員の区政報告会に参加すると、必ず「選挙活動・政党活動・後援会活動」が含まれていた。】

事務用品・備品一1 ▽ 事務費

大和田伸議員の備品台帳を見ると

2012（平成24）年7月25日にパソコンを83,790円で購入

2014（平成26）年1月2日にパソコン等を134,800円で購入。

購入額の半分を政務活動費から支出している。パソコンの耐用年数は4年と所得税法で定められ、政活費の用途基準等では、所得税法を参考にしている。わずか1年半の間にパソコン2台の代金を政活費から支出することは認められない。1月2日に購入したパソコン等の72,800円についての返還を求める。

〈大泉時男議員（自民）〉

事務用品・備品一2 ▽ 事務費

平成25年7月8日に40,800円の事務椅子を購入した。領収書貼付用紙の備考欄に「シマホ、事務椅子（按分50%）」と書いてあるだけで、目的は記入されていない。

下記の理由で、事務椅子代の按分50%の20,400円の返還を求める。

大泉議員は平成23年度、11月16日に液晶テレビ31,800円を按分なしで、さらに翌年3月20日に事務椅子7,980円を按分なしで購入した。

甲は住民監査請求で返還要求を出した。大泉議員の意見は「平成23年度政務調査費に関する監査結果書P167」に書かれている。

「指摘のテレビは調査研究や政策立案に大いに役立つ媒体であり、事務所に置いてありますが、議員活動の中で常に社会情勢の動きを把握するために設置し使用しているものであり、8割を計上して2割を返還します。

また、椅子については、以前使用していた椅子が壊れたため、新たに購入したものであり、殆ど政務調査活動に使用していることから、8割計上し、残り2割を返還します」と述べた。殆どの人が自分でテレビを購入し、生活の中で利用している。わざわざ、政調費（税金）で議員がテレビを買い、調査研究や政策立案に役立てなければいけない媒体だろうか。

事務椅子については、所得税法で定める備品の耐用年数は、「主として金属製のものは15年」「その他の物は8年」と定められている。

明らかに平成24年3月20日に購入した椅子の耐用年数は残存しているので、今回、事務椅子を購入する目的はない。

よって、7月8日に購入した事務椅子40,800円を按分50%で20,400円を政務活動費から支出したが、認められる支出ではない。事務椅子の代金20,400円の返還を求める。

人件費

人件費「区政報告の資料作成他」として88時間分を払ったが、大泉議員は区政報告を発行していないので、88,000円の返還を求める。

「区政報告の資料作成他」として88時間、88,000円を、政務活動補助職員に払っているが、大泉議員は区政報告を発行していない。

24年度も「区政報告の資料作成他」として42,000円を払ったが、区政報告は発行していない。毎年、「区政報告の資料作成他」として、人件費を政活費（政調費）から払っているが、区政報告を発行しないことが続いている。許されることではない。

人件費の「区政報告の資料作成他」として払った88時間分、88,000円の返還を求める。

大泉議員の人件費は時給1,000円で、548時間、合計548,000円を政務活動費で払っている。

この、政務活動補助職員の勤務地は、大泉時男議員が永福町駅前経営している不動産業「グリーン住建」の中にある「大泉時雄議員事務所」である。

勤務内容は、年間で

「新聞のスクラップ」228時間、「区政報告の資料作成他」88時間、

「資料作成補助」124時間、「質問資料の収集補助」108時間、合計548時間×1,000円である。

〈山本あけみ（民社）〉

政活費支給額 1,920,000円

支出額 1,966,261円

△ 46,261円

要返還額合計 38,687円

タクシー代—1▽

タクシー代

タクシーの利用については可能な限り他の公共交通機関を利用することになっている。

年間タクシー利用額 48,470円

利用年月日 2013. 4. 18 金額 2,060円 出張先 細田工務店

経路 阿佐ヶ谷⇔浜田山往復 目的 区民意見聴取

(浜田山⇔阿佐ヶ谷間は100円バスが運行されている。)

返還請求金額 2,060円

利用年月日 2013. 5. 20 金額 2,150円 出張先 青山

経路 銀座→青山 目的 区民意見聴取

区民意見徴取が何故青山なのか?

返還請求金額 2,150円

利用年月日 2013. 7. 9 金額 2,240円 出張先 阿佐ヶ谷

経路 阿佐ヶ谷→久我山 目的 区民意見聴取

(久我山→浜田山(井の頭線)→阿佐ヶ谷(100円バス)

久我山→吉祥寺(井の頭線急行一駅)→阿佐ヶ谷(JR)が運行されている。)

返還請求金額 2,240円

利用年月日 2013. 7. 9 金額 1,250円 出張先 セシオン杉並

経路 永福町→セシオン杉並 目的 安全協議会出席

(永福町駅から高円寺行バスで新高円寺下車とすると近い。)

返還請求金額 1,250円

利用年月日 2013. 7. 29 金額 1,160円 出張先 西荻窪

経路 西荻窪→久我山 目的 区民意見聴取

(久我山→西荻窪ではないか?久我山→西荻窪間は100円バスが運行されている。)

返還請求金額 1,160円

利用年月日 2013. 8. 29 金額 1,700円 出張先 吉祥寺

経路 吉祥寺→久我山 目的 区民意見徴取

返還請求理由 なぜ吉祥寺で区民意見聴取なのか?

返還請求金額 1,700円

利用年月日 2013. 10. 4 金額 1,970円 出張先 荻窪北

経路 宮前→荻窪北 目的 区民意見徴取

返還請求理由 地名に荻窪北は存在しないので行き先不明である。

返還請求金額 1,970円

利用年月日 2013. 11. 28 金額 800円 出張先 高井戸区民センター
経路 高井戸→久我山 目的 施設再編計画説明会
(高井戸→久我山は井の頭線で二駅である。しかも区民センターは駅前の施設である。21時より前の時間帯なので電車利用が可能である。)

返還請求金額 800円

利用年月日 2013. 11. 16 金額 710円 出張先 高井戸
経路 未記入のため不明 目的 区民意見聴取

返還請求理由 利用期間不明の為

返還請求金額 710円

利用年月日 2013. 12. 11 金額 1,070円 出張先 西荻窪近辺

経路 西荻窪駅→久我山

久我山→西荻窪ではないか? (久我山→西荻窪まで100円バス運行。)

返還請求金額 1,070円

利用年月日 2013. 12. 15 金額 1,430円 出張先 阿佐ヶ谷駅近辺

経路 阿佐ヶ谷駅近辺→久我山 目的 区民意見聴取

返還請求理由 久我山→阿佐ヶ谷駅近辺ではないか? 但し1,430円で阿佐ヶ谷→久我山は不可能なのではないか? 近辺とはどこか明確に記載する事。

返還請求金額 1,430円

利用年月日 2013. 12. 18 金額 1,110円 出張先 妙法寺近辺

経路 不明 目的 区民意見徴取

返還請求理由 経路不明で不備の為

返還請求金額 1,100円

利用年月日 2013. 12. 19 金額 2,060円 出張先 阿佐ヶ谷周辺

経路 阿佐ヶ谷→浜田山

利用年月日 2013. 12. 22 金額 2,780円 出張先 阿佐ヶ谷周辺

経路 阿佐ヶ谷→久我山

上記2件について 経路は久我山→阿佐ヶ谷ではないか?

(久我山→浜田山(井の頭線)→阿佐ヶ谷(100円バス)

又は久我山→吉祥寺(井の頭線)→阿佐ヶ谷(JR)の2コースが運行されている。)

返還請求金額 4,840円

利用年月日 2014. 1. 29 金額 2,060円 出張先 阿佐ヶ谷方面

経路 浜田山→阿佐ヶ谷方面 目的 区民意見聴取

(浜田山→阿佐ヶ谷方面 は100円バスが運行されている。)

返還請求金額 2,060円

利用年月日 2014. 2. 18 金額2,040円 出張先 今川

経路 高井戸→今川 目的 区民意見聴取

(高井戸→荻窪→今川 バスが運行されている。)

返還請求金額 2,240円

利用年月日 2014.2.25 金額 1,250円 出張先 セシオン杉並

経路 永福町近辺→セシオン杉並 目的 区民意見聴取

(永福町→高円寺行きバスが運行されている。新高円寺下車。)

返還請求金額 1,250円

利用年月日 2014.3.18 金額 2,420円 出張先 区役所

経路 区役所→久我山 目的 区民意見聴取

(久我山→区役所ではないか?久我山→浜田山(井の頭線)→阿佐ヶ谷駅(100円バスが運行されている。)又は久我山→吉祥寺(井の頭線)→阿佐ヶ谷(JR))

返還請求金額 2,420円

利用年月日 2014.3.4 金額 1,250円 出張先 あんさんぶる荻窪

経路 富士見ヶ丘→荻窪 目的 区民意見聴取

(富士見ヶ丘→高井戸(井の頭線)→荻窪(バス)または富士見ヶ丘→吉祥寺(井の頭線)→荻窪(JR))

返還請求金額 1,250円

利用年月日 2014.3.11 金額 1,250円 出張先 永福町近辺

経路 セシオン杉並→永福町近辺 目的 区民意見聴取

(セシオン杉並、新高円寺→永福町バス)

返還請求金額 1,250円

利用年月日 2014.3.17 金額 1,340円 出張先 荻窪タウンセブン、西荻窪駅前

経路 西荻窪駅→久我山 目的 区民意見聴取

(久我山→南荻窪ではないか? 久我山⇄西荻窪100円バス運行。)

返還請求金額 1,340円

タクシー合計返還額 34,290円

タクシーの出張先と経路が異なるのではないか?

例えば出張先が阿佐ヶ谷なら、浜田山→阿佐ヶ谷になる筈だが、阿佐ヶ谷→浜田山になっている。矢印→の行き先は、久我山が9回あり、出張先にタクシーを利用しているのではなく、

△ 帰路に利用しているのではないか。規定では出張先を具体的に書くことになっているが、○○

△ 周辺・近辺が多く、出張先が把握できないのでタクシー代34,290円の返還を求める。

区民の要望で運行している100円バスを率先して利用して欲しい。

事務用品・備品—3▽

購入品名不明

△ 2013年11月28日購入 2,397円については品名が記載不備の為、返還を求める。

参加費

2013年12月2日 民主党東京都総支部連合会 政策研修会参加費2,000円については所属政党活動費に該当する為、返還を求める。

封入作業費

2014年1月20日 6,020円について、区政報告Vol. 11の封入作業代として支払っているが、今後単価、枚数を記入するのが望ましい。

〈横田政直（元気）〉

広聴広報費

高額領収書について

25. 7. 18	399, 955円	折込広告料	103, 700部	日経ピーアール
25. 8. 1	390, 600円	印刷代	12万部	KKおぎくぼ

上記2枚は高額支払であるから業者は内訳書を添付していると思うので、備考欄に手書きで内訳を書かずに内訳書を添付すること。

人件費

政直通信2013. 7. 12号に係る人件費について

上記政直通信の裏面は活動ブログから抜粋された写真12枚によって構成されている。

H25. 8. 1に印刷しているが、撮影年が不記載の為10/7 11/17 12/2 12/14の撮影年が不明である。

1/21のみH25年と記載されているので、10～12月の写真は通信発行後に撮影されていると思われるから、通信に載せられないのではないか。作成の説明を求める。

年1枚の通信作成補助の為に、4月～7月70H 70, 000円の支払いは効率が悪い。

16, 300枚の（折込みの残枚数）の配布についても、7月～3月にかけて85H 85, 000円も必要でないと思う。配布は1日2H 300枚が平均である。

区政報告—1 ▽

〈吉田あい議員（自民）〉

広聴広報費（区政レポート代）

区政レポート代平成25年春季号559, 806円+26年春季号46, 101円＝合計605, 907円の返還を求める。

区政レポート2013（平成25）年春季号1面トップ記事

「吉田区議、平成25年度予算を議決！」。

本会議場の演壇でにこやかにほほ笑む吉田区議（25年2月は本会議で質問していない）

議長席にいるのは小泉やすお元議長（小泉議員が議長だったのは2年も前のこと）区政レポートのトップの見出しが「吉田区議、平成25年度予算を議決！」と大きく書いている。ところが、区政レポートに掲載されている吉田議員の後ろの議長席に収まっているのは小泉やすお元議長。議会事務局で確かめたところ、小泉議員は平成22年5月から23年4月まで議長在任で、平成25年度予算審議は、勿論平成25年2月14日～3月21日のことで、この時小泉議員は議長ではない。その上、この予算審議のあった第1回定例会では、吉田議員は本会議で質問を

していない。本会議で大活躍しているかのように、「あたかも質問しているかのように吉田議員の写真を1面トップに掲載する」「それも2年前の小泉議長の前で質問している写真を掲載する」といったように、この写真は二重の虚偽報告である。

吉田議員の区政レポートを見て、多くの区民は小泉議員が議長と勘違いさせられ、吉田議員が本会議で質問しているのだと誤解させられた。二重の「**虚偽の情報**」を**政活費（税金）**を使い、**区民に知らせた吉田議員の責任は重い**。

さらにレポートの裏面の主な記事は

「吉田区議、監査委員として、区立施設の現場監査を実施！」

「あいと祖母の介護日記」である。

「あいと祖母の介護日記」は吉田さん個人の記事であって、杉並区議としての記事ではない。レポート代は議員としての区政報告の紙面に占める割合で、かかった費用を按分することになっているにもかかわらず、全額を政活費で払った。

この「吉田あい区政レポート」にかかった費用は559806円。

内訳（郵送代204,434円、印刷代35,500枚、213,150円、ポスティング代142,222円）

このレポートを発行したとき、**吉田議員は議員選出の監査委員**であり、監査委員ともあろう人がこのようないい加減なレポートを発行し、さらに発行費用の全額559,806円を政活費（税金）から支出した。区民には正確な情報を伝えることが当然である。この区政レポートにかかった費用は認められないので559,806円の返還を求める。

平成26年春季号について

3月27日区政報告印刷代244,650円（100%）

3月30日区政報告郵送代216,364円（100%）

区政レポートの裏面、「あいとおばあちゃんの育児日記」は吉田さん個人の記事であり、紙面に占める割合は10%にあたる。議員以外の記事は按分すること「政務活動に要する経費・同細則」で決められている。

△ 244,650円+216,364円=461,014円の10%にあたる、46,101円の返還を求める。

添付資料4 区政報告

タクシー代

タクシー利用32回、すべて区民相談

そのうち20回は区民宅訪問か、区民宅へ迎車して利用

例えば政活費（税金）からのタクシー代で、区民宅にタクシーを呼び（迎車代）、高齢者と一緒に、老人保健施設を往復

吉田議員が利用したタクシーの例をいくつか、書きます。*のついている日が高齢者同伴です。

*4月10日 JR阿佐ヶ谷駅→杉並区役所、710円、届出提出、高齢者同伴のため利用

*4月30日は区民宅にタクシーを呼び、高齢者同伴のため送迎利用

天沼3丁目（区民宅）→杉並区役所1,460円（迎車代300円を含む）

*5月13日区民宅にタクシーを呼び、高齢者同伴のため送迎利用

高円寺北2丁目→セシオン杉並1,100円（迎車代300円を含む）

- セシオン杉並→高円寺北2丁目800円、
- *6月12日馬橋ゆうゆう館にタクシーを呼び、高齢者同伴のため送迎利用
馬橋ゆうゆう館→JR高円寺駅1,100円（迎車代300円を含む）
- *9月3日は区民宅にタクシーを呼び、高齢者同伴のため送迎利用
高円寺南4丁目（区民宅）→老人保健施設「グレイス」1,550円（迎車代300円を含む）
同日、老人保健施設「グレイス」→高円寺南4丁目（区民宅）1,160円
- *9月30日区民宅にタクシーを呼び、高齢者同伴のため送迎利用
高円寺南4丁目（区民宅）→老人保健施設「グレイス」1,550円（迎車代300円を含む）
同日、老人保健施設「グレイス」→高円寺南4丁目（区民宅）1,160円
- *2月4日区民宅にタクシーを呼び、高齢者同伴のため送迎利用
高円寺北3丁目→馬橋ゆうゆう館1,010円（迎車代300円を含む）
同日、馬橋ゆうゆう館→高円寺北3丁目1,010円（迎車代300円を含む）
- *2月10日区民宅にタクシーを呼び、高齢者同伴のため送迎利用
成田西1丁目（区民宅）→浴風会（特養）1,640円（迎車代300円を含む）

吉田議員のタクシー利用は全て、区民相談のためとしていますが、特定の有権者である区民宅に出向き、区民の送迎用タクシー代は、選挙民を接待したと受け止められます。

従って、請求人は、吉田議員が、特定の区民に対して、その保健施設への送迎のためにタクシーを利用せざるを得なかった理由の開示を求める。
タクシー代13,450円の返還を求める。

なお、総務省公職選挙法のHPには以下のように書いてあります。

政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、選挙や政治の腐敗を防止するために。

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と私たち有権者とのつながりはとても大切です。

しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のからない選挙に近づくことはできません。

〈木梨もりよし議員（共生）〉

広聴広報費

3月に発行した区政報告代1,933,845円の按分50%、966,923円の返還を求める。

まずは25年度の木梨議員の政務活動費を下記にあげてみると、以下のようになる。

ガソリン代、電話代、新聞代

4月	2,000（ガ）	800（電話）	3,925（新聞）	—
5月	2,200（ガ）	900（電話）	3,925（新聞）	—
6月	2,000（ガ）	900（電話）	3,925（新聞）	—
7月	2,500（ガ）	800（電話）	3,925（新聞）	—
8月	2,300（ガ）	800（電話）	0（新聞）	—
9月	1,700（ガ）	800（電話）	3,925（新聞）	—

10月	2,500 (ガ)	900 (電話)	3,925 (新聞)	—
11月	2,300 (ガ)	800 (電話)	3,925 (新聞)	—
12月	1,200 (ガ)	1,200 (電話)	3,925 (新聞)	—
1月	0 (ガ)	800 (電話)	3,925 (新聞)	—
2月	0 (ガ)	800 (電話)	3,925 (新聞)	—
3月	0 (ガ)	900 (電話)	3,925 (新聞)	—

区政報告発行1,933,845円 (印刷代 1,260,000—折込代673,845) —

合計、ガソリン代 (18,700円)、電話代 (10,200円) 新聞代 (43,175円)

区政報告発行 (1,933,845円) である。

木梨議員は毎月電話代・新聞代・ガソリン代だけの支出であったが、年度末の3月末に (26日印刷・28日新聞折込み配布) 政務活動費の1,920,000円を上回る広聴広報費1,933,848円を計上した。広聴広報費の内「印刷・製本・広報紙送料については、実態に則して按分する」ことに決まっているが、木梨議員は印刷代・新聞折込み代を按分せず全額を政活費から支出した。

さらに、その印刷物は、本梨議員が平成26年2月17日の第1回定例議会で行なった一般質問と、その答えを載せただけである。

区民の意見を聴き、それを咀嚼して活動した報告とは言えない区政報告である。印刷部数は280,000部 新聞折込み数は152,800部 残りの127,200部はどうなったのかは木梨議員から説明がないので定かではない。残りの127,200部について 説明を求める。

杉並区の所帯数267,000所帯に対して印刷部数は280,000部。(印刷代1,260,000円)

杉並区だけの新聞配布数155,600部に対して152,800部の折込み数である。(折込代673,845円)。

その合計金額は1,933,848円である。

広聴広報費は、1) 会派又は議員が行なう活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費、2) 会派又は議員が行なう活動及び区政について区民に報告するために要する経費、であるから、それに照らすと木梨議員の広報広聴費は区民に対する活動が見えず、区政を区民に報告しているとは思われない。

広報費 (25年度からは広聴広報費)

平成23年度は1,669,280円、

平成24年度は2,229,162円、

平成25年度は1,933,845円、である。

この異常な予算消化について、請求人は23、24年度も指摘したが、監査委員はこのような肥大化した広報費を何ら指摘することなく見逃しているため、木梨議員には、異様な予算消化が常態化している。

紙面を見ると、木梨議員の写真が4枚も掲載され、「木梨議員の知名度をアップする」ためと理解され、さらに杉並区内の新聞配布数に匹敵する枚数が新聞折り込みで配布されたのであるから、政務活動費として禁じられている「選挙活動に関する経費」とも受け取れる。こ

のような経費が混在する場合は、他の議員は当然、按分して、政活費から支出している。この区政報告からは最大で見積もっても按分50%である。

区政報告にかかった費用1,933,845円の按分50%、966,923円の返還を求める。

極論であるが、杉並区議全員が、木梨議員のように政活費の100%以上を広報広聴につき込み、全戸配布等になったらどうなるであろうか。

△ 監査委員が請求人の指摘にも関わらず、是正措置を取らなかったため、木梨議員には、毎年、異様な予算消化が常態化している。公金である政務活動費処理を甘く追認していく監査態度は、結果として議員の本来の政務活動の趣旨をゆがめ、モラル低下を招くことにつながり、それは正に監査委員の責任であることを指摘する。

〈増田裕一（民社）〉

広聴広報費

4/17	区民懇談会会場費	2,400
5/16	往復ハガキ購入費	15,000
5/29	区政報告会会場費	6,450
6/26	区民懇談会会場費	4,500
6/28	区政レポート第15号発送代行料	217,248
7/19	区政レポート第15号ポスティング代	241,270
8/21	区民懇談会会場費	4,500
8/27	郵送料	8,000
10/2	区民懇談会会場費	900
10/30	区政報告会会場費	4,800
12/4	ハガキ購入費	1,500
2/12	区民懇談会会場費	900
2/28	ホームページ更新料（1/2按分）	136,500
3/27	区政レポート第16号デザイン制作費	52,200
3/31	区政レポート第16号印刷費・発送準備費	455,894
3/31	区政レポート第16号ポスティング代	319,200
合計		1,521,562

区政報告—3▽ ◎区政レポート15号は按分せずに6/2、7/18に458,518円を計上しているが、門脇ふみよし都議との対談が1面のすべてで都政、区政、国政と多岐にわたっている、政党活動に関する情報が含まれている為、按分が必要である。又裏面は全面飼い犬に関するアンケート調査である。

△ 按分をしない場合は全額の458,518円の返還を求める。

区政報告—4▽ ◎区政レポート16号は按分せずに3/27、3/31、3/31に827,294円を計上しているが①A4裏面は3分の1は犬のアンケートのまとめで、「ペットと人間の共生のあり方について研究してまいります」と結んでいるが個人的な趣味の範囲ではないのか？区政とのかかわりが不明である。
②残りの3分の2は学校トイレのアンケートだが、締切日平成26年6月末日とあり年度を超えてのアンケート調査である。

△ 又、3/31のポスティング代も年度をまたいだ4/5～4/15に配布すると領収書にかかっている。単年度決算なのにこれはいかなるものか。年度末の駆け込み支出が疑われる。

△ 年度内での区政への反映が出来ないので、全額の827,294円の返還を求める。

〈今井ひろし（自民）〉

事務用品・備品—4▽

事務費

△ 平成25年8月2日に、カメラ（ニコンD7100）及びレンズ（AF-SDX NIKKOR 18-300）を、ネット販売（JP-Trade.NET）で購入している。購入価格は、各々100,215円、81,215円で、按分比40%として、政務活動費に、合計72,572円を計上している。何の目的で、これらの備品を購入したのかについて、情報の開示がなく、区政の調査研究その他の活動との関係が不明である。例えば、今井議員は、区政報告として「今井ひろし通信」（2013年8月と2014年1月）を発行（その区政報告の作成費用として、平成25年9月30日に420,000円、平成26年3月25日に498,750円を政活費に計上）しているが、このような高価なカメラで撮影したと推測できるような写真の掲載はなく、何のために、使用しているのか、極めて強い疑念を持たざるを得ない。

△ 今井議員に、当該カメラ、レンズ購入の理由、使用した実例の開示と按分比40%の根拠の説明を要請する。政務活動にこれほど高価なカメラ、レンズは必要なく、計上額全額72,572円の返還を求める。

〈市来とも子（民社）〉

研修費—1▽

広聴広報費

△ 平成25年10月13日に開催された政策勉強会「服部良一（前衆議院議員）と語るアジアとの付き合い方」に関連した費用として、講師代（服部良一50,000円、ゲスト B氏 10,000円）、案内状送付代（ハガキ320枚16,000円、80円切手725枚58,000円）印刷費1,040円、会場費1,800円の合計136,840円が、摘要欄に区政報告会として政務活動費に計上されている。按分はなく100%政務活動費とされている。

△ 一方、送付されたハガキの案内状（添付資料5）の最初に「服部良一前衆議院議員を支援して下さる関東の皆様：元秘書の C です。服部前衆議院議員が徐々に東京で講演します。主催は元秘書の市来杉並区議です。ぜひともご来場ください。」と記されている。又、平成27年4月に行なわれる杉並区議会選挙に市来議員は立候補しているが、その選挙宣伝用チラシ（添付資料6）の「私たちも応援しています」の欄に、服部良一（元衆議院議員）の名前が記されている。市来議員のプロフィールには、実名は明示されていないが、社民党衆議院議員の公設秘書を務めたことが記されている。

△ 請求人は、政務活動費の原則は、現在及び将来の区政の在り方をどうすべきかについて、各党派・議員が行う調査研究等の活動を支える公的資金の交付であり、その活動は、各党派・議員の自立性、自律性の基に行われ、又、その活動自体が、区政に直接係るものだけでなく間接的に区政の改善に寄与する活動も含まれると解する。

△ 上述の政策勉強会が、政務活動費の支出基準で禁止されている政党活動、選挙活動等との関係について、市来議員の明確な説明を求める。 広
△ 報広聴費として計上した政策勉強会費全額136,840円の返還を請求する。

〈松浦芳子（同志）〉

事務費

インク代として、下記のように、総額259,658円を計上している（但し、他の事務用品を含んだ購入計上額57,450円に占めるインク代については、その額が明示されていないため除いた）。

平成25年

4月1, 5, 29日37,850円（区政報告印刷用インク）按分比100%

4月10日23,700円（区政報告印刷用インク、宛名ラベル用紙）按分比100%

5月24日5,900円（インク、ボールペン、マーカー、領収書）按分比50%

5月30日3,350円（区政報告印刷用インク、ファイル）按分比50%

8月3日10,908円（区政報告印刷用インク）按分比100%

9月10日16,320円（区政報告印刷用インク、ファイル、コピー用紙）按分比100%

9月20日4,300円（区政報告印刷用インク）按分比100%

10月20日8,200円（区政報告印刷用インク）按分比100%

10月20日14,000円（区政報告印刷用インク）按分比100%

10月21日3,650円（大型印刷機用インク）按分比50%

11月1日15,880円（子宮頸癌ワクチン特別号印刷用インク）按分比100%

12月4, 25日17,100円（区政報告ハガキ印刷用インク）按分比100%

1月6, 14, 日24,650円（区政報告ハガキ印刷用インク）按分比100%

1月17日17,400円（区政報告印刷用インク）按分比100%

1月20日8,180円（区政報告印刷用インク、A4用紙）按分比100%

3月18日13,080円（区政報告ハガキ印刷用インク）按分比100%

3月31日21,250, 17,800, 23,250, 21,700, 8,640円（区政報告ハガキ印刷用インク）按分比100%

松浦議員の収支報告書には、使用した印刷機について記載がないため、個人所有の機器による印刷とし、又、購入したインクの製品名が開示されていないため、政務活動費として計上したインクで印刷する区政報告書の枚数を推定することは出来ないが、年間のインク購入費が25万円を超える額に達している。更に、平成25年度政務活動費の支出の最終日・年度末の3月31日に、同一店から、5回に分けてインクを92,640円分購入しているが、次年度のための買いだめなのか、一般市民感覚からは理解しがたいことである。なお、松浦議員の平成25年度の収支報告書記載の支出額は、2,115,873円で、公金から交付される政務活動費の年額192万円を195,873円超過しており、何故、私費で購入したと推定されるインク代を政務活動費に計上することにしたのか疑念を抱かざるを得ない。

従って、請求人は、松浦議員に対して、上述のような疑念を含め、購入したインクの用途内容について情報の開示を求める。按分もなくインク代100%の計上は認められない。インクの購入費の259,658円及びの事務用品と一括購入したインク代の返還を求める。

〈共産党〉

広聴広報費

平成25年12月20日に、区政報告ハガキ5,000枚の購入費として、政務活動費に、按分なしで、250,000円が計上されている。

所属議員6名が、2014年の始めに、区政報告と題して、年賀状の形で出している。その内容は、年初の挨拶に加え、2013年の区議として活動の報告に加え、下記の議員は、2013年に行なわれた都議選、参議院選挙において、共産党が議席を増やした結果に言及している。

原田あきら議員：「昨年中は、大変お世話になりました。都議選、参議院選挙では議席を倍増。杉並では3万6千票と前回時二倍の得票をお預かりし、民主を抜いて第二党となりました。この一票一票に込められた政治への願いや怒りに真正面から向き合い、今年もぶれない政治を貫きます。新年早々、都知事選となりました。無利子・無担保・無期限で5千万円を貸す人のいるわけがありません。税金を食い物に、政治家と企業・団体が癒着する様子が白日の下に晒されました。腐敗政治に審判が必要です。」

金子けんたろう議員：「昨年は、皆様のご支援により都議選・参議院選挙で躍進を果たすことができました。」

富田たく議員：「昨年中は、大変お世話になりました。都議選、参議院選挙では議席を倍増、杉並区では3万6千票と前回に比べ二倍の得票となり、区内では民主党を抜いて第二党になりました。一票一票に込められた政治への願いや怒りに真摯に向き合い、今年もぶれない政治を貫きます。新年早々、都知事選がおこなわれます。自民党、公明党が押した猪瀬前都知事の5千万円もの裏金問題の徹底追及と共に、政治家と企業・団体が癒着した腐敗政治に厳しい審判が必要です。」

くすやま美紀議員：「秘密保護法の強行、消費税増税や社会保障の改悪など、民意を無視した安倍政権の暴走はとどまることを知りません。みなさんと一緒に政治を変えるため、新たな年も全力で奮闘する決意です。」

政務活動費に関する規定（議長訓令）第2条の支出基準に、政務活動に関する経費に該当しないものが規定されているが、その中に、選挙活動、政党活動に関する経費が含まれることが明記されている。更に、当該条項の2には、政務活動に要する経費及びそのほかのものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分することが規定されている。

従って、請求人は、共産党に対して、当該区政報告ハガキの内容について、按分なしの理由も含め説明を求める。ハガキ購入代全額250,000円の返還を要請する。

〈ホームページ（HP）について〉

ホームページに係る経費を政務活動費に計上した議員は以下の通りである。

〈**横田政直議員（元気）**〉

計上額合計325,000円

（HP更新人件費、年間延べ325時間×時給1,000円＝325,000円を支出）

〈**富本 卓議員（自民）**〉

計上額合計288,000円 按分80%以上

（12月19日、HP更新、維持費として288,000円を支出）

〈**大熊昌巳議員（自民）**〉

計上額合計220,500円 按分比70%

(月額26,250円×70%×12か月=220,500円を支出)

〈河津利恵子議員(民主)〉

計上額合計168,000円 按分比80%、

(月額20,000円×80%×10か月=160,000円、7月31日HP運営・管理費80%=8,000円、合計168,000円を支出)

〈増田裕一議員(民主)〉

計上額合計136,500円 按分比50%、

(2月28日HP更新料273,000円×50%=136,500円を支出)

〈吉田あい議員(自民)〉

計上額合計94,500円按分比75%、

(月額10,500円×75%×12か月=94,500円を支出)

〈松浦芳子議員(同志)〉

計上額合計63,000円按分比50%、

(HP保守料12,600円×50%×10か月=63,000円を支出)

〈井口かづ子議員(自民)〉

計上額合計34,650円按分比50%

(7月2日HPデザイン・保守料69,300円×50%=34,650円を支出)

〈山本あけみ議員(民主)〉

計上額合計16,800円按分比80%

(3月31日HP更新料21,000円×80%=16,800円を支出)

〈奥山たえこ議員(緑党)〉

計上額合計11,300円按分比50%

(HPブログドメイン按分1/2、525円×12か月=6,300円、HP講義料5,000円、合計11,300円)

〈浅井くにお議員(自民)〉

計上額合計5,000円 按分比50%

(11月21日、オフィシャルウェブサイト更新料10,000円×50%=5,000円を支出)

〈共産党〉

計上額合計232,728円 按分比50%

(区議団HP運営費、合計29,578円、くすやま議員HP31,500円、鈴木議員HP31,500円、原田議員HP37,250円、12月27日区議団区政報告HP運営費102,900円、合計232,728円を支出)

〈無所属区民派(けしば・新城議員)〉

計上額合計64,572円 按分比50%

(HP運営サポート代(5,250円+振込手数料131円)×12か月=64,572円を支出)

会派・議員の活動は、議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動等と多岐にわたっており、それらの活動が、政務調査研究活動を含め、渾然一体となっていることが多い。又、会派・議員の行う広報活動も、上述の活動の広報が入り混じり、どの場合も、会派・議員の宣伝活動の要素を、大なり小なり有している。一方、政務調査研究活動における広報として、区民の意思を収集、把握するための手段としての広報と調査研究活動の結果として得られた区政の改革の状況報告を行う広報が挙げられるが、特に後者の広報は、他の活動のその一部をなしており、その分けをするには、実質的に困難である。政活費に関する議長訓令に

は、選挙・政党・後援会活動に関する経費は、政活費に該当しないと明示されており、この規定の趣旨からも、それらの活動と混在し、明確な区分けができない場合には、政活費に計上すべきでないと解される。従って、政活費として支出・計上できる広報の範囲は、会議の科目の規定と同様に、調査研究に基づく政策立案のために、区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取することを主体とすべきとした。なお、区が毎月3回定期的に、広報を発行しており、それを公共施設・駅で、自由に入手することが出来ると共に、各家庭にも、新聞の折込み等で配布されており、又、区がホームページを開設している。それらの広報や区のホームページには、会派・議員の活動の結果・成果だとして、明示されているわけではないが、新しい区の施策等、数多くの区の出来事が報告されており、更に、そのホームページからは、議会・委員会の開催毎に、各議員の質問、それに対する区の執行部の答弁の録画を見ることが出来る。

上述の点から、会派・議員の広報誌やホームページの作成に要した経費を、政務調査研究としての広報費として計上するためには、政務活動費の趣旨に照らし、合理性・妥当性のある按分比の根拠を明示することが、必須条件であるとした。

従って、上述の会派・議員に対して、HP経費の政務活動費の計上における按分比の根拠を求める。

計上した全額1,660,550円の返還を求める。

研修費—2▽

〈研修費 - 講師謝礼金について〉

平成25年9月25日18:00-21:00に、「杉並改革研究会」が升添要一氏を講師として研修会を行っている。

講師料として、升添要一氏に105,000円の高額を出している。「株式会社 升添政治経済研究所」が領収書を発行している。参加議員（敬称略）は、佐々木浩、松浦芳子、岩田いくま、藤本なおや、田中ゆうたろうの5人である。参加者5人で講師料を按分して一人21,000円をそれぞれ支払い、田中ゆうたろう議員を除いた他の4名は、各々21,000円を政務活動費に計上している。

なお、田中ゆうたろう議員は、同じ日、同じ時間に「区民意見聴取」を行い、同日17:12から22:57まで駐車場を利用し、駐車料900円を、政務活動費に計上しているが、講師料の計上は行っていない。

当該研修会については、講師升添氏のレジュメがあるだけであり、どのような内容の研修会であったかについての報告書はなく、区政との関係が不明である。研修会参加議員に、研修内容と区政との結びつき等について情報開示を要請する。4名の議員が政務活動費に計上した84,000円（=21,000円×4）の返還を求める。

〈広報広聴費一区政に関わる諸団体が主催する会合の会費について〉

新年会・忘年会等に参加した費用の50%を政務活動費で支出。

杉並区議会議員で平成25年度、忘年会新年会の会費を、政務活動費に支出計上したのは、**小川・富本・井口・吉田・小泉・山下・大泉議員**である。

（ただし、領収書等の提出書類には、会費としか記載していない。）

平成25年度から地方自治法の一部が変わり、政務調査費は政務活動費と称されることになっ

た。

それまでの政務調査費の支出は、「議員の調査研究に資するための必要な経費の一部」とされていたが、政務活動費になってから「議員の調査研究その他の活動に資するため」となり、その他の活動を加えることで、杉並区議会議員の政務活動費で支出できる範囲が、広くなった。そのため、飲食が供される会合や海外の視察旅行に支出する議員が出てきた。平成24年度までは、忘年会や新年会の飲食を伴う会合への出席の支出はなかった。

平成24年度まで「広報費」の科目が、25年度から「広聴広報費」に変更された。その結果、議長訓令の「政務活動に要する経費細目」で「区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の上限は1/2とする（ただし、議員一人1回当たり、5,000円を限度とする）」と訓令され、更に、議会事務局から議長名で出される「政務活動費の支出に関する事務処理について」の留意事項に「区政に関わる諸団体が主催するか会合とは総会、新年会、忘年会、周年行事、懇談会等」と記された。平成25年2月18日に行なわれた議会運営委員会における当該経費細目についての議論を傍聴する機会を持った。その委員会では、「飲食、特にアルコールを含む経費計上」に対して反対意見が出されたが、「上限を5,000円までとして忘年会や新年会等の費用の半額を政務活動費（税金）から支出することが出席委員の多数で決定」された。会費が10,000円かかる忘年会・新年会とはどのような会合だろうか。

ちなみに品川区議会は・各種団体の新年会等の親睦会や飲食を伴う会合の参加に要する経費は認めていない。

また、2013年8月26日の東京新聞によれば、都議会の政調費では、「会合の挨拶で選挙に触れざるを得ず、選挙活動が混在している」という理由で、都議選を前にして、飲食「会費」4割減と、報道した。

平成25年度、忘年会・新年会の会費を支出した議員は以下のとおりである。

会費—1▽	小川宗次郎（民主党） 合計33,000円
	1/13 大宮1丁目自治会新年会会費 2,500円
	1/16 都トラック協会杉並支部（杉並輸送事業協同組合）新年会費5,000円
	1/20 東京青年会議所杉並区委員会、新年賀詞交換会登録料として5,000円
	1/21 松ノ木八幡通り商店会新年会費 3,000円
	1/25 堀ノ内若睦会新年会費 2,500円
	1/26 松ノ木銀座通り商店会新年会費 3,500円
	1/29 馬橋商興会新年会費 2,500円
	1/30 妙法寺門前通り商店会新年会費 2,500円
	2/2 松ノ木梅里五日市商興会と五日市通り親睦会は同じ新年会費 2,500円
△	2/6 杉並法人会青年部会新年会費 4,000円
会費—2▽	富本卓（自民党） 合計29,500円
	1/10 東京都宅地建物取引業界杉並支部新年会 5,000円
	1/11 杉並区接骨師会新年会費 5,000円
	1/19 区立小学校PTA野球連合協議会新年会費 3,000円
	2/1 都柔道接骨師政治連盟新年会費 5,000円
	2/7 杉並区食品衛生協会新年会費 5,000円

- | 2/14 西荻窪商店会連合会新年会費 4,000円
 - △ 2/22 杉並区防衛協会新年会費 2,500円
- 井口かづ子（自民党） 合計23,500円
- 1/10 下井草地区町会連合会新年懇談会会費 2,500円
 - 1/15 井草北商店会新年会会費 2,500円
 - 1/19 下井草東部自治会新年会会費 1,000円
 - 1/21 東京商工会議所杉並支部新春賀詞交歓会会費 5,000円
 - 1/22 柿木園芸研究会新年祝賀会会費 5,000円
 - 1/26 下井草商店街振興組合新年会会費 2,500円
 - 1/27 杉並ラジオ体操新年会会費 2,500円
 - 2/7 杉並区商店街連合会北部ブロック新年会会費 2,500円

- 会費一3▽ 吉田あい（自民党） 合計16,000円
- | 12/19 高円寺北地区町会連合会忘年会 2,500円
 - | 1/10 東京都宅地建物取引業界杉並支部新年会 5,000円
 - | 1/20 高円寺中央地区町会連合会新年会 3,500円
 - △ 1/27 東京都理容生活衛生同業組合杉並支部新年会 5,000円

- 会費一4▽ 小泉やすお（自民党） 合計13,500円
- | 1/22 荻窪地区町会連合会新年会会費 3,500円
 - | 1/27 東京都理容生活衛生同業組合新年会会費 5,000円
 - △ 2/7 杉並区食品衛生協会新年会会費 5,000円

- 会費一5▽ 山下かずあき（民主党） 合計9,000円
- | 1/19 ユニオン杉並支部の新年会（来賓として出席） 500円
 - | 1/21 東京都行政書士会杉並支部の新年会（来賓として出席） 5,000円
 - | 1/26 ユニオン杉並支部下井草地区の新年会（来賓として出席） 1,000円
 - △ 2/7 北部ブロックの新年会（来賓として出席） 2,500円

- 会費一6▽ 大泉時男（自民党） 合計5,000円
- △ 1/18 西永福共栄会新年会会費 5,000円

上記のように支出したが、

自民党・井口かづ子議員が平成27年1月16日に新年会費の全額23,500円を誤記控除として訂正して、区に返還した。

井口議員は返還した理由を説明していないが、返還したということは、区議として支出することは不適切と判断したことである。他の議員についても、同様なことがいえるので以下の様に合計106,000円の返還を求める。

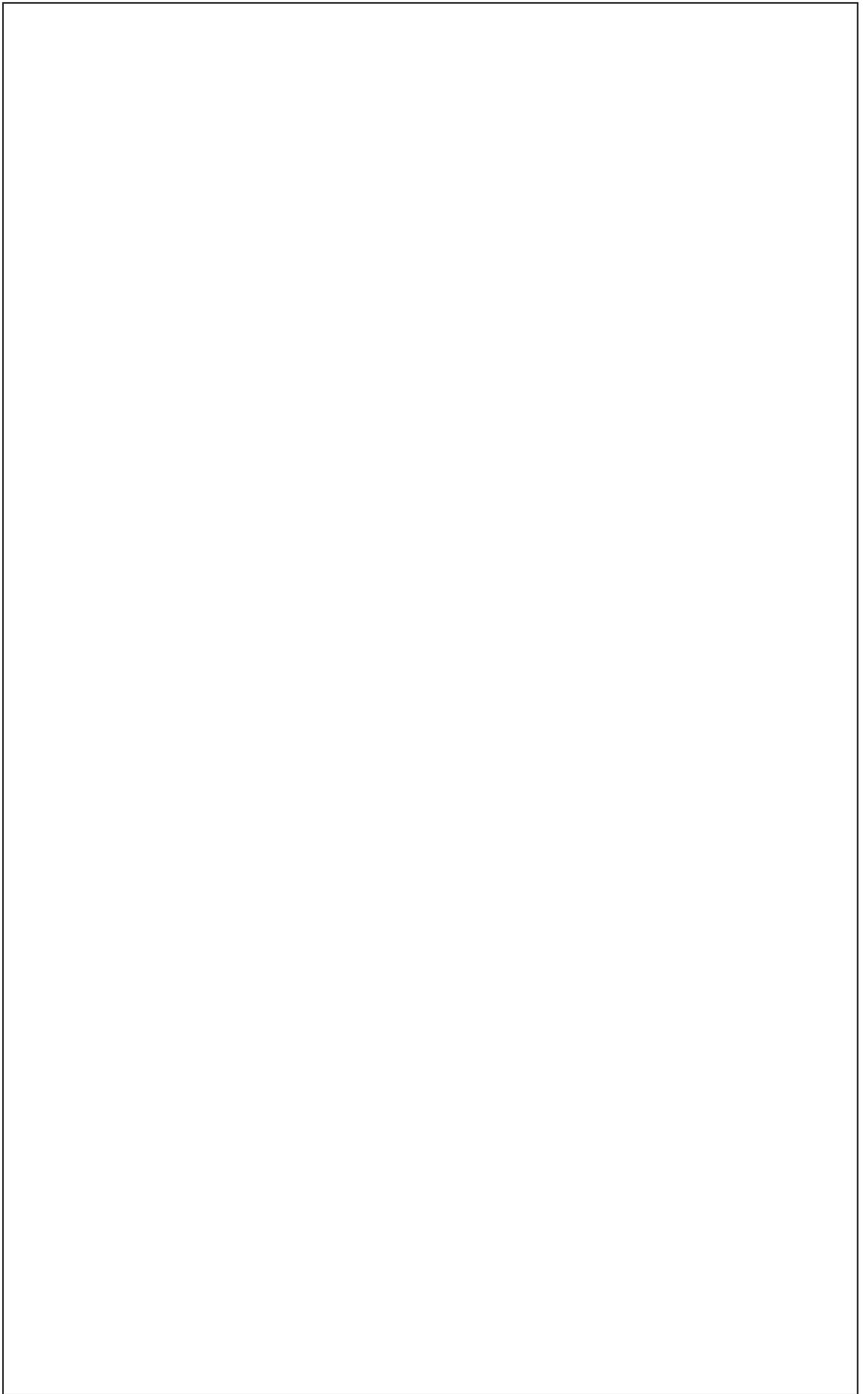
小川宗次郎（民主） 33,000円 富本卓（自民） 29,500円、吉田あい（自民） 16,000円

小泉やすお（自民）13,500円、山下かずあき議員（民社）9,000円、大泉時男（自民）5,000

円

請求人は、新年会は、主催する会の構成員及びその関係者が、年の初めに、互いの親交のために新年の挨拶を交わすと共に、会の一年間の運営の確認をすることを主たる目的とする歓談の会であり、新年の会の場に、区議会議員が出席して区の課題を話し合うことは、極めて少なく、議員の存在をアピールする機会、言い換えれば、議員に宣伝の機会を与えるものになると言える。従って、区政に関わる諸団体が主催する会合としても、その新年会や忘年会は、一般に、アルコールが提供される歓談の場であり、それに出席することは、議長訓令第2条で政務活動に要する経費に該当しないとしている選挙活動、政党活動や講演会活動に類似する活動と解する。

以上



添付資料1

平成25年度政務活動費取支報告書

2015年2月4日現在

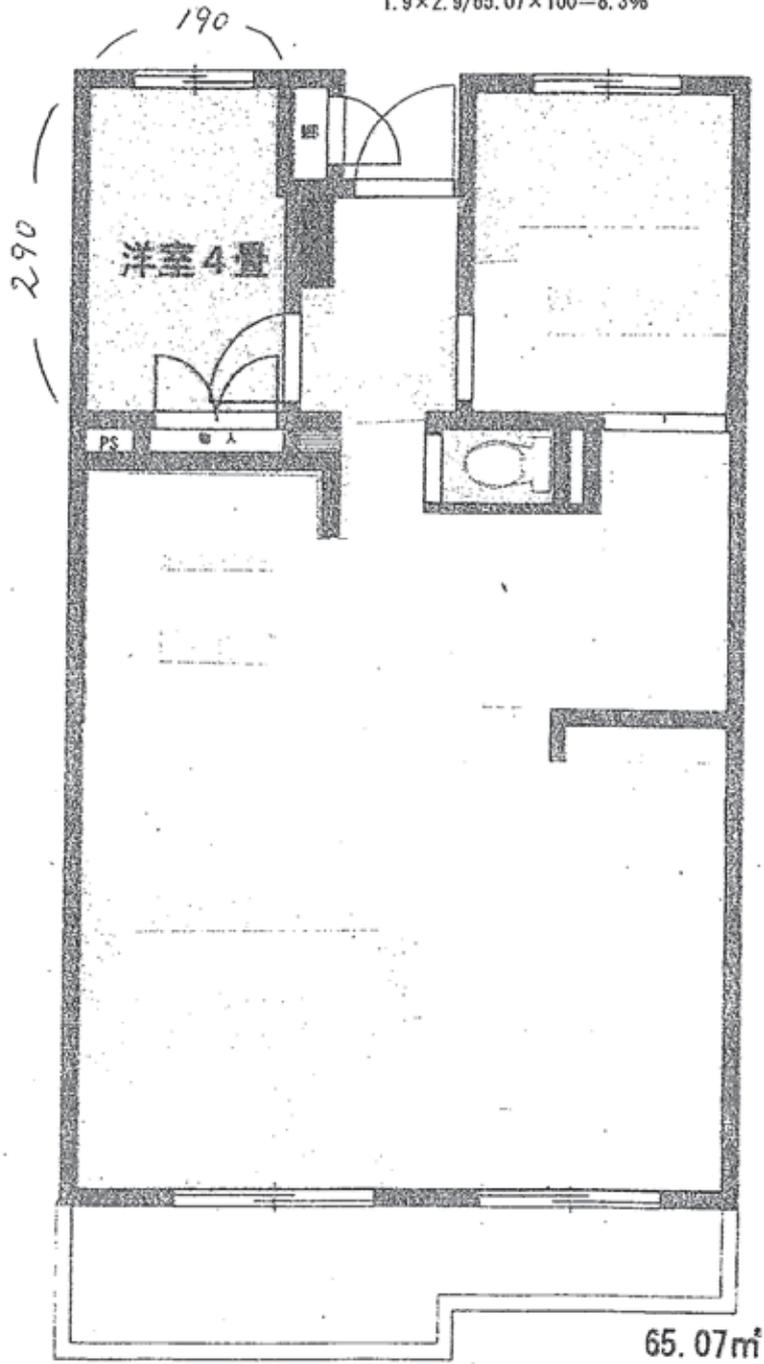
資料 (P4)

No	氏名	所属	平成25年度政務活動費取支 (契約資金の支出も含む)										合計	私的資金
			調査研究	研修	広聴広報	懇話会	会議	資料作成	資料購入	事務	事務所	人件		
1	富本卓	自民	1,920,000	0	960,171	0	0	118,141	196,565	286,486	102,956	2,122,845	202,845	
2	大鷲昌巳		1,920,000	472,934	25	0	143,120	947,021	0	61,856	1,447,066	0		
3	藤坂たつや		1,920,000	0	0	0	157,479	117,269	0	42,956	2,007,744	87,744		
4	大和田伸		1,920,000	0	1,084,162	0	0	60,435	353,849	300,000	52,856	2,003,435	83,435	
5	浅井くにお		1,920,000	1,625	0.1	0	1,151,743	177,477	0	42,956	1,918,375	0		
6	井口かつ子		1,920,000	831,886	43	0	132,945	0	187,460	263,634	234,956	1,088,114	0	
7	今井ひろし		1,920,000	342,537	18	0	1,120,490	0	252,591	98,910	42,956	1,577,463	0	
8	大原時男		1,920,000	557,586	29	0	5,750	0	1,680	59,674	320,340	548,000	1,362,414	0
9	小泉やすお		1,920,000	1,476,308	77	0	32,200	0	52,775	122,415	37,169	443,692	0	
10	斎藤常男		1,920,000	1,920,000	100	0	0	0	0	0	0	0	0	
11	吉田あい		1,920,000	0	0	0	1,165,200	0	0	18,955	199,825	0	642,856	
12	島田敏光		1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109,566	
13	北明範		1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14	横山えみ		1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
15	山本ひろこ		1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	大槻誠一	公明	15,360,000	5,039,413	33	1,424,677	166,220	5,571,383	1,010	28,600	7,376	995,611	1,821,710	0
17	川原口亜之		1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	中村康弘		1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	渡辺富士雄		1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	河津利直子		1,920,000	0	0	0	653,888	0	2,000	0	154,956	214,140	0	385,000
21	安齊あきら		1,920,000	315,103	16	0	700,612	0	47,100	119,372	276,188	0	1,604,897	0
22	市来とも子		1,920,000	256,895	13	0	13,472	114,970	133,932	123,667	0	20,480	1,663,305	0
23	小川菜次郎		1,920,000	1,064,522	55	0	69,990	0	0	114,170	250,417	41,475	268,000	855,478
24	増田裕一		1,920,000	0	0	0	33,000	1,521,962	0	0	296,402	24,875	90,000	1,955,839
25	山下かずあき		1,920,000	431,057	22	0	22,770	1,061,699	0	120	97,810	223,814	71,330	1,488,943
26	山本あけみ		1,920,000	0	0	0	20,370	1,517,207	0	0	20,370	124,556	71,907	1,966,261
27	くすやま真紀		1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28	山田耕平		11,520,000	875,209	8	3,000	0	7,609,518	0	0	461,612	867,861	0	1,702,800
29	鈴木信夫		1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	金子けんたろう		1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31	富田たく		1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	原田あきら		1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	けしは隆一		3,840,000	0	0	1,990	304,330	1,496,264	0	0	6,989	167,650	486,474	950,909
34	新城せつこ		1,920,000	0	0	0	21,000	1,197,571	0	12,743	72,720	215,198	336,756	0
35	佐々木清		1,920,000	0	0	0	36,920	1,509,995	0	0	27,485	183,287	0	1,963,278
36	松浦秀子		1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	266,200	
37	藤本なおや		1,920,000	0	0	0	974,085	0	63,503	47,890	206,767	300,000	155,200	1,966,856
38	岩田いくま		1,920,000	0	0	0	21,961	0	19,200	110,740	237,447	204,308	221,621	0
39	市根綾子		1,920,000	0	0	0	6,700	11,499	726,093	0	14,776	174,102	566,485	762,941
40	そね文子		1,920,000	0	0	0	18,000	726,093	0	0	71,559	174,102	566,485	682,656
41	みん		1,920,000	0	0	0	0	790,555	0	0	62,430	0	480,000	1,932,985
42	堀部やすし		1,920,000	0	0	0	43,800	1,399,346	0	1,760	0	431,238	44,055	0
43	森本もりよし		1,920,000	0	0	0	0	1,933,848	0	0	43,175	10,200	0	2,005,923
44	奥野田ゆうたろう		1,920,000	217,579	11	42,400	1,040	1,676,362	0	0	144,737	91,040	0	182,000
45	藤山たえこ		1,920,000	1,341,677	70	19,310	65,500	59,885	0	6,830	0	319,008	103,790	0
46	小松久子		480,000	0	0	0	5,000	161,397	0	0	8,200	46,481	49,883	209,122
47	すづろ奈緒		480,000	0	0	0	0	394,625	0	0	7,400	19,450	59,220	0
合計			87,360,000	15,144,131	17	6,287,668	952,129	41,169,413	1,010	71,862	336,811	5,221,073	7,713,657	4,996,347
			8.4	1.3	55.1	0.001	0.1	0.5	7.0	10.3	6.7	10.6	100.0	2,024,286

資料
乙

P13

事務所占率
 $1.9 \times 2.9 / 65.07 \times 100 = 8.3\%$

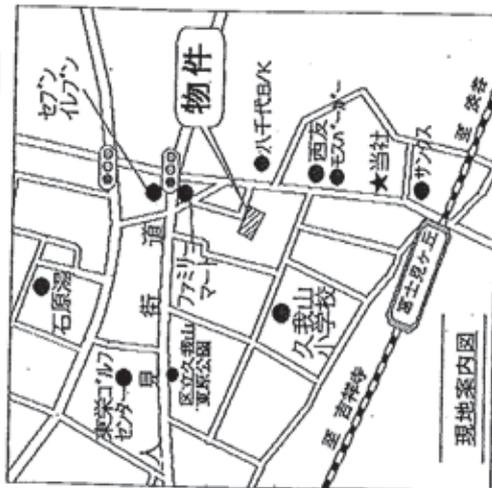


山下町事務所

賃貸マンション

★フルールツヅキⅡ★

- ◆敷地内駐車場(月/2万円)
- ◆モニター付インターホン
- ◆エアコン2基



※図面と現況が異なる場合は現況優先となります。

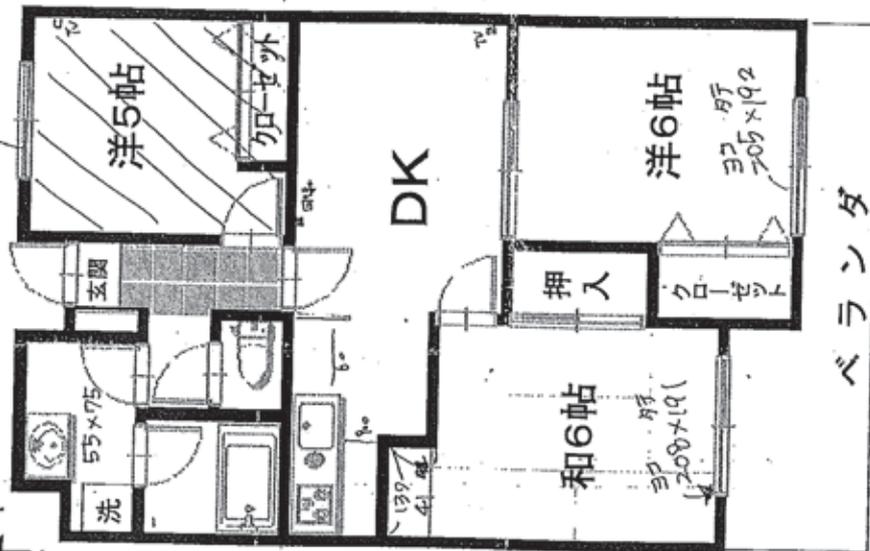
東京都知事(4)第54705号 東京都知事(設-9)第106624号

当社指定の火災保険にご加入して頂きます。

株式会社エスケー・ハウス

〒168-0071 東京都杉並区高井戸西2-10-7
 TEL 03-3335-7788
 FAX 03-3335-5050

照明全室(居室) 168x103



賃貸マンション

最寄駅 富士見ヶ丘駅

3DK

賃料 156,000円

管理費 4,000円

礼金 2ヶ月

敷金 2ヶ月

所在地 杉並区久我山5-24-30

交通 井ノ頭線 富士見ヶ丘駅 徒歩4分

建物 鉄筋コンクリート造3階建

築年数 平7年4月

面積 60.73㎡

入居日 5月初旬入居予定

期間 2年間契約

更新料 新賃料の1ヶ月分

設備 エアコン2基, インターホン, Wロック

備考

【個人】入居者:住民票, 収入証明書
 入居者の運転免許証(写し)
 保証人:印鑑証明書, 承諾書, 収入証明書
 【法人】会社概要, 入居者住民票, 収入証明書
 入居者の運転免許証(写し)
 保証人:印鑑証明書, 承諾書, 収入証明書

■取引態様
 手数料 100%
 媒介料 %

I-1-2021-103

資料 P14

区議会報告・予算特集号

吉田あい
区政レポート



平成25年 春季号

杉並区議会議員

吉田あい

— 吉田あい事務所 —
〒166-0002 杉並区高円寺北4-20-13

未来をつなぐ取組みへ!

吉田区議、平成25年度予算を議決!

杉並区議会は平成二十五年二月十四日に開会、三十五日間の会期を経て三月二十一日に閉会しました。

議会開会初日、田中区長から新年度予算方針とその役割の説明が行われました。

これを受け各会派の代表質問が行われ、引き続き予算特別委員会を設置し集中審議が行われました。そして最終日の本会議で、新年度予算及び関連議案は賛成多数で原案通りに可決されました。その結果、平成二十五年予算は次のとおりです。

一般会計は一五五八億五三〇〇万円で、前年度比と比べ十億九四〇〇万円(〇.八%)の増となりました。増となった要因は職員人件費や投資事業の減はあるものの、障害者自立支援サービスや生活保護費などの既定事業の増によるものです。

特別区税は景気の低迷による区民所得の減を見込み徴収、保育施設や公園の整備、高井戸第二小学校の改築、小中一貫校の施設整備、等に充てる



「私たちの生活に密着した課題を区政に届けます!」
議場に立つ吉田区議

(25年度各会計当初予算規模) (単位:千円)

	25年度	24年度	差引増減額	前年比(%)
一般会計	155,853,000	154,659,000	1,194,000	100.8
国民健康保険 国事業会計	52,728,698	51,766,410	962,278	101.9
介護保険 介護事業会計	35,663,495	34,195,215	1,468,280	104.3
後期高齢者医療 事業会計	12,037,799	11,713,941	323,858	102.8
中小企業勤労者 福祉事業会計	178,015	200,414	△22,399	88.8
合計	256,460,997	252,534,980	3,926,017	101.6



なお、主な主要事業は下記の通りです。

また、待機児童ゼロを達成するため「待機児童対策緊急推進プラン」を策定し、今議会中に補正予算が計上されました。内容は区施設を活用した保育室の整備運営、東京都創設の「東京スマート保育」を活用した小規模保育の実施、また、多様な保育サービスに関する情報提供・相談業務等を行う「仮称保育コンシェルジュ」の設置などです。これにより二十六年三月までに、三四〇名規模の定員増となります。

長引く不況の影響で閉塞感が拭えない今だからこそ、将来に夢や希望を見いだせる社会にしなければなりません。私達の生活に直結した喫緊の課題に対応できる持続可能な財政運営を確保していきます。

平成25年度主要事業の紹介 ~次世代に夢と希望を拓く予算~

1、次世代に夢と希望を!

- ①次世代育成基金の活用(1,132万円)
青少年が国内外の交流やスポーツ事業への参加を通じ、健やかに成長できるように支援します!
- ②就労支援センター運営(4,235万円)
若者の就労支援の拠点として、産業商工会館2階に開設。状況に応じた就労準備の支援を行います!
- ③いじめ対策の充実(5,222万円)
いじめの早期発見・早期対応を図るため「(仮称)ダイヤルいじめ相談」を開設します!

2、まちづくりを通じ地域経済・地域社会の活性化を!

- ①チャレンジ商店街支援プログラム(4,570万円)
挑戦意欲のある商店街に対し、さまざまな制度で複合的に支援します!
- ②公園等の整備(3,333,248万円)
荻窪にある近衛文麿元首相の旧邸「萩外荘」等を取得し、観光・文化振興へ活用します!

3、安全・安心に暮らせるまちを!

- ①耐震改修促進(7億9,693万円)
- ②防災まちづくり(1億9,464万円)
緊急輸送道路沿い建物の耐震化や水滲集地帯の解消、震災救援所等の不燃化を進めます!
- ③災害時要援者支援対策(6,041万円)
在宅人工呼吸器使用者への支援計画や福祉救援所の充実などを推進します!
- ④特別養護老人ホーム等の建設助成(8億312万円)
- ⑤認知症高齢者グループホームの建設助成(1億6,882万円)
高齢者の状況にあった住まいや施設の整備を進めます!
- ⑥がん検診(6億6,167万円)
早期治療・早期治療のため、すべてのがん検診の自己負担額を500円以下にします!

4、人を育み共につながる心豊かなまちを!

- ①認証保育所運営(12億9,894万円)
- ②保育施設建設助成(2億1,197万円)
待機児童を解消するため、認可保育園の新規開設をはじめとする整備を進めます!
- ③特別支援教育(1億3,993万円)
発達障害、学習障害など特別支援を必要とする子供への、介助員や指導員を増員します!

吉田区議、監査委員として 区立施設の現場監査を実施!

適切な区立施設の運営のために

昨年、監査委員に就任して以来、区の財務執行や各施策が法令に従って適正かつ、合理的・効率的に行われているかを精査してきました。また区立施設に出向き、現場視察も行っています。

済美教育センター

大津市での「いじめ自殺問題」に鑑み、いじめが深刻な社



高井戸第二小学校の附属工事現場を視察しました。この工事が完了すれば、すべての区立学校の附属化が完了します!

工事中の子供達が過剰な仮設校舎は、耐震対策されています! 安心してくださいね!



会問題になっています。そこで区立済美教育センターに出向き、区への対応を視察しました。センターではいじめや不登校等の問題解決に向けて緊急対応チーム「教育S.A.T.」を設け、子供達一人一人に合わせたきめ細やかな対応を行っています。その結果、「いじめ」発覚の約1ヶ月後には約9割が解決に向かっています!

高南通り(補助227号線)整備工事

高円寺地域は、交通パリアフリーの重点整備地区に指定されています。そこで高南通りのパリアフリー化工事を視察しました。現在工事中の桃園川緑地周辺を24年度中に、25年度にはJR高円寺駅南口から青柳街道までを完成させます。人も車も自転車も安全で快適に進行できるようにします!

高円寺純情商店街・LED街路灯設置

高円寺純情商店街は国や東京都、杉並区の助成金を活用し、地域活性化を目的にLED街路灯建設事業を行いました! このように挑戦意欲のある商店街に対し、区はイベント事業や装飾灯建設費の助成、防犯カメラの設置、高円寺阿波踊りや

阿佐ヶ谷七夕祭りへの補助などを行い、総合的な地域経済の活性化を支援します!

認知症対応型グループホーム堀之内

高齢化に対応するため、区が建設を進める特別養老老人ホームやグループホームを視察しました。しかし希望しても、なかなか入所できないのが実態です。特に、介護施設入所を希望する高齢者の入院患者は、非常に苦労する聞きま。施設が決まらなると、退院後、まず介護老人保健施設(老健)に入り、その間に急いで施設を探さよう促されるからです。しかし、老健の入所期間は原則3ヶ月、特養待機者が1,000人を超える杉並区では、いっしょに入所できる方がありません。中には老健を転々とする方もいます。これでは高齢者が、安心して暮らしていきません! 高齢の入院患者を安心して迎えられるよう、介護、医療、行政が連携をし、介護が必要な高齢者の住まいや介護施設の整備を進めてまいります!

PM2.5

杉並区は大丈夫?

中国北京市で発生した大気汚染が、深刻な事態になっています。その中でも、微小粒子状物質・PM2.5を心配する声を耳にします。久我山地域に東京都の観測所があり、区は問題になる以前からPM2.5の測定を続けています。その結果「東京への大気汚染の影響は、特に見られない」と公表しています。今後も都と連携し、国内外の情報収集と適切な観測に努めてまいります!



吉田区議が実現!

不妊治療助成がさらに充実へ!

吉田あい区議が要望し、平成23年度から始まった「杉並区特定不妊治療助成」。平成24年度は320件を超える申請があり、不妊に悩むご夫婦の支援に役立っています。また、不妊治療助成だけでなく、メンタル面でのサポートも行っています。

- ・妊婦を望む方のための基礎講座
- ・個別の不妊専門相談
- ・カウンセリング

また平成25年度からは「不育症」相談も開始予定! 一人で悩まず、お気軽にご相談くださいね!



あいと祖母の

☆ 介護日記 ☆

私には96歳になる祖母がいます。時々、私の名前を忘れたり、食事をした事を忘れたりします。そこで祖母宛てに来る年金や介護保険の手続きは、私か母が代行しています。しかし、高齢者だけの世帯や一人暮らしの場合、この分りにくい手続きがちゃんと出来るのでしょうか。高齢化が進むなか、独居老人や老々介護は、ますます増えて行きます。年金手続きや介護サービス申請が円滑に利用できるよう、申込み窓口を一木化する、手続きを簡略化するなどの工夫が必要です。お年寄りの目線に立った、優しい高齢者施策を提案して行きます!



資料 5
P28

服部良一前衆議院議員を支援して下さる関東の皆様:元秘書の[]です。服部前議員が久々に東京で講演します。主催は服部元秘書の市来杉並区議です。ぜひともご来場ください。

~~~~~  
**市来とも子杉並区議会議員・勉強会**  
**服部良一(前衆議院議員)と語る**  
**アジアとの付き合い方**  
~~~~~

今年6月に発足した「東アジア青年交流プロジェクト」は、次世代の政治を担う若者たちに、東アジアの平和と歴史に対して正面から向き合う機会をつくるために企画されました。発起人の服部良一さん(前衆議院議員)にプロジェクトの趣旨と11月に控えた中国訪問、今後のアジア諸国と日本との外交の展望についてお話しただくとともに、やはり今年8月に発足した民間シンクタンク []

[]をお招きし、日本と東アジア・米国との民間外交の可能性についてお聞きします。

お話:服部良一さん(前衆議院議員)

ゲスト:[]さん(弁護士)

日時:2013年10月13日(日)

14:30 開始 16:30 終了予定 ※開場 14時 ※予約不要

会場:あんさんぶる荻窪 第2教室

JR:荻窪駅西口下車(南側)徒歩3分/地下鉄:丸の内線

荻窪駅西口下車徒歩3分/バス:荻窪駅南口徒歩4分

主催:市来とも子(杉並区議会議員)

<http://ichiki-tomoko.org/>



あなたを、ひとりにしない。

杉並区議会議員

菅野も

現職女性、
最年少、37歳

いちき 市来 とも子

ガンコに人権、真剣に平和

**若者を
全力でサポート**

若者の就職活動を支援しています
「杉並区就労支援センター」を2012年阿佐ヶ谷に開設しました。若者就労支援と、ハローワークを通じた職業紹介を行っています。交通費をかけずに、利用できる便利さが好評です。2013年には8,800人の利用がありました。

**ブラック企業
おことわり!**

区の公共サービスで働く人の労働条件をチェック
区の委託先企業は、2012年から、社労士による調査を受けています(労働環境モニタリング)。「就業規則・労使協定などの労働条件が適正か」「最低賃金が確保されているか」など、働く人へのヒアリングや書類確認を行なっています。

**子どもの
命を守ります**

食物アレルギーの子ども
の誤配・誤飲食を防ぎます
2014年には食物アレルギーの生徒は区内に943名、特に重い症状が出る生徒は106名いました。食物アレルギーをもつ生徒の給食の食器・トレーの色を変更し、わかりやすくしました(2014年から)。

力を入れてきた政策
これまでに

今後の展開

裏面へ
さらに...

「若者支援課」を創設します
これまでの取り組みを広げて、「区内の就業希望者と事業者のマッチング」や「就労支援、生活支援、住宅支援をひとつの窓口で提供すること」をめざします。居場所づくり、ネットワークづくりも行います。それらをスムーズに行うため「若者支援課」の創設を提案しています。

官製ワーキングプアをなくします
区が民間企業などと事業(工事、サービスの提供、物の購入)を委託する際にむすぶ契約を公契約といいます。公契約をむすぶ際に、民間企業などに適正な労働条件を義務づけ、そこで働く人の雇用・労働条件をまもる、「公契約条例」という新しい仕組みを制定します。

子どものアレルギー対策を推進します
もしもに備えて、学校と区内医療機関のアレルギー対応ホットラインを開設します(2015年4月予定)。一人ひとりの子どものアレルギー情報の共有化や、命にかかわるアレルギー反応を発症した際の緊急注射(エピペン)の講習会などを、教職員・保護者などに行います。

いのち、生活、人権を守るのが政治の役割。

THE SHIBUYA SHIMPO

社会新報

2015年4・1(水曜日)号外
発行所
社会民主党全国連合機関紙局
週刊(水曜日発行)
〒166-0014 東京都杉並区高井戸3-43-8 03-3402-0271
電話代表 03-3452-7810 編集 00140-1-3203
●定価160円 ●A用700円 ●送料150円

2015年4月26日(日)は
杉並区議会議員選挙の投票日です。

今後もやります!!



働きたいを実現

労働権、生存権を確保します

- ▶ 「若者支援課」の創設 ▶ 公契約条例を制定し、官製ワーキングプアを防止
- ▶ シニア世代、障がいのある人が自分のペースで働ける就労支援
- ▶ 認可保育園の増設、待機児童ゼロを実現



子育て・子育てを応援



『子どもの権利条約』を守ります

- ▶ 子どもの食物アレルギー対策 ▶ 保護者が病気などの際の緊急一時保育の充実
- ▶ DVや児童虐待などの緊急対応を充実 ▶ ひとり親支援。母子生活支援施設を守る

介護、住まい、まちづくりを支援

安全・安心が
人権の基本です

- ▶ 特養や小規模多機能型居宅介護施設を増設 ▶ 家族介護者支援を充実
- ▶ 高齢者、障がいのある人、低所得者のために安全な住まいを確保
- ▶ 空き家の利活用、防犯対策などを相談できる総合窓口を開設
- ▶ 「すぐには逃げられない人」を守る、地域での防災取組
- ▶ エネルギーの地産地消の推進



自分らしく生きられる社会



ひとりひとりの人権と
平和を大切にします

- ▶ LGBT など多様な性のあり方を尊重 ▶ 障がいのある人の権利と安心を支援
- ▶ ボランティアやNPOの支援・育成 ▶ 犬・猫殺処分ゼロ、虐待ゼロ
- ▶ 地域の平和運動を支援し、世代を超えてつながるネットワークづくり



連絡先

サポーター大募集です

ホームページ、メール、電話などで、ご連絡ください。
電話かけ、ポスティング、ポスター貼りなど
お手伝いいただきたいことがたくさんあります。

プロフィール

1977年8月2日生まれ。宮崎県延岡市出身。現在、本天沼3丁目在住。関西学院大学大学院卒業。研究分野は中世ドイツ思想と東洋哲学。2000年3月から1年かけてインド・チベットはじめ20か国を旅し、世界の貧困問題に関心をもつ。大学院卒業後、社民党衆議院議員の公設秘書をつとめる。その間、デザイン会社を起業、NGOなどで幅広く活動。2011年、杉並区議に初当選。集団的自衛権行使容認に反対する超党派の地方議員456人でつくる自治体議員立憲ネットワーク共同代表。反原発自治体議員・市民連合運営委員。福島の子ども保養プロジェクト・杉並の会で子どもの保養を毎夏実施。趣味は旅、観劇、ティム・バートン監督の映画、『攻殻機動隊』など。犬・猫大好き。

〒167-0032 杉並区天沼3-31-35 柏木ビル2F (八幡通り沿い) Tel 03-5938-0802 Fax 03-5930-0824

E-mail office@ichiki-tomoko.org URL http://ichiki-tomoko.org Twitter @ichiki_tomoko

<http://ichiki-tomoko.org/> @ichiki_tomoko

応援しています



福士敬子

前都議会議員・高井戸東



宮子あずさ

著述業・看護師



雨宮処凛

作家・社会運動家



内田聖子

NGO職員・西荻窪



福島みずほ

社民党副党首



保坂展人

世田谷区長



石川大我

前豊島区議

私たちも応援しています

円より子(元参議院議員)、中川智子(宝塚市長)、上原公子(元国立市長)、永田浩三(武蔵大学教授・善福寺)、笹田ちえ(元杉並区議・成田東)、石崎あつこ(本天沼)、宮田穂栄(文筆業・久我山)、斎藤正明(高円寺北中通り商栄会会長)、細見圭(下井草)、吉田ただとも(社民党党首)、照屋寛徳(衆議院議員)、服部良一(元衆議院議員)

ご寄付・カンパ大歓迎です

【郵便振替口座】

記号番号 00160-2-429757

【口座名義】

市来とも子とともに歩む会

甲 会則

(1) 市民オンブズマンについて

「市民オンブズマン」とは、市民の立場から行政の不正行為や税金の無駄遣いなどを監視し、是正・改善させるために、さまざまな活動をする団体のことです。北欧に普及するオンブズマン制度とは異なり、誰かに任命されたり、権限を与えられている団体ではありません。行政に属する「官製オンブズマン」も宮城県や川崎市、藤沢市などにありますが、市民オンブズマンはそれらとは異なり、市民が自らの意思で自発的に活動する市民運動の一つです。

(2) 設立趣意

日本で市民オンブズマンの活動が始まってから四半世紀を超える歳月が過ぎ、今では全国に80を超える市民オンブズマン組織が活動しています。市民オンブズマンの活動成果として、全国的に行政の「不正行為」や「無駄遣い」などが次々と明らかにされ、行政の体質やあり方が厳しく問われるようになりました。

本来、行政の不正や無駄を監視するはずの監査委員や議会は、十分にその機能を果たしているとは言いがたく、むしろ実態は行政と癒着して共に不正や無駄遣いに走る事例も少なくありません。

杉並区においても、区政はもとより、議員や監査委員に至るまで、活動実績のチェックと不正や無駄遣いに対する是正働きかけが不可欠な状態にあると判断されます。

私たちは憲法12条（この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。）の精神に則り、区政を行政や議会に任せきりにすることなく、自覚的な国民意識を大切に、住民自治を発展させて、公正で活力ある社会の実現を目指します。

具体的な活動内容としては、行財政運営に対するチェック機能とその望ましいあり方について、区民の視点から調査研究し、積極的に提言していきます。

全国に広がる市民オンブズマン組織と連携し、情報公開を徹底させ、納税者の権利として税金の無駄遣いや不正な支出をチェックし、真実を明らかにして、悪質な不正に対しては刑事告発も辞さず、公正で効率的な区政の実現を目指します。

地域周辺の市民運動と連携し、共にネットワークを広めていきます。

(3) 会則

1. 名称 甲

2. 目的と活動内容

- ・ 地方自治に対する住民の監視と参加を促進し、公正で効率的な住民主体の活力ある地方自治を目指します。
- ・ 区政の情報公開を促進し、その実態を厳しくチェックします。
- ・ 会員間の交流と情報交換を行います。
- ・ 特定の党派に偏せず、中立的な立場で行動します。
- ・ 会員への報告・連絡・相談にWeb、印刷媒体等による報告書を作成します。
- ・ 全国市民オンブズマン連絡会に参加します。

3. 運営

- ・ 会員により選出された複数名の幹事が互選によって、会の代表或いは共同代表を決めるとともに、各幹事の役割・分担を決めて会を運営します。
- ・ 幹事は定期的に幹事会を開き、会の運営や活動内容を協議し、報告・連絡等の事務を担当します。
- ・ 幹事の中から、会計及び監事を各一名選出し、監事は当会の会計を監査し総会で報告します。
- ・ 幹事の任期は1年とします。
- ・ 年に一度、総会を開催し、活動内容及び会計報告を行い、会の基本方針、会則や次年度の予算を討議し、複数の幹事を選任します。
- ・ 新会員の承認は幹事会によって行われます。
- ・ 会員は杉並区民を原則とし、区で活動する団体や個人も含めます。

4. 会費

・ 個人

年額 一口 2,000円 (何口でも可)
(学生、学生に準ずる方等は、1,000円)

・ 団体・法人

年額 一口 3,000円 (何口でも可)

・ 賛助会員 (区民に限らず、会の趣旨に賛同し、活動を支援し報告を受ける)

年額 一口 1,000円 (何口でも可)

(4) 設立

2007年12月1日

事務局

・ 会則改定

2010年9月1日

2012年9月20日

2014年7月19日

(注)
監査対象とした請求事項は、欄外に項目名と番号を付してその当該個所を明示した。

2015年4月30日

杉並区監査委員御中

杉並区議会田中ゆうたろう議員に対する平成25年度政務活動費に関する措置請求書

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

1. 請求の趣旨、理由及び事実証明書

別紙の通り

2. 請求人

甲

〈請求の趣旨〉

田中ゆうたろう杉並区議会議員の2013（平成25）年度政務活動費収支報告書を検討したところ、法令等に反する以下の違法・不当な支出があることが判明した。田中ゆうたろう議員に対して速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告をすることを求める。

違法・不当な支出の合計	186,855円
内訳タクシー料金	89,790円
書籍購入代	52,465円
駐車料金	44,600円

〈請求の理由〉

請求の趣旨に記載した 186,855円について、これが違法であり返還を要する理由は次のとおりである。

第一 違法である理由

- 1、区政との関係が不明であり、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」に違反する。
- 2、タクシー利用料金 89,790円、書籍購入代52,465円、駐車料金44,600円は〈政務活動に要する経費・同細目〉に違反する。

(事実証明書)

タクシー代—1▽

1、田申ゆうたろう議員の区民意見聴取は全てタクシーを利用して行なわれた。

地下鉄で行けば南阿佐ヶ谷—表参道は200円、南阿佐ヶ谷—日本橋は240円である。しかし、田中議員はそれぞれタクシーを利用し、3,950円、8,180円を政活費で払った。公共交通機関を利用すれば安価で行ける所を、公共交通機関と比較するとはるかに高額なタクシーを安易に利用することは、地方自治法第二条⑭の「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という規定に反している。また、タクシー利用をすべて「区民意見聴取」と書いてあるのみで、田中議員から説明がなく、区政にどのように反映されたかも不明である。

田中ゆうたろう議員のタクシー利用回数は61回あり、すべて区民意見聴取のためとしている。利用した61回のうち、和田1丁目の自宅からタクシーに乗って出かけたのが49回あった。

自宅（和田1丁目）—中野駅が26回、タクシー運賃は710円、880円、1,790円の時があった。高い時は深夜に利用したのだろうか。

自宅（和田1丁目）—阿佐ヶ谷駅が7回、自宅—高円寺駅が5回あった。近場でも自宅から安易にタクシーを利用している。

区民意見聴取とあるが、出かける駅名が書いてあるだけで、場所が特定できたのは、あんさんぶる荻窪（4月18日）、桃井原っぱ公園（5月12日）、杉並会館（5月23日）の3か所だけである。

区民意見聴取と書くだけで、田中議員は、タクシー利用が認められると思っているのだろうか。ましてや、税金を使つての利用となれば、もっと慎重にすべきである。

さらにタクシーを利用した場所をみると、横浜公園、阿佐ヶ谷—表参道、自宅—新宿御苑、自宅—日本橋等、区民意見聴取としては不自然な場所である。

【平成24年度政調費に関する住民監査請求（その5）の監査結果】で、監査委員の判断として、「それらの政務調査活動が行われていないのではないかという疑念を抱かせるものとなっている」と書いてあるが、25年度も同様に疑念を抱かせる利用状況であり何ら改善されていない。

政務活動費の〈政務活動に要する経費・同細目〉によれば、タクシー利用については可能な限り他の公共交通機関を利用する」と明記し、安易なタクシー利用は認められない。

以上の理由からタクシー利用料金 89,790円の返還を求める。

4月6日（横浜市に出かけ）関内駅－横浜公園－関内駅の1,420円
4月7日、荻窪－四谷3丁目まで1,970円（地下鉄で行けば200円）
4月9日、阿佐ヶ谷－表参道まで3,950円（地下鉄で行けば200円）
4月18日、吉祥寺－あんさんぶる荻窪、1,880円（JRで行けば150円）
5月1日、自宅（和田1丁目）－四ツ谷3,360円（迎車代400円を含む）、
5月4日、自宅－新宿御苑2,870円
5月6日、自宅－東新宿1,610円
5月9日、自宅－新宿御苑2,600円
5月10日、自宅（和田1丁目）－日本橋8,180円（地下鉄で行けば240円）
5月11日、自宅－阿佐ヶ谷、1,430円
5月12日自宅－桃井原っぱ公園、2,330円
5月23日、自宅－荻窪（杉並会館）2,060円
5月25日自宅－中野駅、710円
5月27日自宅－中野駅、710円
5月28日自宅－中野駅、710円
5月29日自宅－中野駅、710円
7月3日自宅－中野駅、710円
7月3日、自宅－高円寺1160円
7月4日、自宅－中野駅、710円
7月8日、自宅－中野駅、710円
7月10日、自宅－中野駅、710円
7月17日は、2回利用した。
 自宅－中野駅、710円
 自宅－高円寺1250円
7月22日、自宅－中野駅、710円
7月23日、自宅－中野駅、710円
7月24日、自宅－中野駅、710円
7月27日、自宅－中野駅、1790円
7月31日、自宅－中野駅、880円
8月2日、自宅－中野駅、710円
8月3日は3回利用した。
 自宅－阿佐ヶ谷、1,700、
 阿佐ヶ谷－荻窪、1,070円
 自宅－高円寺、890円
8月6日、自宅－中野駅、710円
8月7日自宅－中野駅、890円

8月8日 自宅－中野駅、890円
8月9日 自宅－中野駅、800円
8月10日、自宅－荻窪、往復、3,580円
8月12日 自宅－中野駅、890円
8月13日 自宅－中野駅、890円
8月14日 自宅－中野駅、890円
8月15日 自宅－中野駅890円
8月16日、自宅－阿佐ヶ谷、1,160円
9月13日、自宅－阿佐ヶ谷、1,250円
10月11日、自宅－中野駅、710円
10月12日、自宅－阿佐ヶ谷、1,160円
10月15日は3回利用した。
自宅（和田1丁目）－永福町1,520円
自宅（和田1丁目）－荻窪1,970円
永福町－和田1丁目1,610円
10月19日、自宅－阿佐ヶ谷、1,340円
10月26日、自宅－荻窪、1,820円
12月8日は3回利用した。
自宅－阿佐ヶ谷、1,340円
阿佐ヶ谷－和田1丁目（自宅がある）、1,340円
自宅－高円寺、1,070円
12月15日は2回利用した。
自宅－中野駅、710円
自宅－中野駅、710円
12月18日は2回利用した。
自宅－阿佐ヶ谷、1,250円
自宅－新宿御苑3,140円
2月6日、阿佐ヶ谷－和田1丁目（自宅がある）、1,430円
2月10日、自宅－中野駅、710円
2月14日、自宅－高円寺、1,160円
△ 2月22日、自宅－新宿御苑2,600円。以上、89,790円の返還を求める。

書籍－1▽

2、田中ゆうたろう議員の書籍購入

政務活動費内の資料購入費であるから、議員活動の範囲に関係する書籍でなくては
いけない。《資料購入費》について、〈政務活動に要する経費・同細目〉によれば
「議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費」と規定して
いる。

田中議員のホームページには、

【2015年02月22日、娘のおむつを替えながら

私事ですが、我が家には生後9か月になる娘がいます。この頃、這い這いを覚え、
本や書類を破る、仏壇にいたずらするなど、我が家は毎日が戦争のようです。】と
書いている。

このHPからわかるように、自身の育児に関する書籍も多く含まれている。よって以下の書籍は、〈政務活動に要する経費・同細目〉に違反し、区政との関係が不明であるため、

書籍購入代52,465円返還を求める。

- ・百人一首今昔散歩5/1、899円
- ・兼好さんの遺言
- ・徒然草 (2冊) 5/5、2,835円
- ・爆笑問題と考えるいじめという怪物
- ・DVD EXILEフィジカルトレーナーが教える1日3分体幹トレーニング・
- ・池上彰 の選挙と政治がゼロからわかる本 (3冊) 6/11 2,562円
- ・太陽の地図帳
- ・縄文美術館
- ・清少納言 (3冊) 6/7 5,880円
- ・池上彰の知らないと恥をかく世界の大问题42
- ・七日間で突然頭が良くなる本
- ・35歳までのお金の教室 (3冊) 6/23 3,048円
- ・顎を引けば身体が変わる
- ・超整理法 (2冊) 6/2 61,596円
- ・世界で一番美しい元素図鑑 (4冊) 6/29 7,980円
- ・しなやかな仕事術 7/2 2,798円
- ・新編はじめてのニーチェ 8/2 2,840円
- ・人の話は9割きくな 9/1 1,999円
- ・子供を伸ばす父親ダメにする父親 (10冊) 10/3 8,789円
- ・真っ当な日本人の育て方
- ・三歳までの子育てに大切なたった5の事 (3冊) 10/21 3,675円
- ・人生の基盤は妊娠中から三歳までに決まる10/23 1,365円
- ・安心の子育て
- ・子育ての出発 (2冊) 10/28 2,100円
- ・アースダイバー 1/4 1,890円
- ・歌と宗教
- ・本当はこんなに楽しい奥の細道
- ・日めくりカレンダー平成26年度 (3冊) 1/13 2,543円
- ・永遠の0と日本人 1/27 840円
- ・デスクダイアリーカジュアル3
- ・能、ドラマが立ち現れるとき (2冊) 1/27 3,276円
- △ ・100分で名著風姿花伝 2/21 550円

駐車料金—1▽

3、田中ゆうたろう議員の駐車場料金（広聴広報費）の支払い

杉並区議であるから広聴広報活動も基本的に杉並区民が対象である。しかし、支

払った駐車場代金の領収書を調べると、杉並区外が俄然多い。全駐車場で64回の内、区外39回、区内25回である。

真夜中にかけて広聴（1月12日方南町で21時19分から翌0時07分）したり、泊りがけで江東区牡丹3丁目に3回行った。品川プリンスホテル、千葉県松戸駅等でも区民意見聴取を行ったとしているが、杉並区議として、何故に、遠方まで、また、夜遅くから翌朝まで区民意見聴取を行ったのか。

【平成24年度政調費に関する住民監査請求（その5）の監査結果】（以後、結果書）
P15に「駐車場使用料については、区民意見聴取、区民相談等としては時間帯や時間数からみて不自然な面があり、それらの政務調査活動が行われていないのではないかという疑念を抱かせるものとなっている」と、監査委員の判断が書いてあるが、25年度も同様、疑念を抱かせる利用状況である。

下記の駐車料金は、政務活動費としての適正な支出とは認めがたい。よって
44,600円の返還を求める。

4月	7日	井の頭公園	21:31~22:52	500円
	16日	中野	09:22~09:51	300円
5月	5日	荻窪タウンセブン	14:57~17:45	1,600円
	5日	荻窪駅	17:49~21:19	2,000円
	12日	飯田橋	13:51~16:4	1,500円
	16日	愛住町	14:51~15:23	600円
	30日	中野4丁目	19:10~19:41	800円
6月	14日	中野ロイヤルホスト	13:24~16:22	1,800円
7月	11日	本郷郵便局	12:22~12:52	300円
	12日	笹塚第7	19:32~21:51	1,200円
	15日	揚場町（飯田橋）	14:14~17:15	1,300円
	15日	祐天寺	18:08~21:49	800円
	16日	牡丹 第71江東区	15日22:44~翌06:11	800円
	17日	中野第3	20:51~22:09	400円
	18日	牡丹第7	17日22:55~18日06:22	800円
	20日	牡丹第7	19日22:55~20日07:57	1000円
8月	10日	松戸駅	10:35~14:39	1,200円
	11日	赤坂8丁目	17:12~18:20	1,200円
	16日	FJ明大前	15日13:50~16日00:57	6,800円
	27日	赤坂8丁目	16:48~17:09	600円
	27日	築地	17:49	300円
	30日	赤坂8丁目	18:56~19:05	300円
9月	4日	南烏山4丁目	17:40~20:40	1,200円
	7日	飯田橋1丁目	12:49~13:30	600円
	7日	外神田	14:37~15:14	600円
	9日	三番町	18:17~18:29	200円
	17日	赤坂8丁目	15:50~16:22	600円

17日	国分寺南町3丁目	19:03~20:29	600円
19日	明治大学	19:01~19:21	200円
21日	牡丹3丁目	17:04~17:33	200円
10月17日	品川プリンスホテル	18:17~19:26	1500円
23日	銀座	15:06~17:22	1,500円
25日	中野	22:15~23:06	100円
25日	池上	16:33~16:41	100円
11月6日	西新宿	11:17~12:10	600円
18日	中野4丁目	12:32~14:22	2,400円
12月26日	西新宿第一	15:38~18:54	2,000円
1月11日	東中野	18:08~19:50	1,200円
12日	方南町駅	11日21:14~12日00:57	2,300円
2月11日	中野4丁目	12:34~13:46	2,000円
12日	中野中央	17:06~17:37	600円
以上合計金額			44,600円

△

第二 まとめ

田中議員の政務活動費からの支出については、〈政務活動に要する経費・同細目〉に違反した支出が多くある。厳格な監査を求める。

1、監査委員も総務部総務課も疑念を持った田中議員の支出

【平成24年度政調費に関する住民監査請求（その5）の監査結果】（以後、結果書）P15に「駐車場使用料については、区民意見聴取、区民相談等としては時間帯や時間数からみて不自然な面があり、それらの政務調査活動が行われていないのではないかとという疑念を抱かせるものとなっている」と、監査委員の判断が書いてある。

さらに、総務部総務課は抗弁書の中で今回の措置請求書の記載には提出された報告書に対し不信感を生じさせる点が指摘されていることから、この点については、議員個人の自己検査や議長の調査権の中で正否を明らかにすることを望むと述べている。

監査委員が「田中議員の説明では、いずれも、疑念を払拭するに足るものとはなっていないといわざるを得ない」と、述べているように、25年度も多くの疑念がある。24年度の政調費に関しては疑念があるにもかかわらず監査委員は「いずれの支出も違法・不当とまでは言うことはできない」として、監査結果書P13に書いてある通り、「請求人の主張は理由がないものと認め、棄却する」とした。

監査委員は「疑念があると認め」たにもかかわらず、請求人の主張を棄却し、監査の中で疑念を払拭するための調査を厳格に行わなかった。

II、監査委員は請求人に証拠の提出を求めた

結果書P15で、「請求人の主張をみてみると、その主張を裏付ける具体的な事実の適示や証拠の提出があるわけではない」と、監査委員は、疑念がある事実に対し、請求人に証拠の提示を求めた。請求人の立場からすれば、監査委員の仕事とは何だ

ろうかと、疑問を持つ。請求人に証拠提出を求めることは、監査委員としての責任放棄であり、職務に対し、厳格に対処していない態度である。

監査委員に対して、地方自治法に規定された法の番人としての役割を果たすことを求める。

Ⅲ、一般市民・区民の調査には限界がある。

請求人は、一般市民・区民の立場から政活費の「違法若しくは不当な公金の支出等」の検証を行うが、それは、主として閲覧可能な収支報告書や添付された領収書等の証明書及び政務活動の成果等について開示された区政報告書、視察・研修報告書等に拠るものであり、当然の事として、その検証には、限界がある。請求人は実際に議員事務所を訪問したり、記載されている場所の調査等の確認作業を行っているが、多くの場合、それらの収支報告書等に記載・開示されている情報は、限られており、又、その情報の当否を調査・判断することに、難しさが伴うものが多いため、住民監査請求を提出しているのである。

一方、地方自治法第199条8項「監査委員の職務権限」の規定及び区の政務活動費の交付に関する条例第11条「議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努める、」との規定に拠り、請求人は、監査委員が、監査のために必要があると認めるときは、関係人である区議会議長に調査を依頼し、会派・議員からの明確な情報の開示を得ることが出来ると解し、監査委員が、更なる情報を得て、公正な観点から政活費の使途の合理性・妥当性の判断をすることを求めるのである。

Ⅳ、今までに、議長の調査に誤りがあり、議員が虚偽（嘘）の報告をしても、監査委員は事実を厳格に検証しなかった。

区議会議長の調査に瑕疵があった場合はどうするか。また、調査の折、議員が正確に情報を提示せず、虚偽（嘘）の報告を行った場合、監査委員は事実を正確に把握するためにどんな検証を行っただろうか。

田中議員は「明治大学大学院ガバナンス研究科学費及び諸費用947,500円」を平成23年度の政務調査費から支出したが、入学後、20日余り通学した後、特段の事情もなく、2012（平成24）年4月1日に休学し、2013（平成25）年9月19日に中途退学をした。

ところが、田中議員は中途退学したことを公表せず、2014（平成26）年5月22日まで隠していた。

2013（平成25）年4月30日に、区民が住民監査請求を出し、学費等の返還を求めた。住民監査請求は受理され、監査期間中に、与島正彦区議会事務局長と井口かづ子杉並区議会議長が、田中議員の通学を前提として、聴き取り等の調査を行った。

井口議長の聴き取り調査の中で、田中議員は「同専門職大学院には、公共政策の調査研究を目的として入学し、以降通学するものであり、実際に本学で習得した公共政策に関する知識をもとに、政策作成・提言を行い、議員活動に反映している。よって、支出は正当である」と説明した。田中議員はすでに休学して1年以上経っているにもかかわらず、井口議長に対し、嘘の説明をしたのである。

調査の結果、田中議員の虚偽の説明を鵜呑みにして、与島正彦区議会事務局長は、抗弁書の中で、井口かづ子杉並区議会議長は政務調査費に係る調査について（回答）の中で、「**区政に関する調査研究に必要な経費として認められる**」とした。

2013（平成25）年6月24日の監査で小林英雄・岩崎英司両監査委員は

「本件において、田中議員は、平成18年東京高裁判決と同じ明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科に籍を置き、公共政策などについて学んでおり、上記判例の趣旨から見ると、同大学院の学費に係る政調費の支出について、違法又は不当とすべき点は見当たらない。」「使途基準に照らしてみれば、政務調査費としての本件支出が違法・不当とするまでの事情は認められない」と判断した。

V、証拠書類の提出を求めなかった監査委員

田中議員から通学していることを証明する証拠書類等の提出は一切ない。高額な947,500円という学費等を払いながら、大学院で学んでいるという証拠書類等の提出を求めず、田中議員からの虚偽（嘘）の説明だけで、与島議会事務局長、井口議長、小林・岩崎両監査委員が調断をしたことは大問題であり、この監査には大きな瑕疵が残った。

結果書P15で、「請求人の主張をみてみると、その主張を裏付ける具体的な事実の適示や証拠の提出があるわけではない」と請求人に証拠の提出を求めたが、議長・監査委員共に田中議員から証拠の提出を求めなかったのは何故か。政調費条例11条で「政調費の適正な運用を期すため」に議長の調査権がある。適正な運用がなされているかどうかを確認するために、議長・監査委員が証拠書類の提出を求めるべきであった。証拠書類の提出を求めずに、田中議員からの虚偽（嘘）の説明だけで、監査判断を下したことは、職責を十分に果たしていなかったことになる。

VI、再度の調査で事実（田中議員の退学）が明らかになった。しかし、監査はしなかった。

2014（平成26）年4月30日に平成24年度政務調査に関して住民監査請求が提出され、再度、田中議員の947,500円の学費等について監査を求めた。

監査期間中の2014（平成26）年5月22日、大泉時男議長の調査の中で、田中議員が「大学院は諸事情により2012（平成24）年4月1日休学の上、2013（平成25）年9月19日中途退学したが、受講やゼミ参加のため休学前は20日以上、休学後も随時通学し、自身の政策研究に資していた。」と説明し、休学、退学が明らかになった。

小林・岩崎両監査委員は休学、退学のことが明らかになったにもかかわらず、返還を求めるところか、

2014（平成26）年6月26日の監査の結果、

明治大学大学院の学費等947,500円については、昭和62年の最高裁の判例に基づいて、「一事不再理の法理により、監査の対象外とした」と、決定した。

裁判でも新たな事実が判明すれば、再審を行う。

しかし、杉並区の監査は、

◎井口議長・与島議会事務局長が事実を見抜けなかった。

◎田中議員が虚偽の報告をした。

◎監査委員は証拠書類を求めず、虚偽報告に基づいて監査をした。

◎事実が明らかになったが、「一事不再理の法理」と監査委員が判断して、明らか
な事実について監査すらしなかった。

杉並区の監査の歴史に田中議員の「明治大学大学院ガバナンス研究科学費及び諸費用947,500円」に関する件は、大きな汚点を残した。

大学院の諸学費947,500円を政調費から支出したが、田中議員が大学院に20日余りの通学で中途退学した事実が明らかになった。田中議員は自ら947,500円を自主的に返還すべきである。杉並区には学費に困っている子どもがたくさんいる。税金はこの子らの学費として生かされることを望む。

VII、証拠に基づいた厳格な監査を求める。

監査委員、議長、議員、事務局等は公金に対し、厳格な態度で対処しているだろうか。3年間、田中議員の政務活動費（政調費）の住民監査請求があったが、現在のよ
うな監査の下では（大学院を中退しても学費を税金で払うことを認める監査委員の
寛容な判断、疑念があっても返還を求めない監査委員の判断等）いつまでたっても
改善はなされない。

今回こそ、疑念がある場合は、証拠を田中議員から提出させ、議長の真実を求め
る調査、及び監査委員の厳格な監査を求める。監査委員は地方自治法に規定された
法の番人としての役割を果たすことを求める。

2015年4月30日

(注)
監査対象とした請求事項は、欄外に項目名と番号を付してその当該個所を明示した。

杉並区監査委員御中

杉並区議会の公明党と公明党議員に対する2013（平成25）年度政務活動費に関する措置請求書

公明党議員（山本ひろこ議員	川原口宏之議員
横山えみ議員	大槻城一議員
北 明範議員	中村康弘議員
島田敏光議員	渡辺富士雄議員）

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

1. 請求の趣旨、理由及び事実証明書

別紙の通り

2. 請求人

甲

〈請求の趣旨〉

杉並区議会の公明党と公明党議員の2013（平成25）年度政務活動費収支報告書（平成26年8月27日収受）を検討したところ、法令等に反する以下の違法・不当な支出があることが判明した。各議員・会派に対して速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告をすることを求める。

違法・不当な支出の合計 2,336,372円

内訳

1000番山本ひろこ議員	283,500円
2000番川原口宏之議員	240,141円
3000番横山えみ議員	368,521円
4000番大槻城一議員	181,599円
5000番北 明範議員	425,225円
6000番中村康弘議員	57,000円
7000番島田敏光議員	178,860円
8000番渡辺富士雄議員	535,875円
9000番公明党	65,651円

〈請求の理由〉

請求の趣旨に記載した 2,336,372円について、これが違法であり返還を要する理由は次のとおりである。

第一 違法である理由

- 1、2,336,372円は〈政務活動に要する経費・同細目〉に違反し、法令等に反する違法・不当な支出である。
- 2、按分率等の根拠が不明で、私的部分が混在し、〈政務活動に要する経費・同細目〉に違反し、実態に即した支出となっていない。
- 3、区政との関係が不明であり、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」に違反している。

（事実証明書）

- 1、《広聴広報費》公明党議員のHP代について

HP代についてはさまざまであるが、最高額は公明党・北明範議員の按分90%375,300円であり、最少額は自民党・浅井くにお議員、按分50%、5,000円である。

しかし、議員のなかには、HPを持っているが、HP代を計上しない議員もいる。

HP代を計上している議員は15名、会派では無所属区民派（けしば・新城議員）の按分50%で64,572円、共産党（区議団としてのHP、くすやま・鈴木・原田議員）按分50%で232,728円である。

按分90%で高額なHP代を計上しているのは公明党の議員だけである。さらに、HP代の経費の高い議員5人のうち、3人が公明党議員である。

按分80%の議員が3人、75%が1人、70%が1人、他は50%である。

「政務活動に要する経費・同細目」では「HPの作成及び維持管理経費は、実態に即して

按分する」と、規定している。安易に公明党議員は按分90%と書いているが、HPの更新が少ない場合は、実態がないので按分はできない。安易に按分率を決めるのではなく、根拠になる説明を求める。

ホームページ1 ▽

1000番公明党・山本ひろこ議員

HP作成費按分90%、合計283,500円の返還を求める

(2月20日HP作成費315,000円×90%=283,500円を支出)

杉並区議会HP→議員紹介→山本議員の欄に行き、以下のHPを開けた。

ホームページ	http://www.komei.or.jp/km/h-yamamoto/
--------	---

いつも笑顔で！あなたのために！ 山本ひろこ
杉並区議会公明党

山本ひろこのホームページをご覧いただきありがとうございます。
す。

ホームページを移転しました。今後はこちらへアクセスをお願い
いたします。

<http://smile-omoiyari.com>

区議会公式HPに登録してある山本議員のHPウェブアドレスでは2012年の記事である。

「ホームページを移転しました」と書いてあるが、山本議員は区議会公式HPから、現在のことを発信しているHPに即、つながらないような杜撰なHP管理である。

今、住民監査請求している平成25年度について、

<http://smile-omoiyari.com>

で、検索してみると、

年末のご挨拶 2012年12月31日日常 (これは平成24年度の記事である)

平成25年度に関する記事は、1年後の

新年会スタート2014年1月6日日常

杉並区賀詞交歓会2014年1月7日日常

公明党東京都本部新春賀詞交歓会2014年1月10日日常

震災救援所防災訓練2014年2月10日視察

水道栓を使用する初期消火器具の視察2014年2月25日視察

もうすぐホームページ新規オープン2014年3月11日日常



ホームページ新規オープンにむけて、練習中です。

(注) HPに公明党代表山口那津男の新聞が大きく掲載されている。

ホームページが新しくなりました2014年3月30日ブログ



ホームページが新しくなりました。(注、山本区議と横山区議の写真)

以上が平成25年度に関するブログである。

7回の更新で、区議としての記事はわずかである。これらの記事に対し、2月20日HP作成費315,000円×90%=283,500円を支出した。公明党の記事も多く、按分率は90%ではない。HPウェブアドレスの杜撰な管理、また、更新回数も少なく、公明党の記事が多い状態にもかかわらず283,500円を政務活動費(税金)から支出した。山本議員には公金からの支出という緊張感があるだろうか。

〈政務活動に要する経費・同細目〉ではHP代について、「実態に即して按分する」となっている。

HP更新回数、内容から見て、按分90%は〈政務活動に要する経費・同細目〉に違反している。HPの作成にかかった費用315,000円×90%=283,500円の返還を求める。

△

ホームページー2 ▽

3000番公明党・横山えみ議員、按分90%、合計56,700円

12月31日と3月31日にそれぞれ

HP作成・インターネットサーバー管理費31,500円×90%=28,350円を支出した。

公明党の議員だけが説明もなく、按分率90%である。HPを見ると90%とする根拠がわからない。

按分率90%の根拠の説明を求める。記事の内容からして90%の按分は認められない。HP

△

代、56,700円の返還を求める。

ホームページー3 ▽

5000番公明党・北明範議員、按分90%、合計375,300円

(内訳6月21日、HP作成費用の90%、359,100円、

12月12日プロバイダー更新料の90%、16,200円、合計375,300円を支出)

杉並区議会議員のなかでは最高のHP代である。また、按分率90%については説明もない。

北議員のHPは、平成25年度に該当する記述は、・実績(5回)、・議員質問(6回)、・活動報告は月日を書いてないので、いつの記事であるか、不明である。Face bookは6月～3月で74回更新。

各議員のHPを見ているが、政活費の計上がない議員もいる。北議員のHP代は杉並区議会議員のなかで最高額であるが、按分率、記事の内容等からして、最高額の記事に値しない。

△

よって、HP代、375,300円の返還を求める。

ホームページー4 ▽

8000番公明党・渡辺富士雄議員、按分90%、合計340,200円

月額31,500円×90%×12か月=340,200円を支出

毎月HP代をR&D I SHIWATAに払っているが、4月から12月まで9か月間にHP代を28,350円×9か月=255,150円を払いながら、1回も記事をアップしていない。

渡辺議員がHPをアップしたのは、1月1日、1月14日、3月11日の3回だけである。

平成25年度に該当する記事は、26年1月1日から始まり、内容は以下のとおりである。

t' s starting Now

2014年01月01日



みなさま、新年明けましておめでとうございます

昨年はたくさんの励ましと応援を頂きながら、無事1年を終えることができました
心より感謝申し上げます、ありがとうございました

さて、ブログの更新も随分滞ってしまいましたこと、深く反省しております

これからは出来る限り更新をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します

昨年6月に杉並区議会 副議長の大任を拝し、区民福祉の向上と区政発展のため議会運営に
微力ではありますが尽力させていただきました

現在、まちづくり、防災対策、文化スポーツ施策、高齢者施策について具体的な取組みをし
ているところです

ライフワークとも言える大きな事業もありますので、今後は随時ご報告をしていきたいと思
っています

本年は公明党結党50周年の佳節の年です

「大衆と共に」との立党精神を改めて心に刻み、新たな決意で駆け抜けていきます

我がまち杉並から将来への夢と希望を発信していく1年となるよう、今年も全力で頑張ります！

みなさま、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます

上記の記事が、平成25年度の初めての記事である。

3回の更新で340,200円をHP代として払ったので、1回のアップが113400円である。上記の新年のあいさつ文に対し113,400円を払った。区政に対する内容がなく、年賀のあいさつ、公明党についての記事である。

〈政務活動に要する経費・同細目〉では「HPの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する」と、規定している。渡辺議員はHPの更新が少なく、実態がないので按分はできない。安易に按分率を決めるのではなく、根拠になる説明を求める。杉並区議の中で、3回の更新で340,200円を払ったのは渡辺議員だけである。

渡辺議員のHP代は「政務活動に要する経費・同細目」に違反しているので340,200円の返還を求め

II、《調査研究費》ガソリン代と月極駐車場代について

ガソリン代と月極駐車場代について、以下の理由で〈政務活動に要する経費・同細目〉に違反しているため認められない。返還を求める。

〈政務活動に要する経費・同細目〉では

《調査研究費》については、「区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む）及

び調査委託に要する経費」と規定している。

また、「自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費」は認められていない。ガソリン代は、議員の買うガソリン代が調査研究費ではなく、調査研究のために必要なガソリン代が、政務活動費からの支出として認められるのである。そのため、議員は購入したガソリンの使用実態について、例えば、「自動車利用記録簿」等の提出をして、「政務活動に利用した」という説明が必要である。

交通費について「政務活動交通費記録簿」は、1駅間の利用であっても、経路と使用目的を必ず記入しているので同様にすべきである。

ガソリンを購入した全議員が、安易に按分50%と書いて支出しているが、政務活動として利用したという説明は一切ない。なぜ、ガソリン代50%が政務活動なのか、公金からの支出であるから、当然、議員は説明すべきである。

月極駐車場代であるが、自動車の購入には私有であろうと、借用であろうと、駐車場を有することが、法的に必須条件である。つまり、議員であろうと、なかろうと、車の所有者は必ず駐車場を有しなければならないのである。議員から、月極駐車場代が、議員の政務活動として利用したことを証明した説明はない。月極駐車場代の賃貸契約書を提出し、安易に按分50%と書いているのみである。

以上のべたように、ガソリン代、月極駐車場代について説明もなく、安易に按分50%として支出することは〈政務活動に要する経費・同細目〉に違反しているので、返還を求める。

各議員の購入したガソリン代は全て按分50%の額である。

ガソリン代—1▽	2000番公明党川原口宏之議員	月極駐車場代は15,000円×12か月＝180,000円である。
月極駐車場代—1▽		領収書貼付用紙に「ガソリン購入額×按分1/2」と書いてあるだけで利用説明はない。
		ガソリン代は購入額の50%、60,141円で 14回給油した。
		8月12日は茨城県つくば市東新井12-2セキショウカーライフKKで58Lを給油したが、つくば
		市に行った理由と区政との関係については説明がないので政務活動と確認できない。
△		<u>月極駐車場代180,000円+ガソリン代60,141円＝240,141円の返還を求める。</u>
ガソリン代—2▽	4000番公明党大槻城一議員	
		ガソリン代について領収書貼付用紙には「50%」と書いてあるだけで、利用説明はない。
		ガソリン代は購入額の50%、33,263円、19回給油した。
		8月16日福島県いわき市常磐西郷町金山で13時35分、23.6L 3587円の50%、領収書貼付用紙
		の備考欄に「50%、3,587÷2＝1,793」と書いてあるだけである。いわき市に行った説明は
		ない。視察報告書の提出がないので、視察ではない。区政との関係も不明である。
		【7月29日（2,256円）、8月13日（1375円）、8月16日（1763円）夏休みにこまめに給油して
		いる。また、12月13日（2274円）、12月26日（2268円）、1月4日（1216円）、1月8日（2400
		円）と年末年始にこまめに給油をしている。政務活動の説明はない。
△		<u>ガソリン代33,263円の返還を求める</u>
ガソリン代—3▽	5000番公明党北 明範議員	(添付資料1)
		北議員の「政務活動交通費記録簿」はバス、タクシー、鉄道が混在して記入しているので、

それぞれの金額を確認することは至難の業が必要である。それとガソリン購入があるので、交通費についての透明性に欠ける。

ガソリン購入については領収書貼付用紙の備考欄に「調査研究費（ガソリン代）の50%」と、書いてあるだけで、利用説明はない。

ガソリン代は購入額の50%**49,925円、21回給油した。**

【7月17日（2653円）、8月5日（3063円）、8月12日（1914円）、8月24日（2950円）と、夏にこまめに給油している。北議員のHPを見ると、8月16日に箱根旅行の写真が掲載されていた。

年末年始、12月12日（1500円）、12月15日（2031円）12月25日（2754円）、1月14日（2651円）とこまめに給油している。】

請求人は議員が私的にガソリンを使うことに異論はない。しかし、議員活動と私的利用が混在して、議員活動としての利用を明確に区分していないことが問題であると指摘しているのである。「自動車利用記録簿」等の提出をして、「政務活動に利用した」という説明を、ぜひ、求める。

△ ガソリン代49,925円の返還を求める。

ガソリン代—4▽ 6000番公明党中村康弘議員

領収書貼付用紙の備考欄に「ガソリン代50%」と書いてあるだけで、利用説明はない。

ガソリン代は購入額の50%**57,000円 42回給油（7月1日～8月23日間に10回給油）した。**【7月1日（1500円）、7月6日（1500円）、7月13日（1500円）、7月18日（1500円）、7月24日（1500円）、8月1日（2000円）、8月7日（1500円）、8月14日（1500円）、8月23日（1500円）と、夏にこまめに給油している。】

利用説明もなく、夏に偏って利用した説明もない。

請求人は議員が私的にガソリンを使うことに異論はない。しかし、議員活動と私的利用が混在して、議員活動としての利用を明確に区分していないことが問題であると指摘しているのである。「自動車利用記録簿」等の提出をして、「政務活動に利用した」という説明を、ぜひ、求める。

△ ガソリン代57,000円の返還を求める。

ガソリン代—5▽ 7000番公明党島田敏光議員 月極駐車場代**9,000円×12か月=108,000円**（添付資料2）

領収書貼付用紙備考欄に「ガソリン代1/2」と書いてあるだけで、利用説明はない。

ガソリン購入額の50%**44,142円、14回給油**（カード決済なので購入月と支払付きが異なる）**7月7日埼玉県秩父郡横瀬町で18時00分に6750円（45L）給油**（領収書貼付欄にはガソリン代1/2と書いてあるのみで、秩父と区政との関係について説明はなく、不明である。

8月3日は小涌園で6012円（36L）給油した。

「小涌園」をインターネットで調べると「箱根小涌園」または「鳥羽小涌園」が出てくる。両方とも観光地で有名である。島田議員が小涌園に行った説明はないので、区政と小涌園の関係は不明であり、ガソリン代を政務活動費で支出することは認められない。

7月17日（3375円）、8月3日小涌園（3006円）8月13日（3061円）給油した。

平成24年度も8月10日、12日、23日に3回で13,021円給油していた。

請求人は島田議員が私的に小涌園に行く事には、もちろん異論はない。しかし、議員活動と

私的利用が混在して、議員活動としての利用を明確に区分していないことが問題であると指摘しているのである。「自動車利用記録簿」等の提出をして「政務活動に利用した」という説明を、ぜひ、求める。

△ ガソリン代57,000円+月極駐車場代108,000円=165,000円の返還を求める。

ガソリン代—6▽ 8000番公明党渡辺富士雄議員 月極駐車場代11,500円×12か月=138,000円

月極駐車場代—3▽ 領収書貼付用紙の備考欄には「1/2」と書いてあるだけで、利用説明はない。

ガソリン代は購入額の50% 32,695円を支出、11回給油した。

11回の給油のうち、4回は板橋区東山町のガソリンスタンドで給油した。【10月14日（3175円）、11月24日（3133円）、2月1日（3423円）3月5日（3450円）】

11月24日は14時32分に板橋区東山町30のガソリンスタンドで44.45L給油し、区民相談のため17時42分～19時02分まで荒川区町屋第8パーク24で駐車（料金900円）した。渡辺議員の説明がなければ、区政調査とガソリン利用の関係が不明である。

渡辺議員の給油と関係あるかどうかかわからないが、板橋区には有名な「創価学会板橋文化会館」がある。請求人は、議員活動としての利用を明確に区分するため、「自動車利用記録簿」等の提出をして、「政務活動に利用した」という説明を、ぜひ、求める。

△ ガソリン代32,695円+月極駐車場代138,000円=170,695円の返還を求める。

Ⅲ、《タクシー代について》

〈政務活動に要する経費・同細目〉では「タクシー利用は可能な限り他の公共交通機関を利用する」と明記している。安易なタクシー利用が多いので、返還を求める。

タクシー代—1▽ 3000番公明党横山えみ議員のタクシー代合計239,760円

（使途基準でタクシー利用上限額は24万円）

平成25年度も横山えみ議員のタクシー利用額は議員のなかで1番である。

平成25年度は利用回数は129回で、そのうち迎車回数は43回あった。

横山議員は平成16年6月29日に政調費で93,000円の電動自転車を買った。その後、2回、平成22年12月12日に28,000円の50%、平成25年3月14日に35,700円の50%を政調費から支出して、電動自転車バッテリーを買った。電動自転車の利用を求める。

甲 が調査を始めた頃から公明党の議員のタクシー利用は非常に多い。例えば、平成20年度、①公明党横山えみ議員302,400円、②公明党青木さちえ議員288,410円、③公明党北明範議員198,710円、

平成21年度、①公明党横山えみ議員249,230円、②公明党青木さちえ議員227,620円、平成22年度、①公明党青木さちえ議員238,590円、②公明党横山えみ議員234,980円、タクシー利用は常に公明党議員がトップ争いをしていた。

甲 はずっと「タクシー代が多い」と返還要求を出してきた。タクシー利用年間24万円以上は公明党の横山えみ・青木さちえ議員しかいなかったが、これに合わせるかのように、平成23年度政務調査費調査検討委員会は24年度からタクシー利用の上限額を年間24万円と

決定した。

横山議員の政務活動交通費記録簿はとも複雑である。

横山議員はバス、タクシー、鉄道を全て混在して書くので、それぞれの金額は細かく計算しないとわからない。タクシーの領収書は200枚以上あり、議会事務局が細かく計算しているとのことだが、横山議員はそれぞれの合計額を書いていない。甲のメンバーも細かく計算して、上限額より240円少ない合計**239,760円**とわかった。

上限額が決まっているので、規定に違反していないかどうか、確かめるためにも、横山議員は報告すべきである。また、交通費の透明性を高めるためにも、バス代、タクシー代、鉄道代等、個々に金額を明確にすることを求める。

ほんの一例を政務活動交通費記録簿の記載から書き出した。

4月28日出張先「障害者福祉会館」

目的、定期総会参加、交通費合計4,350円（タクシー4,150円＋バス200円）

自宅一杉並障害者福祉会館（往復）南台一永福町（往復）利用交通機関はタクシーとバス。タクシーの領収書は2枚、2,180円（迎車300円を含む）と1,970円で合計4,150円です。バスを使ったのは200円だけである。

作業所で働いている障がい者の1ヶ月の給料はだいたい10,000円である。横山議員は彼らの給料の約半月分のお金をタクシー代にして、障がい者の定期総会に出席した。

5月10日出張先、南阿佐ヶ谷・高円寺南5丁目・阿佐ヶ谷・方南町

目的、区民意見聴取、交通費合計、4,690円（タクシー4,500円＋地下鉄190円）

タクシーと地下鉄を利用、自宅一南阿佐ヶ谷一高円寺南5丁目一阿佐ヶ谷一方南町
タクシーの領収書2,000円（迎車300円を含む）と1,340円と1,160円の3枚。

地下鉄は190円を使っただけです。

この日は方南1丁目区民宅で15人が集まり、政活費（税金）で3,150円の菓子折りを買い、区政報告会を行なった。

8月13日、タクシー代2,740円、長岡駅、一柏崎一柏崎市役所（往復）

視察先、新潟県柏崎市役所

視察目的、低酸素社会を目指すエネルギーと環境の街の実現のため市内事業者対策と地球温暖化対策の推進と経済の活性化を学ぶ

新潟県の視察であるにもかかわらず、タクシー代のみを計上。（新潟往復の運賃は不明）

横山えみ議員は4年間続けて、毎年、8月13～16日のお盆のころ、一人で新潟県に視察に行った。4年間続けて親潟を視察する理由は不明である。

2010（平成22）年8月16日

視察先、新潟県長岡市役所

2011（平成23）年8月16日

視察先、新潟県長岡災害支援ボランティアセンター

その翌日、8月17日～19日は公明党の中村康弘・山本ひろこ議員と沖縄へ

2012（平成24）年8月14日

視察先、新潟県長岡市・長岡アーカイブスセンター
行程、東京—長岡—柏崎—柏崎市役所

2014（平成26）年3月19日 （添付資料3-1、3-2）

***タクシー領収書**

東京MKタクシー、車両番号471号、¥1860、01:17

***時間は不明だが、「ガスト杉並和泉店」でドリンクバー8人分2,931円**

3月19日のタクシーの領収書は2枚あり、合計5,480円である。

1枚は上記に書いた真夜中の1時17分の1860円、

もう一枚は練馬交通株式会社（車番1900）が発行した3620円（運賃3320円＋迎車料金300円）
で、この領収書には時間は記録されていない。

政務活動交通費記録簿によれば19日は

出張先は久我山・阿佐ヶ谷

利用交通機関は、タクシー・井の頭線

経路は自宅—久我山—浜田山—阿佐ヶ谷—方南町

目的は区民意見聴取

交通費合計5,790円（井の頭線の利用については、何ら記載がない。タクシー代が5,480円で、
電車賃は310円となる。）

横山えみ議員の自宅は方南1-47-2である。

3月19日の横山議員の区民意見聴取はいつ行われたのか、交通費記録簿ではわからない。

はっきりしていることは真夜中の1時17分にタクシーの領収書が発行されたということだけ
である。

この日の経路は自宅—久我山—浜田山—阿佐ヶ谷—方南町と記載している。

起点は方南町の自宅である。最初に歩いて井の頭線に乗るのには遠すぎるので、

- ① 自宅からタクシーに乗って、真夜中の1時17分に目的地で降りたのか。
- ② 交通費記録簿では井の頭線利用料金が310円だが、久我山—浜田山を井の頭線に乗ったとすれば、130円で、井の頭線を何回利用したのか。
- ③ 井の頭線の始発は朝5時頃、終電は0時ごろなので0時から朝5時頃までは井の線は運行していない。
- ④この日は「ガスト杉並和泉」店（明大前駅より徒歩10分）で8人で区政報告打ち合わせをしたとして、ドリンクバー8人分2,931円を政活費（税金）で払った。ガストの営業時間は朝の9時から翌朝の3時までである。横山議員はガストを何時に利用したのか。

上記に書いたようにタクシー代については不可解な使用状況が多くある。

〈政務活動に要する経費・同細目〉では「タクシー利用は可能な限り他の公共交通機関を利用する」と明記している。横山議員はタクシー利用回数が129回、そのうち迎車回数は43回あり、安易にタクシーを利用している。

横山議員からタクシー利用の説明を求める。特に3月19日の深夜のタクシー利用については

詳細な説明を求める。安易なタクシー利用は〈政務活動に要する経費・同細目〉に違反している。

△ タクシー代合計239,760円の返還を求める。

タクシー代—2▽

4000番大槻城一議員のタクシー利用 (添付資料4)

タクシー利用は3回あるが、8月21日、区民意見聴取として利用した新橋—南阿佐ヶ谷の8,160円は説明がなければ、利用した理由は不明である。

8月21日、新橋—南阿佐ヶ谷8,160円 (運賃7,460円+ETC料金700円)、

〈政務活動に要する経費・同細目〉では「タクシー利用は可能な限り他の公共交通機関を利用する」と明記している。東京メトロを利用すれば、新橋—南阿佐ヶ谷は240円である。

安易なタクシー利用は〈政務活動に要する経費・同細目〉に違反している。

△ タクシー代8,160円の返還を求める。

IV《区政報告会等の茶菓代》

区政報告会—1▽

3000番横山えみ議員の区政報告会等の飲食代、平成25年度は72,061円

(平成20年度の茶菓代は219,067円、平成22年度は93,769円だった。)

平成25年度は自宅で9回、区民宅で19回、他はデニーズ・ガストなどで行なった。

横山議員は区民宅で区政報告会を開催する時は必ず、お菓子等を政務活動費(政務調査費)で購入して持参した。区政報告会といっても、杉並区の有権者である区民宅に、何度もお菓子を持っていくことは、公職選挙法で禁止している、「議員の寄付行為」「利益供与」にあたる。ましてや、原資が税金である政務活動費から支出しており、重大問題である。

さらに、持参したどら焼き、白玉ぜんざいなどの茶菓類をみると、「議員としての区政報告会」というよりは、まるで茶飲み仲間の集まりとうかがえる。

請求人は納税者として、そのような菓子類に政活費が使われることに憤りを感じる。

横山議員の区政報告会の会場費はない。公的な会場ではなく、自宅や区民宅で行った。横山議員は区政報告会に参加した区民に対し、どのように説明して、菓子類を配ったのか、また、それを貰った区民はどのようにして受け取ったのか、公金からの支出故、具体的に説明を求める。特に自宅で菓子類を配る時、公金を使っているという感覚があるのだろうか、公金を扱うということに対し、緊張感の欠如を感じる。

以下は平成25年度の横山議員が提出した領収書である。

日時、購入した菓子等の金額、目的、参加人数、区政報告会等の会場、購入した品、の順に書いた。

参加人数は横山議員を含むかどうかは、説明がないので不明である、

2013(平成25)年度の横山議員が提出した領収書 (添付資料5-1. 5-2)

4月3日2,300円、区政報告会、11人、方南1丁目区民宅、どら焼き5個、生菓子6ヶ

4月5日2,208円、区政報告会、6人、方南1丁目区民宅、ケーキ6ヶ

4月7日21時30分、912円、区政報告会、4人、和泉4丁目区民宅、白玉ぜんざい、抹茶あんみつなど(領収書は21時30分になっているので、会議の途中で白玉ぜんざい等を買に行ったのか、または、21時30分以後に、区政報告会をやったのか、不明)

4月14日715円、区政報告打ち合わせ、4人、自宅、ナタデココヨーグルトゼリー等
5月10日3,150円、区政報告会、15人、方南1丁目区民宅、菓子折り代
5月13日1,360円、目的記載なし、3人、珈琲館永福町店、
7月25日3,000円、区政報告会、10人、自宅、お菓子20ケ
8月2日1,500円、区民相談、3人、区役所FikaFikaお茶とお菓子代500円×3
8月3日660円、区民相談、3人、デニーズ南阿佐谷店、アイスコーヒー×3
9月4日2,632円、区政報告会事前打ち合わせ、7人、ガスト杉並和泉、ドリンクバー×7
9月11日3,990円、区政報告会、20人、自宅、花てまり20枚、うすあわせ20ケ
9月23日371円、区政報告会、3人、和泉1丁目区民宅、100%オレンジ×3
9月29日2,067円、区政報告会事前打ち合わせ、8人、自宅、あずきバー、しろくま等
9月30日2,058円、区政相談（子育て支援）、14人、自宅、ヤクルト28本
10月6日3,150円、区政報告会、15人、和泉1丁目区民宅、うすあわせ30ケ
10月9日1,890円、区政報告会、10人、方南2丁目区民宅、うすあわせ20ケ
10月12日630円、区政報告会、5人、下高井戸3丁目区民宅、脂肪0%いちじくミック等
10月18日1,890円、区政報告会、10人、永福1丁目区民宅、うすあわせ20ケ
10月27日1,759円、区政報告会、20人、方南2丁目区民宅、ヘルシア緑茶等
10月31日2,944円、区政報告会、10人、下高井戸2丁目区民宅、焼き菓子
11月10日1,899円、区政報告会、16人、和泉1丁目区民宅、ナッチャンリンゴ等16個
11月11日3,150円、区政報告会、15人、永福1丁目区民宅、焼き菓子30ケ
<u>11月18日1,170円、目的は記載なし、3人、ジョナサン方南町店、ドリンクバー</u>
<u>11月18日21時36分、1,522円、区政報告会、12人、自宅、ナッチャンオレンジ等12個</u> （この日は時間はわからないが、ジョナサンでドリンクバーに行った後、夜の21時36分にナッチャンオレンジ等を買った。何時から自宅で区政報告会をしたのだろうか。）
11月19日1,188円、区政報告打ち合せ、4人、サイゼリア方南町駅前、ドリンクバー4ケ
<u>11月23日18時34分、866円、区政報告打ち合せ、4人、自宅、トマトジュース、黒酢ドリンク、しろくまバーマルチ等</u>
<u>11月23日3,500円、区政報告会、15人、自宅、焼き菓子30ケ</u> （この日は18時34分にジュースなどを買ってきて、自宅で打ち合わせをして、その後、焼き菓子を食べながら、区政報告会を何時から、始めたのだろうか。）
11月26日756円、区政報告打ち合わせ、2人、ガスト杉並和泉店、ドリンクバー
11月29日1,760円、区政報告編集会議、8人、方南1丁目区民宅、領収書に品名記載なし
<u>12月22日780円、区政報告打ち合わせ、2人、ジョナサン方南町店、ドリンクバー</u>
<u>12月22日3,150円、区政報告会、12人、和泉1丁目区民宅、アイリッシュケーキ24コ</u> （この日は2人でドリンクバーで打ち合わせをして、その後、区民宅でアイリッシュケーキを24個、みんなで食べながら、横山議員の区政報告を聞いたのだろうか）
1月6日630円、目的は記載なし、6人、和泉4丁目区民宅、クッキー
1月14日396円、広報編集会議、2人、自宅、コーン（バニラ）2個
1月23日810円、区政相談 3人、サイゼリア方南町駅前、ドリンクバー×3
2月5日3,150円、区政報告会、15人、永福3丁目区民宅、菓子30コ
2月17日920円、隣接地域弥生町の空き地利用について打ち合わせ（中野区申し入れの為）、2人、ルノアール中野サンプラザ前店、コーヒー
2月21日2,500円、区政報告会、8人、和泉1丁目区民宅、焼き菓子16コ

3月2日300円、区政報告打ち合せ、3人、(会場は記載されていないので不明)ホットコーヒー×3

3月19日2,931円、区政報告打ち合せ、8人、ガスト杉並和泉、ドリンクバー×8

(タクシー欄に書いたが、この日は、真夜中の1時17分のタクシー領収書1860円がある)

3月26日1,497円、区政報告会、17人、方南1丁目区民宅、ウーロン茶等

区政報告会といっても、杉並区の有権者である区民宅や横山議員の自宅で行い、何度もお菓子を持っていくことは、公職選挙法に違反する。ましてや、原資が税金である政務活動費から支出しており、重大問題である。よって茶代72,061円の返還を求める。

区政報告会—2▽

4000番公明党大槻城一議員の区民意見聴取のための茶菓代合計24,506円

(添付資料6-1. 6-2)

*4月5日20時59分、1,110円、区民意見聴取、3人分、コージーコーナー阿佐ヶ谷店で、苺のショートケーキ380円、チョコレートケーキ350円、モンブラン380円を購入

(20時59分に3種類のケーキを買って、どこで意見聴取をしたのか)

*6月5日、5,750円、区民意見聴取、50人分、コージーコーナーでシュークリーム

(50人という大人数の人がどこでシュークリームを食べたのか。この支出を政務活動費と判断した大槻議員の意見を聞きたい。)

*6月15日、315円、区民意見聴取、ペットボトル3本

*8月28日、440円、区民意見聴取、デニーズ高井戸店、2人分、ドリンク220円×2

*8月29日、1,522円、区民意見聴取、6人分、

ぶどうの木&鎌倉座で「ブドウギフト1」を購入、領収書に大槻議員がくずもち6人分と手書きで書いてあった。)

*11月27日、1,785円、区民意見聴取、5人分、泉屋のクッキー

*12月1日、1,200円、区民意見聴取、4人分、ぶどうの木&鎌倉座で「ブドウギフト2」を購入。(ギフト用の菓子の詰め合わせを区民意見聴取で使う理由の説明を求める)

*12月27日、5,250円、区民意見聴取、12人分、三越伊勢丹の福砂屋でお菓子代(消費税が当時250円なので、5,000円の何を買ったのか、12人で分けたのだろうか。)

*1月14日、1,050円、区民意見聴取、9人分、伊藤園緑茶のペットボトルなど10本

*1月29日、2,090円、区民意見聴取、20人分、中村屋うすあわせ22個

*2月10日、740円、区民意見聴取、2人分、ジョナサン浜田山店、ドリンクバー×2

*2月23日、282円、区民意見聴取、2人分、ペットボトル×2

*3月9日、1,097円、区民意見聴取、5名分、グラッチェ久我山駅前店、コーヒー×5

*3月26日、875円、区民意見聴取、7人分、緑茶ペットボトル×7

*3月29日、1,000円、区民意見聴取、5人分、カテリーナでフレッシュロール1本

(カテリーナのお店に問い合わせたところ、「フレッシュロールは長い1本の巻なので、人数に応じてお家でカットしてください」との回答だった。)

大槻議員の区民意見聴取時の茶菓代は税金を使って、ケーキ等プレゼント用品が多く、会議用の茶菓とは認められない。例えば、4月5日20時59分に3種類のケーキを買う、6月5日、5,750円、50人分のシュークリームを買う等、一般の区民が考える区民意見聴取とは程遠い実態である。補足だが、この日は(6月5日)、シュークリーム50個5,750円を買い、南阿佐ヶ谷—

荻窪—吉祥寺—久我山（往復）の交通費860円を使い、さらに方南1丁目パーキングに22時19分～22時26分の7分間駐車し駐車料金を100円払った。

会場費の計上は1回もない。会場がわかっているのは、8月28日、区民意見聴取、デニーズ高井戸店の2人分440円だけである。

大槻議員がプレゼント用と思われる菓子類を持って、どこで区民意見聴取を行ったのか、会場の開示を求める。会場も不明で、公職選挙法で禁じられているプレゼント用と思われる菓子類を公金から購入することは議員活動として許されることではない。

△ よって茶菓代合計24,506円の返還を求める。

区政報告会—3▽

7000番公明党島田敏光議員の区政懇談会の飲み物代合計27,720円

2013（平成25）年度の島田敏光議員が区政懇談会のために購入した飲み物代

（すべてお茶1ケース2,520円です）合計27,720円

毎回、政務活動費で2,520円のお茶を1ケース購入し、支援者の区民宅に持って行き、区政懇談会を行う。

区政懇談会を行う時は、必ず、下井草3丁目にある「ますしん」というお店で、2,520円のお茶1ケースを購入し、区民宅で区政懇談会を行ったと、領収書貼付用紙に島田議員が手書きで書いてある。区民宅とは、清水3丁目区民宅で6回、天沼3丁目区民宅で5回とある。お店のますしんの説明ではお茶は24本入りということである。

すべてお茶1ケース2,520円で、合計27,720円

領収書の発行日、参加人数、会場の順に書く。

4月19日、2,520円、区政懇談会、19名、清水3丁目区民宅、

6月27日、2,520円、区政懇談会、20名、天沼3丁目区民宅

7月26日、2,520円、区政懇談会、19名、清水3丁目区民宅、

8月20日、2,520円、区政懇談会、18名、天沼3丁目区民宅

9月10日、2,520円、区政懇談会、19名、清水3丁目区民宅、

10月8日、2,520円、区政懇談会、19名、清水3丁目区民宅、

11月15日、2,520円、区政懇談会、20名、天沼3丁目区民宅

12月14日、2,520円、区政懇談会、21名、清水3丁目区民宅、

1月14日、2,520円、区政懇談会、19名、天沼3丁目区民宅

2月21日、2,520円、区政懇談会、20名、清水3丁目区民宅、

3月25日、2,520円、区政懇談会、18名、天沼3丁目区民宅 以上

毎回、有権者である区民宅にお茶を持参することは公職選挙法に抵触する恐れがある。それに毎回、会場を提供してくれる区民となれば、必ず島田議員の支持者であり、公明党としての政治・政党活動とも関係してくることは当然である。政活費で禁止されているそれらの活動が含まれる場合は按分することが必要である。

「24年度政調費の住民監査請求の監査結果書」P246に「会場は支援者のご厚意で、無料で使

わせていただいている」と書いている。区民宅は当然、公明党支持者であり、按分が必要である。

△ お茶代の按分50%、27,720円×50%=13,860円の返還を求める。

区政報告会—4▽

8000番公明党渡辺富士雄議員の区民意見聴取時等のお茶代の領収書

ヤクルトとオロナミンCだけわかるが、他の品名は不明

コンビニで買っているが、レシートは提出しない。

区民意見聴取時等の茶菓代、合計22,396円

渡辺議員が区民意見聴取や区民相談を行ったのは下記のとおりだが、領収書からわかる品名は、7月30日のオロナミンCと、11月29日と3月31日のヤクルトだけである。

コンビニ発行のレシートを提出せず、品名のわからない領収書を添付。(添付資料7-1. 7-2)

●がついている日の領収書は、ローソン等のコンビニで、買い物をした。コンビニで買い物をすれば必ず品名を書いたレシートが発行されるが、レシートは提出していない。レシートの代わりに、品名の記載していない領収書を提出した。その領収書には、購入年月日、店名、金額が書いてあるが、品名は書いてないので、実際に購入した品物は不明である。領収書貼付欄に、下線で示したように、お茶代、茶菓代と渡辺議員が手書きで書いてあるのみで、何を購入したのか、不明である。

コンビニは必ず品名を書いたレシートを発行する。このレシートは非常に大切な証拠書類である。品名のわかる、そして重要な証拠書類となるレシートを提出しないのか、説明を求める。

11月29日に区役所の副議長室で20名の区民意見聴取を行ったが、2,774円分のヤクルトをどのように区民に渡したのか。他の日は、区民宅で「区民意見聴取の為」と領収書貼付欄に渡辺議員は手書きで記載しているが、どのようなものを購入して、区民に手渡したのか。また、区民も、渡辺議員が持参したものを貰うことに何の抵抗もないのか。茶菓を持って、議員が区民宅を訪ねるのは、公職選挙法に違反している。

さらに、品名もわからない領収書を提出しても、政務活動費として妥当かどうか判断できない。品名のわかっているのは「ヤクルト」と「オロナミンC」だけである。

渡辺議員の領収書貼付欄に書いてある日時、購入金額、目的、参加人数、会場、購入品目を順に下記に書く。

2013（平成25）年度の区民意見聴取時等の茶菓代、合計22,396円

●印はコンビニで購入しているが、品名を書いたレシートを提出せず、金額のわかる領収書
*印は品名のわかる領収書

×は商店で購入しているが、お品代と記入してあり、品名は不明

●5月11日、1,648円、区民意見聴取、5名、成田東5丁目区民宅、お茶代、

●6月9日、2,000円、区民意見聴取、7名、阿佐ヶ谷南3丁目区民宅、茶菓代

●6月12日、1,080円、区民意見聴取、5名、成田東3丁目区民宅、茶菓代、

- 6月13日21時36分、1,522円、区民意見聴取、5名、成田東4丁目区民宅、茶菓代、
- 6月19日、875円、区民意見聴取、3名、阿佐ヶ谷南3丁目区民宅、茶菓代
- *7月30日、1,396円、区民意見聴取、11名、荻窪3丁目区民宅、
飲み物代、オロナミンC@698×2=1,396円（11名でオロナミンCを飲んだ？）
- 8月20日、1,015円、区民意見聴取、4名、阿佐ヶ谷南2丁目区民宅、お茶代、
- 11月27日、1,240円、区民意見聴取、3名、荻窪3丁目区民宅、お茶代、
- *11月29日2,774円、区民意見聴取、20名、副議長室、ヤクルト
- 12月21日、630円区民意見聴取、2名、阿佐ヶ谷南1丁目区民宅、お茶代
- 1月28日、980円、区民相談、3名、成田東3丁目区民宅、お茶代、
- 2月8日、1,114円、区民相談、4名、成田東3丁目区民宅、お茶代、
- ×2月10日、1,470円、区民意見聴取、7名、阿佐ヶ谷北1丁目区民宅、阿佐ヶ谷南1丁目の三ツ矢商店の領収書はお品代と書いてあるので、何を買ったかは不明。
- 3月27日、1,787円、区民意見聴取、4名、成田東5丁目区民宅、お茶代
- *3月31日、2,865円、区民意見聴取、20名、ヤクルト、以上

品名を書いたコンビニ発行のレシートを提出せず、政活費の用途として正確に買った品名を明らかにしない渡辺議員の行為は公金を扱う議員としての態度ではない。レシートは重要な証拠書類である。今まで当選3回、議員生活12年の渡辺議員の領収書の扱いについて、説明を求める。よって茶菓代合計22,396円の返還を求める。

V 《交通費》

交通費—1 ▽

4000番公明党大槻城一議員の交通費、合計111,920円

区役所で大槻議員と 甲 のメンバーが会った時、「私の家から浜田山まで歩いて15分です」とはっきり言った。

区議会事務局発行の議員紹介によれば大槻議員の自宅は成田西3-9-12で、自宅は南阿佐ヶ谷駅から約700m、自宅の近くを100円バス「すぎ丸」が走っている。

大槻議員が永福町に行く時に利用するルート

南阿佐ヶ谷から地下鉄に乗り、荻窪からJRで吉祥寺に行き、井の頭線に乗って片道460円の交通費を政活費から払っている。永福町へは、浜田山から行けば電車で4分、130円で行ける。大槻議員は自転車も利用し、9月21日には自転車の部品代499円、1月14日には自転車修理代121円を政活費で払っている。しかし、自転車や100円バス「すぎ丸」の利用はわずかである。

139回の交通費支出のうち、138回が区民意見聴取である。

たった1回の区民意見聴取でなかった12月12日は清澄庭園へ調査に行った。でも、この日も区民意見聴取も行なつたと交通費記録簿に記載している。

12月12日の交通費

*南阿佐ヶ谷—新宿—八幡山（往復）680円（区民意見聴取）

*南阿佐ヶ谷—大手町—清澄白河（往復）460円（区民要望を受け清澄庭園へ調査）

大槻議員は南阿佐ヶ谷から八幡山に行き、南阿佐ヶ谷に戻ってきて、また、南阿佐ヶ谷から清澄白河へ出かけたと交通費記録簿に記載しているが、2回とも出発点を南阿佐ヶ谷とし、

時間的にも費用の面でも、不自然な行為である。

大槻議員が利用する主な交通機関のルートは以下のとおりで、遠回りしてとても高い運賃を政活費で払っている。京王線を利用して（ ）のルートで行けば、とても安く、近いと思うが、わざわざ高い費用を使う。同じルートを使うのに、回数券の購入はない。「交通費記録簿」に記入しているのみで、実際にこの交通費を使ったという証拠書類は何らない。

南阿佐ヶ谷—新宿—八幡山（往復）680円×28回、

（浜田山—八幡山140円、電車の所要時間約15分）

南阿佐ヶ谷—荻窪—吉祥寺—富士見ヶ丘（往復）860円×24回、

（浜田山—富士見ヶ丘130円、3分）

南阿佐ヶ谷—荻窪—吉祥寺—高井戸（往復）860円×24回、

（浜田山—高井戸130円、1分）

南阿佐ヶ谷—荻窪—吉祥寺—久我山（往復）860円×21回、

（浜田山—久我山130円、4分）

南阿佐ヶ谷—新宿—下高井戸（往復）680円×11回、

（浜田山—下高井戸130円、10分）

南阿佐ヶ谷—新宿—上北沢（往復）680円×8回、

（浜田山—上北沢140円、21分）

南阿佐ヶ谷—荻窪—吉祥寺—永福町（往復）920円×4回、

（浜田山—永福町130円、4分）

自宅—阿佐ヶ谷—高円寺（往復）460円×5回、すぎ丸—JR

大槻議員は平成23年4月の途中まで、下高井戸5-24-1に住んでいて、最寄駅は浜田山であった。

平成22年度の交通費はほとんどが出張先が区役所で

浜田山—南阿佐ヶ谷（往復）880円×108回あった。

平成23年度の4月に現在の成田西に引っ越した。

大槻議員の4月の政調費交通費記録簿を見ると、

4月28日まで出張先が区役所で浜田山—南阿佐ヶ谷（往復）880円×12回、

4月29日からは出張先が区役所という日はなくなった。

4月29日、南阿佐ヶ谷—荻窪—吉祥寺—久我山（往復）860円

南阿佐ヶ谷—荻窪—吉祥寺—高井戸（往復）860円

4月30日、南阿佐ヶ谷—荻窪—吉祥寺—高井戸（往復）860円

南阿佐ヶ谷—荻窪—吉祥寺—久我山（往復）860円

と、区民意見聴取のために1日に2回も南阿佐ヶ谷から地下鉄、JR、井の頭線を利用したと記載しているように、常に高い費用を使い、交通費の請求をしている。

「政務活動交通費記録簿」は議員が記載するだけで、政活費からの支出として認めているため、不正をした議員がいたが、防止する手立てはない。現在は多くの人が、スイカ等を使用し、その記録で使ったルート、金額が証明される。大槻議員から使った交通ルートを証明する書類の提出を求める。も出されていない。大槻議員のように毎回、安く行ける所にわざわざ

△ ぞ高い費用を使う理由は何か、説明を求める。大月議員は今までに当選2回8年の議員経験がある。

△ この行為は地方自治法第二条⑭の考え方に違反しているので交通費の111,920円の返還を求める。

事務用品・備品—1▽

VI、4000番大槻城一議員の視察時に購入したシャープペン代450円（添付資料8）

視察最終日に香川県直島町の地中美術館で購入したシャープペン代450円返還を求める。

公明党大槻城一議員の高松の視察、費用64,090円

シャープペン購入理由「視察内容を記録する筆記具が必要なため」

視察最終日10月18日に「視察内容を記録する筆記具が必要なため」という理由で1本500円のシャープペンを政務活動費で買った。金額の問題より、高い費用を使って視察に行くのに、筆記用具を持たずに出かけたのか。公明党の政務活動費の出納簿を見ると、大槻議員は文房具類を多く買っている。視察先でシャープペンを購入する必要は認められない。

△ シャープペン代90%450円の返還を求める。

VII、4000番公明党大槻城一議員の秋田視察、費用は入館料500円のみ、（添付資料9）

視察費—1▽

交通費も宿泊費もない秋田県立美術館の視察。入館料500円の返還を求める。

入館料の領収書の宛名は「大槻城さま」となっている。

浜田山駅は大槻議員の自宅から徒歩15分である。永福町に行く時、浜田山から行けば、130円で、電車で4分であるが、大槻議員は南阿佐ヶ谷から地下鉄に乗り、荻窪からJRで吉祥寺に行き、井の頭線に乗って片道460円の交通費を使うように、とても高い交通費を毎回請求をしている。

しかし、10月24日に視察した秋田への視察交通費・宿泊費の支出はなく、入館料のみが政務活動費から支出した。

10月24日視察入館料500円を政務活動費出納簿に記載している。

領収書は秋田市中通1-4-2の秋田県立美術館が発行した入館料である。

大槻城一議員は、領収書の名前「大槻城さま」を確認しなかったのか。

領収書貼付用紙の備考欄に視察目的が以下のように書いてあります。

「杉並の芸術会館建設に向けての調査・研究として視察。秋田県立美術館は日本建築界を代表する安藤忠雄氏による設計。杉並区の大宮体育館も建築界を代表する青木淳氏の設計。両氏を比較する中、今後の施設建築のありようについて考察した。」

立派な視察目的なのに、交通費も宿泊費もない、不思議な視察報告である。

△ 余りにも不自然な入館料のみの視察で認められない。秋田県立美術館が発行した入館料500円の返還を求める。

<p>駐車料金一 1 ▽</p>	<p>VIII、4000番大槻城一議員の区民意見聴取のための駐車場利用料金（添付資料10 - 1. 10 - 2）</p> <p>●2014年1月1日17時50分～1月2日0時58分阿佐ヶ谷南プラザパーキング駐車番号04番、1,500円、</p> <p>●1月2日14時06分～19時26分、ナビパーク西友関町店駐車場（車室No9）1,300円</p> <p>上記の、お正月の駐車料金領収書だけ提出し、会場費はないので、「真夜中まで、区民の意見をどこで聞いていたのか」と、ふつうに生活している区民には理解に苦しむところである。区民意見聴取と書くだけで、政活費からの支出は認められない。</p> <p>24年度も同様にお正月に駐車料金を払っていた。</p> <p>平成24年度政務調査費について住民監査請求で、</p> <p>大槻議員の、2013年1月1日18時02分～1月2日01時19分、駐車料金2,000円について返還要求したが、監査委員からの指摘もなく、妥当と認められた。</p> <p>大槻議員は1月1日の深夜にかけ、2年続けて区民意見聴取を行っということであるが、説明がなければ、政活費として妥当かどうか判断できない。</p> <p>△ <u>駐車料金1500円+1300円の返還を求める。</u></p>
<p>事務用品・備品一 2 ▽</p>	<p>IX、8000番公明党渡辺富士雄議員が印鑑代を政務活動費から支出。</p> <p>2013（平成25）年9月3日に3,231円の印鑑を作成し、90%にあたる2,907円を政務活動費から支出した。印鑑代の領収書だけが提出され、つくった印鑑は公表されていない。印鑑は政務活動費の支出にはなじまない。</p> <p>その後、2014（平成26）年8月27日に2,907円は誤記控除として、印鑑代の80%にあたる2,584円に誤記更正していた。説明は一切ないので、どのような理由で、2,907円-2,584円=323円を返金したか、わからない。どんな印鑑なのか、不明のままでは印鑑代の80%が政務活動費として適切かどうかは判断できない。 <u>よって印鑑代2,584円返還を求める。</u></p> <p>X、9000番公明党、公明党の区民意見聴取時のお茶代の訂正</p>
<p>区政報告会一 5 ▽</p>	<p>公明党として購入したお茶代の80%、105,040円を政務活動費から支出。だが、平成26年8月27日に、お茶代を50%にして、65,651円と訂正した。</p> <p>公明党として区民意見聴取時のお茶を購入している。平成25年度のお茶代購入額のうち、80%分を政務活動費から支出した。その額は合計105,040円であったが、平成26年8月27日に政務活動費として支出するのはお茶代の50%分として、金額を65,651円と訂正し、39,389円を区に返金した。</p> <p>訂正の理由は公明党から説明がないので不明である。すべて、誤記控除→誤記更正となっている。</p> <p>飲んでしまったお茶代を、収支報告書を提出した後、「80%は政務活動費から支出するのは正しい」「いやいや、50%が正しいのだ」と公明党議員8人が会議をしたのだろうか。ただ、誤記控除→誤記更正と書くのではなく、なぜ訂正をしたのか、説明すべきである。</p> <p>「平成24年度政調費に関する住民監査請求（その2～4）の監査結果」P248に【公明党とし</p>

ての会議費・お茶代】について下記の意見が書いてある。

多くの区民が相談、陳情等のため来庁しており、開かれた議会の一端を控室が担っている。また、様々な資料が揃い、理事者からの説明も容易に受けられる調査研究活動の場でもある。

議員控室は、本来は調査研究活動としている場であり、その使用実態に照らして支出額の100%を計上しても何ら問題がないと判断する。しかしながら、ごく稀には政党関係者の訪問や党関係の事務処理も発生することから、抑えめに80%としており、妥当と判断している。

「24年度は100%計上しても何ら問題がない」と監査結果書に書きながら、25年度は50%に訂正する理由は、公明党からの説明がないため、不明である。

平成25年度の公明党の区民意見聴取時のお茶の購入額（お茶代の80%を政活費から支出）。

→の後の金額は平成26年8月27日に50%に訂正した金額である。

4月30日9,324円→5,827円

5月16日4704円→2,940円、2,548円→1,593円

6月25日4,704円→2,940円

7月10日9,321円→5,826円

8月19日8,332円→5,208円

8月28日504円→315円、500円→313円、2,534円→1,584円

8月29日672円→420円

8月30日12,499円→7,812円

10月18日2,534円→1,584円

10月28日4,704円→2,940円

11月28日3,033円→1,896円

12月9日18,564円→11,602円

2月21日9,324円→5,827円

2月28日1,915円→1,197円

3月26日9,324円→5,827円 以上

公明党のお茶代を単純計算すると、4,000人以上が相談や陳情に来庁？

会場費がなくても使われている会場は、監査結果書に【区役所内の公明党の控室に「多くの区民が相談、陳情等のため来庁」した折に、お茶を出した】と公明党の意見が書いてある。

公明党として、区民意見聴取時のお茶を実際に購入した金額は131,302円で、そのうちの50%にあたる65,651円を政務活動費から支出した。

以下は、「131,302円のお茶代で何人の人が飲めるのか」、ということ、仮にだが、単純に計算してみた。

仮に、131,302円を全て100円のペットボトルとすれば、1,300本になり、1,300人が区役所に来たこととなります。

しかし、2リットルのウーロン茶等を1本、約160円で買った時もあった。
仮に131,302円の半分を100円のペットボトルとすれば650本になり、区役所に来た人650人にペットボトルを持たせたことになる。
他の残りの半額を2リットルのウーロン茶等の購入と計算すれば410本買える。1本が2リットルだからコップ1杯ずつ配れば、1本で10人にお茶を出すことができるので、4,100人の方にお茶を出した計算になる。650人+4,100人=4,750人が公明党の議員に相談や陳情のために区役所を訪れたことになる。

以上はあくまでも領収書の金額から計算し判断したものである。区民意見聴取時のお茶代の領収書はあるが、公明党から、何人の区民が区役所を訪れ、区民相談や陳情がどのようになされたか、という説明は領収書貼付欄に記載はない。

お茶代の按分を80%→50%に変更した理由の説明を求める。50%に按分したとしても、あまりにも高額なお茶代で納得がいかない。区民相談や、陳情がどのようになされたのか、不明であるため、お茶代の65,651円の返還を求める。

第二まとめ

【1】議員名を公表しない公明党の政務活動費の収支報告書

議員名は1000番から8000番の数字。

各議員の支出合計は公表されていない。

区議一人あたり年間192万円の政務活動費は、会派または議員一人ずつに交付さる。公明党の場合、8人の議員がいるが、会派としてまとめ、192万円×8=1,536万円の収支報告書が1冊にまとめられ、提出している。

公明党の収支報告書には議員名は書いていない。すべて1000番台～9000番台の数字で書いているので、どの議員がどのように政活費を使っているか、情報開示請求の手続きを取らなければわからない。公明党以外の議員は閲覧するだけで、その議員の収支報告が即座にわかる。公明党の場合、情報開示請求手続きを取って、領収書が公開されて、やっと、どの議員がどのような支出をしているか、わかるのである。収支報告書に書いてある1000番は山本ひろこ、2000番は川原口宏之、3000番は横山えみ、4000番は大槻城一、5000番台は北明範、6000番は中村康弘、7000番は島田敏光、8000番は渡辺富士雄、9000番は公明党として支出したことが領収書でわかった。

2011（平成23）年度区議の政調費に関する住民監査請求から議員名は公表されるようになった。

甲（以下、甲）は杉並区議の政調費について2006（平成18）年度から現在まで住民監査請求を行っている。住民監査請求をする際、議員名の公表を要求したが、監査委員は議員の名前を全てアルファベット等の記号になおし、監査結果書には議員の実名は無く、住民監査請求をした請求人ですら、判読困難な監査結果書を出してきた。

甲は毎年、住民監査請求をする度に、議員名の公表を要求した。長い時間がかかったが、平成24年9月5日に日本弁護士連合会から「人権救済申立事件（2010

年度第4号人権救済申立事件)に係る勸告書」が出されたことで、監査委員が議員名を公表しないという異常な事態は解決し、議員名が公表されるようになった。

議員名が公表される方向の中で議員名を数字化してわからなくした公明党議員

日弁連の勸告が出て2011(平成23)年度の監査結果書にすべて議員の実名が記載されるようになったが、公明党議員はこれとは反対に、収支報告書に書く公明党議員名を数字で表し、どの議員の支出かわからないようにした。公明党議員全員で、議員名を不開示の方向に進めたのは、情報公開が進む時代に、逆行する行為であり、責任は重い。

公明党議員8人全員で1冊にまとめた収支報告書(各議員の支出が明確にわからない)

公明党議員は2009(平成21)年度までの収支報告書は、議員一人一人で提出していたが、2010(平成22)年度から、会派として1冊にまとめ、作成した。

議員の政活費(政調費)については、住民監査請求がない限り、監査が入らないので、公金の使い方として議員が正当に支出しているかどうか、チェックする機関はない。

政務活動費の透明性を高めるために、議員名を書くべきである。杉並区議会議員の中で議員名を公表しない収支報告書を提出しているのは、公明党議員のみである。

公明党の日弁連勸告趣旨をないがしろにする行為は許されない。

監査委員は公明党に対し、議員名を開示した収支報告書を提出するよう、是正指導すべきである。

【2】政務活動費の前渡しの特害

平成26年、夏、政務活動費について、兵庫県の県議が「貰ったお金は返したくない」と号泣し、日本中の話題になった。テレビで何度も放送されたので、記憶に新しい。

報道はされていないが、杉並区でも同じようなことが起きている。

公明党の大槻城一議員の3月末の領収書を時系列に並べると、政務活動費の消化のために走り回っている様子が浮かんでくる。

条例に基づき、月額16万円の政務活動費は、毎4半期の最初の月の10日に48万円ずつ交付され、残額は返還することになっている。大槻議員の行動を見ると、3月31日に使い切るために、買い物に走り回ったと解釈する区民がいたとしても、不思議ではない。

今後、大槻議員のような行動をとる議員が出ないように、政活費の前渡しはやめるべきである。

現在副議長である公明党大槻城一議員の例

収支報告書に書かれた出納簿整理番号の番号順ではなく、領収書の時系列で並べると、大槻議員の3月末の行動は以下ようになる。

2014(平成26)年3月31日は約5時間で合計158,632円の買い物。(添付資料11-1、11-2)

15:49に杉並郵便局で約10万円切手を買ひ、その後、新宿に行つて本を35冊買うなど世界堂・ビックカメラ・紀伊国屋書店をウロウロ。

提出された領収書は以下のとおりである。切手・書籍は按分なし、他は購入額の按分した後の金額である。(下線の購入額は収支報告書提出後、按分を見直すか、または全額を区に返還)

15:49に杉並郵便局で切手を(按分無し)99,360円(出納簿整理番号3月分4022)

19:05に新宿世界堂で換え芯などの文具を1,693円(出納簿整理番号3月分4026)、

19：33に新宿世界堂で筆記具など3,930円購入（出納簿整理番号3月分4028）
19：35に新宿世界堂でレター用品など2,829円入（出納簿整理番号3月分4027）
20：27に新宿東口ビックカメラでUSBメモリーなど21,317円（出納簿整理番号3月分4025）、
20：29に新宿東口ビックカメラでハガキ用紙1,044円（出納簿整理番号3月分4024）
20：52に新宿紀伊国屋書店で書籍を35冊29,608円（出納簿整理番号3月分4029）、
20：58に新宿紀伊国屋書店で「わたしはマララ」1,680円（出納簿整理番号3月分4023）

大槻議員が3月末に集中して買い物をするのは、恒例の行事？

2013（平成25）年3月末も領収書を時系列で並べると、買い物に走り回っていた。

3月27日

15：42に新宿西口ビックカメラでPC用周辺機材8083円（出納簿整理番号3月分4010）
17：01に世界堂新宿本店筆記具など1,813円（出納簿整理番号3月分4011）
17：03に世界堂新宿本店筆記具など2,935円（出納簿整理番号3月分4012）
17：08に世界堂新宿本店筆記具など11,317円（出納簿整理番号3月分4013）

3月28日

14：18にダイソー大丸ピーコック阿佐ヶ谷店、ファイル472円（出納簿整理番号3月分4017）

3月29日

16：25に杉並郵便局切手1,600円（出納簿整理番号3月分4019）
16：25に杉並郵便局切手43,500円（出納簿整理番号3月分4021）
16：26に杉並郵便局切手51,000円（出納簿整理番号3月分4020）切手合計96,100円
22：04にガソリン按分50%2,164円（出納簿整理番号3月分4018）

3月30日

10：51に成田国際空港第1ターミナルでシャープペンの芯142円（出納簿整理番号3月分4022）

3月31日

16：30、ビックカメラ新宿東口店、パソコン、149,176円（出納簿整理番号3月分4023）
17：07、ビックカメラ新宿東口店、USBメモリー、11,080円（出納簿整理番号3月分4027）
17：16、ビックカメラ新宿東口店、FAXリボン、2,624円（出納簿整理番号3月分4025）
17：54、ビックカメラ新宿東口店、ラベルタグ、プリンタヨウシ、4,374円
（出納簿整理番号3月分4026）
18：11、世界堂新宿本店（新宿3丁目）、ボールペンを11本、792円
（出納簿整理番号3月分4029）
19：02、紀伊国屋新宿本店、書籍「民主主義とは」735円、「MAKERS」1,995円、
「李陵」280円（出納簿整理番号3月分4028）
19：12、ビックカメラ新宿東口店、ハードディスク、11,178円（出納簿整理番号3月分4024）
22：16、ENEOS南荻窪1-6-19でガソリン購入、1,054円（出納簿整理番号3月分4030）

大槻議員のこれらの買い物は本当に区政調査のために、必要な経費であっただろうか。
下線のついている購入額については、収支報告書提出後、按分を見直すか、または全額を区に返還した。

特に切手代24年度（96,100円）分は 甲 の住民監査請求で返還を求めたが、監査委員は適切な支出と認めた。しかしながら、24年度（96,100円）も25年度（99,360円）も全額返還

した。

2年間続けて切手代合計195,460円は不当な支出であったことを大槻議員自らが認め、返金したのである。このようなでたらめな政務活動費の支出を毎年繰り返しているのが、大槻議員の現状である。

【3】小林英雄・岩崎英司両監査委員は、議員の意見を復唱して、監査で認めている。

島田敏光議員のHP代

平成23年度、HPは1回の更新もなかったが、島田議員はHP管理料の全額31,500円×12か月＝378,000円を払った。住民監査請求で返還を求めたが、監査委員は 甲 の指摘を受け入れず、全額378,000円を政調費から支出することを認めた。

平成24年度、HPは1回の更新だけで、31,500円×12か月＝378,000円を政調費から払った。誤記更正として25年7月9日にHP管理料の90%として、28,350円×12か月＝340,200円と訂正した。（何が誤記であったか、説明はない）

監査中に述べた島田議員の意見。

監査中に大泉議長の調査の中で、「HPを見て、電話・ファクシミリ等で意見・要望をくださる区民もいる。適正な支出と考える」（平成24年度政調費に関する住民監査請求、監査結果書P246）と、意見を述べた。

監査委員の判断

監査委員は監査結果書P25で「HPを見て、電話・ファクシミリ等で意見・要望をくださる区民もいると説明している。」と島田議員の意見を復唱し、 甲 の「指摘は当たらない」と判断し、全額を認めた。

大槻議員の3月31日に購入したパソコン代合計160,354円

甲 はパソコン代の返還要求を出した。

監査中に述べた大槻議員の意見、監査結果書P244「以前購入したパソコンの調子が悪く、何度か修理したが機械が不安定だったため使途基準に則り購入」

監査委員の判断

監査結果書P27～28で「パソコンの調子が悪く、何度か修理したが機械が不安定だったため購入したと説明されている」と、大槻議員の意見をそのまま復唱し、支出を認めた。

大槻城一議員の24年度の3月29日に購入した切手代96,100円

甲 は切手代の返還要求を出した。

監査中に述べた大槻議員の意見

監査結果書P244で大槻議員は「50円、80円等の切手は政務調査活動の一環として、区民等へ自身の返信などハガキ用紙や封書を郵送するときに使用し、使途基準に則り支出した。」と意見を述べた。

監査委員の判断

監査委員は、「50円、80円等の切手は、区民等へ区政報告や返信などではがきや封書を郵送するときに使用したと説明されている」と、大槻議員の意見をそのまま復唱し、支出を認

めた。

ところが、大槻議員は切手代を、24、25年度と2年間続けて合計195,460円を区に返金した。区議会事務局から議員に配布される「政務活動費の支出に関する事務処理について」という冊子の中に「切手代について※簡単に換金可能な点に留意します」と明記している。事務局がわざわざこのようなことを明記することは、換金した議員がいたということだろう。

【4】公明党議員にとって監査とは何だろうか。

監査委員が認めた支出を、監査の半年後、平成26年9月16日に516,253円を区に返還した。主な返金額は島田議員のHP代340200円、

大槻議員の切手代96,100円、パソコン等の代金の約半額79,953円

甲 は24年度政調費に関する住民監査請求の結果に承服できなかったので、2014(平成26)7月23日に東京地裁に提訴した。

監査委員が認めた金額を、公明党は何故、自主的に区に返金したのか。監査委員が認めた支出に対し、監査が適正に行われたかどうかを裁判で明らかにすべきであった。ところが、公明党は裁判が始まる前に返金した。

監査結果を否定した公明党の返金

監査委員は議員の意見を復唱して認めたが、実際に検証をしたのだろうか。杉並区監査委員に認められた支出なので、公明党は裁判で正々堂々と論陣を張るべきであった。監査委員が認めた支出に対し、公明党が裁判直前に返金したということは、

A、島田議員・大槻議員は共に不正な支出であったと認めたことである。

B公明党が監査委員の監査を否定したことになる。

C監査を否定された監査委員は公明党の返金について理由を確認すべきである。

監査委員は最高裁の判例を出して「一事不再理」と述べているが、監査された議員から、監査内容を否定された事実に対し、監査委員はどう対処すべきか、意見を求める。

【5】公明党の収支報告書の締切日はいつなのか。締切日以後、250か所の訂正。

平成25年度政務活動費の収支報告書の提出締切日は平成26年4月30日である。

公明党は26年4月25日に収支報告書を提出したが、その後、訂正があり、

7月23日、12,490円の返金 (15か所の訂正、横山4、大槻9、渡辺1、山本1か所の訂正)

8月27日、727,905円返金 (231か所の訂正。)

返還の主な金額、

島田議員のHP代28350円×12か月＝340,200円。自宅事務所の水光熱費、

大槻議員のの3/31に購入した切手代99,360円、

公明党として購入したお茶代按分率を80%→50%へ(杜撰な按分率)

何人もの議員が携帯・インターネット代の按分率を下げる

10月8日、11,778円返金 (横山・大槻・渡辺・川原口・北議員の按分見直し) 以上

公明党の25年度収支報告書には約250か所の訂正がある。甲 は過去、8年間、精査してきたが、250か所の訂正のある収支報告書は見たことがない。

法令で定められた期日までに提出することを義務付けられた公文書である収支報告書を

訂正するには、記載上の単純な間違いがあった場合も含めて、明確な規定に従って訂正が認められる仕組みが必須である。ところが、現状では、一度提出された後、理由が明記されずに訂正が行われてきた。その結果、公文書の書き換えが安易に行われ、公明党のように約250か所の訂正を簡単に行うような状態になってきた。

誤記控除→誤記更正という語句を書くだけで、単純に訂正をして、ことがすまされている状態は、公文書の取り扱いを粗雑にし、最低限の規律さえ守らず、不当に公金の管理を怠る行為である。

公的地位にある議員として、許される行為ではない。

【6】訂正の場合は議員の数字すら書かない収支報告書（添付資料12）

収支報告書には支出の場合、1000番、2000番等の議員の代わりに数字が書いてある。しかし、訂正を行ったときは、議員名の代わりに数字すら書いていない。公明党議員のどの議員が訂正を行ったのか、不明である。条例で「透明性の確保」が書かれているが、公明党のように安易に約250か所の訂正を行い、誤記控除→誤記更正と書くだけで訂正を済ましてしまう状態は、条例違反にあたる。公的地位にある議員として、公金に対し、余りにも杜撰な態度であり、区政を託される議員としての真摯な姿勢がうかがえない。

公明党の不透明な収支報告書の状態を放置するのではなく、「地方自治法に規定された法の番人」である監査委員から是正勧告を出すよう求める。

【7】監査委員、公明党議員に対し、厳格な監査を希望する。

以上述べてきたように、

◎収支報告書の締切日が明確でない。（締切日以後、安易に約250か所の訂正）

◎議員の意見をそのまま復唱して議員の意見を認める監査の実態。

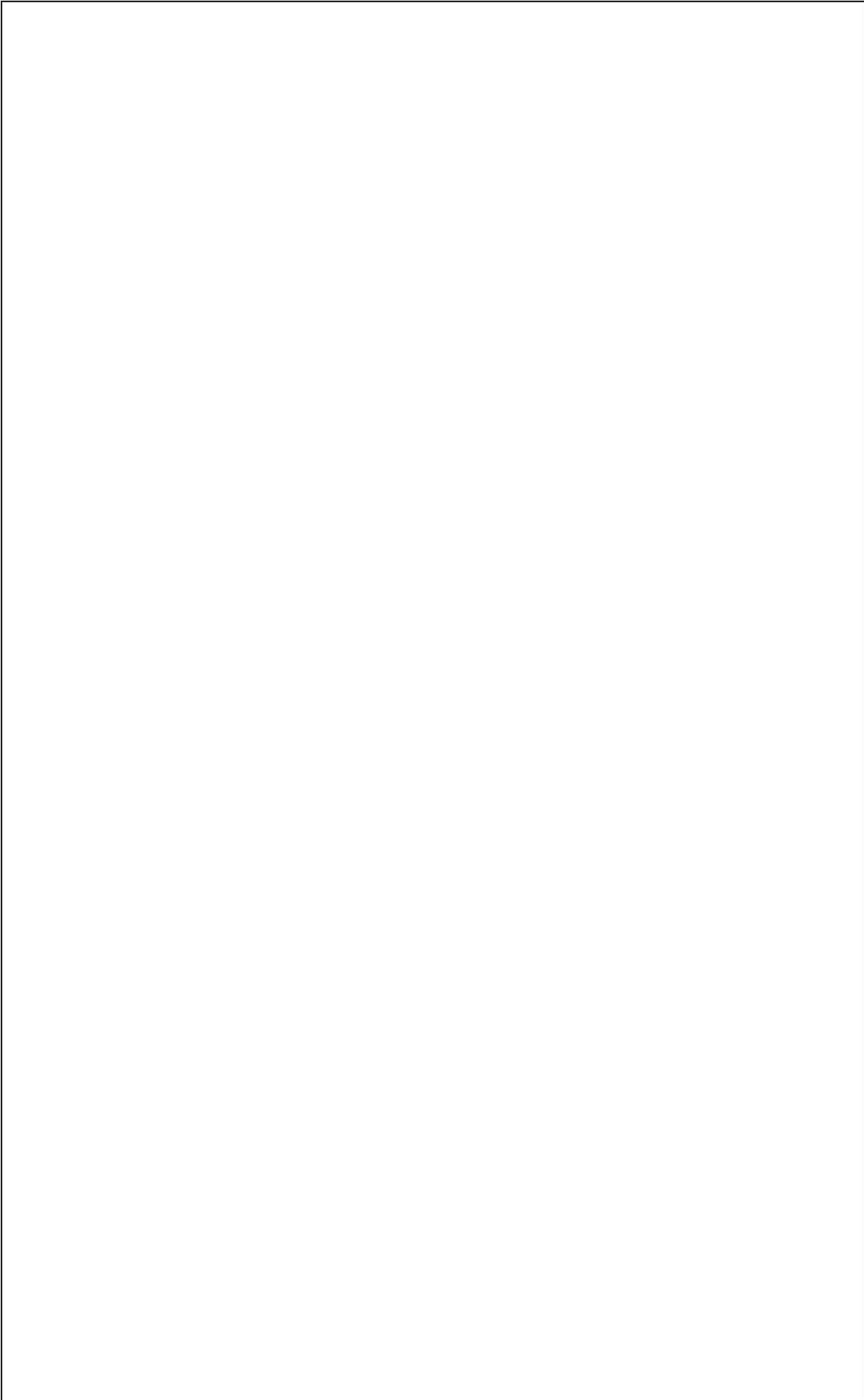
◎事実検証をしない監査委員に、議員は実態の伴わない意見を言うだけで認められる監査の実態。

◎新しい事実が出てきても（例、20日余りの通学で中退したにもかかわらず、平成23年度政調費 から払われた、田中ゆうたろう議員の明治大学大学院の諸学費947,500円）監査委員は最高裁の判例を出して「一事不再理」と述べ、監査を見直さない。

このような監査の実態であるが、政務活動費の使い方に対し、改善策の意見を求めると同時に、厳格な監査を希望する。

特に、監査委員は、地方自治法に規定された法の番人としての役割を果たすことが責務である。

以上



添付資料 2

167-0022
杉並区 下井草 4丁目 5-8
ルミナスシモイグサ206

鳥田 敏光 様



901-G -09 0035-284-00-0024982
FC1631
DN09002C 001 J1 0 0024982
0916 090020 00024982 (01/01) 1 0024982#



ご利用明細書

ご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ご請求額、ご利用明細をご案内いたします。

出光クレジット株式会社

出光クレジット株式会社
東京都墨田区両国2-10-14 両国シティコア18階
登録番号・関東財務局長(10)第00572号

お問い合わせ先
出光カード会員サービスデスク 0570-064-034
03-5996-1236
※カードをお手元にご用意のうえ、お電話ください。

590702671
2013年 9月 14日 作成

出光カード	
カード番号	
ご入会日	1990年 3月 20日
	ショッピング キャッシング
ご利用可能枠	1,000,000円 500,000円
リボ払/コース	標準コース 標準コース
実質年率	14.40% 18.00%

※ご利用可能枠は現在ご契約の金額を表示しています(一時増枠は含まれておりません)。

お支払日	2013年 10月 7日 月曜日
ご請求金額	27,317 円
お支払指定口座	

口座へのご準備は10/4(金)までお願いいたします。

鳥田 敏光 様へのお知らせ



出光SS「ありがとうフェア」10月からスタート!
出光SSご利用のお客様へ感謝を込めて「ありがとうフェア」を開催いたします。10月~12月にオイル・灯油を3千円以上ご購入いただくと、抽選でKindle Fire HDやキッズニアチケット、1万円キャッシュバックをプレゼント!ぜひ出光SSへどうぞ

詳しくは同封の「ありがとうフェア」ご案内物、または出光カードホームページをご覧ください。
www.idemitsucard.com

10万円が当たる!「おっ」トク!キャンペーン開始
「出光カード「おっ」トク!キャンペーン」が始まります。もれなくガソリン値引きかポイントをプレゼント!さらに抽選で10万円が当たるチャンス!ウェブステーション新規ご登録や携帯・電気料金のカード払い新規お申し込み、ショッピングご利用が対象です。

まずは賞品選択から!「出光カードでもれなく「おっ」トク!キャンペーン」について詳しくは、同封のカードニュースまたは出光カードホームページをご覧ください
www.idemitsucard.com

ウェブステーション・ウェブ明細だけのおトク!
出光カード会員インターネットサービス「ウェブステーション」に登録するとエコなウェブ明細となり、パソコンやケータイでご利用明細を確認できます。毎年5月のガソリン値引きやプラスポイントプレゼントなどおトクもいっぱい。ぜひご登録ください。

10月~12月に新規ご登録いただくと「出光カードでもれなく「おっ」トク!キャンペーン」の対象となります!詳しくは出光カードホームページをご覧ください。
www.idemitsucard.com

◆値引きサービス 2013年10月 1日 ~ 2013年10月31日 適用のねびき単価をご案内いたします。

今月のねびきポイント 算出対象金額	獲得ねびきP 27,393円 ➡ 2.0 P	出光スーパーゼアス (ハイオク)	出光ゼアス (レギュラー)	出光軽油	出光灯油	出光ゼプロ (エンジンオイル)	アストモスガス
		2.0 円/ℓ 引き	2.0 円/ℓ 引き	2.0 円/ℓ 引き	1.0 円/ℓ 引き	20.0 円/ℓ 引き	6.0 円/ml 引き

◆プラスポイントサービス (P)

当月獲得ポイント				当月交換ポイント	当月繰上ポイント残高	年度	ポイント	有効期限
通常ポイント	キャンペーンポイント	年間ボーナスポイント	合計					
P	P	P	P	P	P			

添付資料 3-1

政務活動交通費記録簿

出納簿 整理番号	3 月分②	No. 3022 3023
----------	-------	------------------

議員名 横山えみ

日	出張先	利用交通機関	経路 (出発駅→到着駅)	交通費(円)	項目	備考
15	荻窪・久我山・大宮町	地下鉄・バス・井の頭線	方南町→荻窪(往復)・峰→永福町→久我山→永福町→大宮町→峰	1,240	広聴広報費	区民意見聴取
16	荻窪・浜田山・大宮町	地下鉄・バス・井の頭線	方南町→荻窪(往復)・峰→永福町→浜田山→永福町→大宮町→峰	1,220	広聴広報費	区民意見聴取
18	南阿佐ヶ谷	地下鉄	方南町→南阿佐ヶ谷(往復)	380	広聴広報費	区民意見聴取
19	久我山・阿佐ヶ谷	タクシー・井の頭線	自宅→久我山→浜田山→阿佐ヶ谷→方南町	5,790	広聴広報費	区民意見聴取
20	南阿佐ヶ谷・永福町・浜田山	地下鉄・バス・井の頭線	方南町→南阿佐ヶ谷(往復)・峰→永福町→浜田山(往復)	1,020	広聴広報費	区民意見聴取
23	荻窪・浜田山・大宮町	地下鉄・バス・井の頭線	方南町→荻窪(往復)・南台→永福町→大宮町→峰	980	広聴広報費	区民意見聴取
26	彩の国すこやかプラザ。区役所	京王線・JR/京浜東北	荻窪→新宿→赤羽→与野→赤羽→新宿→南阿佐ヶ谷→新宿→荻窪	1,380	調査研究費	セミナー参加[子ども子育て支援新制度と自治体行政]
29	荻窪。久我山	地下鉄・バス・井の頭線	方南町→荻窪(往復)・峰→永福町→久我山(往復)	1,040	広聴広報費	区民意見聴取
項目別内訳				1,380	調査研究費	
				11,670	広聴広報費	

添付資料 3-2

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	3 月分	No.
----------	------	-----

No.1904
領収書
 2014年03月02日
 車番001108 000
 メーター 1790円
 運賃合計 1790円
 人社 1700円

No.011
領収書
 2014年03月09日
 車番 3632
 運賃 1430円
 V料金 300円
 計 1730円

お忘れ物は当社まで
京西交通株式会社
 TEL 0422 (44) 5344

ご質問は当社又は
 (株)東京タクシーセンター (3648)0300

運賃 1610円
 計 1610円

キャピタル交通株式会社
 東京都八王子市左入町791-6
 ☎ 042-691-2222
 ☎ 0120-07-2345

欄

No.0040
領収書
 2014年03月12日
 車番165370 000
 メーター 1520円
 運賃合計 1520円

合計 1520円

宝自動車交通株式会社

中野営業所
 TEL 03-3383-1501
 無線配車のご用命は
 東京無線配車センター
 TEL 03-3361-2111
 お忘れ物、お気づきの点は
 当社までご連絡下さい

メーター 1700円
 迎車料金 300円
 運賃合計 2000円

合計 2000円

杉並交通株式会社
 お忘れ物、お気づきの点は、
 TEL 03-5348-7636

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。

車両番号 471号

2014年03月19日01:17

乗車料金 ¥1860円

上記の通り正に領収致しました。

 **東京MKタクシー**

電話番号(03) 6547-5547
 無線センター(03) 6547-5551

領収書

No.001
 2014年03月19日
 車番 1900

運賃 3320円
 迎車料金 300円

計 3620円

練馬交通株式会社
 TEL 03 (3990) 8441

19870
18700

政務活動交通費記録簿

添付資料 4

出納簿 整理番号	8	月分	No	8-1
----------	---	----	----	-----

議員名 大槻 城一

日	出張先	利用交通機関	経路 (出発駅→到着駅)	交通費(円)	項目	備考
9	八幡山	鉄道	南阿佐ヶ谷→新宿→八幡山 (往復)	680	広聴広報費	区民意見聴取
11	久我山	鉄道	南阿佐ヶ谷→荻窪→吉祥寺→久我山 (往復)	860	広聴広報費	区民意見聴取
12	久我山	鉄道	南阿佐ヶ谷→荻窪→吉祥寺→久我山 (往復)	860	広聴広報費	区民意見聴取
19	上北沢	鉄道	南阿佐ヶ谷→新宿→上北沢 (往復)	680	広聴広報費	区民意見聴取
21	新橋	タクシー	新橋→南阿佐ヶ谷	8,160	広聴広報費	区民意見聴取
22	永福町	鉄道	南阿佐ヶ谷→荻窪→吉祥寺→永福町 (往復)	920	広聴広報費	区民意見聴取
23	下高井戸	鉄道	南阿佐ヶ谷→新宿→下高井戸 (往復)	680	広聴広報費	区民意見聴取
25	下高井戸	鉄道	南阿佐ヶ谷→新宿→下高井戸 (往復)	680	広聴広報費	区民意見聴取
				13,520		
項目別内訳						

添付資料 5-1

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. 3006
----------	------	----------

領収書等貼付欄																									
<p>セブン-イレブン 方南店 杉並区方南2-20-15</p> <p>電話：03-5305-0716 店舗#1</p> <p>2013年04月07日(日) 21:30 資350</p> <p>金額 収 書</p> <table border="0"> <tr><td>味わい白玉ぜんざい</td><td>¥210</td></tr> <tr><td>抹茶あんみつ</td><td></td></tr> <tr><td>⑧298x 2</td><td>¥596</td></tr> <tr><td>ふわふわマシュマロ黒ごま</td><td></td></tr> <tr><td>⑧53x 2</td><td>¥106</td></tr> <tr><td>合計</td><td>¥912</td></tr> <tr><td>お預り</td><td>¥1,012</td></tr> <tr><td>お釣</td><td>¥100</td></tr> </table> <p>お買上明細は上記のとおりです。 商品価格には消費税等を含みます。</p> <p>※すぐチャレンジ! 応募はコチラ! ↓</p> <p>名探偵コナン WEB限定 キャンペーン</p> <p>抽選で#905番に当たる!</p> <table border="1"> <tr><td>受付期間</td><td>2013/5/8</td></tr> <tr><td>抽選期間</td><td>2013/5/8</td></tr> </table> <p>4/5(土)~5/6(月) 2013/5/8(水) 00:00まで</p> <p>パソコンもしくはケータイで キャンペーンサイトにアクセスして オリジナルナンバーを入力して抽選で当たる!</p> <p>http://cam.sej.co.jp/conan/</p> <p>※キャンペーンは1回限りです。 ©2013 株式会社セブン-イレブン・ジャパン</p> <p>★リアルナンバーはコチラ★</p> <table border="0"> <tr><td>8133-4799-8817-4854</td></tr> <tr><td>8979-1401-4299-9000</td></tr> <tr><td>0026-6302-3561-9914</td></tr> <tr><td>1433-1516-1051-8259</td></tr> </table>		味わい白玉ぜんざい	¥210	抹茶あんみつ		⑧298x 2	¥596	ふわふわマシュマロ黒ごま		⑧53x 2	¥106	合計	¥912	お預り	¥1,012	お釣	¥100	受付期間	2013/5/8	抽選期間	2013/5/8	8133-4799-8817-4854	8979-1401-4299-9000	0026-6302-3561-9914	1433-1516-1051-8259
味わい白玉ぜんざい	¥210																								
抹茶あんみつ																									
⑧298x 2	¥596																								
ふわふわマシュマロ黒ごま																									
⑧53x 2	¥106																								
合計	¥912																								
お預り	¥1,012																								
お釣	¥100																								
受付期間	2013/5/8																								
抽選期間	2013/5/8																								
8133-4799-8817-4854																									
8979-1401-4299-9000																									
0026-6302-3561-9914																									
1433-1516-1051-8259																									
備考	<p>3枚報告会 会場 和泉4丁目 3R宛</p> <p style="text-align: right;">21:30</p> <p style="text-align: right;">4/5 4人</p> <p style="text-align: right;">No. 80791</p>																								

添付資料5-2

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

5/16

出納簿 整理番号	5 月分	No. 3004
----------	------	----------

領収書等貼付欄

領 収 証

横 山 様 1125年 5月10日

★ 3150.-

但 菜子折代
上記正に領収いたしました

内 訳	杉並区方南2-23-1・電話3311-4837
税抜金額	(地下鉄方南町西口駅前)
消費税額等(%)	新築中村屋方南町店

ながもり 

備考 区政報告会
(会場) 方南17日区民定

15人 号p12

添付資料 6-1

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4月分	No. 4002
----------	-----	----------

領収書等貼付欄																																					
 <p>銀座コージーコーナー 阿佐ヶ谷店 03-3337-1511 予約専用ダイヤル 0120-945257</p> <p>ご予約に関しましては上記フリーダイヤルまで (受付時間: 9:00-20:00)</p> <p>2013年 4月 5日 20:59 R-001 担当: ■■■ 人数: 1 レシートNo. 00211 ※電話No. (0923852)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>商品</th> <th>単価</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苺のショートケーキ</td> <td>8380</td> <td>1</td> <td>¥380内</td> </tr> <tr> <td>チョコレートケーキ</td> <td>6350</td> <td>1</td> <td>¥350内</td> </tr> <tr> <td>モンブラン</td> <td>6380</td> <td>1</td> <td>¥380内</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>3点</td> <td></td> <td>¥1,110</td> </tr> <tr> <td>合算1</td> <td></td> <td></td> <td>¥1,110</td> </tr> <tr> <td>(内 消費税等)</td> <td></td> <td></td> <td>¥52</td> </tr> <tr> <td>お預かり</td> <td></td> <td></td> <td>¥1,110</td> </tr> <tr> <td>お釣り</td> <td></td> <td></td> <td>¥0</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ・ 苺菓子付 3人分 ・ 正社員見聴取</p>		商品	単価	数量	金額	苺のショートケーキ	8380	1	¥380内	チョコレートケーキ	6350	1	¥350内	モンブラン	6380	1	¥380内	小計	3点		¥1,110	合算1			¥1,110	(内 消費税等)			¥52	お預かり			¥1,110	お釣り			¥0
商品	単価	数量	金額																																		
苺のショートケーキ	8380	1	¥380内																																		
チョコレートケーキ	6350	1	¥350内																																		
モンブラン	6380	1	¥380内																																		
小計	3点		¥1,110																																		
合算1			¥1,110																																		
(内 消費税等)			¥52																																		
お預かり			¥1,110																																		
お釣り			¥0																																		

20:59

添付資料 6-2

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	6 月分	No. 4005
----------	------	----------

6/5

領収書等貼付欄	
<p>2013年06月</p> <p>大槻城一 様</p> <p>¥5,750-</p> <p>500円 (税 ¥273-を含む)</p> <p>但し、お品代として 上記に領収しました。</p> <p>佐ヶ谷北2-1-1 石井ビル 1F コーナー 阿佐ヶ谷店</p> <p>TEL 0120-945257</p> <p>本票は感熱紙を使用しているため、印字面を内側に折ってご確認ください。</p>	
備考	<p>茶葉代 500円。 22-74-u.</p> <p>区民意見聴取</p>

添付資料 7-1

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7 月分	No. 8011-
----------	------	-----------

領収書等貼付欄	
	
店No:100082 レジNo:0002 2013年07月30日(火) 14時46分	
領収書 領収書番号 636号	
オロナミンC 内4987035089322 698×2個	様 ¥1,396
小計 2点 合計 (内、消費税等) 現金	¥1,396 ¥1,396 ¥66 ¥2,000
但し セイジョー阿佐谷二番店 03-5307-7312 166-0004 東京都杉並区阿佐ヶ谷南1-17-17 売上レシートNo. 005777	
上記正に領収いたしました	
<保管上のお願> 財布等に入れ保管戴く場合、 印刷面を内側に折り返し保管 して下さい。	
レシートNo:005778 資:222000103982	
備考	敬物代 (区民見聴取の為) 11名 萩原 35回 区民見

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	8 月分	No. 8009
----------	------	----------

領収書等貼付欄
<p>マチのほっとステーション LAWSON</p> <p>L 杉並区役所前店 東京都杉並区阿佐谷南1-16-7 電話: 03-3314-0307</p> <p>金額引又修正</p> <p>渡 収 機</p> <p>¥1,015-</p> <p>(内消費税等 ¥48)</p> <p>但し 課 税 検 収 非課税 137087</p> <p>2013年 8月 20日 上記正に領収いたしました</p> <p>※本書保管上のお願い 財布・手帳等にはさんで保管戴く 場合は、印刷面を内側に折り保管 をお願いいたします。</p> <p>№: #2 83948</p>
備考
<p>お釣代 (区民意見聴取会)</p> <p>阿佐谷南 2対面 4名</p> <p>区民会</p>

領収書等貼付用紙

添付資料8

出納簿 整理番号	10 月分	No. 4018
----------	-------	----------

領収書等貼付欄																										
<p>地中美術館 <small>公益財団法人 地中財団</small> Chicha Art Museum 〒761-3110 香川郡直島町3449-1 TEL 087-892-3755 http://www.benesse-artsite.jp/</p> <p>==== 領収書 RECEIPT =====</p> <p>2013. 10月18日</p> <p>14:17 No.02-02793 CASHIER: XXXXXXXXXX</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">ITEM</th> <th style="text-align: left;">PRICE</th> <th style="text-align: left;">Q'TY</th> <th style="text-align: left;">AMOUNT</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シアーペン 地中美術館</td> <td>500</td> <td>1</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>合計 (TOTAL)</td> <td></td> <td></td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>現金 (CASH)</td> <td></td> <td></td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>お預り (DEPOSIT)</td> <td></td> <td></td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>お釣り (CHANGE)</td> <td></td> <td></td> <td>9,500</td> </tr> </tbody> </table>			ITEM	PRICE	Q'TY	AMOUNT	シアーペン 地中美術館	500	1	500	合計 (TOTAL)			500	現金 (CASH)			500	お預り (DEPOSIT)			10,000	お釣り (CHANGE)			9,500
ITEM	PRICE	Q'TY	AMOUNT																							
シアーペン 地中美術館	500	1	500																							
合計 (TOTAL)			500																							
現金 (CASH)			500																							
お預り (DEPOSIT)			10,000																							
お釣り (CHANGE)			9,500																							
備考	<p>・ シアーペン 500 × 90% = 450 視察内容の記録、お筆記具の文房の為購入。</p>																									

添付資料 9

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	10月分	No. 402/
----------	------	----------

領収書等貼付欄						
領 収 証 大 槻 城 様 No. _____						
★¥500- 借入料 ¥500 × 1 名様分として 1125 年 10 月 29 日 上記正に領収いたしました						
<table border="1"> <tr><td>収 入</td></tr> <tr><td>印 紙</td></tr> </table>	収 入	印 紙	<table border="1"> <tr><td>内 訳</td></tr> <tr><td>税抜金額</td></tr> <tr><td>消費税額等(%)</td></tr> </table>	内 訳	税抜金額	消費税額等(%)
収 入						
印 紙						
内 訳						
税抜金額						
消費税額等(%)						
秋田市中通1丁目4-2 秋 田 県 立 美 術 館						
						
<small>コクヨ ウケ-1097</small>						
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本館の芸術会館 建設に向けた調査・研究に取り組む。 ・ 秋田県立美術館は、日本建築界を代表する宇藤忠良氏に設計。板倉の大名前作館を、建築界を代表する青木淳比呂氏に設計。両館を比較中。今後の施設建築の事例について考察中。 					

大槻議員

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

添付資料 10-1

出納簿 整理番号	// 月分	No. 400 / .
----------	-------	-------------

領収書等貼付欄

領収書

駐車番号 04番
入庫時間 01/01/18 17:50
出庫時間 01/02/18 00:58
請求金額 1,500円
領収金額 1,500円
領収日 14/01/02/18

阿佐ヶ谷南プラザパーキング

備考

区民意見聴取

第1号様式 (第3条関係)

大槻議員

領収書等貼付用紙

添付資料 10-2

出納簿 整理番号	1 月分	No. 4002
----------	------	----------

領収書等貼付欄	
<h2>領収書</h2> <p>-----車室 No.9 -----</p> <p>入庫時刻 01月02日 14時06分 精算時刻 01月02日 19時26分</p> <p>受領金額 1300円 メタル 1枚 2014年01月02日19時27分 発行</p> <p>-----ナビパーク----- 西友 関町店駐車場</p>	
備考	区民意見聴取

添付資料 11-1

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	〇 月分	No. 4029
----------	------	----------

領収書等貼付欄	
	<p>領 収 書</p> <p>株式会社 紀伊國屋書店</p> <p>新宿本店 ☎ 03(3354)0131</p> <p>営業時間 10:00~21:00</p> <p>http://www.kinokuniya.co.jp</p> <p>入会金・年会費無料！</p> <p>キノクニヤポイントカード</p> <p>会員募集中！</p> <p>2014年03月31日(月) 20時52分</p>
	<p>9784334037192 C0236 Y840 新書 ¥840</p> <p>9784478000496 C0037 Y1200 教育 ¥1,200</p> <p>9784166608874 C0295 Y770 新書 ¥770</p> <p>9784479793632 C0030 Y1600 社会政治 ¥1,600</p> <p>9784532147051 C3034 Y1200 福盛和夫の実学 ¥1,200</p> <p>9784822249410 C0033 Y2200 経済 ¥2,200</p> <p>9784094060201 C0195 Y533 文庫／一般 ¥533</p> <p>9784062881777 C0295 Y740 新書 ¥740</p> <p>9784140883952 C0240 Y880 新書 ¥880</p> <p>9784569794297 C0295 Y720 日本はなぜ世界で 評論・随筆・詩歌 ¥1,300</p> <p>9784478022214 C0033 Y1600 経済 ¥1,600</p> <p>9784478023419 C0034 Y1500 経営 特別基礎/伊藤原伸 評論・随筆・詩歌 ¥1,500</p> <p>9784062169424 C0095 Y933 評論・随筆・詩歌 ¥933</p> <p>9784004312253 C0236 Y720 新書 ¥720</p> <p>9784004311126 C0236 Y700 新書 ¥700</p> <p>9784004314301 C0236 Y760 新書 ¥760</p> <p>9784569890810 C1234 Y800 伝える力 「話す」 ¥800</p> <p>9784584122952 C0230 Y762 新書 ¥762</p> <p>9784041105122 C0230 Y781 新書 ¥781</p> <p>9784657130228 C1034 Y2000</p>
備考 書籍代 別紙の通り	

45

備考 書籍代
別紙の通り

9784094060201 C0195 Y533	経済	¥2,200
9784062881777 C0295 Y740	文庫/一般	¥533
9784140883952 C0240 Y860	新書	¥740
9784569794297 C0295 Y720	新書	¥860
9784093876254 C0095 Y1300	日本はなぜ世界で	¥720
9784478022214 C0033 Y1600	評論・随筆・詩歌	¥1,300
9784478022214 C0033 Y1600	経済	¥1,600
9784478023419 C0034 Y1500	経営	¥1,500
9784062169424 C0095 Y933	評論・随筆・詩歌	¥933
9784004312253 C0236 Y720	新書	¥720
9784004311126 C0236 Y700	新書	¥700
9784004314301 C0236 Y760	新書	¥760
9784569890810 C1234 Y800	伝える力 「話す」	¥800
9784584122952 C0230 Y762	新書	¥762
9784041106122 C0233 Y781	新書	¥781
9784567130228 C1034 Y2000	経営	¥2,000
9784569890810 C1234 Y800	伝える力 「話す」	¥800
9784167747015 C0195 Y552	文庫/一般	¥552
9784806136156 C2034 Y1400	経営	¥1,400
9784492557204 C3034 Y1600	経営	¥1,600
9784344982970 C0295 Y780	新書	¥780
9784822249472 C0034 Y2000	経営	¥2,000
9784569798059 C0230 Y720	官僚の責任	¥720
9784140882023 C0247 Y700	新書	¥700
9784334786205 C0133 Y724	文庫/一般	¥724
9784106104589 C0210 Y680	新書	¥680
9784106105067 C0222 Y780	新書	¥780
9784480064707 C0212 Y800	新書	¥800
9784344983120 C0295 Y760	新書	¥760
9784569791630 C0233 Y724	お金の流れが変わ	¥724
小計		¥35,539
外税		¥1,778
お買い上げ点数		35点
合計		¥37,316
現金		¥37,515
お釣り		¥200

上記正に領収いたしました



購入本のリスト

添付資料 11-2

- 人間にとって成熟とは何か 曾根綾子 ¥760
統計学が最強の学問である 西内啓 ¥1600
僕の死に方エンディングダイアリー 金子哲雄 ¥533
知の逆転 吉成真由美 ¥860
日本人のための世界史入門 古谷野敏 ¥780
里山資本主義 NHK広島取材班 ¥781
人間の基本 曾根綾子 ¥680
老いの才覚 曾根綾子 ¥762
伝える力 池上彰 ¥800
大人の流儀 伊集院静 ¥933
官僚の責任 古賀茂明 ¥720
お金の流れが変わった 大前研一 ¥724
語訳 学問のすすめ 斉藤孝 ¥800
スタンフォードの自分を変える教室 ケリー・マクゴニガル ¥1600
貧国大国アメリカ (I) 岩波新書 堤未果 ¥700
貧国大国アメリカ (II) 岩波新書 堤未果 ¥720
株・貧国大国アメリカ 岩波新書 堤未果 ¥760
日本はなぜ世界で一番人気があるのか 竹田恒泰 ¥720
語られなかった皇族たちの真実 竹田恒泰 ¥1300
ブラック企業日本を食いつぶす 文春新書 今野晴貴 ¥770
わかりあえないことから コミュニケーション能力とは何か 講談社現代新書 平田オリガ ¥740
体を壊す10大食品添加物 幻冬舎新書 渡辺雄二 ¥780
教室内 スクールカースト 光文社新書 鈴木翔 ¥840
標準 ダイヤモンド社 伊賀泰代 ¥1500
脳が冴える15の習慣 生活人新書 築山節 ¥700
稲盛和夫の実学 文庫 日本経済新聞 稲森和夫 ¥1200
世界一やさしい問題解決の授業 ダイヤモンド社 渡辺健介 ¥1200
2052今後40年のグローバル予測 日経BP ヨルゲン・ランダース ¥2200
新版 結局仕組みを作った人が勝っている 知恵の森文庫 荒濱一・高橋学 ¥724
データサイエンティストに学ぶ 日経BP デイミトリ・マークス、ポール・ブラウン ¥2000
世界一わかりやすい会計の授業 林総 ¥1400
人は仕事で磨かれる 丹羽宇一郎 ¥522
外資系コンサルのスライド作成術 山口周 ¥1600
新・現代総合商社論 三菱商事(株) ¥2000

添付資料 12 1~10

別記様式(第10条、第11条関係)

平成 26 年 10 月 8 日

杉並区議会議員 宛

会 派 名 杉並区議会公明党
代表者氏名 川原口 宏之 

平成 25 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 25 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入
政務活動費 15,360,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	1,424,677	
研 修 費	166,220	
広 聴 広 報 費	5,571,383	12、1月分の計上について誤りがあったため訂正
要請陳情等活動費	1,010	
会 議 費	28,600	
資 料 作 成 費	7,376	
資 料 購 入 費	995,611	
事 務 費	1,921,710	8、11、12、3月分の計上について誤りがあったため訂正
事 務 所 費	0	
人 件 費	204,000	
合 計	10,320,587	

収受
26.10.8
杉並区議会
第 号

3 残 額 5,039,413 円

※今回の訂正により、新たに11,778円の残額が生じました。

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

別記様式(第10条、第11条関係)

平成 26 年 8 月 27 日

杉並区議会議員 宛

会 派 名 杉並区議会公明党
代表者氏名 川原口 宏之



平成 25 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 25 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入
政務活動費 15,360,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	1,424,677	8,1月分の計上について誤りがあったため訂正
研 修 費	166,220	
広 聴 広 報 費	5,557,127	4~3月分の計上について誤りがあったため訂正
要請陳情等活動費	1,010	
会 議 費	28,600	
資 料 作 成 費	7,376	
資 料 購 入 費	995,611	
事 務 費	1,947,744	4~3月分の計上について誤りがあったため訂正
事 務 所 費	0	4~3月分の計上について誤りがあったため訂正
人 件 費	204,000	
合 計	10,332,365	

3 残 額 5,027,635 円



※今回の訂正により、新たに727,905円の残額が生じました。

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(杉並区議会公明党)

年	月	日	摘 要	(項目)	受	払	残
			訂正前の累計		15,360,000	11,060,270	4,299,730
26	8	27	4月1日支払分譲記控除 携帯電話・タブレット(ドコモ)90%	事務費		△ 22,219	4,321,949
26	8	27	4月4日支払分譲記控除 インターネット接続料金(80%)	事務費		△ 2,908	4,324,857
26	8	27	4月4日支払分譲記更正 インターネット接続料金(50%)	事務費		1,818	4,323,039
26	8	27	4月5日支払分譲記控除 電気料金(東京電力)1/10	事務所費		△ 680	4,323,719
26	8	27	4月5日支払分譲記控除 ガス料金(東京ガス)1/10	事務所費		△ 1,201	4,324,920
26	8	27	4月10日支払分譲記控除 スマートホンWi-Fi接続料(ソフトバンクM)9/10	事務費		△ 3,500	4,328,420
26	8	27	4月10日支払分譲記更正 スマートホンWi-Fi接続料(ソフトバンクM)4/5	事務費		3,111	4,325,309
26	8	27	4月10日支払分譲記控除 インターネット/電話料2月分(So-net)9/10.1/2	事務費		△ 6,199	4,331,508
26	8	27	4月10日支払分譲記更正 インターネット/電話料2月分(So-net)1/2	事務費		4,015	4,327,493
26	8	27	4月10日支払分譲記控除 携帯電話料3月分(au)9/10	事務費		△ 18,015	4,345,508
26	8	27	4月10日支払分譲記更正 携帯電話料3月分(au)4/5	事務費		16,013	4,329,495
26	8	27	4月10日支払分譲記控除 インターネット接続料(80%)IP固定電話通話料(50%)	事務費		△ 6,505	4,336,000
26	8	27	4月10日支払分譲記更正 インターネット接続料(50%)IP固定電話通話料(50%)	事務費		4,394	4,331,606
26	8	27	4月16日支払分譲記控除 携帯電話代(90%)	事務費		△ 11,011	4,342,617
26	8	27	4月16日支払分譲記更正 携帯電話代(80%)	事務費		9,788	4,332,829
26	8	27	4月18日支払分譲記控除 水道・下水道料金(東京都水道局)1/10	事務所費		△ 1,462	4,334,291
26	8	27	4月30日支払分譲記控除 携帯電話通賃(4月分)NTTファイナンス90%	事務費		△ 7,165	4,341,456
26	8	27	4月30日支払分譲記更正 携帯電話料金(4月分)NTTファイナンス80%	事務費		6,369	4,335,087
26	8	27	4月30日支払分譲記控除 携帯電話代(80%)ソフトバンク)	事務費		△ 6,770	4,341,857
26	8	27	4月30日支払分譲記更正 携帯電話代(80%)ソフトバンク)	事務費		6,018	4,335,839
26	8	27	4月30日支払分譲記控除 携帯電話代(80%)ウィルコム)	事務費		△ 3,005	4,338,844
26	8	27	4月30日支払分譲記更正 携帯電話代(80%)ウィルコム)	事務費		2,671	4,336,173
26	8	27	4月30日支払分譲記控除 インターネット代(80%)	事務費		△ 2,867	4,339,040
26	8	27	4月30日支払分譲記更正 インターネット代(50%)	事務費		1,792	4,337,248
26	8	27	4月30日支払分譲記控除 HP管理料(R&D ISHIWATA)9/10	広聴広報費		△ 28,350	4,365,598
26	8	27	4月30日支払分譲記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(エムサービス)	広聴広報費		△ 9,324	4,374,922
26	8	27	4月30日支払分譲記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(エムサービス)	広聴広報費		5,827	4,369,095
26	8	27	4月30日支払分譲記控除 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費		△ 21,008	4,390,103
26	8	27	4月30日支払分譲記更正 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費		18,674	4,371,429
26	8	27	5月7日支払分譲記控除 インターネット接続料金(80%)	事務費		△ 2,908	4,374,337
26	8	27	5月7日支払分譲記更正 インターネット接続料金(50%)	事務費		1,818	4,372,519
26	8	27	5月9日支払分譲記控除 ガス料金(東京ガス)1/10	事務所費		△ 1,160	4,373,679
26	8	27	5月10日支払分譲記控除 スマートホンWi-Fi接続料(ソフトバンクM)9/10	事務費		△ 3,500	4,377,179
26	8	27	5月10日支払分譲記更正 スマートホンWi-Fi接続料(ソフトバンクM)4/5	事務費		3,111	4,374,068
26	8	27	5月10日支払分譲記控除 携帯電話料4月分(au)9/10	事務費		△ 25,321	4,399,389
26	8	27	5月10日支払分譲記更正 携帯電話料4月分(au)4/5	事務費		22,508	4,376,881
26	8	27	5月10日支払分譲記控除 インターネット/電話料3月分(So-net)9/10.1/2	事務費		△ 6,512	4,383,393

12-2

(杉並区議会公明党)

26	8	27	5月10日支払分領記更正 インターネット/電話料3月分(So-net)1/2	事務費		4,328	4,379,065
26	8	27	5月10日支払分領記控除 インターネット接続料(80%)IP固定電話通話料(50%)	事務費		△ 6,410	4,385,475
26	8	27	5月10日支払分領記更正 インターネット接続料(50%)IP固定電話通話料(50%)	事務費		4,299	4,381,176
26	8	27	5月10日支払分領記控除 電気料金(東京電力)1/10	事務所費		△ 593	4,381,769
26	8	27	5月16日支払分領記控除 携帯電話代(80%)	事務費		△ 11,315	4,393,084
26	8	27	5月16日支払分領記更正 携帯電話代(80%)	事務費		10,058	4,383,026
26	8	27	5月16日支払分領記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(エームサービス)	広聴広報費		△ 4,704	4,387,730
26	8	27	5月16日支払分領記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(エームサービス)	広聴広報費		2,940	4,384,790
26	8	27	5月16日支払分領記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(アスクール)	広聴広報費		△ 2,548	4,387,338
26	8	27	5月16日支払分領記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(アスクール)	広聴広報費		1,593	4,385,745
26	8	27	5月21日支払分領記控除 インターネット接続料(80%・4月分)	事務費		△ 3,947	4,389,692
26	8	27	5月21日支払分領記更正 インターネット接続料(50%・4月分)	事務費		2,467	4,387,225
26	8	27	5月27日支払分領記控除 携帯電話代(80%ソフトバンク)	事務費		△ 6,619	4,393,844
26	8	27	5月27日支払分領記更正 携帯電話代(80%ソフトバンク)	事務費		5,884	4,387,960
26	8	27	5月27日支払分領記控除 携帯電話代(80%ウィルコム)	事務費		△ 4,120	4,392,080
26	8	27	5月27日支払分領記更正 携帯電話代(80%ウィルコム)	事務費		3,662	4,388,418
26	8	27	5月27日支払分領記控除 インターネット代(80%)	事務費		△ 3,080	4,391,498
26	8	27	5月27日支払分領記更正 インターネット代(50%)	事務費		1,925	4,389,573
26	8	27	5月31日支払分領記控除 携帯電話料金(NTTファイナンス5月分)90%	事務費		△ 7,165	4,396,738
26	8	27	5月31日支払分領記更正 携帯電話料金(NTTファイナンス5月分)80%	事務費		6,369	4,390,369
26	8	27	5月31日支払分領記控除 IP管理料(R&D ISHIWATA)9/10	広聴広報費		△ 28,350	4,418,719
26	8	27	5月31日支払分領記控除 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費		△ 19,662	4,438,381
26	8	27	5月31日支払分領記更正 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費		17,477	4,420,904
26	8	27	6月1日支払分領記控除 事務用品・自転車部品	事務費		△ 199	4,421,103
26	8	27	6月1日支払分領記更正 事務用品 90%	事務費		94	4,421,009
26	8	27	6月4日支払分領記控除 インターネット接続料金(80%)	事務費		△ 2,363	4,423,372
26	8	27	6月4日支払分領記更正 インターネット接続料金(50%)	事務費		1,477	4,421,895
26	8	27	6月6日支払分領記控除 電気料金(東京電力)1/10	事務所費		△ 689	4,422,584
26	8	27	6月7日支払分領記控除 ガス料金(東京ガス)1/10	事務所費		△ 1,024	4,423,608
26	8	27	6月10日支払分領記控除 スマートホンWi-Fi接続料(ソフトバンクM)9/10	事務費		△ 3,500	4,427,108
26	8	27	6月10日支払分領記更正 スマートホンWi-Fi接続料(ソフトバンクM)4/5	事務費		3,111	4,423,997
26	8	27	6月10日支払分領記控除 携帯電話料5月分(au)9/10	事務費		△ 15,073	4,439,070
26	8	27	6月10日支払分領記更正 携帯電話料5月分(au)4/5	事務費		13,398	4,425,672
26	8	27	6月10日支払分領記控除 インターネット/電話料4月分(So-net)9/10.1/2	事務費		△ 6,737	4,432,409
26	8	27	6月10日支払分領記更正 インターネット/電話料4月分(So-net)1/2	事務費		4,553	4,427,856
26	8	27	6月10日支払分領記控除 インターネット接続料(80%)IP固定電話通話料(50%)	事務費		△ 7,422	4,435,278
26	8	27	6月10日支払分領記更正 インターネット接続料(50%)IP固定電話通話料(50%)	事務費		5,311	4,429,967
26	8	27	6月17日支払分領記控除 携帯電話代(80%)	事務費		△ 11,507	4,441,474
26	8	27	6月17日支払分領記更正 携帯電話代(80%)	事務費		10,228	4,431,246

(杉並区議会公明党)

26	8	27	6月18日支払分償記控除 インターネット接続料(80%・5月分)	事務費	△ 3,839	4,435,085
26	8	27	6月18日支払分償記更正 インターネット接続料(50%・5月分)	事務費	2,399	4,432,686
26	8	27	6月20日支払分償記控除 水道・下水道料金(東京都水道局)1/10	事務所費	△ 1,597	4,434,283
26	8	27	6月25日支払分償記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(エームサービス)	広聴広報費	△ 4,704	4,438,987
26	8	27	6月25日支払分償記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(エームサービス)	広聴広報費	2,940	4,436,047
26	8	27	6月27日支払分償記控除 携帯電話代(90%ソフトバンク)	事務費	△ 6,938	4,442,985
26	8	27	6月27日支払分償記更正 携帯電話代(80%ソフトバンク)	事務費	6,167	4,436,818
26	8	27	6月27日支払分償記控除 携帯電話代(90%ウィルコム)	事務費	△ 2,872	4,439,690
26	8	27	6月27日支払分償記更正 携帯電話代(80%ウィルコム)	事務費	2,553	4,437,137
26	8	27	6月27日支払分償記控除 インターネット代(80%)	事務費	△ 2,880	4,440,017
26	8	27	6月27日支払分償記更正 インターネット代(50%)	事務費	1,800	4,438,217
26	8	27	6月30日支払分償記控除 HP管理料(R&D ISHWATA)9/10	広聴広報費	△ 28,350	4,466,567
26	8	27	7月1日支払分償記控除 携帯電話通話料(NTTファイナンス)6月分90%	事務費	△ 7,165	4,473,732
26	8	27	7月1日支払分償記更正 携帯電話料(NTTファイナンス)6月分80%	事務費	6,369	4,467,363
26	8	27	7月1日支払分償記控除 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費	△ 19,690	4,487,053
26	8	27	7月1日支払分償記更正 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費	17,502	4,469,551
26	8	27	7月4日支払分償記控除 インターネット接続料(80%)	事務費	△ 2,363	4,471,914
26	8	27	7月4日支払分償記更正 インターネット接続料(50%)	事務費	1,477	4,470,437
26	8	27	7月4日支払分償記控除 電気料金(東京電力)1/10	事務所費	△ 629	4,471,066
26	8	27	7月5日支払分償記控除 ガス料金(東京ガス)1/10	事務所費	△ 615	4,471,681
26	8	27	7月10日支払分償記控除 スマートホンWi-Fi接続料(ソフトバンクM)9/10	事務費	△ 3,500	4,475,181
26	8	27	7月10日支払分償記更正 スマートホンWi-Fi接続料(ソフトバンクM)4/5	事務費	3,111	4,472,070
26	8	27	7月10日支払分償記控除 携帯電話料6月分(au)9/10	事務費	△ 19,640	4,491,710
26	8	27	7月10日支払分償記更正 携帯電話料6月分(au)4/5	事務費	17,458	4,474,252
26	8	27	7月10日支払分償記控除 インターネット/電話料5月分(So-net)9/10.1/2	事務費	△ 6,277	4,480,529
26	8	27	7月10日支払分償記更正 インターネット/電話料5月分(So-net)1/2	事務費	4,093	4,476,436
26	8	27	7月10日支払分償記控除 インターネット接続料(80%)P固定電話通話料(50%)	事務費	△ 6,851	4,483,287
26	8	27	7月10日支払分償記更正 インターネット接続料(50%)P固定電話通話料(50%)	事務費	4,740	4,478,547
26	8	27	7月10日支払分償記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(カウネット)	広聴広報費	△ 9,321	4,487,868
26	8	27	7月10日支払分償記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(カウネット)	広聴広報費	5,826	4,482,042
26	8	27	7月11日支払分償記控除 インターネット接続料(80%・6月分)	事務費	△ 4,640	4,486,682
26	8	27	7月11日支払分償記更正 インターネット接続料(50%・6月分)	事務費	2,900	4,483,782
26	8	27	7月16日支払分償記控除 携帯電話代(90%)	事務費	△ 15,470	4,499,252
26	8	27	7月16日支払分償記更正 携帯電話代(80%)	事務費	13,751	4,485,501
26	8	27	7月18日支払分償記控除 PC用周辺機材	事務費	△ 712	4,486,213
26	8	27	7月18日支払分償記更正 PC用周辺機材 80%	事務費	633	4,485,580
26	8	27	7月24日支払分償記控除 PC用周辺機材	事務費	△ 3,223	4,488,803
26	8	27	7月24日支払分償記更正 PC用周辺機材 80%	事務費	2,865	4,485,938
26	8	27	7月24日支払分償記控除 携帯電話用周辺機材	事務費	△ 3,999	4,489,937

12-3

(杉並区議会公明党)

26	8	27	7月24日支払分領記更正 携帯電話用周辺機材 80%	事務費		3,555	4,486,382
26	8	27	7月28日支払分領記控除 スマホケース(ビックカメラ)9/10	事務費		△ 2,232	4,488,614
26	8	27	7月28日支払分領記更正 スマホケース(ビックカメラ)4/5	事務費		1,984	4,486,630
26	8	27	7月29日支払分領記控除 携帯電話代(90%ソフトバンク)	事務費		△ 6,761	4,493,391
26	8	27	7月29日支払分領記更正 携帯電話代(80%ソフトバンク)	事務費		6,010	4,487,381
26	8	27	7月29日支払分領記控除 携帯電話代(90%ウィルコム)	事務費		△ 6,717	4,494,098
26	8	27	7月29日支払分領記更正 携帯電話代(80%ウィルコム)	事務費		5,971	4,488,127
26	8	27	7月29日支払分領記控除 インターネット代(80%)	事務費		△ 2,844	4,490,971
26	8	27	7月29日支払分領記更正 インターネット代(50%)	事務費		1,778	4,489,193
26	8	27	7月31日支払分領記控除 携帯電話通賃(NTTファイナンス)7月分90%	事務費		△ 7,165	4,496,358
26	8	27	7月31日支払分領記更正 携帯電話料金(NTTファイナンス)7月分80%	事務費		6,369	4,489,989
26	8	27	7月31日支払分領記控除 スマホ用トランスミッタ(ベスト電気)9/10	事務費		△ 1,782	4,491,771
26	8	27	7月31日支払分領記更正 スマホ用トランスミッタ(ベスト電気)4/5	事務費		1,584	4,490,187
26	8	27	7月31日支払分領記控除 HP管理料(R&D ISHIWATA)9/10	広聴広報費		△ 28,350	4,518,537
26	8	27	7月31日支払分領記控除 携帯電話・タブレット(ドコモ)90%	事務費		△ 23,365	4,541,902
26	8	27	7月31日支払分領記更正 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費		20,768	4,521,134
26	8	27	8月5日支払分領記控除 インターネット接続料金(80%)	事務費		△ 2,533	4,523,667
26	8	27	8月5日支払分領記更正 インターネット接続料金(50%)	事務費		1,583	4,522,084
26	8	27	8月5日支払分領記控除 電気料金(東京電力)1/10	事務所費		△ 919	4,523,003
26	8	27	8月7日支払分領記控除 ガス料金(東京ガス)1/10	事務所費		△ 536	4,523,539
26	8	27	8月12日支払分領記控除 スマートホンWi-Fi接続料(ソフトバンクM)9/10	事務費		△ 3,500	4,527,039
26	8	27	8月12日支払分領記更正 スマートホンWi-Fi接続料(ソフトバンクM)4/5	事務費		3,111	4,523,928
26	8	27	8月12日支払分領記控除 携帯電話料7月分(au)9/10	事務費		△ 14,343	4,538,271
26	8	27	8月12日支払分領記更正 携帯電話料7月分(au)4/5	事務費		12,749	4,525,522
26	8	27	8月12日支払分領記控除 インターネット/電話料6月分(So-net)9/10.1/2	事務費		△ 6,245	4,531,767
26	8	27	8月12日支払分領記更正 インターネット/電話料6月分(So-net)1/2	事務費		4,061	4,527,706
26	8	27	8月12日支払分領記控除 インターネット接続料(80%)IP固定電話通話料(50%)	事務費		△ 6,588	4,534,294
26	8	27	8月12日支払分領記更正 インターネット接続料(50%)IP固定電話通話料(50%)	事務費		4,477	4,529,817
26	8	27	8月13日支払分領記控除 PC用周辺機材	事務費		△ 898	4,530,715
26	8	27	8月13日支払分領記更正 PC用周辺機材 80%	事務費		798	4,529,917
26	8	27	8月16日支払分領記控除 ガソリン代(50%)	調査研究費		△ 1,793	4,531,710
26	8	27	8月16日支払分領記控除 携帯電話代(90%)	事務費		△ 10,331	4,542,041
26	8	27	8月16日支払分領記更正 携帯電話代(80%)	事務費		9,183	4,532,858
26	8	27	8月17日支払分領記控除 インターネット接続料(80%・7月分)	事務費		△ 4,640	4,537,498
26	8	27	8月17日支払分領記更正 インターネット接続料(50%・7月分)	事務費		2,900	4,534,598
26	8	27	8月19日支払分領記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(カクヤス)	広聴広報費		△ 8,332	4,542,930
26	8	27	8月19日支払分領記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(カクヤス)	広聴広報費		5,208	4,537,722
26	8	27	8月20日支払分領記控除 水道・下水道料金(東京都水道局)1/10	事務所費		△ 1,462	4,539,184
26	8	27	8月27日支払分領記控除 携帯電話代(90%ソフトバンク)	事務費		△ 6,874	4,546,058

(杉並区議会公明党)

26	8	27	8月27日支払分譲記更正 携帯電話代(80%ソフトバンク)	事務費		6,110	4,539,948
26	8	27	8月27日支払分譲記控除 携帯電話代(90%ウイルコム)	事務費	△	4,722	4,544,670
26	8	27	8月27日支払分譲記更正 携帯電話代(80%ウイルコム)	事務費		4,197	4,540,473
26	8	27	8月27日支払分譲記控除 インターネット代(80%)	事務費	△	2,847	4,543,320
26	8	27	8月27日支払分譲記更正 インターネット代(50%)	事務費		1,779	4,541,541
26	8	27	8月28日支払分譲記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(ローソン)	広聴広報費	△	504	4,542,045
26	8	27	8月28日支払分譲記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(ローソン)	広聴広報費		315	4,541,730
26	8	27	8月28日支払分譲記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(西友)	広聴広報費	△	500	4,542,230
26	8	27	8月28日支払分譲記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(西友)	広聴広報費		313	4,541,917
26	8	27	8月28日支払分譲記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(カウネット)	広聴広報費	△	2,534	4,544,451
26	8	27	8月28日支払分譲記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(カウネット)	広聴広報費		1,584	4,542,867
26	8	27	8月29日支払分譲記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(ローソン)	広聴広報費	△	672	4,543,539
26	8	27	8月29日支払分譲記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(ローソン)	広聴広報費		420	4,543,119
26	8	27	8月30日支払分譲記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(カキヤス)	広聴広報費	△	12,499	4,555,618
26	8	27	8月30日支払分譲記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(カキヤス)	広聴広報費		7,812	4,547,806
26	8	27	8月31日支払分譲記控除 HP管理料(R&D ISHIWATA)9/10	広聴広報費	△	28,350	4,576,156
26	8	27	9月2日支払分譲記控除 携帯電話NTTファイナンス(8月分)80%	事務費	△	7,165	4,583,321
26	8	27	9月2日支払分譲記更正 携帯電話料金(NTTファイナンス)8月分80%	事務費		6,369	4,576,952
26	8	27	9月2日支払分譲記控除 携帯電話・タブレット(ドコモ)90%	事務費	△	19,202	4,596,154
26	8	27	9月2日支払分譲記更正 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費		17,068	4,579,086
26	8	27	9月3日支払分譲記控除 印鑑作成代(坂井製印)9/10	事務費	△	2,907	4,581,993
26	8	27	9月3日支払分譲記更正 印鑑作成代(坂井製印)4/5	事務費		2,584	4,579,409
26	8	27	9月4日支払分譲記控除 インターネット接続料金(80%)	事務費	△	2,533	4,581,942
26	8	27	9月4日支払分譲記更正 インターネット接続料金(50%)	事務費		1,583	4,580,359
26	8	27	9月5日支払分譲記控除 電気料金(東京電力)1/10	事務所費	△	1,343	4,581,702
26	8	27	9月6日支払分譲記控除 ガス料金(東京ガス)1/10	事務所費	△	407	4,582,109
26	8	27	9月10日支払分譲記控除 スマートホンWi-Fi接続料(ソフトバンクM)9/10	事務費	△	1,262	4,583,371
26	8	27	9月10日支払分譲記更正 スマートホンWi-Fi接続料(ソフトバンクM)4/5	事務費		1,122	4,582,249
26	8	27	9月10日支払分譲記控除 モバイルバッテリー代(amazon)9/10	事務費	△	2,699	4,584,948
26	8	27	9月10日支払分譲記更正 モバイルバッテリー代(amazon)4/5	事務費		2,399	4,582,549
26	8	27	9月10日支払分譲記控除 携帯電話料8月分(au)9/10	事務費	△	14,814	4,597,363
26	8	27	9月10日支払分譲記更正 携帯電話料8月分(au)4/5	事務費		13,168	4,584,195
26	8	27	9月10日支払分譲記控除 インターネット/電話料7月分(So-net)9/10.1/2	事務費	△	6,239	4,590,434
26	8	27	9月10日支払分譲記更正 インターネット/電話料7月分(So-net)1/2	事務費		4,055	4,586,379
26	8	27	9月10日支払分譲記控除 インターネット接続料(80%)IP固定電話通話料(50%)	事務費	△	6,611	4,592,990
26	8	27	9月10日支払分譲記更正 インターネット接続料(50%)IP固定電話通話料(50%)	事務費		4,500	4,588,490
26	8	27	9月17日支払分譲記控除 携帯電話代(90%)	事務費	△	10,891	4,599,381
26	8	27	9月17日支払分譲記更正 携帯電話代(80%)	事務費		9,681	4,589,700
26	8	27	9月24日支払分譲記控除 PC用周辺機材	事務費	△	882	4,590,582

12-4

(杉並区議会公明党)

26	8	27	9月24日支払分譲記更正 PC用周辺機材 80%	事務費	784	4,589,798
26	8	27	9月27日支払分譲記控除 携帯電話代(80%ソフトバンク)	事務費	△ 9,829	4,599,627
26	8	27	9月27日支払分譲記更正 携帯電話代(80%ソフトバンク)	事務費	8,737	4,590,890
26	8	27	9月27日支払分譲記控除 携帯電話代(80%ウィルコム)	事務費	△ 4,962	4,595,852
26	8	27	9月27日支払分譲記更正 携帯電話代(80%ウィルコム)	事務費	4,411	4,591,441
26	8	27	9月27日支払分譲記控除 インターネット代(80%)	事務費	△ 2,780	4,594,221
26	8	27	9月27日支払分譲記更正 インターネット代(50%)	事務費	1,737	4,592,484
26	8	27	9月30日支払分譲記控除 9月分携帯電話(NTTファイナンス9月分80%)	事務費	△ 7,165	4,599,649
26	8	27	9月30日支払分譲記更正 携帯電話料(NTTファイナンス)9月分80%	事務費	6,369	4,593,280
26	8	27	9月30日支払分譲記控除 区政相談(東京ヤクルト販売株式会社)28本	広聴広報費	△ 2,573	4,595,853
26	8	27	9月30日支払分譲記更正 区政相談(東京ヤクルト販売株式会社)28本	広聴広報費	2,058	4,593,795
26	8	27	9月30日支払分譲記控除 IP管理料(R&D ISHIWATA)9/10	広聴広報費	△ 28,350	4,622,145
26	8	27	9月30日支払分譲記控除 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費	△ 14,591	4,636,736
26	8	27	9月30日支払分譲記更正 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費	12,970	4,623,766
26	8	27	10月4日支払分譲記控除 インターネット接続料金(80%)	事務費	△ 2,533	4,626,299
26	8	27	10月4日支払分譲記更正 インターネット接続料金(50%)	事務費	1,583	4,624,716
26	8	27	10月7日支払分譲記控除 電気料金(東京電力)1/10	事務所費	△ 994	4,625,710
26	8	27	10月7日支払分譲記控除 ガス料金(東京ガス)1/10	事務所費	△ 483	4,626,193
26	8	27	10月10日支払分譲記控除 携帯電話料9月分(au)9/10	事務費	△ 15,201	4,641,394
26	8	27	10月10日支払分譲記更正 携帯電話料9月分(au)4/5	事務費	13,512	4,627,882
26	8	27	10月10日支払分譲記控除 インターネット/電話料8月分(So-net)9/10.1/2	事務費	△ 6,172	4,634,054
26	8	27	10月10日支払分譲記更正 インターネット/電話料8月分(So-net)1/2	事務費	3,988	4,630,066
26	8	27	10月10日支払分譲記控除 インターネット接続料(80%IP固定電話通話料(50%))	事務費	△ 6,840	4,636,906
26	8	27	10月10日支払分譲記更正 インターネット接続料(50%IP固定電話通話料(50%))	事務費	4,729	4,632,177
26	8	27	10月14日支払分譲記控除 インターネット接続料(80%・8月分・9月分)	事務費	△ 9,280	4,641,457
26	8	27	10月14日支払分譲記更正 インターネット接続料(50%・8月分・9月分)	事務費	5,800	4,635,657
26	8	27	10月16日支払分譲記控除 携帯電話代(80%)	事務費	△ 9,326	4,644,983
26	8	27	10月16日支払分譲記更正 携帯電話代(80%)	事務費	8,290	4,636,693
26	8	27	10月18日支払分譲記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(カウネット)	広聴広報費	△ 2,534	4,639,227
26	8	27	10月18日支払分譲記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(カウネット)	広聴広報費	1,584	4,637,643
26	8	27	10月22日支払分譲記控除 PC用周辺機材	事務費	△ 898	4,638,541
26	8	27	10月22日支払分譲記更正 PC用周辺機材 80%	事務費	798	4,637,743
26	8	27	10月22日支払分譲記控除 水道・下水道料金(東京都水道局)1/10	事務所費	△ 1,367	4,639,110
26	8	27	10月28日支払分譲記控除 携帯電話代(90%ソフトバンク)	事務費	△ 17,961	4,657,071
26	8	27	10月28日支払分譲記更正 携帯電話代(80%ソフトバンク)	事務費	15,965	4,641,106
26	8	27	10月28日支払分譲記控除 携帯電話代(80%ウィルコム)	事務費	△ 3,790	4,644,896
26	8	27	10月28日支払分譲記更正 携帯電話代(80%ウィルコム)	事務費	3,369	4,641,527
26	8	27	10月28日支払分譲記控除 インターネット代(80%)	事務費	△ 2,612	4,644,139
26	8	27	10月28日支払分譲記更正 インターネット代(50%)	事務費	1,632	4,642,507

(杉並区議会公明党)

26	8	27	10月28日支払分償記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(エームサービス)	広聴広報費	△ 4,704	4,647,211
26	8	27	10月28日支払分償記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(エームサービス)	広聴広報費	2,940	4,644,271
26	8	27	10月31日支払分償記控除 携帯電話(NTTファイナンス)10月分90%	事務費	△ 7,165	4,651,436
26	8	27	10月31日支払分償記更正 携帯電話料金(NTTファイナンス)10月分80%	事務費	6,369	4,645,067
26	8	27	10月31日支払分償記控除 HP管理料(R&D ISHIWATA)9/10	広聴広報費	△ 28,350	4,673,417
26	8	27	10月31日支払分償記控除 携帯電話・タブレット(ドコモ)90%	事務費	△ 19,157	4,692,574
26	8	27	10月31日支払分償記更正 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費	17,028	4,675,546
26	8	27	11月3日支払分償記控除 スマホ用電源(ビックカメラ)9/10	事務費	△ 1,036	4,676,582
26	8	27	11月3日支払分償記更正 スマホ用電源(ビックカメラ)4/5	事務費	921	4,675,661
26	8	27	11月5日支払分償記控除 インターネット接続料金(80%)	事務費	△ 2,533	4,678,194
26	8	27	11月5日支払分償記更正 インターネット接続料金(50%)	事務費	1,583	4,676,611
26	8	27	11月7日支払分償記控除 電気料金(東京電力)1/10	事務所費	△ 690	4,677,301
26	8	27	11月8日支払分償記控除 ガス料金(東京ガス)1/10	事務所費	△ 813	4,678,114
26	8	27	11月9日支払分償記控除 駐輪場代	広聴広報費	△ 100	4,678,214
26	8	27	11月9日支払分償記控除 PC用周辺機材	事務費	△ 268	4,678,482
26	8	27	11月9日支払分償記更正 PC用周辺機材 80%	事務費	238	4,678,244
26	8	27	11月11日支払分償記控除 駐輪場代	広聴広報費	△ 100	4,678,344
26	8	27	11月11日支払分償記控除 携帯電話料10月分(au)9/10	事務費	△ 12,684	4,691,028
26	8	27	11月11日支払分償記更正 携帯電話料10月分(au)4/5	事務費	11,275	4,679,753
26	8	27	11月11日支払分償記控除 インターネット/電話料9月分(So-net)9/10.1/2	事務費	△ 6,666	4,686,419
26	8	27	11月11日支払分償記更正 インターネット/電話料9月分(So-net)1/2	事務費	4,482	4,681,937
26	8	27	11月11日支払分償記控除 インターネット接続料(80%)IP固定電話通話料(50%)	事務費	△ 6,652	4,688,589
26	8	27	11月11日支払分償記更正 インターネット接続料(50%)IP固定電話通話料(50%)	事務費	4,541	4,684,048
26	8	27	11月18日支払分償記控除 携帯電話代(90%)	事務費	△ 8,547	4,692,595
26	8	27	11月18日支払分償記更正 携帯電話代(80%)	事務費	7,597	4,684,998
26	8	27	11月21日支払分償記控除 PC用周辺機材	事務費	△ 4,033	4,689,031
26	8	27	11月21日支払分償記更正 PC用周辺機材 80%	事務費	3,585	4,685,446
26	8	27	11月27日支払分償記控除 携帯電話代(90%ソフトバンク)	事務費	△ 6,576	4,692,022
26	8	27	11月27日支払分償記更正 携帯電話代(80%ソフトバンク)	事務費	5,845	4,686,177
26	8	27	11月27日支払分償記控除 携帯電話代(90%ウィルコム)	事務費	△ 4,546	4,690,723
26	8	27	11月27日支払分償記更正 携帯電話代(80%ウィルコム)	事務費	4,041	4,686,682
26	8	27	11月27日支払分償記控除 インターネット代(80%)	事務費	△ 2,706	4,689,388
26	8	27	11月27日支払分償記更正 インターネット代(50%)	事務費	1,691	4,687,697
26	8	27	11月28日支払分償記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(カウネット)	広聴広報費	△ 3,033	4,690,730
26	8	27	11月28日支払分償記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(カウネット)	広聴広報費	1,896	4,688,834
26	8	27	11月30日支払分償記控除 11月分交通費	広聴広報費	△ 5,720	4,694,554
26	8	27	11月30日支払分償記更正 11月分交通費	広聴広報費	4,360	4,690,194
26	8	27	11月30日支払分償記控除 HP管理料(R&D ISHIWATA)9/10	広聴広報費	△ 28,350	4,718,544
26	8	27	12月2日支払分償記控除 携帯電話料金(NTTファイナンス)11月90%	事務費	△ 7,260	4,725,804

12-5

(杉並区議会公明党)

26	8	27	12月2日支払分額記更正 携帯電話料金(NTTファイナンス)11月分80%	事務費	6,453	4,719,351
26	8	27	12月2日支払分額記控除 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費	△ 14,851	4,734,202
26	8	27	12月2日支払分額記更正 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費	13,201	4,721,001
26	8	27	12月4日支払分額記控除 インターネット接続料金(80%)	事務費	△ 2,533	4,723,534
26	8	27	12月4日支払分額記更正 インターネット接続料金(50%)	事務費	1,583	4,721,951
26	8	27	12月6日支払分額記控除 電気料金(東京電力)1/10	事務所費	△ 676	4,722,627
26	8	27	12月6日支払分額記控除 ガス料金(東京ガス)1/10	事務所費	△ 1,159	4,723,786
26	8	27	12月9日支払分額記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(エームサービス)	広聴広報費	△ 18,564	4,742,350
26	8	27	12月9日支払分額記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(エームサービス)	広聴広報費	11,602	4,730,748
26	8	27	12月10日支払分額記控除 携帯電話料11月分(mv)9/10	事務費	△ 13,919	4,744,667
26	8	27	12月10日支払分額記更正 携帯電話料11月分(mv)4/5	事務費	12,372	4,732,295
26	8	27	12月10日支払分額記控除 インターネット/電話料10月分(So-net)9/10.1/2	事務費	△ 6,309	4,738,604
26	8	27	12月10日支払分額記更正 インターネット/電話料10月分(So-net)1/2	事務費	4,125	4,734,479
26	8	27	12月10日支払分額記控除 インターネット接続料(80%)IP固定電話通話料(50%)	事務費	△ 6,725	4,741,204
26	8	27	12月10日支払分額記更正 インターネット接続料(50%)IP固定電話通話料(50%)	事務費	4,614	4,736,590
26	8	27	12月16日支払分額記控除 携帯電話代(80%)	事務費	△ 8,589	4,745,179
26	8	27	12月16日支払分額記更正 携帯電話代(80%)	事務費	7,635	4,737,544
26	8	27	12月18日支払分額記控除 デジタルカメラ	事務費	△ 17,845	4,755,389
26	8	27	12月18日支払分額記更正 デジタルカメラ 80%	事務費	15,862	4,739,527
26	8	27	12月18日支払分額記控除 水道・下水道料金(東京都水道局)1/10	事務所費	△ 1,430	4,740,957
26	8	27	12月27日支払分額記控除 携帯電話代(80%)ソフトバンク)	事務費	△ 6,912	4,747,869
26	8	27	12月27日支払分額記更正 携帯電話代(80%)ソフトバンク)	事務費	6,144	4,741,725
26	8	27	12月27日支払分額記控除 携帯電話代(80%)ウィルコム)	事務費	△ 3,734	4,745,459
26	8	27	12月27日支払分額記更正 携帯電話代(80%)ウィルコム)	事務費	3,319	4,742,140
26	8	27	12月27日支払分額記控除 インターネット代(80%)	事務費	△ 2,752	4,744,892
26	8	27	12月27日支払分額記更正 インターネット代(50%)	事務費	1,720	4,743,172
26	8	27	12月28日支払分額記控除 スマホキャリングケース他(ビックカメラ)9/10	事務費	△ 2,073	4,745,245
26	8	27	12月28日支払分額記更正 スマホキャリングケース他(ビックカメラ)4/5	事務費	1,843	4,743,402
26	8	27	12月30日支払分額記控除 HP管理料(R&D ISHWATA)9/10	広聴広報費	△ 28,350	4,771,752
26	8	27	1月3日支払分額記控除 PC用周辺機材	事務費	△ 516	4,772,268
26	8	27	1月3日支払分額記更正 PC用周辺機材 80%	事務費	459	4,771,809
26	8	27	1月4日支払分額記控除 ガソリン代(50%)	調査研究費	△ 1,216	4,773,025
26	8	27	1月6日支払分額記控除 携帯電話料金(nttファイナンス80%)12月分	事務費	△ 7,165	4,780,190
26	8	27	1月6日支払分額記更正 携帯電話料金(NTTファイナンス80%)12月分	事務費	6,369	4,773,821
26	8	27	1月6日支払分額記控除 郵便用ハガキ用紙	事務費	△ 315	4,774,136
26	8	27	1月6日支払分額記更正 郵便用ハガキ用紙 90%	事務費	283	4,773,853
26	8	27	1月6日支払分額記控除 インターネット接続料金(80%)	事務費	△ 2,533	4,776,386
26	8	27	1月6日支払分額記更正 インターネット接続料金(50%)	事務費	1,583	4,774,803
26	8	27	1月6日支払分額記控除 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費	△ 18,619	4,793,422

(杉並区議会公明党)

26	8	27	1月9日支払分誤記更正 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費	16,550	4,776,872
26	8	27	1月9日支払分誤記控除 携帯電話修理代	事務費	△ 8,010	4,784,882
26	8	27	1月9日支払分誤記更正 携帯電話修理代 80%	事務費	7,120	4,777,762
26	8	27	1月9日支払分誤記控除 ガス料金(東京ガス)1/10	事務所費	△ 1,198	4,778,960
26	8	27	1月10日支払分誤記控除 郵便用ハガキ用紙	事務費	△ 2,232	4,781,192
26	8	27	1月10日支払分誤記更正 郵便用ハガキ用紙 90%	事務費	2,008	4,779,184
26	8	27	1月10日支払分誤記控除 携帯電話ケース	事務費	△ 819	4,780,003
26	8	27	1月10日支払分誤記更正 携帯電話ケース 80%	事務費	728	4,779,275
26	8	27	1月10日支払分誤記控除 携帯電話料12月分(au)9/10	事務費	△ 16,813	4,795,888
26	8	27	1月10日支払分誤記更正 携帯電話料12月分(au)4/5	事務費	14,767	4,781,121
26	8	27	1月10日支払分誤記控除 インターネット/電話料11月分(So-net)9/10.1/2	事務費	△ 6,340	4,787,461
26	8	27	1月10日支払分誤記更正 インターネット/電話料11月分(So-net)1/2	事務費	4,156	4,783,305
26	8	27	1月10日支払分誤記控除 インターネット接続料(80%IP固定電話通話料(50%)	事務費	△ 6,496	4,789,801
26	8	27	1月10日支払分誤記更正 インターネット接続料(50%IP固定電話通話料(50%)	事務費	4,385	4,785,416
26	8	27	1月10日支払分誤記控除 電気料金(東京電力)1/10	事務所費	△ 699	4,786,115
26	8	27	1月11日支払分誤記控除 郵便用ハガキ用紙	事務費	△ 420	4,786,535
26	8	27	1月11日支払分誤記更正 郵便用ハガキ用紙 90%	事務費	378	4,786,157
26	8	27	1月16日支払分誤記控除 携帯電話代(90%)	事務費	△ 9,629	4,795,786
26	8	27	1月16日支払分誤記更正 携帯電話代(80%)	事務費	8,559	4,787,227
26	8	27	1月27日支払分誤記控除 携帯電話代(90%ソフトバンク)	事務費	△ 6,750	4,793,977
26	8	27	1月27日支払分誤記更正 携帯電話代(80%ソフトバンク)	事務費	6,000	4,787,977
26	8	27	1月27日支払分誤記控除 携帯電話代(90%ウィルコム)	事務費	△ 2,660	4,790,637
26	8	27	1月27日支払分誤記更正 携帯電話代(80%ウィルコム)	事務費	2,364	4,788,273
26	8	27	1月27日支払分誤記控除 インターネット代(80%)	事務費	△ 2,706	4,790,979
26	8	27	1月27日支払分誤記更正 インターネット代(50%)	事務費	1,691	4,789,288
26	8	27	1月31日支払分誤記控除 携帯電話代(nttファイナンス)90%	事務費	△ 7,165	4,796,453
26	8	27	1月31日支払分誤記更正 携帯電話料金(NITファイナンス)1月分80%	事務費	6,369	4,790,084
26	8	27	1月31日支払分誤記控除 1月分	広聴広報費	△ 5,920	4,796,004
26	8	27	1月31日支払分誤記更正 1月分交通費	広聴広報費	5,920	4,790,084
26	8	27	1月31日支払分誤記控除 IP管理料(R&D ISHWATA)9/10	広聴広報費	△ 28,350	4,818,434
26	8	27	1月31日支払分誤記控除 携帯電話・タブレット(ドコモ)90%	事務費	△ 19,228	4,837,662
26	8	27	1月31日支払分誤記更正 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費	17,091	4,820,571
26	8	27	2月4日支払分誤記控除 インターネット接続料金(80%)	事務費	△ 2,533	4,823,104
26	8	27	2月4日支払分誤記更正 インターネット接続料金(50%)	事務費	1,583	4,821,521
26	8	27	2月5日支払分誤記控除 電気料金(東京電力)1/10	事務所費	△ 1,105	4,822,626
26	8	27	2月6日支払分誤記控除 ガス料金(東京ガス)1/10	事務所費	△ 1,551	4,824,177
26	8	27	2月10日支払分誤記控除 携帯電話料1月分(au)9/10	事務費	△ 16,098	4,840,275
26	8	27	2月10日支払分誤記更正 携帯電話料1月分(au)4/5	事務費	14,309	4,825,966
26	8	27	2月10日支払分誤記控除 インターネット/電話料12月分(So-net)9/10.1/2	事務費	△ 6,720	4,832,686

12-6

(杉並区議会公明党)

26	8	27	2月10日支払分領記更正 インターネット/電話料12月分(So-net)1/2	事務費	4,536	4,828,150
26	8	27	2月10日支払分領記控除 インターネット接続料(80%)IP固定電話通話料(50%)	事務費	△ 6,391	4,834,541
26	8	27	2月10日支払分領記更正 インターネット接続料(50%)IP固定電話通話料(50%)	事務費	4,280	4,830,261
26	8	27	2月17日支払分領記控除 携帯電話代(90%)	事務費	△ 9,337	4,839,598
26	8	27	2月17日支払分領記更正 携帯電話代(80%)	事務費	8,300	4,831,298
26	8	27	2月20日支払分領記控除 水道・下水道料金(東京都水道局)1/10	事務所費	△ 1,462	4,832,760
26	8	27	2月21日支払分領記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(エムサービス)	広聴広報費	△ 9,324	4,842,084
26	8	27	2月21日支払分領記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(エムサービス)	広聴広報費	5,827	4,836,257
26	8	27	2月27日支払分領記控除 携帯電話代(90%)ソフトバンク)	事務費	△ 14,741	4,850,998
26	8	27	2月27日支払分領記更正 携帯電話代(80%)ソフトバンク)	事務費	13,103	4,837,895
26	8	27	2月27日支払分領記控除 携帯電話代(90%)ウィルコム)	事務費	△ 3,359	4,841,254
26	8	27	2月27日支払分領記更正 携帯電話代(80%)ウィルコム)	事務費	2,986	4,838,268
26	8	27	2月27日支払分領記控除 インターネット代(80%)	事務費	△ 2,876	4,841,144
26	8	27	2月27日支払分領記更正 インターネット代(50%)	事務費	1,797	4,839,347
26	8	27	2月28日支払分領記控除 携帯電話代(nttファイナンス)2月分90%	事務費	△ 7,165	4,846,512
26	8	27	2月28日支払分領記更正 携帯電話料金(NTTファイナンス)2月分80%	事務費	6,369	4,840,143
26	8	27	2月28日支払分領記控除 HP管理料(R&D ISHWATA)9/10	広聴広報費	△ 28,350	4,868,493
26	8	27	2月28日支払分領記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(カウネット)	広聴広報費	△ 1,915	4,870,408
26	8	27	2月28日支払分領記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(カウネット)	広聴広報費	1,197	4,869,211
26	8	27	2月28日支払分領記控除 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費	△ 17,054	4,886,265
26	8	27	2月28日支払分領記更正 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費	15,159	4,871,106
26	8	27	3月4日支払分領記控除 インターネット接続料金(80%)	事務費	△ 2,533	4,873,639
26	8	27	3月4日支払分領記更正 インターネット接続料金(50%)	事務費	1,583	4,872,056
26	8	27	3月5日支払分領記控除 郵便用ハガキ用紙	事務費	△ 735	4,872,791
26	8	27	3月5日支払分領記更正 郵便用ハガキ用紙 90%	事務費	661	4,872,130
26	8	27	3月7日支払分領記控除 電気料金(東京電力)1/10	事務所費	△ 1,363	4,873,493
26	8	27	3月7日支払分領記控除 ガス料金(東京ガス)1/10	事務所費	△ 1,440	4,874,933
26	8	27	3月10日支払分領記控除 携帯電話料2月分(au)9/10	事務費	△ 15,993	4,890,926
26	8	27	3月10日支払分領記更正 携帯電話料2月分(au)4/5	事務費	14,216	4,876,710
26	8	27	3月10日支払分領記控除 インターネット/電話料1月分(So-net)9/10.1/2	事務費	△ 6,493	4,883,203
26	8	27	3月10日支払分領記更正 インターネット/電話料1月分(So-net)1/2	事務費	4,309	4,878,894
26	8	27	3月10日支払分領記控除 インターネット接続料(80%)IP固定電話通話料(50%)	事務費	△ 6,282	4,885,176
26	8	27	3月10日支払分領記更正 インターネット接続料(50%)IP固定電話通話料(50%)	事務費	4,171	4,881,005
26	8	27	3月17日支払分領記控除 駐車場代	広聴広報費	△ 600	4,881,605
26	8	27	3月17日支払分領記控除 携帯電話代(90%)	事務費	△ 9,424	4,891,029
26	8	27	3月17日支払分領記更正 携帯電話代(80%)	事務費	8,377	4,882,652
26	8	27	3月24日支払分領記控除 インターネット接続料(80%・10月分)	事務費	△ 4,608	4,887,260
26	8	27	3月24日支払分領記更正 インターネット接続料(50%・10月分)	事務費	2,880	4,884,380
26	8	27	3月26日支払分領記控除 区民意見聴取時の御茶代 80%(エムサービス)	広聴広報費	△ 9,324	4,893,704

(杉並区議会公明党)

26	8	27	3月26日支払分誤記更正 区民意見聴取時の御茶代 50%(エムサービス)	広聴広報費		5,827	4,887,877
26	8	27	3月27日支払分誤記控除 携帯電話代(90%ソフトバンク)	事務費		△ 13,846	4,901,723
26	8	27	3月27日支払分誤記更正 携帯電話代(80%ソフトバンク)	事務費		12,308	4,889,415
26	8	27	3月27日支払分誤記控除 携帯電話代(90%ウィルコム)	事務費		△ 2,925	4,892,340
26	8	27	3月27日支払分誤記更正 携帯電話代(80%ウィルコム)	事務費		2,600	4,889,740
26	8	27	3月27日支払分誤記控除 インターネット代(80%)	事務費		△ 2,719	4,892,459
26	8	27	3月27日支払分誤記更正 インターネット代(50%)	事務費		1,699	4,890,760
26	8	27	3月28日支払分誤記控除 携帯電話周辺部品	事務費		△ 2,049	4,892,809
26	8	27	3月28日支払分誤記更正 携帯電話周辺部品 80%	事務費		1,821	4,890,988
26	8	27	3月28日支払分誤記控除 郵便代	事務費		△ 400	4,891,388
26	8	27	3月31日支払分誤記控除 携帯電話通話料金(nttファイナンス3月分)90%	事務費		△ 7,165	4,898,553
26	8	27	3月31日支払分誤記更正 携帯電話料金(NTTファイナンス)3月分80%	事務費		6,369	4,892,184
26	8	27	3月31日支払分誤記控除 郵便代	事務費		△ 99,360	4,991,544
26	8	27	3月31日支払分誤記控除 郵便用ハガキ用紙	事務費		△ 1,161	4,992,705
26	8	27	3月31日支払分誤記更正 郵便用ハガキ用紙 90%	事務費		1,044	4,991,661
26	8	27	3月31日支払分誤記控除 PC用周辺機材	事務費		△ 23,982	5,015,643
26	8	27	3月31日支払分誤記更正 PC用周辺機材 80%	事務費		21,317	4,994,326
26	8	27	3月31日支払分誤記控除 事務用品	事務費		△ 4,516	4,998,842
26	8	27	3月31日支払分誤記更正 事務用品	事務費		1,693	4,997,149
26	8	27	3月31日支払分誤記控除 IP管理料(R&D ISHIWATA)9/10	広聴広報費		△ 28,350	5,025,499
26	8	27	3月31日支払分誤記控除 携帯電話・タブレット(ドコモ)90%	事務費		△ 19,223	5,044,722
26	8	27	3月31日支払分誤記更正 携帯電話・タブレット(ドコモ)80%	事務費		17,087	5,027,635
			支出項目別「誤記控除・誤記更正計」	調査研究費		△ 3,009	
				広聴広報費		△ 382,264	
				事務費		△ 311,885	
				事務所費		△ 30,747	
				計		△ 727,905	
			訂正後の累計			15,360,000	10,332,365
							5,027,635

12-9

別記様式(第10条、第11条関係)

平成 26 年 7 月 23 日

杉並区議会議員 宛

会 派 名 杉並区議会公明党
代表者氏名 川原口 宏之



平成 25 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 25 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入
政務活動費 15,360,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	1,427,686	6、12、3月分の計上について誤りがあったため訂正
研 修 費	166,220	
広 聴 広 報 費	5,939,391	11、12、2、3月分の計上について誤りがあったため訂正
要請陳情等活動費	1,010	
会 議 費	28,600	
資 料 作 成 費	7,376	
資 料 購 入 費	995,611	
事 務 費	2,259,629	4、6、11、1、3月分の計上について誤りがあったため訂正
事 務 所 費	30,747	
人 件 費	204,000	
合 計	11,060,270	



3 残 額 4,299,730 円

※今回の訂正により、新たに12,490円の残額が生じました。

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(杉並区議会公明党)

年	月	日	摘 要	(項目)	受	払	残
			訂正前の累計		15,360,000	11,072,760	4,287,240
26	7	23	4月1日支払分誤記控除 携帯電話通費(3月分)NTTファイナンス90%	事務費		△ 7,165	4,294,405
26	7	23	4月1日支払分誤記控除 インターネット通費(3月分)NTTファイナンス50%	事務費		△ 2,730	4,297,135
26	7	23	6月26日支払分誤記控除 ガソリン代(50%)	調査研究費		△ 2,133	4,299,268
26	7	23	6月26日支払分誤記更正 ガソリン代(50%)	調査研究費		2,123	4,297,145
26	7	23	6月28日支払分誤記控除 事務用品	事務費		△ 1,927	4,299,072
26	7	23	6月28日支払分誤記更正 事務用品	事務費		1,800	4,297,272
26	7	23	11月10日支払分誤記控除 区政報告会(茶)ばばす16人	広聴広報費		△ 1,899	4,299,171
26	7	23	11月10日支払分誤記更正 区政報告会(茶)ばばす16人	広聴広報費		1,823	4,297,348
26	7	23	11月21日支払分誤記控除 事務用品	事務費		△ 2,433	4,299,781
26	7	23	11月21日支払分誤記更正 事務用品	事務費		2,271	4,297,510
26	7	23	12月31日支払分誤記控除 12月分交通費	広聴広報費		△ 12,100	4,309,610
26	7	23	12月31日支払分誤記更正 12月分交通費	広聴広報費		11,640	4,297,970
26	7	23	12月31日支払分誤記更正 12月分交通費	調査研究費		460	4,297,510
26	7	23	1月12日支払分誤記控除 文具(フリクションペン3)familymart80%	事務費		△ 756	4,298,266
26	7	23	1月12日支払分誤記更正 文具(フリクションペン3)familymart80%	事務費		748	4,297,518
26	7	23	2月28日支払分誤記控除 駐車場代(三井)清水	広聴広報費		△ 800	4,298,318
26	7	23	2月28日支払分誤記更正 駐車場代(三井)清水	広聴広報費		796	4,297,522
26	7	23	3月1日支払分誤記控除 駐車場代	広聴広報費		△ 500	4,298,022
26	7	23	3月14日支払分誤記更正 駐車場代	広聴広報費		500	4,297,522
26	7	23	3月31日支払分誤記控除 事務用品	事務費		△ 4,838	4,302,360
26	7	23	3月31日支払分誤記更正 事務用品	事務費		4,516	4,297,844
26	7	23	3月31日支払分誤記控除 郵便用ハガキ用紙・同封筒	事務費		△ 4,435	4,302,279
26	7	23	3月31日支払分誤記更正 郵便用ハガキ用紙・同封筒	事務費		2,829	4,299,450
26	7	23	3月31日支払分誤記控除 事務用品	事務費		△ 4,210	4,303,660
26	7	23	3月31日支払分誤記更正 事務用品	事務費		3,930	4,299,730
26	7	23	3月31日支払分誤記控除 交通費(3月分)	調査研究費		△ 7,820	4,307,550
26	7	23	3月31日支払分誤記更正 交通費(3月分)	広聴広報費		7,820	4,299,730
			支出項目別「誤記控除・誤記更正計」	調査研究費	△ 7,370		
				広聴広報費	7,280		
				事務費	△ 12,400		
				計	△ 12,490		
			訂正後の累計		15,360,000	11,060,270	4,299,730

12-8

別記様式(第10条、第11条関係)

平成 26 年 4 月 25 日

杉並区議会議長 宛

会 派 名 杉並区議会公明党

代表者氏名 島田 敏光



平成 25 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 25 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入
政務活動費 15,360,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	1,435,056	
研 修 費	166,220	
広 聴 広 報 費	5,932,111	
要請陳情等活動費	1,010	
会 議 費	28,600	
資 料 作 成 費	7,376	
資 料 購 入 費	995,611	
事 務 費	2,272,029	
事 務 所 費	30,747	
人 件 費	204,000	
合 計	11,072,760	

3 残 額 4,287,240 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(その2)

年	月	日	摘 要	(項目)	整理 番号	受	払	残
25	4		前 葉 繰 越			0	0	
25	4	1	携帯電話通信費(3月分)NTTファイナンス90%	事務費	3001		7,165	△ 7,165
25	4	1	インターネット通信費(3月分)NTTファイナンス	事務費	3002		2,730	△ 9,895
25	4	1	電話料金(NTTファイナンス)1/2	事務費	7001		669	△ 10,564
25	4	1	携帯電話・タブレット(ドコモ)90%	事務費	5001		22,219	△ 32,783
25	4	2	自治体情報誌データファイル(25年4月—26年3)	資料購入費	3003		55,000	△ 87,783
25	4	2	駐車場代	広聴広報費	4001		600	△ 88,383
25	4	2	駐車料金(コスモパーキング)	広聴広報費	7002		800	△ 89,183
25	4	3	区政報告会(清風堂)茶菓11人	広聴広報費	3004		2,300	△ 91,483
25	4	3	駐車料金(独大使館資料収集)ルパルク南麻布	調査研究費	8001		1,500	△ 92,983
25	4	3	駐車料金(区民意見聴取に移動)	広聴広報費	6001		200	△ 93,183
25	4	3	駐車料金(区民意見聴取に移動)	広聴広報費	6002		600	△ 93,783
25	4	4	ガソリン代(50%)	調査研究費	6003		1,500	△ 95,283
25	4	4	インターネット接続料金(80%)	事務費	6004		2,908	△ 98,191
25	4	4	FAX・固定電話代(50%)	事務費	6004		2,236	△ 100,427
25	4	4	ガソリン代(新出光)50%	調査研究費	5002		2,042	△ 102,469
25	4	5	区政報告会(ミント)茶菓6人	広聴広報費	3005		2,208	△ 104,677
25	4	5	茶菓代	広聴広報費	4002		1,110	△ 105,787
25	4	5	駐車料金(パーク24 下井草第4)	広聴広報費	7003		200	△ 105,987
25	4	5	電気料金(東京電力)1/10	事務所費	7004		680	△ 106,667
25	4	5	ガス料金(東京ガス)1/10	事務所費	7005		1,201	△ 107,868
25	4	5	駐車料金(区民意見聴取に移動)	広聴広報費	6005		500	△ 108,368
25	4	6	駐車料金(区民意見聴取)パーク24	広聴広報費	8002		800	△ 109,168
25	4	7	区政報告会(セブンイレブン)茶菓4人	広聴広報費	3006		912	△ 110,080
25	4	7	自転車駐車場代金(方南東自転車駐車場)	広聴広報費	3011		100	△ 110,180
25	4	7	駐車料金(区民意見聴取)	広聴広報費	2001		500	△ 110,680
25	4	8	インターネット接続料<So-net>(出光クレジット)	事務費	7006		2,179	△ 112,859
25	4	8	駐車料金(区民意見聴取に移動)	広聴広報費	6006		200	△ 113,059
25	4	10	政務活動費(4月~6月分)			3,840,000		3,726,941
25	4	10	駐車場代	広聴広報費	4003		600	3,726,341
25	4	10	スマートホンWi-Fi接続料(ソフトバンクM)9/1	事務費	8003		3,500	3,722,841
25	4	10	インターネット/電話料2月分(So-net)9/10.1/2	事務費	8004		6,199	3,716,642
25	4	10	携帯電話料3月分(au)9/10	事務費	8005		18,015	3,698,627
25	4	10	インターネット接続料(80%)IP固定電話通話料(5	事務費	2002		6,505	3,692,122
25	4	10	タブレットPC/パケット通信料金	事務費	2003		4,101	3,688,021
25	4	10	携帯電話料金<ドコモ>(DCカード)4/5	事務費	7007		5,231	3,682,790
25	4	10	月極駐車場代(ルミナス下井草管理組合)1/2	調査研究費	7008		9,000	3,673,790
25	4	10	駐車料金(荻窪駐車場)	広聴広報費	7009		100	3,673,690
25	4	10	公明新聞購読料<12か月分>(山本版売店)	資料購入費	7010		22,020	3,651,670
25	4	11	駐車料金(区民意見聴取に移動)	広聴広報費	6008		400	3,651,270
25	4	12	駐車料金(PJ・高円寺北)	広聴広報費	7011		1,200	3,650,070
25	4	12	セミナー受講料(4/13分)	研修費	6009		31,500	3,618,570
25	4	12	セミナー受講料(4/17分)	研修費	6010		31,500	3,587,070
25	4	12	駐車場代(三井リパーク)西荻南	広聴広報費	5003		600	3,586,470
25	4	13	駐車料金(区民意見聴取)	広聴広報費	2004		800	3,585,670
25	4	13	駐車料金(区民意見聴取)	広聴広報費	2005		300	3,585,370
25	4	14	区政報告打ち合わせ(Family Mart)4人	広聴広報費	3007		715	3,584,655
25	4	14	駐車料金(区民意見聴取)パーク24	広聴広報費	8006		800	3,583,855
25	4	14	ガソリン代(新出光)1/2	調査研究費	8007		3,544	3,580,311
25	4	14	駐車料金(リパーク下井草1丁目)	広聴広報費	7012		100	3,580,211
25	4	15	切手代(区政報告追加発送分)坂井製印	広聴広報費	8008		8,000	3,572,211
25	4	15	駐車料金(区民意見聴取)	広聴広報費	2006		400	3,571,811
25	4	15	駐車料金(コスモパーキング)	広聴広報費	7013		300	3,571,511

12-9

(その2)

25	4	15	駐車料金(区民意見聴取に移動)	広聴広報費	6011	300	3,571,211
25	4	15	駐車料金(区民意見聴取に移動)	広聴広報費	6012	200	3,571,011
25	4	15	固定電話(NTT)50%	事務費	5004	4,240	3,566,771
25	4	16	携帯電話料金(80%)	事務費	2007	9,816	3,556,955
25	4	16	駐車料金(区民意見聴取)	広聴広報費	2008	1,600	3,555,355
25	4	16	駐車料金(タイムズ24)	広聴広報費	7014	1,200	3,554,155
25	4	16	携帯電話代(90%)	事務費	6013	11,011	3,543,144
25	4	17	ガソリン代(50%)	調査研究費	6014	1,500	3,541,644
25	4	18	駐車料金(区民意見聴取)	広聴広報費	2009	1,000	3,540,644
25	4	18	ガソリン代(50%)	調査研究費	2010	2,980	3,537,664
25	4	18	駐車料金(パーク24 下井草第3)	広聴広報費	7015	600	3,537,064
25	4	18	駐車料金(リパーク阿佐ヶ谷北6丁目)	広聴広報費	7016	600	3,536,464
25	4	18	水道・下水道料金(東京都水道局)1/10	事務所費	7017	1,462	3,535,002
25	4	19	駐車料金(東京芸術劇場視察)池袋西口公共	調査研究費	8009	1,220	3,533,782
25	4	19	区政懇談会・飲み物代(ますしん)	会議費	7018	2,520	3,531,262
25	4	20	文房具(ペン)小田急百貨店9/10	事務費	8010	650	3,530,612
25	4	20	文房具(ペン、接着剤、テープ)世界堂9/10	事務費	8011	407	3,530,205
25	4	20	駐車料金(区民意見聴取に移動)	広聴広報費	6015	200	3,530,005
25	4	20	駐車料金(区民意見聴取に移動)	広聴広報費	6016	400	3,529,605
25	4	21	駐車料金(区民意見聴取)	広聴広報費	2011	1,000	3,528,605
25	4	22	自転車駐車場代金(方南東自転車駐車場)	広聴広報費	3008	100	3,528,505
25	4	22	駐車料金(区民意見聴取に移動)	広聴広報費	6017	600	3,527,905
25	4	22	ガソリン代(50%)	調査研究費	6018	1,500	3,526,405
25	4	23	自転車駐車場代金(方南東自転車駐車場)	広聴広報費	3009	100	3,526,305
25	4	23	駐車料金(区民意見聴取)	広聴広報費	2012	400	3,525,905
25	4	23	日経テレコン利用料	資料購入費	5005	8,400	3,517,505
25	4	24	ガソリン代(50%)	調査研究費	4004	290	3,517,215
25	4	24	駐車料金(タイムズ天沼3)	広聴広報費	7019	600	3,516,615
25	4	24	駐車料金(リパーク本天沼3丁目)	広聴広報費	7020	200	3,516,415
25	4	24	駐車料金(区民意見聴取に移動)	広聴広報費	6019	300	3,516,115
25	4	24	ハンディーライター・テープ代(コジマ)80%	事務費	5006	4,432	3,511,683
25	4	25	駐車場代5月分(宮本秀夫)1/2	調査研究費	8100	11,500	3,500,183
25	4	25	新聞購読費(朝日新聞)	資料購入費	2013	3,925	3,496,258
25	4	25	月極駐車場代(50%)	調査研究費	2014	15,000	3,481,258
25	4	26	固定電話(J:com)4月分50%	事務費	3010	2,752	3,478,506
25	4	26	新聞購読費(公明新聞)	資料購入費	2015	1,835	3,476,671
25	4	26	新聞代(公明新聞2013年4月~12月)	資料購入費	6020	22,020	3,454,651
25	4	26	駐車代(PJ西荻南)西荻南	広聴広報費	5007	300	3,454,351
25	4	27	駐車料金(碑文谷体育館視察)パートナ	調査研究費	8012	2,100	3,452,251
25	4	28	駐車料金(区民意見聴取)	広聴広報費	2016	1,200	3,451,051
25	4	28	ガソリン代(50%)	調査研究費	6021	1,500	3,449,551
25	4	29	駐車場代	広聴広報費	4005	100	3,449,451
25	4	30	新聞購読(4月)日本経済新聞	資料購入費	3012	4,383	3,445,068
25	4	30	公明新聞年間購読料	資料購入費	3013	22,020	3,423,048
25	4	30	インターネット通信費(NTTファイナンス4月分)	事務費	3014	2,730	3,420,318
25	4	30	携帯電話通信費(4月分)NTTファイナンス90%	事務費	3015	7,165	3,413,153
25	4	30	政務活動交通費	広聴広報費	3016	26,750	3,386,403
25	4	30	政務活動交通費	研修費	3017	2,150	3,384,253
25	4	30	新聞代・日経	資料購入費	4006	4,383	3,379,870
25	4	30	携帯電話代(90%ソフトバンク)	事務費	4006	6,770	3,373,100
25	4	30	携帯電話代(90%ウイルコム)	事務費	4006	3,005	3,370,095
25	4	30	インターネット代(80%)	事務費	4006	2,867	3,367,228
25	4	30	固定電話(50%NTT)	事務費	4006	2,994	3,364,234
25	4	30	新聞代・公明	資料購入費	4007	1,835	3,362,399
25	4	30	4月分交通費	広聴広報費	4008	15,800	3,346,599

2015年5月20日

杉並区監査委員御中

平成 25 年度政務活動費の監査請求に関わる意見陳述において、下記の証拠書類等を追加提出します。

甲



記

平成 25 年度政務活動費について、公明党、田中ゆうたろう議員及びその他の会派・議員に対する 3 つの監査請求を提出しているが、下記の追加提出資料 1 と 2 は、3 つの監査請求にかかわるものである。

追加提出資料 1：監査の基本的な考え方と視点について

添付資料 1：最高裁判例

追加提出資料 2：「杉並区職員措置請求監査結果」について

追加提出資料 3：田中ゆうたろう議員のホームページ及び駐車場代について

添付資料 3-1：2015 年 2 月 22 日のホームページ

添付資料 3-2：区民意見聴取のための駐車場料金領収書

追加提出資料 4：岩田いくま議員の事務所費について

添付資料 4-1：平成 23 年度政務調査費住民監査請求の内容及び杉並職員措置請求監査結果に記載された監査判断と岩田いくま議員の抗弁

添付資料 4-2：平成 24 年度政務調査費住民監査請求の内容及び杉並職員措置請求監査結果に記載された監査判断と岩田いくま議員の抗弁

添付資料 4-3：平成 25 年度政務活動費住民監査請求の内容

以上



追加提出資料 1：＜監査の基本的な考え方と視点について＞

請求人が行なった政務調査費（平成 25 年 3 月に政務活動費に変更）の監査請求に対して、平成 22、23、24 年度政調費に関する各監査結果書に、「監査の基本的な考え方と視点」として同文の 6 項目が記載されてきた。その項目（5）に、＜政務調査費の支出の適合性については、収支報告書等の記載から明らかに違反がうかがわれるような場合はその疑義を解明する必要があることはいうまでもないが、そうした場合を除くと、「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行なわれた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していない」と基本的に解されているものである。（平成 21 年 12 月 17 日最高裁判決参照）＞と記されている。

監査委員は、判決の一部を抜き出し、監査の基本的考え方・視点としているが、請求人は、それは、判決の適正な理解・解釈に基づいておらず、政務調査費の監査自体に歯止めがかかってきた要因の一つと判断し、監査の基本的なあり方の是正を求め、以下の様に陳述する。

当該最高裁判決（添付資料）は、

＜品川区議会における会派が交付を受けて視察旅行等の経費に充てた政務調査費の使途制限違反を問題とする住民監査請求に係る監査に際し、監査委員が同会派から任意に提出を受けた文書に記載された政務調査活動の目的や内容に係る情報が、品川区情報公開・個人情報保護条例（平成 9 年品川区条例第 25 号）8 条 6 号ア所定の非公開情報に当たるとされた事例＞であり、その判決文中で、上述の項目（5）の「監査委員を含め区の執行機関が、――使途制限適合性を審査することを予定していない」の記述がある。2013 年の意見陳述では、この記述が独り歩きし、監査そのものが委縮することの懸念を表明したが、当該判決は、監査委員が関係議員等に対する政務活動の内容の調査自体を封じているものではない。判決の見解の項の最終部に「政務調査活動に関し具体的に回答したところが情報公開の対象となり得るとすれば、区議会の議員等において、監査委員にその回答をすることに慎重になり、あるいは協力を一律に控えるなどの対応をすることも想定されるところである。そのような事態になれば、同種の監査請求がされた場合、正確な事実の把握が困難になるとともに、違法又は不当な行為の発見も困難になり、議員等の任意の協力の下に上記情報を入手して監査を実施した場合と比較して、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである」とし、「したがって、本件文書に記載された情報は、本件条例 8 条 6 号ア所定の非公開情報にあたり解するのが相当である」と判示しており、品川区における政務調査費条例と情報公開条例の双方の解釈から非公開情報該当性の判断を行った判決である。

従って、請求人は、当該判決は、議員等の協力の下に政務活動の情報を入手して、正確な事実の把握を行い、違法又は不当な行為の監査の実施を行うことを規制しているものではないと解し、更に、その理解は、地方自治法第 199 条（監査委員の職務）の 8 項の規定「監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができる」及び杉並区政務活動費の交付に関する条例第 11 条（透明性の確保）の規定「議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする」等の法令の定める

ことに符合するものである。

以上の観点から、請求人が指摘した合理性・妥当性に疑問を持たざるを得ない政務活動費の用途について、対象となる会派・議員に対して、適切な調査を行い、適正な監査を実施することを要請する。 以上

添付資料1：

最高裁判例

[検索結果一覧表示画面へ戻る](#)

事件番号

平成 20(行ヒ)386

事件名

公文書非開示処分取消等請求事件

裁判年月日

平成 21 年 12 月 17 日

法廷名

最高裁判所第一小法廷

裁判種別

判決

結果

破棄自判

判例集等巻・号・頁

集民 第 232 号 649 頁

原審裁判所名

東京高等裁判所

原審事件番号

平成 20(行コ)15

原審裁判年月日

平成 20 年 7 月 17 日

判示事項

品川区議会における会派が交付を受けて視察旅行等の経費に充てた政務調査費の用途制限違反を問題とする住民監査請求に係る監査に際し、監査委員が同会派から任意に提出を受けた文書に記録された政務調査活動の目的や内容等に係る情報が、品川区情報公開・個人情報保護条例(平成9年品川区条例第25号)8条6号ア所定の非公開情報に当たるとされた事例

裁判要旨

品川区議会における会派が交付を受けて視察旅行等の経費に充てた政務調査費の用途制限違反を問題とする住民監査請求に係る監査に際し、監査委員が同会派から任意に提出を受けた文書に記録された政務調査活動の目的や内容等に係る情報は、次の(1)、(2)など判示の事情の下では、品川区情報公開・個人情報保護条例(平成9年品川区条例第25号)8条6号ア所定の非公開情報に当たる。

(1) 政務調査費の交付について定めた品川区の条例及びこれを受けて区議会議長が定めた規程には、会派が政務調査活動の目的や内容等を監査委員を含め執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項は見当たらず、区議会の議員等が監査委員に対して上記目的や内容等を逐一回答すべき義務を負っているとまでは解し難い。

(2) 品川区議会の議員等が政務調査活動の具体的な目的や内容等を監査委員に任意に回答する場合、監査委員限りで当該情報が活用されるものと信頼し、監査委員においてもそのような保障の下にこれ入手するものである。

参照法条

品川区情報公開・個人情報保護条例(平成9年品川区条例第25号)8条6号ア、地方自治法(平成20年法律第69号による改正前のもの)100条13項、地方自治法(平成20年法律第69号による改正前のもの)100条14項、品川区議会における政務調査費の交付に関する条例(平成13年品川区条例第5号、平成18年品川区条例第49号による改正前のもの)8条1項、品川区議会における政務調査費の交付に関する規程(平成13年品川区議会議長訓令第1号、平成18年品川区議会議長訓令第1号による改正前のもの)5条、品川区議会における政務調査費の交付に関する規程(平成13年品川区議会議長訓令第1号、平成18年品川区議会議長訓令第1号による改正前のもの)第4号様式、品川区議会における政務調査費の交付に関する規程(平成13年品川区議会議長訓令第1号、平成18年品川区議会議長訓令第1号による改正前のもの)第5号様式

全文

 全文(省略)

追加提出資料 2:「杉並区職員措置請求監査結果」について
＜2015年5月20日意見陳述＞
判読困難な「杉並区職員措置請求監査結果」の添付資料。
請求人の提出した添付資料を縮小され、ピントはずれで、虫眼鏡を使っても読めないようにするのはやめるべきである。誰もが見やすいように改善を求める。
「杉並区職員措置請求監査結果」は杉並区内の図書館で誰もが閲覧でき、貸し出しもできる。しかし、請求人が提出した添付資料は、区民が判読することが困難な状態になっている。政務活動費（政務調査費）の用途の透明性を高めるためにも、請求人の提出した添付資料は等倍、或いは拡大して区民が見やすいようにすべきである。監査委員は何故に資料を判読困難な状態で公表するのか、説明を求める。

2014年6月の「杉並区職員措置請求監査結果」の問題点

- A、24年度政務調査費に関する住民監査請求その2～その4
 - B、24年度政務調査費に関する住民監査請求その5
- の中で監査委員や対象部局は以下のように述べている。
(記述していることは以後、監査結果Aのページ、Bのページで表す)

【I】監査結果は正しかったのか。区民が納得できる監査結果であったか。
「平成24年度の政務調査費を対象とした本件請求について監査した結果、不適切とした支出はなかった」(Aの29ページ)と監査委員は判断した。しかし、監査の半年後、公明党島田敏光議員はHP代340,200円、公明党大槻城一議員は切手代96,100円、パソコン代79,953円、合計516,253円を区に返還した。返還理由は明らかにされていない。
監査委員の判断に誤りがあったのか、或いは公明党議員に問題があったのか、説明を求める。

【II】、監査委員が判断の基準とする「実態に即して」という、「実態」の根拠は何か。
1、事務所光熱水費について、監査委員判断
「事務所光熱水費については、事務所部分の面積等を考慮し、支出割合の上限の範囲内で実態に即して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない」(Aの13ページ)
2、ガソリン代・駐車料金について、監査委員判断
「支出割合の上限の範囲内で実態に即して適正に按分され、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない」(Aの17ページ)
3、月極駐車場代について、監査委員判断
「支出割合の上限の範囲内で実態に即して適正に按分され、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない」(Aの19ページ)

4、視察費について、監査委員判断

「実態に即して適正に按分するなど適正に処理されていれば、不適切とする理由はない」（Aの20ページ）

5、ホームページ代について、監査委員判断

「ホームページの作成及び維持管理経費が実態に即して適切に按分され、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない」（Aの25ページ）

6、事務用品について、監査委員判断

「実態に即して適切に按分され、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない」（Aの27ページ）

以上、6項目について監査委員の判断は、すべて「実態に即し」となっているが、「実態」とは何か。広辞苑第二版（岩波書店）によると、実態とは「実際のありさま。実情。」と記されている。「実際のありさま」が、政務活動費の使途の適法性を判断する基準ということだろうか。一般常識上、「実際のありさま」とは、「当該議員の行動のありさま」そのものであり、「物事・行動の判断の基準」とは全く異なるものである。請求人が監査請求していることは、「当該議員の行動のありさま」そのものが、公金である政務活動費の使途として、合法か、違法かの判断であり、「実態の処理の仕方」ではない。

請求人に開示されているのは「収支報告書、出納簿、政務活動視察報告書、広報紙、領収書、政務活動交通費記録簿、その他の証拠書類」である。請求人が開示された書類の中で「実態」を把握することは困難である。監査委員は「実態に即し」判断しているので、監査判断に「実態に即し」と書くだけでなく、区民が支出が妥当であるかどうか、判断できるように、判断の基準とした「実態に即した証拠書類」の開示を求める。

1、事務所光熱水費について、

自宅事務所の場合は、自宅は議員と家族の日常生活の場である。実際に請求人が議員の自宅事務所を訪問したが、生活そのものの場であり、議員活動の場とは認めがたい状態であった。実態は家族が日常生活で使用した光熱水費である。光熱水費の支出を事務所部分の面積按分を基準にしているが、これは明らかに、議員のために交付される政務活動費の条例に違反した支出である。例えば、水道代は家族の使用する風呂、洗濯、炊事が大半を占める。議員活動として使った水道代の「実態」の説明を求める。議員から提出されている証拠書類は領収書のみで、実態を示す証拠書類は何らない。監査委員はどのように実態を把握したのか、説明を求める。

2、ガソリン代・駐車料金について、

ガソリン代については、ガソリン購入の領収書が添付されているだけで、実態についての説明はどの議員からもなかった。議員たちは安易に「ガソリン代50%」と書くだけで政務活動と判断する実態を示す証拠はない。「自動車利用記録簿」「政務活動に利

用する車種」等の提出を求める。監査委員はどのように実態を調査しているのか、説明を求める。

駐車料金について、議員は「区民意見聴取」と書くのみで、実態を示す証拠書類の提出はない。監査委員の判断として以下のように記述している。

「駐車場使用料については、区民意見聴取、区民意見相談等としては時間帯や時間数からみて不自然な面があり、それらの政務調査活動が行われていないのではないかという疑念を抱かせるものとなっている」(Bの15ページ) さらに

「当該政務調査費支出の手続きをみると、駐車場使用料については、領収書が提出され、領収書貼付用紙の備考欄に出張先及び出張内容が記載されている。・・・したがって、これらの支出は、外形的には、使途基準細目等に基づき、適正に処理されていると認められる。

以上から、請求人の主張は採用できず、いずれの支出も違法・不当とまではいうことはできない」(Bの15ページ)

以上は24年度の田中ゆうたろう議員の駐車場料金についての監査判断である。監査委員は「疑念」があっても、「外形的」に書類が揃っていれば、違法・不当とはせず、つまり適法と認めているのが現実である。広辞苑第二版(岩波書店)によると「外形」とは、「外から見た形。おもてにあらわれた形」と記されている。監査は、「外形」のみで判断するのだろうか。地方自治法第199条8項に、「監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対して帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができる」とされ、更に、区の政務活動費の交付に関する条例第11条には、「議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるとものとする」と規定されている。このように法令に定められた「調査」によって、当該議員の収支報告書を「外から見た形」から、どの程度に、「内部の形」に迫れるかは不明であるが、請求人は、監査人に対して、法令に定められた「調査」を実施し、より適切な判断を行うことを強く要請する。

監査委員が「実態に則し」判断している証拠書類の開示を求める。

3、月極駐車場代について、

車を所有すれば、当然、誰もが車の駐車場が必要である。政務活動費(税金)で払わなければならない実態とは何か。今までに、監査委員から「実態」についての説明がないので、区民は理解できない。監査委員が「実態に則し」判断している証拠書類の開示を求める。

4、視察費について

視察については視察報告書等が提出されているが、「実態に即して適正に按分する」とは、どのように判断しているのか。政務活動費になって、海外視察が復活し、視察費用が高騰した。

24年度松浦議員の視察報告書は「観覧車から見る夕日は絶景だが・・・」。小泉議員は1泊の視察に、2泊した議員の視察報告書を提出した。区民の目から見ると、認められない支出であったが、監査委員は適切と判断した。監査委員の判断する「実態」とは何か。説明を求める。

5、ホームページ代について

ホームページについて、監査委員は実態をどのように調査しているのだろうか。

例えば島田敏光議員のHP代で見ると

平成23年度、HPは1回の更新もなかったが、島田議員はHP管理料の全額31,500円×12か月＝378,000円を払った。住民監査請求で返還を求めたが、監査委員は請求人の指摘を受け入れず、全額378,000円を政調費から支出することを認めた。監査委員が認めたHPの実態とは何か。

平成24年度、HPは1回の更新だけで、31,500円×12か月＝378,000円を政調費から払った。誤記更正として25年7月9日にHP管理料の90%として、28,350円×12か月＝340,200円と訂正した。(何が誤記であったか、説明はない) 監査委員は1回の更新でも全額を認めた。

しかし、監査委員が認めた支出を、監査の半年後、平成26年9月16日に島田議員はHP代340200円を区に返還した。

平成25年度、28,350円×12か月＝340,200円を25年度収支報告書に計上したにもかかわらず、収支報告書提出日締切り以後、約4か月経った26年8月27日に誤記控除として全額を返金した。1年間HP代として計上した全額を返金した理由は明らかではない。

監査委員が毎年、HPについての実態調査を厳格にやっていたら、このようなことは起きなかったはずである。公文書である政務活動費の収支報告書の訂正を安易に行うことは公的地位にある議員として許される行為ではない。島田議員は公金に対し、あまりにも杜撰な態度である。監査委員はHPの実態についてどのように検証しているのか、説明を求める。

島田議員はHPだけでなく、自宅を議員事務所として間取り図を提出し、1年間光熱水費を支出した。しかし、収支報告書提出締切日以後、4か月たった26年8月27日に理由を書かず、誤記控除として全額、返還した。あまりにもでたらめな計上、訂正である。一度提出した後、理由が明記されずに訂正が行われてきた。収支報告書は、交付された公金の収支を明確にする公文書であり、その書き換えを安易に行うことは、例えば、何らかの不当・違法な経費が計上された場合にも、単純な訂正により、ことを済ましてしまい、そのような行為自体がなかったことにしてしまいうる事態が生じると解しうる。従って、収支報告書の安易な訂正は、公文書の取り扱いを粗雑にし、不当に公金の管理を怠る行為であり、公的地位にある議員として、守るべき最低限の規律の順守を怠っていると見える。

6、事務用品について

領収書が提出され、按分が書いてあるのみである。

公明党大槻城一議員は毎年3月31日、新宿世界堂で文具類を買う。

25年度、松浦芳子議員は3月31日にインクを5回に分け購入し、合計92,640円支出した。

監査委員はどのように「実態」を調査しているのか、その証拠書類等の開示を求める。

【Ⅲ】常にコスト意識に基づいて支出、監査しているか。

政務活動費について、常にコスト意識に基づいて支出、監査しているだろうか。

監査の実施に当たり区議会事務局の抗弁要旨に

「政務調査費の使途については、使途基準に従った支出を会派・議員に委ねられているものである一方で、政務調査費は公費から交付されるのであるから、当該活動に必要な経費の一部として使途基準の範囲内で支出されなければならないことはもちろんのこと、会派・議員においては、常にコスト意識を持ち、当該経費の使途の透明性を確保するとともに、会派・議員の「判断」についても区民に対して十分に説明していく責任を果たしていくことが求められている」(Aの5ページ、Bの7ページ)

議員は常にコスト意識を持っているだろうか。例として交通費について記述する。

毎年、変わることなく、一番高い交通費を計上し続けている議員がいる。交通費については領収書の添付はなく、交通費記録簿の提出のみであり、検証するすべはない。岩田いくま議員、大槻城一議員の交通費は常に遠回りをし、高い費用を計上している。

岩田いくま議員の場合

「区役所にて調査として」25年度は政務活動交通費記録簿・自宅から区役所の往復回数は107回あった。

経路は1、富士見ヶ丘—吉祥寺—阿佐ヶ谷のルートで540円

2、富士見ヶ丘—吉祥寺—南阿佐ヶ谷駅のルートは吉祥寺からJRで荻窪に来て、荻窪で丸ノ内線に乗り換えて南阿佐ヶ谷に来るルートで、860円かかり、岩田議員はこちらのルートの計上が殆どである。100円バスすぎ丸を利用することはほとんどない。

岩田議員は自宅を議員事務所として、家賃、光熱水費を毎年、政務活動費（政調費）で支出している。区役所に107回調査に行っているため、自宅議員事務所を利用する時間は制約されるはずである。交通費については「交通費記録簿」の提出のみ、自宅事務所は家賃・光熱水費の領収書のみである。「コスト意識」「実態」を示す証拠書類等の開示を求める。

大槻城一議員の場合

浜田山駅から徒歩15分のところに住んでいる。また、大槻議員の自宅近くには100円バスすぎ丸のバス停もある。しかし、井の頭沿線に行く時は

南阿佐ヶ谷—荻窪—吉祥寺—富士見ヶ丘（往復）860円×24回

南阿佐ヶ谷—荻窪—吉祥寺—高井戸（往復）860円×24回

南阿佐ヶ谷—荻窪—吉祥寺—久我山（往復）860円×21回

等々、普通の区民では考えられない高いルートで交通費を毎年計上している。

以上、2人の議員の交通費を例に書いたが、毎年監査をしても、変わることなく、一番高い交通費の計上が許されるのは何故か。

議員、監査委員ともに、公費から交付されている政務活動費について、常にコスト意識に基づいて支出、監査しているだろうか。議員のモラルの問題と同時に、監査委員の判断に問題があるのではないだろうか。

【IV】政務活動費は公費である。厳正な監査を要求する

8年間、住民監査請求を提出し、監査を求めてきた。改善された部分があるが、未だ改善されず、問題点が残された部分が多くある。

監査判断の中で「疑念を抱かせる」「不信感を生じさせる点」「議員の説明では、いざずれも、疑念を払拭するに足るものとはなっていないといわざるを得ない」（いずれもBの15ページ）と書いているように区民には納得できない監査委員の記述がある。

「請求人の主張をみると、その主張を裏付ける具体的な事実の適示や証拠の提出があるわけではない」（Bの15ページ）と、請求人に証拠の適示を求めている監査委員の姿勢には疑問を持つ。

一方、議長調査の中（平成26年5月22日報告）で田中ゆうたろう議員が明治大学大学院の中途退学という事実が明らかになった時（Bの61ページ）、つまり、「請求人の主張を裏付ける具体的な事実の適示」が大泉議長（当時）によって明らかになったのもかかわらず、監査委員は昭和62年の最高裁判決を引き「一事不再理の法理により、監査の対象外とした」（Bの5ページ）。

田中議員の20日余りで中退したという事実が新しく明らかになっても、その事実を審議対象とすることなく、結果として、大学院授業料947,500円を政調費から不法に支出したことを監査委員は完全に認めたことになる。

税金は有効に使うべきである。現在、経済的な理由で高校中退者が増えている。都内では23年度は5,088人が高校を中退した。田中議員の大学院授業料を経済的に苦しむ子どもたちに使うことはできなかつたらどうか。

裁判では、新しい証拠が出てくれば、再審をする。憲法76条に「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い」とある。

引用された昭和62年の最高裁判決の判示した「一事不再理の法理」は、地方自治法第242条の2（住民訴訟）第2項第1号に定める期間内に「訴えを提起すべき」との規定に拠るものであり、同法第242条が規定する住民監査請求そのものとは無関係である。一方、同法第242条第2項には、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これは出来ない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定されている。請求人は、「新しい事実が明らかになったこと」は、「監査請求の正当な理由」であり、「一事不再理の法理」を適用し、監査の対象外とすることは出来ないと解する。

請求人は、監査委員に対して「その良心に従い」、正当な監査を実施し、有効に税金が使われるように判断することを希望するところである。 以上

追加提出資料 3 : < 田中ゆうたろう議員のホームページ及び駐車場代について >

1、 田中ゆうたろう議員のホームページについて

添付資料 3-1 : 2015 年 2 月 22 日のホームページ

2、 田中ゆうたろう議員の区民意見聴取のための駐車場料金領収書

添付資料 3-2 : 区民意見聴取のための駐車場料金領収書

領収書等貼付用紙の備考欄には「区民意見聴取」と書いてあるのみで、出張先の記入はなく、条例等に規定された政務活動費を当てることができる経費に該当するかの判断ができず、適正に処理されているとは言えない。従って、請求人は、監査委員に、区議会議員長に対して、政務活動費条例第 11 条に規定される議長が有する収支報告書等の透明性の確保のための調査権を行使し、当該使途内容を明確にする様に求めることを要請する。

- ① 5 月 12 日 13 : 51 - 16 : 42、飯田橋セントラルプラザ (1,500 円)、5 月 16 日 14 : 51 - 15 : 23、愛住町 (600 円)、
- ② 7 月 11 日 12 : 22 - 12 : 52、本郷郵便局駐車場 (300 円)、7 月 12 日 19 : 32 - 21 : 51、笹塚 (1,200 円)、7 月 15 日 14 : 14 - 17 : 15、揚場町 (3,000 円)
- ③ 7 月 15 日 18 : 08 - 21 : 49 祐天寺 (800 円)、7 月 15 日 22 : 44 - 16 日 06 : 11、牡丹第 7 (800 円)、
- ④ 7 月 17 日 22 : 55 - 18 日 06 : 22、牡丹第 7 (800 円)、7 月 19 日 22 : 22 - 20 日 07 : 57、牡丹第 7 (1,000 円)
- ⑤ 8 月 10 日 10 : 35 - 14 : 39、松戸駅西口地下駐車場 (1,200 円)
- ⑥ 8 月 15 日 13 : 50 - 16 日 00 : 57、FJ 明大前 (6,800 円)
- ⑦ 8 月 27 日 16 : 48 - 17 : 09、赤坂 8 丁目 (600 円)
- ⑧ 8 月 30 日 18 : 56 - 19 : 05、赤坂 8 丁目 (300 円)
- ⑨ 9 月 7 日 14 : 37 - 15 : 14、外神田 (600 円)
- ⑩ 9 月 17 日 19 : 03 - 20 : 29、国分寺南町 3 丁目 (600 円)
- ⑪ 9 月 21 日 17 : 04 - 17 : 33、牡丹 3 丁目 (200 円)
- ⑫ 10 月 17 日 18 : 17 - 19 : 26、品川プリンスホテル (1,500 円)
- ⑬ 10 月 23 日 15 : 06 - 17 : 22、銀座駐車場 (1,500 円)、書籍領収書 1,365 円、駐車している時間の 15 : 50 に銀座駐車場から徒歩 5 分の東京交通会館の中にある三省堂書店有楽町店で書籍「人生の基盤は妊娠中から 3 歳までに決まる」を政活費で購入。
- ⑭ 12 月 26 日 15 : 38 - 18 : 54、エコロパーク西新宿 (2,000 円)
- ⑮ 1 月 11 日 21 : 19 - 12 日 00 : 07、方南町駅前 (2,300 円)

以上

追加提出資料 4 : <岩田いくま議員の事務所費について>

添付資料 4 - 1 : 平成 23 年度政務調査費住民監査請求の内容及び杉並職員措置請求監査結果に記載された監査判断と岩田いくま議員の抗弁

添付資料 4 - 2 : 平成 24 年度政務調査費住民監査請求の内容及び杉並職員措置請求監査結果に記載された監査判断と岩田いくま議員の抗弁

添付資料 4 - 3 : 平成 25 年度政務活動費住民監査請求の内容

請求人は、岩田議員の事務所費の政務調査費（平成 25 年 3 月から政務活動費に変更）への計上内容の不当性・違法性について疑義を示し、監査委員に、適正な監査を求めてきた。平成 24 年度政調費の監査請求においては、岩田議員の自宅事務所を訪ね、その事務所としている場が、まさに通常の生活空間と一体となったものであり、自宅家賃の一部を按分し、政調費への計上している問題点を指摘した。それに対して、岩田議員から抗弁がなされているが、その内容は、通常の市民感覚からは、全く理解できないものであった。家賃に加え、光熱費を按分して、政調費・政務活動費に計上しており、正に、生活費の一部を、公金で賄っている実態の典型的例であると解してきた。しかし、岩田議員の事務所費の計上について、監査結果書は、「実態に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由がない」と、請求人の監査請求を切り捨ててきた。

請求人は、地方自治法第 199 条（監査委員の職務）の 8 項に定められている監査委員の調査権限や杉並区政務調査費・政務活動費の交付に関する条例第 11 条（透明性の確保）に規定される議長の調査権限による「政調費の計上の実態」の調査を求めてきた。しかし、今までの監査判断内容からは、単に「外形的」な監査がおこなわれるのみであり、各党派・議員の政務調査費・政務活動費の使途内容の精査を怠ってきているとの疑義を持たざるを得ない。

従って、請求人は、監査委員に対して、地方自治法第 198 条の 3（職務上の義務）が謳う「監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査しなければならない」の理念の下に、住民監査請求による平成 25 年度政務活動費の監査を実施することを要請する。

以上

追加提出資料3: <田中ゆうたろう議員のホームページ及び駐車場代について>

3、 田中ゆうたろう議員のホームページについて

添付資料3-1: 2015年2月22日のホームページ

Blog トップへ

田中ゆうたろうブログ

ブログ

日記(98)

入会のご案内(1)

田中ゆうたろう事務所

住所: 〒166-0012
東京都杉並区和田1-61-18
TEL&FAX: 03-6382-6973
ホームページ
<http://tanakayutaro.net>
Eメール
info@tanakayutaro.net

<< 酒席屋や温泉のひそみになられて | TOP | ホームページをリニューアルしました >>

2015年02月22日

娘のおむつを替えながら

私事ですが、我が家には生後9か月になる娘がいます。この頃、強い強いを覚え、本や書籍を破る、仏壇にいたずらするなど、我が家は毎日が戦争のようです。

そんな中、一つの発見がありました。なぜか、おむつから漏らうんちの臭いには、妻より私の方が先に気が付くことが多いのです。

そのため、私がおむつを替えてやることも多くなります。すると、面白いことに娘は、うんちをすると妻より私のところにやってくるようになったのです。これは、父親としてうれしいものでした。

この様子を見て、妻は若干危機感を持ったらしく、以前より注意して娘のおむつに鼻を利かせるようになりました。

もちろん、授乳を介した母と子の濃密な関係には及ぶべくもありませんが、父親には父親なりの育児参加の方法があることを、体験的に知りました。

その意味では、しばしば言われているように、「イクメン」という言葉自体がすでにナンセンスかもしれません。そんな言葉は早いところ死語になるよう、父親も当然、育児に参加すべきです。ちなみに私の育児参加度は、妻の採点では75点から80点程度とのことです(若干のお世辞もあるかもしれませんが)。

妻からそこそこの点数をもらえたからいうわけではありませんが、私は、育児のために自分の楽しみの時間はかなり削っています。

たとえば、大好きな水泳には、ほとんど行けなくなりました。かわりに、短歌を詠む回数が増えました。

せんべいをおもちやの如く食ひ散らし
得意満面吾子(あこ)が出生え初(そ)む

育児には、気力も体力も相当使います。妻には到底かないませんが、私もへとへとになります。

娘の日々の成長が何よりの報酬です。私は娘を授かって、世の親御さん達がいかにかしい役割を担っているか、改めて実感し直しました。

現在、日本の少子高齢化が大きなテーマとして論じられています。

しかし、語弊を恐れずに言えば、事情はどうあれ子育てに積極的に参加してこなかった方が、得々と少子化の弊害を論ずる姿に、私はいささかの違和感を覚えます。

論じるなどはいけません。ただ、やはり相当の想像力を働かせないと、机上の空論に終わるのではないのでしょうか。

ブックマーク (0) ツイート (2) ブックマーク

posted by 田中ゆうたろう at 22:42 | Comment(0) | 日記

この記事へのコメント

おまえが子育てについて語る事が違和感だっつーの！
ついでにお難いんだけど、永福町と方南町で親立しないでほしい！
朝から気分悪いから！

Posted by at 2015/03/31日 09:24

東京都杉並区監査委員は、田中浩太郎(ゆうたろう)区議の2011年度の経費調査費に不適切な支出があったとする住民監査請求の一部を認め、119万3千円を返還

Blog Site Summary

RSS 2.0

RSS 2.0

2015年05月(1)
2015年04月(2)
2015年02月(2)
2015年01月(2)
2014年11月(1)
2014年09月(1)
2014年08月(1)
2014年07月(2)
2014年06月(1)
2014年05月(3)
2014年04月(1)
2014年03月(1)
2014年02月(1)
2014年01月(2)
2013年12月(2)
2013年11月(2)
2013年10月(1)
2013年09月(2)
2013年08月(3)
2013年07月(3)

このブログの

過去の記事

(05/05)地名を変えるに
との足跡
(04/30)ありがとうござ
いました
(04/14)ホームページを
リニューアルしました
(02/22)娘のおむつを替
えながら
(02/08)酒席屋や温泉の
ひそみになられて

検索ボックス

検索

第1号様式 (第3条関係)

、田中ゆうたろう議員の区民意見聴取のための駐車場料金領収書
添付資料3-2: 区民意見聴取のための駐車場料金領収書、①

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	5 月分	No. 7, 8
----------	------	----------

領収書等貼付欄	
飯田橋セントラルプラザ駐車場	
 三井のリパーク	
リパーク愛住町第2	
ご利用ありがとうございました。 またのご利用をお待ちしております。 http://www.repark.com	
令頁 4又 改正	
精算機 #01 A 精算No.000128 発券機 #01 発券No.068678 入庫時刻 2013年 5月12日(日) 13:51 出庫時刻 2013年 5月12日(日) 18:42 駐車時間 2:51 駐車料金 A料金 1,500円 ===== 合 計 1,500円 現金領収額 1,500円 お預り 2,000円 お釣り 500円	令頁 4又 改正 精算機 #01 A 精算No.000056 車室番号(自動車) 7 入庫時刻 2013年 5月16日(木) 14:51 精算時刻 2013年 5月16日(木) 15:23 駐車料金 A料金 600円 ===== 合 計 600円 現金入金額 600円 釣銭 0円 現金領収金額 600円
またのご利用をお待ちしております。	
備考	
No.7 区民意見聴取 No.8 区民意見聴取	

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7月 月分	No. 934 456
----------	-------	---------------------------

領収書等貼付欄																															
<div style="text-align: center;"> <p>領 収 書</p>  <p>本郷郵便局 駐 車 場</p> <p>パーク24株式会社</p> </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">駐車位置番号</td> <td style="text-align: right;">302</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">13-07-11</td> <td style="text-align: right;">12</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">精算07-11</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">駐車時間</td> <td style="text-align: right;">30分</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">駐車料金</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">割引</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">前払現金</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">釣銭</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">NO. 071819</td> </tr> </table>	駐車位置番号	302	13-07-11	12	精算07-11	5	駐車時間	30分	駐車料金	300円	割引	0円	前払現金	0円	釣銭	300円		0円		NO. 071819	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>領 収 書</p> <p>株式会社</p> <p>6-1-1 924</p> <p>〒130-0031 東京都文京区本郷3-1-1</p> <p>13年 07月 15日 17時 15分</p> <p>駐車料金 300円</p> <p>現金 300円</p> <p>釣銭 0円</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>駐 車 場</p> <p>株式会社</p> <p>6-1-1 924</p> <p>〒130-0031 東京都文京区本郷3-1-1</p> <p>13年 07月 15日 17時 15分</p> <p>駐車料金 300円</p> <p>現金 300円</p> <p>釣銭 0円</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-weight: bold; margin-top: 10px;">領収書</p> <p style="text-align: center;">車室 No.2</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="font-size: small;">入庫時刻</td> <td style="font-size: small;">07月15日 14時14分</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">精算時刻</td> <td style="font-size: small;">07月15日 17時15分</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">受領金額</td> <td style="font-size: small;">3000円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">2013年07月15日17時15分</td> <td style="font-size: small;">発行</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small; margin-top: 10px;">ミスターP揚場町第1駐車場</p>	<p>領 収 書</p> <p>株式会社</p> <p>6-1-1 924</p> <p>〒130-0031 東京都文京区本郷3-1-1</p> <p>13年 07月 15日 17時 15分</p> <p>駐車料金 300円</p> <p>現金 300円</p> <p>釣銭 0円</p>	<p>駐 車 場</p> <p>株式会社</p> <p>6-1-1 924</p> <p>〒130-0031 東京都文京区本郷3-1-1</p> <p>13年 07月 15日 17時 15分</p> <p>駐車料金 300円</p> <p>現金 300円</p> <p>釣銭 0円</p>	入庫時刻	07月15日 14時14分	精算時刻	07月15日 17時15分	受領金額	3000円	2013年07月15日17時15分	発行
駐車位置番号	302																														
13-07-11	12																														
精算07-11	5																														
駐車時間	30分																														
駐車料金	300円																														
割引	0円																														
前払現金	0円																														
釣銭	300円																														
	0円																														
	NO. 071819																														
<p>領 収 書</p> <p>株式会社</p> <p>6-1-1 924</p> <p>〒130-0031 東京都文京区本郷3-1-1</p> <p>13年 07月 15日 17時 15分</p> <p>駐車料金 300円</p> <p>現金 300円</p> <p>釣銭 0円</p>	<p>駐 車 場</p> <p>株式会社</p> <p>6-1-1 924</p> <p>〒130-0031 東京都文京区本郷3-1-1</p> <p>13年 07月 15日 17時 15分</p> <p>駐車料金 300円</p> <p>現金 300円</p> <p>釣銭 0円</p>																														
入庫時刻	07月15日 14時14分																														
精算時刻	07月15日 17時15分																														
受領金額	3000円																														
2013年07月15日17時15分	発行																														
<p>備考</p> <p>No.4: 智深 第7 駐車場 13年 07月12日 4,200円 区民意見聴取 7月12日 19:32 ~ 7月12日 21:51</p> <p>No.5: 区民意見聴取</p> <p>No.6: 区民意見聴取</p>																															

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7月 月分	No. 567 7.8.9
----------	-------	-----------------------------

領収書等貼付欄	
<p>マイパーキング祐天寺 株式会社青菱コミュニティ ご利用ありがとうございました</p> <p>領 収 証</p> <p>入庫日時 2013年07月15日 18時09分 出庫日時 2013年07月15日 21時49分 No.01-000504 車室14-000003</p> <p>駐車料金 (区分02) 800円</p> <p>料金計 800円</p> <p>投入現金 1,000円 釣銭額 200円</p>	<p>タイムズ24 タイムズ 牡丹第7駐車場 0120-70-8921</p> <p>≪ 領 収 証 ≫</p> <p>13年07月15日22:44 - 07月16日06:11 駐車料金 800円</p> <p>合計 800円</p> <p>お預り 1,000円 釣 200円 No.605594</p>
<p>J・PARK中野第3駐車場 (株)マオス ご利用ありがとうございました</p> <p>領 収 証</p> <p>入庫日時 2013年07月17日 20時51分 出庫日時 2013年07月17日 22時09分 No.01-000287 車室12-000002</p> <p>駐車料金 (一般) 400円</p> <p>料金計 400円 投入現金 400円 釣銭額 0円</p>	
<p>備考</p> <p>10.57 区民意見聴取</p> <p>10.58 2013年 7月 15日 800円 区民 意見聴取</p> <p>10.59 区民意見聴取</p> <p style="text-align: right;">タイムズ24 7月15日22:44 ~7月16日06:11</p>	

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7月 月分	No. 8 10.1
----------	-------	--------------------------

領収書等貼付欄	
<p>タイムズ24 タイムズ 牡丹第7駐車場 0120-70-8924</p> <p>≪領収書≫ 13年07月17日22:55 ~ 07月18日06:22 駐車料金 800円 合計 800円 お預り 1,000円 お釣 200円 No.005623</p>	<p>タイムズ24 タイムズ 牡丹第7駐車場 0120-70-8924</p> <p>≪領収書≫ 13年07月19日22:22 ~ 07月20日07:57 駐車料金 1,000円 合計 1,000円 お預り 1,000円 お釣 0円 No.005643</p>
<p>備考</p> <p>No.810 2013年 7月 18日 区民意見聴取</p> <p>No.911 2013年 7月 19日 区民意見聴取</p> <p style="text-align: right;">7月19日 22:22 ~ 7月20日 07:57</p>	

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	8 月分	No. 71
----------	------	--------

領収書等貼付欄	
<p>松戸駅西口地下駐車場 TEL 047-367-5553</p> <p>領 収 証</p> <p>精算機 No.01 A No.000187</p> <p>出庫時刻 2013年08月10日(土) 14:39</p> <p>入庫時刻 2013年08月10日(土) 10:35</p> <p>駐車料金 A料金 1,200円</p> <p>=====</p> <p>合 計 1,200円</p> <p>お 預 り 1,500円</p> <p>お 釣 300円</p> <p>上記のとおり領収致しました。 ご利用ありがとうございました。</p>	
備考	区民意見聴取

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	9 月分	No. 45
----------	------	--------

領収書等貼付欄
<p style="text-align: center;">F J 明入前 株式会社 パークジャパン</p> <p style="text-align: center;">＜領収書＞ [NO. 1] 13年08月15日13:50 --08月16日00:57 駐車料金 ￥6,800円</p> <p>現金 ￥6,800円 釣銭 ￥200円 NO.018940</p>
備考
区民意見聴取

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	8.月分	No. 11810
----------	------	-----------

領収書等貼付欄	
<p>ハーブズ 株式会社 タイムズ 赤坂8丁目 0120-70-8924</p> <p>《領収書》 [NO. 5] 13年08月27日16:48 -- 08月27日17:09 駐車料金 600円 合計 600円 お預り 1,000円 お釣 400円 NO.C 976</p>	
備考	区民意見聴取

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	8 月分	No. 13
----------	------	--------

領収書等貼付欄	
<p>パーク24 タイムズ 赤坂8丁目 0120-70-8924</p> <p>< 領 収 書 > [NO. 6] 13年08月30日18:56 --08月30日19:05 駐車料金 300円 合計 300円 お預り 1,000円 お釣 700円 NO.030129</p>	
備考	区民意見聴取

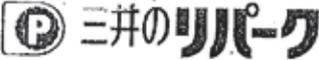
領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	9 月分	No. 74
----------	------	--------

領収書等貼付欄												
<h2>領収書</h2> <p>J・PARK外神田</p> <table><tr><td>駐車番号</td><td>04番</td></tr><tr><td>入庫時間</td><td>09/07/14:37</td></tr><tr><td>出庫時間</td><td>09/07/15:14</td></tr><tr><td>請求金額</td><td>600円</td></tr><tr><td>領収金額</td><td>600円</td></tr><tr><td>領収日</td><td>13/09/07/15</td></tr></table>	駐車番号	04番	入庫時間	09/07/14:37	出庫時間	09/07/15:14	請求金額	600円	領収金額	600円	領収日	13/09/07/15
駐車番号	04番											
入庫時間	09/07/14:37											
出庫時間	09/07/15:14											
請求金額	600円											
領収金額	600円											
領収日	13/09/07/15											
備考												
区民意見聴取												

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	9 月分	No. 119
----------	------	---------

領収書等貼付欄
 リパーク国分寺南町3丁目第5 ご利用ありがとうございました。 またのご利用をお待ちしております。 http://www.repark.jp
令 領 収 書 精算機 #01 A 精算No.000024 車室番号 (自動車) 3 入庫時刻 2013年 9月17日(火) 19:03 精算時刻 2013年 9月17日(火) 20:29 駐車料金 A料金 600円 ===== 合 計 600円 現金入金額 600円 釣銭 0円 現金領収金額 600円
備考
区民意見聴取

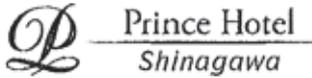
領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	9 月分	No. 1012
----------	------	----------

領収書等貼付欄	
<p>牡丹3丁目 東洋カーマックス株式会社</p> <p>《 領 収 書 》 [NO. 11 13年09月21日17:04 -- 09月21日17:33 駐車料金 200円</p> <p>合計 200円</p> <p>お預り 1,000円 お釣 800円 NO.007992</p>	
備考	区民意見聴取

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	10 月分	No. 4,56
----------	-------	----------

領収書等貼付欄
 <p>Prince Hotel Shinagawa</p>
<p>領 収 証</p> <p>精算機 #01 A 精算No. 000171 発券機 #01 発券No. 091108 入庫時刻 2013年10月17日 (木) 18:17 出庫時刻 2013年10月17日 (木) 19:26 駐車時間 1:09 駐車料金 A料金 1,500円</p>
<p>===== 合 計 1,500円 お 預 り 1,500円 お 釣 0円 上記正に領収致しました。 =====</p>
<p>タイム</p>
備考 No. 9 区民意見聴取

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	10月分	No. 9.10 12.13
----------	------	------------------------------

領収書等貼付欄	
<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p style="text-align: center;">..... 田中 伸太郎 様</p> <p style="text-align: center;">¥1,365-</p> <p style="text-align: center;">(内消費税等 ¥65)</p> <p>但し 書籍代として 上記正に領収いたしました</p> <p style="text-align: center;">2013年10月23日(水)</p> <p style="text-align: center;">〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館 1F・2F 株式会社三省堂書店 有楽町店 TEL 03-5222-1200</p> <p style="text-align: center;">連番:2255-004110</p> <div style="background-color: black; width: 50px; height: 30px; margin: 10px auto;"></div> <p>人生の基盤は妊娠中から 3歳までに決まる</p> <p style="text-align: center;">お買い上げ(ゾム糸田) 株式会社三省堂書店 有楽町店 TEL 03-5222-1200</p> <p>2013年10月23日(水) 15:50 2255 4492045090-C37-1300 人文社会 ¥1,365 1 ¥1,365</p> <hr/> <p style="text-align: right;">¥1,365</p> <hr/> <p>合計 1点 ¥1,365 (内消費税等 ¥65) 連番:004110</p>	<p style="text-align: center;">銀座駐車場 TEL 3567-9351</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">領 収 証</p> <p>入車日時 2013年10月23日 15時06分 出車日時 2013年10月23日 17時22分 No.06-000364 券No.05-009891</p> <p>駐車料金 (一般車) 1,500円</p> <p>料金計 1,500円</p> <p>投入現金 5,000円 釣銭額 3,500円</p> <hr/> <p style="text-align: center;">10.13 区民意見聴取</p>

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	12月分	No. 59
----------	------	--------

領収書等貼付欄													
<p>領収書</p> <table> <tr> <td>駐車番号</td> <td>10番</td> </tr> <tr> <td>入庫時間</td> <td>12月26日 15:38</td> </tr> <tr> <td>出庫時間</td> <td>12月26日 18:54</td> </tr> <tr> <td>請求金額</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>領収金額</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>領収日</td> <td>13年12月26日</td> </tr> </table> <p>エコロパーク西新宿第1B</p>		駐車番号	10番	入庫時間	12月26日 15:38	出庫時間	12月26日 18:54	請求金額	2,000円	領収金額	2,000円	領収日	13年12月26日
駐車番号	10番												
入庫時間	12月26日 15:38												
出庫時間	12月26日 18:54												
請求金額	2,000円												
領収金額	2,000円												
領収日	13年12月26日												
備考	区民意見聴取												

第1号様式 (第3条関係)

添付資料 3-2 : 区民意見聴取のための駐車場料金領収書、⑮

領収書等貼付用紙

1/12

出納簿 整理番号	月分	No. 6
----------	----	-------

領収書等貼付欄																				
<p style="text-align: center;">三井のリパーク</p> <p style="text-align: center;">リパーク方南町駅前 ご利用ありがとうございました。 またのご利用をお待ちしております。 http://www.repark.jp</p> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <table><tr><td>精算機 #01</td><td>A 精算No.000261</td></tr><tr><td>車室番号 (自動車)</td><td>6</td></tr><tr><td>入庫時刻</td><td>2014年 1月11日(土) 21:19</td></tr><tr><td>精算時刻</td><td>2014年 1月12日(日) 00:07</td></tr><tr><td>駐車料金</td><td>A料金 2,300円</td></tr><tr><td colspan="2">=====</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2,300円</td></tr><tr><td>現金入金額</td><td>2,300円</td></tr><tr><td>釣銭</td><td>0円</td></tr><tr><td>現金領収金額</td><td>2,300円</td></tr></table>	精算機 #01	A 精算No.000261	車室番号 (自動車)	6	入庫時刻	2014年 1月11日(土) 21:19	精算時刻	2014年 1月12日(日) 00:07	駐車料金	A料金 2,300円	=====		合 計	2,300円	現金入金額	2,300円	釣銭	0円	現金領収金額	2,300円
精算機 #01	A 精算No.000261																			
車室番号 (自動車)	6																			
入庫時刻	2014年 1月11日(土) 21:19																			
精算時刻	2014年 1月12日(日) 00:07																			
駐車料金	A料金 2,300円																			
=====																				
合 計	2,300円																			
現金入金額	2,300円																			
釣銭	0円																			
現金領収金額	2,300円																			
備考																				
区民意見聴取																				

資料 4-1

杉並区職員措置請求監査結果

(平成23年度政務調査費に関する住民監査請求(その1))
(2011年版)

平成25年6月

杉並区監査委員

2-3-14 事務所費 (平成23年度、監査判断)

- ・ 会派・議員が、区政に関する調査研究活動を行う拠点として事務所を設置し利用することは、一般的に認められることである。使途基準細目等に則して、賃借料については賃貸借契約書の写し又は間取り図が提出され、実態に即して適切に按分されていれば、光熱水費については按分比の上限の範囲内で適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

2-3-15 人件費

- ・ 会派・議員が区政に関する調査研究活動を行うために、職員を雇用することは、一般的に認められることである。使途基準細目等に則して、雇用契約書の写し又は勤務報告書が提出され、支出が認められる金額の範囲内で適正に処理されていれば会派事務所で雇用する職員の人件費も含めて、不適切とする理由はない。
- ・ 雇用した職員の職務の中に区政に関する調査研究に関する業務とは認められない業務が混在する場合には、実態に即した按分が必要であることは2-3-2按分比で述べたとおりである。

カ等の金券、カメラ等の機能を持ちうる状況にある。政調費に計上されている携帯電話が、どのような形で使われているかを、収支報告等から判別することは、ほとんど不可能であり、従って、政務調査研究活動が、通常の電話・メール機能に限定されているとしても、より詳細な按分比の根拠の開示が必須条件であるとした。

平成19年の仙台高裁の判決では、政務調査活動で、携帯電話を使用することがあると想定されるが、その活動のために使用する必要性は乏しいとし、更に、使用した金額が多額になる場合は、社会通念上はその多くが政務調査活動以外に使用されたと考えられるとし、政調費での支出は適当でないと判示している。

従って、請求人は、携帯電話の利用内容について明確な説明を求め、それに、合理性・妥当性が認められない場合は、計上された全額35,534円の返還を求めらる。

事務費-1▽

① 固定電話

自宅事務所の電話代として、按分比50%で、政調費に計上しているが、自宅を事務所として使用している場合の電話の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の固定電話を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。電話の使用料金に基づいた電話計上額について、情報の開示を求め、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、電話料として計上された全額31,281円の返還を求めらる。

事務所費	計上額合計	217,439円
------	-------	----------

② 岩田いくま氏は、1か月160,000円で賃借しているマンション(実生活の場)を、岩田いくま区議の事務所として1か月16,000円で又貸ししている(賃貸契約書なし)。

又、間取り図として添付されている不動産屋併エスケーハウズの賃貸マンションのチラシ(下記に添付)には、どの部分が1/10の事務所なのかの記載がなく、事務所というからには、机やいすが必要だろう。(固定電話の設置も必要だろうが、固定電話料金は事務費として、50%按分して31,281円を計上している、公私混同の疑義が生じる) 按分1/10がどの部分か開示を求めらる。

平成22年度政調費監査請求結果書に記載されている岩田区議の説明では、「事務所部分を面積按分し(1/5)、それを「政治活動一般」と「政務調査活動」で1/2按分としている。事務所としての使用実態とのことであるが、24時間対応の仕事であり、登庁以外の政務調査活動の拠点であることは自明であると考えらる」と抗弁している。

請求人は、議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、特に、自宅を事務所として使用している場合の賃借料や水光熱費等の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものであると解する。

議員から提出された収支報告書や領収書等の情報からは、政務調査活動としての事務所の使用実態を把握することが容易でないとの検証結果を基にしている。即ち、当該監査判断が、「賃貸借物件であれば自宅であっても、その一部を面積割合に応じて事務所費の計上を認めているが、事務所としての実態を反映しているのか、いささか疑問の残る点等もあるので、今後も透明性を高める努力を期待したい」

★
平成23年度
政調費
監査請求

と述べていることが、正に、請求人の疑問である。固定電話代、水光熱費が、議員の自律性で判定されたとされる按分比が適用されて、政調費に計上されているが、いわゆる「公私混同」を明確に排除することは、極めて難しい。従って、繰り返になるが、請求人は、事務所費、電話代、水光熱費が、按分されて、政調費に計上されている場合は、提示された根拠について、可能な範囲で厳格な検証を行うこととした。事務所としての使用実態の情報開示の内容に合理性、妥当性がない場合は、計上されている事務所費の全額217,439円の返還を求める。

(資料G)

28. 藤本なおや

政調費交付額	1,920,000円
戻入額	なし(平成24年8月3日現在)
収支報告書私的資金額	75,293円
返還請求額	825,981円

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その用途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その用途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

月極駐車場代

按分2分の1で月10,000円×12か月=120,000円を支出している。22年度の監査結果書P304で藤本議員は「用途基準細則の定めを通り支出額を1/2に按分し計上した」と答えている。また、その続きに「しかし、按分割合の設定に当たっては今後の判例や他自治体の動向を注視し、引き続き議会全体として不断の見直しに努める必要があることも理解している。」と書いている。納税者の区民の側からすれば、「用途基準細則で1/2の按分」だからと単純に按分するのではなく、使用実態の説明の下、透明性を図るべきだと解する。また「議会として不断の見直しに努めた」のか、問いたい。按分を2分の1にした根拠と使用実態の説明を求める。それに、合理性、妥当性が認められない場合は、計上された全額120,000円の返還を求める。

区政報告について

34号と35号の2回発行している。
 34号は資料作成費として5/10に区政報告作成費(34号)：255,150円が計上されている。
 35号はすべて按分2分の1で6/29区政報告作成費：64,443円と6/23に送料274,870円が計上されている。
 34号は按分もなく、送料の計上もない。255,150円の領収書には「但し、区政報告代金」と書かれているのみである。
 区政報告は、大なり小なり、議員の宣伝活動の要素を有しており、按分なしで全

(21) ケーブルテレビについて

使途基準では、事務所の設置・管理に要する経費としてCATV・電話回線敷設料をあげている。このことから、ケーブルテレビの利用料金を政務調査費で支出すること自体に問題はない。ただし、ケーブルテレビで放映するチャンネルすべてが、区政に関する調査研究に資するために必要とまでは言えず、その利用料金を支出する際は規程で定めるとおり、区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分して支出しなければならない。なお、当該料金については、電話料金と同様に経費を合理的に区分することが困難と思われるため、調査研究活動とその他の活動の経費が混在するものとして、支出割合の上限を2分の1とすることが妥当である。

(22) 備品の購入について

事務所で使用する書棚・いすの購入経費は平成19年の大阪高裁で、備品の購入経費については平成19年の仙台高裁で、按分したうえでの支出が認められていることから、使途基準で定める事務費として政務調査費でその経費を支出すること自体に問題はない。

ただし、平成22年3月23日の最高裁判決では、パソコンの購入について、任期満了の1カ月ないし4カ月半前の最後の議会の会期後に購入され、次の選挙に立候補することなく議員活動を終えたこと、また、在職中の購入が初めてであることなど、さまざまな状況を総合的に判断すると、特段の事情がない限り必要性は認められないとされたことから、耐用年数内に再度購入する場合には、会派・議員から合理的かつその必要性が認められる説明を要するものとしている。

使途基準細目では、5万円以上の物品を備品と定義し、備品を購入したときは備品台帳を作成し自身で管理すること及び実態に即して按分することを規定している。なお、平成23年度の調査検討委員会における検討結果では、透明性を高め、かつ区民の誤解を招かないよう適正な購入を行うという観点から、平成24年4月からは備品台帳写しを議長へ提出することを義務づけるとともに、任期満了前半年間は、可能な限り備品の購入を控えることとし、規程を改正している。

(23) 事務所費について (平成23年度、監査判断) 区務事務局長

平成21年9月29日の東京高裁判決では、「民主主義社会における議員の議会活動の重要性に鑑みても、前記の政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」(政務調査費使途基準)はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」に当たるものと解すべきである。」と判断されている。

こうしたことから、議員活動の基盤となる事務所の賃料については、使途基準で政務調査活動の対象に含めているところであるが、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。

耐用年数内に再度購入する場合には、会派・議員から合理的かつその必要性が認められる説明を要するものとしている。

使途基準細目では、5万円以上の物品を備品と定義し、備品を購入したときは備品台帳を作成し自身で管理すること及び実態に即して按分することを規定している。なお、平成23年度の調査検討委員会における検討結果では、透明性を高め、かつ区民の誤解を招かないよう適正な購入を行うという観点から、平成24年4月からは備品台帳写しを議長へ提出することを義務づけるとともに、任期満了前半年間は、可能な限り備品の購入を控えることとし、規程を改正している。

(23) 事務所費について (平成23年度・監査判断) 新選議員会 議長

平成21年9月29日の東京高裁判決では、「民主主義社会における議員の議会活動の重要性に鑑みても、前記の政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」(政務調査費使途基準)はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」に当たるものと解すべきである。」と判断されている。

こうしたことから、議員活動の基盤となる事務所の賃料については、使途基準で政務調査活動の対象に含めているところであるが、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。

そこで、使途基準細目では、事務所を賃借する場合に賃借料を計上することを認め、その場合には、透明性の確保と説明責任の観点から、事務所の要件を具備することを示す書類の提出を義務付けている。事務所費として認める場合は、前述のとおり、経費を合理的に区分することが困難なため、自宅兼用事務所の場合、算出基準として賃借料及び光熱水費について、それぞれに要した経費に事務所使用部分の面積等を考慮した按分率を適用した上で、その2分の1を上限と定めている。この事務所使用部分については、別途書類の提出を義務付けていないが、当該議員独自の判断により、間取り図の提出等の補足説明がされている。この算出基準は、平成19年度の検討会での意見を反映したもので、各議員の支出はこの基準の範囲内となっており合理的かつ適正なものである。また、自宅以外に議員事務所専用の物件を賃借する場合には、契約書等、事務所の要件を具備することを示す書類が提出されていれば、間取り図等の提出までは求めておらず、当該賃借料の2分の1を上限とし、かつ、月額50,000円を上限と規定している。

なお、光熱水費については、基本料金と使用量に応じた料金から構成されているため、基本料金を含めた按分としている。

(24) 人件費について

平成19年度政務調査費に対する監査結果報告において、日常的勤務と臨時勤務の解釈基準を早期に明確にすることを期待する旨、監査委員が見解を示したことを受け、平成21年度に調査検討委員会で検討した。その結果、雇用形態の解釈基準を作成すること自

に出席した。

なお、この時（平成24年第1回区議会定例会）は、「杉並区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例」が上程されていた。

<資料購入費>

1) 書籍購入

仕事として政務調査を行っている以上、適時適切なときに必要な書籍を参照する必要がある、そうした視点から購入している。

なお、議会図書室及び区立図書館も活用している。

また、ポイントについては、家電量販店のように売上値引きの要素が強いものを除き、ポイント相当額まで考慮に入れる必要はないと考える。

<事務費>

1) 軍手

区政報告印刷（リソグラフ）の際、素手ではインクが印刷用紙に転写してしまうため、軍手を着用して印刷作業を行っている。

2) 携帯電話

NTT ドコモが発行する明細書の添付もしており、「利用内容について明確な説明」の意図するところがわからない。全通話履歴が必要ということか？

なお、金券としての利用がないことは、金額からも理解いただけると考える。

3) 固定電話

口座振替案内等明細資料は届いていない。

なお、携帯電話の普及した現在において、固定電話の必要性の有無（FAXの必要性の有無）は、旧来の社会通念とは異なる。

<事務所費>

1) 事務所費

事務所として使用しているのは、北側の「洋5帖」である。

(岩井くま議員の住所) 平成23年度

28. 藤本なおや議員

① 月極駐車場代について

用途基準細目の定めを通り支出額を1/2に按分し計上したものである。

按分割合の根拠においては、個人的活動と政務調査活動とを区分するため全体の支出額の1/2を政務調査活動に係る費用として用途基準細目で定めており、これに準じている。

資料 4-2

杉並区職員措置請求監査結果

(平成 24 年度政務調査費に関する住民監査請求 (その 2))

～ (その 4))

(2012 年度)

平成 26 年 6 月

杉 並 区 監 査 委 員

<監査対象とした請求>

領収書-4

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、監査請求後に、議員の氏名が記載されている領収書冊子の表紙の写しが提出されている。

⑤ 佐々木浩議員

<監査対象とした請求>

領収書-5、領収書-6

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、「領収書-6」については、監査請求後に、宛名が補記されている。

2-3-3 事務所費 (平成24年度・監査判断)

[請求人の主張要旨]

- ・ 契約書に基づけば、転貸は禁止されており、家主の承諾を示す文書もなく、グリーン住建株式会社と議員との間に転貸関係が存在するとは認められない。議員は従来「覚書」をもって転貸契約が存在しているとの説明をしてきたが、契約内容は不明確であり、同日付けで異なる複数の「覚書」が存在するなど、その信用性には重大な疑問がある。
また、グリーン住建株式会社は転貸による収入について税務処理しているという証明もない(大泉議員)。(請求1関係)
- ・ ①自宅、賃借あるいは会派・党の事務所の賃借かを明確にし、その所在地を明示すること、②賃貸借契約書、具体的間取りを添付すること、③水道、光熱費等を請求する場合は、その理由を明示することが必要である。
さらに、事務所が、自宅あるいは親族所有の場合は、公私混同の温床になる可能性が大きいので、使用実態の情報開示が必要である。
また、自宅事務所の場合は、家族全員で使用した光熱水費に基づいて按分しており、家族の使用分まで政務調査費で支出するのは、条例違反である(小泉議員、藤本議員、岩田議員)。(請求2関係)
- ・ 政務調査費は、議員のみが必要な経費として支出できるのであり、家族が使用した光熱水費の分まで含め、事務所使用分の面積割合で按分することを決めた用途基準細目は条例違反である(島田議員)。(請求3関係)

[判断]

会派・議員が、区政に関する調査研究活動を行う拠点として事務所を設置し利用することは、「自己又は生計を一にする親族」所有のものを除き、用途基

準細目で認められている。使途基準細目等に則して、事務所賃借料については、賃貸借契約書の写し又は間取り図が提出され、支出割合の上限の範囲内で実態に即して適切に按分されていれば、不適切とする理由はない。また、事務所光熱水費については、事務所部分の面積等を考慮し、支出割合の上限の範囲内で、実態に即して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

[議員別判断]

1 請求1関係

① 大泉時男議員

<監査対象とした請求>

事務所費-1

<判断>

グリーン住建株式会社の建物賃貸借契約書、同社との転貸関係を示す覚書及び間取り図が提出され、事務所部分の面積割合で按分されており、また、賃貸人は議員事務所として使用することを了承していると説明されており、違法・不当とまではいえない。

なお、同日付けの2種類の覚書が存在することについては、平成20年度に資料L②の覚書に差し替えたが、その際、誤って平成19年度時の覚書(資料L①)の締結日をそのまま用いてしまったためであると説明されている。

賃借料に関して、議員は、「同社が領収した金銭については、そもそも関知するところではないが、会計事務所に確認したところによれば、同社が領収した金銭については適正に処理しており、それを証明する書類の提出については、個人情報等の関係から差し控えたい旨の回答があった」と説明している。しかし、親族経営が関係する場合は、こうした説明内容は首肯しがたく、より一段の透明性が求められるといえる。

2 請求2関係

① 小泉やすお議員

<監査対象とした請求>

事務所費-1

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

② 藤本なおや議員

<監査対象とした請求>

事務所費-2

<判断>

上記判断のとおりであり、指摘は当たらない。

なお、契約相手は法人であり、法人の代表者は生計を一にしない者であることから、政務調査費に計上できないとされている自己所有物件に

電気代	4/25(1759円)	5/29(1,642円)	6/27(1,324円)	7/27(1,480円)	8/28(1,645円)	9/27(1,376円)	10/29(1,645円)	11/28(1,674円)	12/27(2,507円)	1/28(2,724円)	2/27(2,554円)	3/28(2,366円)	電気代合計
													22,696円
水道代	5/2(477円)	7/2(522円)	9/4(572円)	11/2(497円)	1/8(472円)	3/6(422円)	水道代合計2,962円						

山下かずあき

事務所費 71,187円(事務所費69,720円+電気料1,467円)

山下議員は1ヵ月分の事務所賃借費を(按分8.3%の50%)と計算し年間69,720円を計上している。又自宅で使っている電気料1ヶ月分(按分8.3%の50%)と計算して12ヶ月分で1,467円を計上している。

社会通念上、自宅は、本来、生活空間である。当然のことながら、山下議員に、その生活空間の実態を開示する義務もなく、又、請求人にも、それを要求する権利・意図はないが、政調費に用途計上するためには、電気の使用を含めた事務所としての使用実態を開示する責務があると解する。「事務所としての使用実態を反映させずに、ただ単に、機械的に按分比を計算し、事務所費を政調費に計上することは、政調費条例に基づき、交付される公金の支出であることから、当該条例の趣旨に反する不法行為の構成要因であると判断せざるを得ない。従って、計上した電気料1,467円の返還を求める。なお、「紙片」(添付資料2参照)状の領収書を事務所賃料の領収書として提出しているが、どこが発行し、誰宛か等の記載がなく、金額と押印があるのみで、領収書としての基本的要因が欠落したものであり、公金である政調費からの支出は認められないとして、領収証の項で事務所賃借費69,720円の返還を求めた。

事務所費一2▽

藤本なおや

収支報告書に添付された事務所賃貸契約書によると、藤本議員は、藤工株式会社から、その所有するマンションの一角を賃貸し、事務所として使用している。当該契約書の賃貸人署名欄には、藤工株式会社の住所と社名の印字と社印が押されているが、代表者の氏名等が記されていない。藤工株式会社の登記簿と藤本議員の事務所の近隣の店舗等から得られた情報により、藤工株式会社の持ち主は、藤本議員の父親あるいは親族であると推測した。政調費条例に基づき公金が交付される政調費の用途・支出という点からは、親族からの賃借である事務所を使用しているとすると、公私混同の懸念を払拭することは、藤本議員の責務であると解する。しかし、収支報告書には、事務所の賃貸人について、何らの説明・開示がなされておらず、政調費条例の趣旨に反する行為の疑いがある。従って、事務所費として計上された全額300,000円の返還を求める。

事務所費一3▽

岩田いくま

平成26年4月に、岩田議員にコンタクトし、事務所を訪ねる機会をもった。その際、得られた情報及び印象は以下の通りである。

- ① 岩田議員に、事務所訪問を告げると「子どもが学校から帰ってくる前の11:30

迄には来てくれ」との要請を受けた。

- ② マンション1Fの岩田家には「岩田」の表札すら無く、事務所の存在を示すものはなかった。
 - ③ マンション入り口には、「入居者以外の立ち入りを禁ず」と記されていた。
 - ④ 事務所として使用されている部屋に通されたが、来客用の椅子がなく、岩田議員の「作業場です」との説明を受けた。「訪ねてくる人は?」「ハイ、近所の人
- がたまに」「話す時はダイニングでします」とダイニングに通される。私たちと岩田議員は、テーブルを囲んだ。「狭いので近くのファミレスか喫茶店へ行くことが多い」ガス代、水道代、電気代も10分の1按分して支払われているが、1時間位いる間にお茶は出なかった。
- なお、電気代、ガス代、水道代を、按分比10%で、政調費に計上している。結果として、家族の使用費用を税金で補填する形になっているのかとの疑念をもった。
- ⑤ 帰路近所の商店談「このあたりにファミレスは無い。遠いですよ」
 - ⑥ 議員自身も「事務所」の実態が無いことを私たちが感じ取ったのを察知してか、本人も事務所と言えず「作業所」と発言、事務所の実態が無いのに事務所費10分の1は家賃の補てんとしか思えなかった。

岩田議員は、賃借している自宅(3DK)の一部を事務所とし、「部屋数3、DK、共用部のうち、1部屋利用のため1/6、更に、政治活動と政務調査活動で1/2」との計算から、按分比を1/10としている。上述の様に、事務所のあるマンションの入り口には、「入居者以外の立ち入りを禁ず」と記され、マンション1Fの岩田議員宅には「岩田」の表札すら無く、事務所の存在を示すものはない。事務所への受け入れは、勿論、岩田議員の事前連絡が必要であろうが、常時、外部者を受け入れ可能な状態にはないと解した。一方、社会通念上、自宅は、本来、生活空間である。当然のことながら、岩田議員に、その生活空間の実態を開示する義務もなく、又、請求人にも、それを要求する権利・意図はないが、政調費に用途計上するためには、水光熱の使用を含めた事務所としての使用実態を開示する責務があると解する。事務所としての使用実態を反映させずに、ただ単に、機械的に按分比を計算し、事務所費を政調費に計上することは、政調費条例に基づき、交付される公金の支出であることから、当該条例の趣旨に反する不法行為の構成要因であると判断せざるを得ない。従って、計上した事務所費全額220,955円の返還を求める。

4. 人件費について

人件費の支出の合理性・妥当性については、事務所や広報活動等の政務調査研究活動としての位置づけと密接に関連しており、同一の基準で判断する必要がある。

以下の点を、検証基準とした。

- イ) 常勤か臨時か、その仕事の内容及び政調以外に従事している割合を明示すること、例えば、ピラ配りの場合は、配布地域、配布数、具体的な勤務実体(時期、年末か、正月か等を含め)

(18) 携帯電話について

使途基準では事務費として通信費の支出を規定しており、携帯電話の利用料金も按分上限の範囲内で支出を認めている。平成19年の仙台高裁の判決は、訴訟の対象となった青森県の地方議会の会派・議員活動における使用実態を考慮しての判断であり、また、同年の大阪高裁の判決では、一定の按分が必要であるとしたうえでその利用料金の計上を認めている。

このように判断が分かれているということは、政務調査活動が会派・議員の多岐にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるべきものであるという観点から、当該議会の会派・議員活動における使用実態を考慮して、議会ごとに基準を設定するのが適当と解することができる。区議会では上記判例の趣旨に沿った形で按分上限を定めているため、規定された基準の範囲内の按分割合であれば適正とみなしている。

また、携帯端末の利用目的は、電話機本来の通話のほか、メールやインターネット、電子マネーやカメラ機能など多岐に渡るが、スイカやカメラ機能については月額利用料は発生せず、通話料とメールの利用料である。これは使途基準で定める範囲内のものであることは明らかであるのと同時に、調査研究活動とその他の活動を合理的に区分することは困難であって、使途基準の範囲内の支出であれば、通話記録等、詳細な根拠の開示は不要としている。

(19) パソコン等備品の購入について

今日では、パソコンとインターネット環境の利用は、会派・議員の活動における必需品である。前述のとおり、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。判例や他議会の動向からも、活動内容を色分けするよりも、それぞれの活動の実態に即した按分率により支出費用を判断することが最も妥当である。

平成22年3月23日の最高裁判決では、パソコンの購入について、任期満了の1カ月ないし4カ月半前の最後の議会の会期後に購入され、次の選挙に立候補することなく議員活動を終えたこと、また、在職中の購入が初めてであることなど、さまざまな状況を総合的に判断すると、特段の事情がない限り必要性は認められないとされたことから、耐用年数内に再度購入する場合には、会派・議員から合理的かつその必要性が認められる説明を要するものとしている。

使途基準細目では、5万円以上の物品を備品と定義し、備品を購入したときは備品台帳写しを議長へ提出すること及び実態に即して按分することを義務づけるとともに、任期満了前半年間は、可能な限り備品の購入を控えることを定めている。

(20) 事務所費について (平成24年度、監査判断) 区議会事務局長

平成21年9月29日の東京高裁判決では、「民主主義社会における議員の議会活動の重要性に鑑みても、前記の政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」(政務調査費使途基準)はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低

いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」に当たるものと解すべきである。」と判断されている。

議員活動の基盤となる事務所の賃料については、使途基準で政務調査活動の対象に含めているところであるが、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。

そこで、使途基準細目では、事務所を賃借する場合に賃借料を計上することを認め、その場合には、透明性の確保と説明責任の観点から、事務所の要件を具備することを示す書類の提出を義務付けている。事務所費として認める場合は、前述のとおり、経費を合理的に区分することが困難なため、自宅兼用事務所の場合、算出基準として賃借料及び光熱水費について、それぞれに要した経費に事務所使用部分の面積等を考慮した按分率を適用した上で、その2分の1を上限と定めている。この事務所使用部分については、間取り図等の提出により補足説明がされており、算出基準については、平成19年度の検討会での意見を反映したもので、各議員の支出はこの基準の範囲内となっており合理的かつ適正なものである。また、自宅以外に議員事務所専用の物件を賃借する場合には、契約書等、事務所の要件を具備することを示す書類が提出されていれば、間取り図等の提出までは求めておらず、当該賃借料の2分の1を上限とし、かつ、月額5万円を上限と規定している。

さらに、平成19年12月26日の大阪高裁判決でも、自宅の一部を議員事務所として使用していることが妥当である旨の判断がなされ、一定の按分を条件として光熱水道費や共同住宅管理費の支出の適法性を認めている。

なお、光熱水費については、基本料金と使用量に応じた料金から構成されているため、基本料金を含めた按分としている。

(21) 人件費について

平成19年度政務調査費に対する監査結果報告において、日常的勤務と臨時勤務の解釈基準を早期に明確にすることを期待する旨、監査委員が見解を示したことを受け、平成21年度に調査検討委員会で検討した。その結果、雇用形態の解釈基準を作成すること自体が困難であり、補助する活動内容で分類することが合理的という結論に達し、使途基準細目を改正した。そこで、平成22年4月からは、議員活動全般を補助する場合は2分の1を上限として経費を按分して支出し、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する場合には議員1人当たり月額5万円を上限として勤務実績に応じた額を経費とすることとした。

政務調査活動の補助に当たるか否かの判断については、議員の調査研究の対象が広範囲に及び、調査方法も多様なことから、明らかに議会活動に反映・寄与しない場合や使途基準等に照らして必要性・合理性を欠いている場合など、会派・議員の裁量的判断を著しく逸脱しているとは認められない行為の補助業務であれば良く、勤務内容については、区政に関する調査研究活動に対する執行機関や他の会派・議員からの干渉を防止する必要もあるため、区政との関連性が類推できる表現であれば、記載方法の具体性の度

満了前半期間は、可能な限り備品の購入を控えることを定めている。

(14) 事務所費について (平成24年後、監査判断) 区議会事務局長

平成21年9月29日の東京高裁判決では、「民主主義社会における議員の議会活動の重要性に鑑みても、前記の政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」(政務調査費使途基準)はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」に当たるものと解すべきである。」と判断されている。

議員活動の基盤となる事務所の賃料についても、使途基準で政務調査活動の対象に含めているところであるが、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。

そこで、使途基準細目では、事務所を賃借する場合に賃借料を計上することを認め、その場合には、透明性の確保と説明責任の観点から、事務所の要件を具備することを示す書類の提出を義務付けている。自宅兼用事務所の場合、経費を合理的に区分することが困難なため、算出基準として賃借料及び光熱水費について、それぞれに要した経費に事務所使用部分の面積等を考慮した按分率を適用した上で、その2分の1(月額5万円)を上限と定めている。この事務所使用部分については、間取り図の提出等の補足説明がされ、各議員の支出はこの基準の範囲内となっており合理的かつ適正なものである。

また、平成19年12月26日の大阪高裁判決でも、自宅の一部を議員事務所として使用していることが妥当である旨の判断がなされ、一定の按分を条件として光熱水道費や共同住宅管理費の支出の適法性を認めている。

3 その他

前述したとおり、平成24年9月の法改正により政務調査費から政務活動費へと制度が改められたが、区民により信頼される政務活動費制度を実現していくためには、改正された法の趣旨に沿った適切な支出を行うとともに、透明性の確保が図られ、議員自らが明確に説明できることが区民からは求められる。また、政務活動費が適切に活用され、その成果を議会活動に反映してほしいという区民の期待や関心は、今後も大きくなっていくことが予想される。

このため、今後も議会を取り巻く社会情勢や他自治体の動向等を参考にしながら、政務活動費の使途に関する事項を中心に、調査検討委員会等において不断の検証と見直しに努めていくこととしている。

今日では、パソコンとインターネット環境の利用は、会派・議員の活動における必需品である。前述のとおり、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。判例や他議会の動向からも、活動内容を色分けするよりも、それぞれの活動の実態に即した按分率により支出費用を判断することが最も妥当である。

平成22年3月23日の最高裁判決では、パソコンの購入について、任期満了の1カ月ないし4カ月半前の最後の議会の会期後に購入され、次の選挙に立候補することなく議員活動を終えたこと、また、在職中の購入が初めてであることなど、さまざまな状況を総合的に判断すると、特段の事情がない限り必要性は認められないとされたことから、耐用年数内に再度購入する場合には、会派・議員から合理的かつその必要性が認められる説明を要するものとしている。

使途基準細目では、5万円以上の物品を備品と定義し、備品を購入したときは備品台帳写しを議長へ提出すること及び実態に即して按分することを義務づけるとともに、任期満了前半期間は、可能な限り備品の購入を控えることを定めている。

(20) 事務所費について (平成24年度、監査判決(津樹) 札幌高裁) 札幌高裁

平成21年9月29日の東京高裁判決では、「民主主義社会における議員の議会活動の重要性に鑑みても、前記の政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」(政務調査費使途基準)はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」に当たるものと解すべきである。」と判断されている。

議員活動の基盤となる事務所の賃料については、使途基準で政務調査活動の対象に含めているところであるが、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。

そこで、使途基準細目では、事務所を賃借する場合に賃借料を計上することを認め、その場合には、透明性の確保と説明責任の観点から、事務所の要件を具備することを示す書類の提出を義務付けている。事務所費として認める場合は、前述のとおり、経費を合理的に区分することが困難なため、自宅兼用事務所の場合、算出基準として賃借料及び光熱水費について、それぞれに要した経費に事務所使用部分の面積等を考慮した按分率を適用した上で、その2分の1を上限と定めている。この事務所使用部分については、間取り図等の提出により補足説明がされており、算出基準については、平成19年度の検討会での意見を反映したもので、各議員の支出はこの基準の範囲内となっており合理的かつ適正なものである。また、自宅以外に議員事務所専用の物件を賃借する場合には、契約書等、事務所の要件を具備することを示す書類が提出されていれば、間取り図等の提出までは求めておらず、当該賃借料の2分の1を上限とし、かつ、月額5万円を上限と規定している。

さらに、平成19年12月26日の大阪高裁判決でも、自宅の一部を議員事務所として使用

していることが妥当である旨の判断がなされ、一定の按分を条件として光熱水道費や共同住宅管理費の支出の適法性を認めている。

なお、光熱水費については、基本料金と使用量に応じた料金から構成されているため、基本料金を含めた按分としている。

(21) 人件費について

平成19年度政務調査費に対する監査結果報告において、日常的勤務と臨時勤務の解釈基準を早期に明確にすることを期待する旨、監査委員が見解を示したことを受け、平成21年度に調査検討委員会で検討した。その結果、雇用形態の解釈基準を作成すること自体が困難であり、補助する活動内容で分類することが合理的という結論に達し、使途基準細目を改正した。そこで、平成22年4月からは、議員活動全般を補助する場合は2分の1を上限として経費を按分して支出し、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する場合には議員1人当たり月額5万円を上限として勤務実績に応じた額を経費とすることとした。

政務調査活動の補助に当たるか否かの判断については、議員の調査研究の対象が広範囲に及び、調査方法も多様なことから、明らかに議会活動に反映・寄与しない場合や使途基準等に照らして必要性・合理性を欠いている場合など、会派・議員の裁量的判断を著しく逸脱しているとは認められない行為の補助業務であれば良く、勤務内容については、区政に関する調査研究活動に対する執行機関や他の会派・議員からの干渉を防止する必要もあるため、区政との関連性が類推できる表現であれば、記載方法の具体性の度合いは、会派・議員の自律的判断に委ねている。

また、ポスティング業務に従事する場合にその勤務内容に加え配布地域や部教まで盛り込む必要があるか否かについては、会派・議員が広範な裁量権を持っているという前述の平成19年2月9日の札幌高裁判決の趣旨に鑑みれば、適切な支出の要件を備えていることを条件として、会派・議員の政策的判断を尊重すべきである。

※ その他

前述したとおり、平成24年9月の法改正により政務調査費から政務活動費へと制度が改められたが、区民により信頼される政務活動費制度を実現していくためには、改正された法の趣旨に沿った適切な支出を行うとともに、透明性の確保が図られ、議員自らが明確に説明できることが区民からは求められる。また、政務活動費が適切に活用され、その成果を議会活動に反映してほしいという区民の期待や関心は、今後も大きくなっていくことが予想される。

このため、今後も議会を取り巻く社会情勢や他自治体の動向等を参考にしながら、政務活動費の使途に関する事項を中心に、調査検討委員会等において不断の検証と見直しに努めていくこととしている。

4 個別事項についての議員からの説明

ポイントについては、家電量販店のように売上値引きの要素が強いものを除き、ポイント相当額まで考慮に入れる必要はないと考える。

(岩田いく子議員)

3) 事務所費及び関連費

仕事柄、役所内以外に仕事をする場所が必要である。

請求人は、事務所=応接スペースが存在、との考えのようであるが、SOHOの例を持ち出すまでもなく、応接スペースのない職場は存在する(むしろ、16,000円/月の事務所に、応接スペースを求められても困る)。

なお、事務所関連費は、事務所費に応じた按分比とするのが適切であると考ええる。

5. 大熊昌巳議員

この度、政務調査費のガソリン代について、ご指摘を頂きました。

私は、区内西部、久我山に居住しておりご指摘の公共交通機関の利用の場合、区役所と自宅の往復に最低500円が必要となります。

計上した72,933.3円を年間登庁する最低回数を180回(実際は240回以上)として割りますと405円となり、公共交通機関を使用するより割安になります。

計上したガソリン代には、登庁以外の場所へ出向く公務も含まれておりますので、ガソリン代の計上を理解して頂きたく存じます。

また、ご指摘の中で車による移動時間が浪費と取れる文言がありますが、私の居住する久我山からの議員活動上の動線を考えると、車での移動がベストと考えますのでご理解を頂きたいと存じます。

尚、私の抗弁がご理解を頂けない場合は、監査委員の指示に従いたいと存じます。

6. 大和田伸議員

●調査研究費

①ガソリン代について

ガソリン代については、政務調査活動に必要であり、その支出は使途基準並びに使途基準細目どおりであり、按分1/2で計上している。

請求人は「同日時にレギュラーガソリンとハイオクガソリンを給油した議員がいた」と指摘をしているが、私についてはそのような実態は皆無であり、初当選以降、「調査研究に資する使用」をしており、かつ、厳正に処理している。ご理解頂きたい。

②タクシー代について

タクシー代については、使途基準に則り、適正に計上している。

請求人指摘の「移動区間が短い際には丸ノ内線を利用すべき」とあるが、勿論、言われるまでもなく日頃はそのように心がけている。しかし、人は常に体調が万全とは限らず、場合によっては誰しもがやむを得ずタクシーを利用する時があるので

使途基準細目では、5万円以上の物品を備品と定義し、備品を購入したときは備品台帳写しを議長へ提出すること及び実態に即して按分することを義務づけるとともに、任期満了前半年間は、可能な限り備品の購入を控えることを定めている。

(14) 事務所費について (平成24年度 監査判断) 町議会議員会長

平成21年9月29日の東京高裁判決では、「民主主義社会における議員の議会活動の重要性に鑑みても、前記の政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」(政務調査費使途基準)はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」に当たるものと解すべきである。」と判断されている。

議員活動の基盤となる事務所の賃料についても、使途基準で政務調査活動の対象に含めているところであるが、会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。

そこで、使途基準細目では、事務所を賃借する場合に賃借料を計上することを認め、その場合には、透明性の確保と説明責任の観点から、事務所の要件を具備することを示す書類の提出を義務付けている。自宅兼用事務所の場合、経費を合理的に区分することが困難なため、算出基準として賃借料及び光熱水費について、それぞれに要した経費に事務所使用部分の面積等を考慮した按分率を適用した上で、その2分の1(月額5万円)を上限と定めている。この事務所使用部分については、間取り図の提出等の補足説明がされ、各議員の支出はこの基準の範囲内となっており合理的かつ適正なものである。

また、平成19年12月26日の大阪高裁判決でも、自宅の一部を議員事務所として使用していることが妥当である旨の判断がなされ、一定の按分を条件として光熱水道費や共同住宅管理費の支出の適法性を認めている。

※ その他

前述したとおり、平成24年9月の法改正により政務調査費から政務活動費へと制度が改められたが、区民により信頼される政務活動費制度を実現していくためには、改正された法の趣旨に沿った適切な支出を行うとともに、透明性の確保が図られ、議員自らが明確に説明できることが区民からは求められる。また、政務活動費が適切に活用され、その成果を議会活動に反映してほしいという区民の期待や関心は、今後も大きくなっていくことが予想される。

このため、今後も議会を取り巻く社会情勢や他自治体の動向等を参考にしながら、政務活動費の使途に関する事項を中心に、調査検討委員会等において不断の検証と見直しに努めていくこととしている。

〔平成25年度・政活費住民監査請求の内容〕

2/5	147円	(1月分)	2/28	5,810円	(3月分)
3/7	151円	(2月分)	3/7	5,810円	(4月分)
合計	1,610円		合計	69,720円	

事務所費 合計 71,330円

平成24年度政調費収支報告書において、事務所の家賃として、平成25度と同額の69,720円を計上し、又、電気代の計上額は、1,467円であった。

監査委員は生活空間である自宅を事務所として使用している実態を調査の上、事務所としての使用実態がない場合は、事務所費71,330円の返還を請求する。

添付資料② 自宅間取り図

<岩田いくま議員(自ク)>

事務所費の計上について

電気料 4月689円、5月651円、6月686円、7月756円、8月1398円、9月1528円、10月974円、
11月835円、12月729円、1月1241円、2月1031円、3月1142円

合計 11,660円

ガス料 4月737円、5月687円、6月514円、7月448円、8月373円、9月358円、10月499円、
11月657円、12月778円、1月1037円、2月980円、3月843円

合計 7,911円

水道料 4月5月1636円、6月7月1558円、8月9月1675円、10月11月1597円、
12月1月1753円、2月3月1831円

合計 10,050円

家賃 4月～3月 各 16000円

合計 192,000円

総合計 221,621円

◎自宅事務所の家賃と光熱費の計上全額221,621円の返還を求める。

平成24年度の監査請求を提出するさい、甲は主に自宅事務所の家賃と光熱費を政活費に計上している事務所の使用実態を調べる為、事務所訪問をした。

当該監査請求に対する杉並区職員措置請求監査結果書P72～P73に記載されている様に

- ① 3LDKの自宅は生活空間であり事務所の実態は乏しかった。1時間位、話をしたが、事務所として通された部屋は、岩田議員から「作業場です」と説明を受けた(今回も部屋の見取り図を添付)。その後、生活感溢れるダイニングルームのテーブルを囲んで座ることになった。訪問している間にお茶は出なかったし、トイレも使わなかった。
- ② 又、岩田議員の抗弁(P223)にも呆れてしまった。

「請求人は、事務所＝応接スペースが存在、との考えの様であるが、・・・・・・・・。むしろ、16,000円/月の事務所に、応接スペースを求められても困る。」が抗弁である。
家族の生活空間、家族の使用光熱費を按分比10%で計上していることに対して、税金で補填しているとの疑念をもったことへの~~鼻~~にピント外れの抗弁をした。

監査委員は、これまですべてをみとめてきた。

今期もまったく同じ収支報告書を出している。議員の自主性に任せていても岩田議員はなんら改善することがない。監査委員は厳しい指摘を**求める**。

添付資料 ③ 自宅事務所見取り図

4. 海外における視察について

調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費を、政務活動費に計上することが、原則認められているが、一般常識上からも、以下の点についての情報の明示が、最低条件である。

- イ) 視察・研修目的及びその目的と区政との関係を明示すること
 - ロ) 視察・研修先の選定基準・理由を明示し、それに関連した事前調査の情報を開示すること
 - ハ) 視察・研修の結果・成果として、当初の目的が達成されたか、区政にどの様に反映させるかなどについて、議員本人の考察・提言が明示されていること
視察が、会派あるいは議員グループとして実施され、特定の議員が代表して、視察内容・成果等を報告する形式がとられる場合は、グループとしてまとめた考察・提言に加えて、参加した議員が、各々の所感等が開示されていること
- 二) 宿泊費を含め支出費用が妥当であり、華美でないこと
区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例第7条に規定に準拠すること(費用弁償額は、副区長と同額、議長又は副議長が議会を代表する場合は、区長と同額)

<措置請求>

<井口かづ子(自民)>

特別区議会議長有志バンコク視察(2013年4月11日～4月15日)

井口かづ子議員は23区議長たち8名と一緒に出かけている。

JTBからの請求額は206936円だが、税金からは186606円を使って出かけている。およそ9割を政務活動費から支出している。

さて、1割はご自分のためとして、9割は、杉並区のためになっているのだろうか?

視察目的:産業廃棄物に対する計画、日タイ経済関係、洪水対策

視察報告を見ると、「現在の処理方法は埋め立てが中心であるが、今後は環境に配慮した焼却処理にシフトしていく」とある。これは杉並区よりはるかに遅れているといえないだろうか?視察して何か杉並区にとって学ぶところはあるのだろうか?タイ経済のレクチャーを聞き、ロイヤルバンコク競馬場を見学し、ソンクラン(水かけ祭り)や世界遺産アユタヤを視察したようだが、区政に反映される事象はない。

平成 27 年 5 月 22 日

抗弁書

監査委員 宛

区議会事務局長
本橋 正敏

1 政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等

平成 11 年 7 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大したことに伴い、議会の機能、役割がさらに大きくなると認識されるようになった。

このような状況下で、全国都道府県議会議長会は、平成 11 年 10 月、「地方議会の権限の強化と制度の充実を図り、都道府県政調査交付金の法的な位置づけを明確にするとともに、条例で議員活動に要する経費を支給できるよう、地方自治法（以下「法」という。）を改正すること」を決議した。同年 11 月には、国会や自治省など関係行政庁に対して、地方公共団体の議会を構成する議員の活動基盤強化が不可欠であるとし、「地方分権の推進に応じて、一層積極的、効果的な議員活動が行われるよう、現在認められている報酬、期末手当、費用弁償のほかに、地方公共団体が状況に応じ、自主的に条例で議員活動に必要な経費を支給できるようにすること」を要望した。また、全国市議会議長会も、国会や自治省などの関係行政機関に対して、議会機能の充実強化を図る必要があることから、「地方議会議員の政策立案・調査研究に資するため、政務調査交付金の支出について法的根拠を設けること」を要望した。

これを受けて、政務調査費に関する「地方自治法の一部を改正する法律案」は、平成 12 年 5 月 24 日、可決、成立した（平成 12 年法律第 89 号）。この際、衆議院本会議において、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することが重要となっている。」との提案趣旨が説明されている。

この改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」（法第 100 条第 14 項）、「当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」（同条第 15 項）と規定され、当区では、平成 13 年 3 月 23 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）」を、同年 3 月 30 日に「同施行規則（以下「規則」という。）」を定めている。

このように、政務調査費の交付根拠が明定され、条例でその額、交付方法についても定めることとなり、政務調査費は、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を要することなく、一律に交付されることとなった。

その後、平成24年4月5日には全国議長会の3団体が連名で、関係国会議員に対し、政務調査費制度の見直しについて要請し、これを受けて、同年8月7日に4派の国会議員による共同提案で修正案が衆議院に提出され、「地方自治法の一部を改正する法律案」については、10日、修正案どおり議決され、その後8月29日の参議院で可決・成立した。〔平成24年9月5日公布〕

これにより、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、また、議長は、政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めることとされた。（平成25年3月1日施行）

これを受け、当区議会においても、平成25年第1回定例会において、条例の一部を改正し（平成25年2月20日）その後、同年2月末日までに規則等の一部を改正している。

条例については、題名及び本文中の「政務調査費」を「政務活動費」に改め、第9条第1項においては、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、「調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めている。

また、同条第2項において、別表により政務活動費の具体的な経費区分を定め、新たな項目として広聴広報費及び要請陳情等活動費を設けている。

さらに、第11条においては、議長は提出された収支報告書等関係書類について必要な調査を行うとともに、用途の透明性の確保に努めるものとする規定している。

2 政務活動費の交付に関する規定と交付手続きについて

（1）政務活動費の趣旨

法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し交付する。（条例第1条）

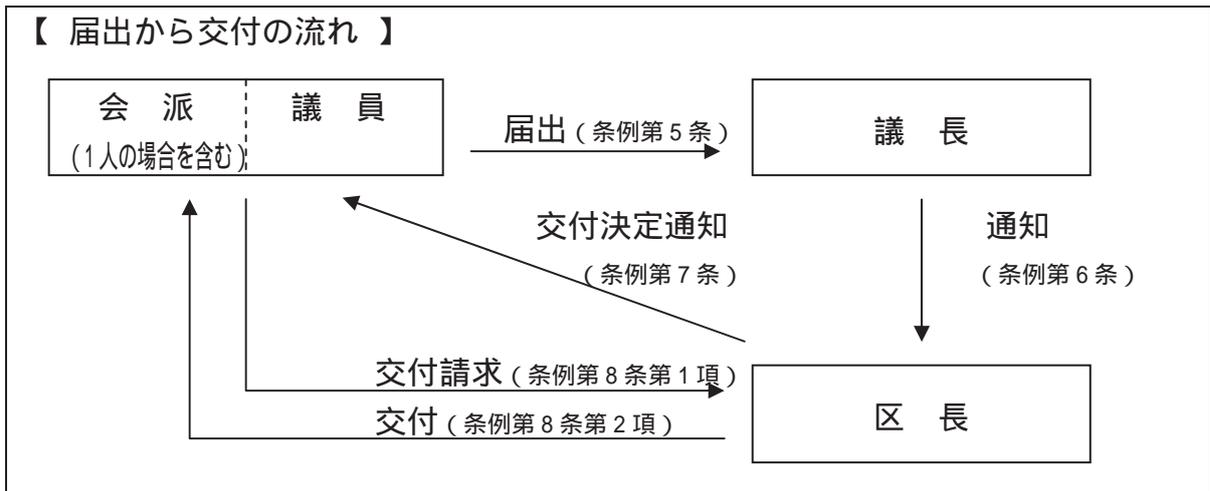
（2）政務活動費の交付対象

会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員の職にある者に対して交付する。（条例第2条）

（3）政務活動費の交付額

会派に交付する場合は、会派の所属議員数に月額16万円を乗じて得た額（条例第3条第1項）。議員に交付する場合は、月額16万円を交付する。（条例第4条第1項）

(4) 政務活動費の交付に関する流れ



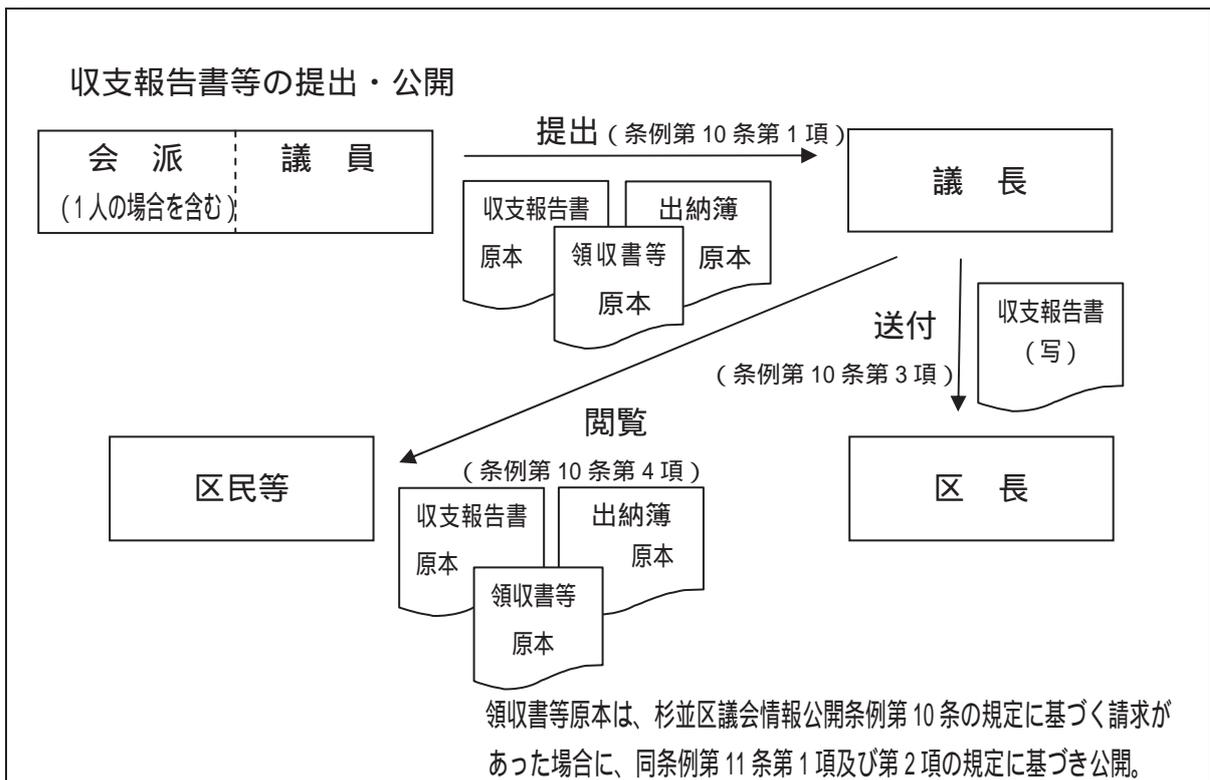
(5) 政務活動費の支出に関する手続

政務活動費は、会派の代表者又は議員が、区長からの交付決定を受けた後、四半期毎に当該四半期の月数分を区長に請求する。

請求を受けた後、杉並区予算事務規則第4条の規定に基づき、区長より支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が、杉並区会計事務規則に則って支出事務を行い、政務活動費が会派の代表者又は議員に交付される。

3 収支報告書等の提出に関する手続き等について

(1) 政務活動費の収支報告に関する流れ



(2) 収支報告書等の提出に係る会派の代表者又は議員への案内等

区議会事務局では、当該年度の提出期限や収支報告書及び出納簿の作成にあたっての注意点など収支報告の手続きについて、毎年会派の代表者及び議員に案内している。

また、会派又は議員から政務活動費の用途について個別に相談を受けた場合、過去の判例を調べるなどして、必要な助言を行っている。

(3) 収支報告書等の提出に係る区議会事務局のチェック等

会派の代表者又は議員から収支報告書等の提出があった場合には、収支報告書等に記載誤りがないか、また計数などについて事務的な点検を区議会事務局で行っている。

また、収支報告書等に記載されている用途について、条例第9条別表の政務活動に要する経費及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第2条別表の政務活動に要する経費細目に照らして疑義がないかどうか、政務活動に要する経費の項目適用に誤りがないかなど、領収書その他の証拠書類との付け合せを行い、疑義のある支出については会派又は議員に内容を確認し、必要に応じて助言を行っている。

区政に関する調査研究その他の活動に資するための必要性や合理性については、区民に対する説明責任を果たす必要があることから、平成27年度からは、区民に疑義の生じやすい支出に関しては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項としてまとめ、会派・議員に対し説明の必要を明示したところである。

(4) 返還に関する規定

- ・一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動費を区長へ返還しなければならない。（条例第8条第4項・第6項）
- ・その年度において交付を受けた総額から、その年度において行った支出（政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出）の総額を控除して残余がある場合、区長は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。（条例第12条）

4 政務活動費の執行に係る区議会議長等の役割について

(1) 条例における議長の役割・権能等の規定

- ・会派の代表者又は議員から提出された政務活動費交付対象者状況を区長へ通知しなければならない。（条例第6条）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書（写し）を区長へ送付する。（条例第10条第3項）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書及び出納簿を、5年を経過するまで

保存し、閲覧に供しなければならない。(条例第 10 条第 4 項)

- ・ 収支報告書及び出納簿が提出されたときは、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努める。(条例第 11 条)

(2) 区議会事務局の役割

区議会事務局の役割としては、政務活動費の執行における上記議長の役割・権能等に係る事務上の補助執行を行うことと、区長より政務活動費の支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が支出事務を行っているが、特に権能等は有していない。

しかしながら、収支報告書や出納簿のチェック、出納簿と領収書その他証拠書類との付け合せのほか、政務活動費の使途について会派・議員から相談を受けたり、助言することは、政務活動費の適正な執行のために必要な事務と認識している。

(3) 議長の調査権に関する見解

平成17年5月26日名古屋地裁判決によると、「会派等による政治活動の自由は、普通地方公共団体における住民自治を支える根幹として重要な機能を果たしているものであるから、会派等がいかなる事項を対象にいかなる態様で調査研究活動を行うかについては、基本的には会派等の良識に基づく判断に委ねられているといわざるを得ない。したがって会派等が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められない限り、政務調査費の支出が本件条例の使途基準に反するものとは言えないから、法律上の原因を欠くとまではいえない。」と判示している。

このことから、政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられるものと考えますが、平成24年の法改正に伴い、条例第11条に、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨を明記したことから、議長は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが、収支報告書等の提出書類から疑われるような場合は、当該会派・議員に対して説明を求めるなど必要な調査を行い、使途の透明性の確保に努めることが求められている。

5 領収書その他の証拠書類の取扱について

(1) 証拠書類等の整理・保管に関する規定

会派・議員が、出納簿や領収書その他の証拠書類を提出し、議長は報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。(条例第10条)

(2) 証拠書類等の整理・保管に関する見解

議長が領収書その他の証拠書類を5年間整理保管することを規定しているのは、政務活動費の交付に関する文書の保存年限が5年であることと、収支報告書等の区民への閲覧期間が5年であるなど、それらの文書の保存期間と合わせているものである。

また、条例制定時の平成13年第1回区議会定例会における、総務課長や監査委員事務局

長の答弁にある住民監査請求や税務当局からの調査があった場合でも対応できるように、領収書その他の証拠書類について、5年間の整理保管義務を課しているものとする。

(3) 自主改善について

杉並区議会では、条例制定時から、出納簿（平成18年度分までは写し）を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲覧できるよう対応し、平成18年12月には政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行っている。

また、政務調査費の使途に関しては、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）」（平成19年5月1日施行）を制定し、さらに、学識経験者等第三者からの意見を踏まえ、客観性をより担保させるため、政務調査費の「使途基準」をより具体化した詳細な「使途基準細目」を追加し定めることとした。（平成20年4月交付分の政務調査費から適用）

平成21年度以降は、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会（以下「調査検討委員会」という。）」において、継続的に自主的な改善に取り組んでおり、平成22年度には、第三者によるチェック機関である「杉並区議会政務調査費専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置し、使途に関する事項を中心に検討を重ねている。専門委員会の議論等を踏まえ、改めて調査検討委員会で検討を行い、その結果に基づき、規程の一部を改正するなどの改善を図っている。これらについては、政務活動費に制度が改正されて以降も同様に行っているところである。

6 政務活動費の平成25年度の状況

(1) 交付状況

平成25年度の政務活動費の交付に係る手続きは、条例及び規則に基づき、適正に行っており、別紙1「平成25年度政務活動費支出状況（決算数値）」のとおり会派・議員に交付している。

(2) 収支報告状況

平成25年度の政務活動費収支報告書については、出納簿とともに、条例により定められた期日である平成26年4月30日までに会派の代表者及び議員から提出され、平成26年5月1日より区民の閲覧に供している。

(3) 返還に関する届出

平成25年度の政務活動費交付額の残額返還に関する届出は、2会派・10議員がその届出に基づいて政務活動費交付額の戻入を行った。

平成26年5月以降、2会派・14議員が平成25年度の収支報告を訂正し、うち1会派・7議員については、訂正後の支出金額が交付済みの政務活動費の額を下回り残余额が発生したため、区へ返還の手続きを行っている。（別紙2「平成25年度 政務活動費 出納閉鎖後

の訂正状況」のとおり)

7 請求人の主張に対する見解等

政務活動とは、会派・議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議の参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動を言い、政務活動費として交付するに当たっては、こうした活動に必要な経費の一部として、政務活動に要する経費の範囲内で支出されなければならないことは当然のことである。

また、会派・議員においては、その一部が公費として負担される以上、コスト意識をもって活動を行う必要があるとともに、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められていることは、十分に認識しているところである。

しかし一方で、例えば、移動手段の選択などは、スケジュールや天候など様々な状況に左右される面があり、どのように活動するかは、政務活動の主体である会派・議員の自律的判断に委ねられているものである。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかといった判断についても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断し、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものであると考える。

(1) 交付される政務活動費を超えた収支報告書について

条例第1条の規定により調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付し、会派・議員に対して交付される政務活動費は、条例第3条及び第4条の規定に基づき1人当たり月額16万円、年額192万円を限度とし、調査研究その他の活動に資する経費がこの額を超えた場合には会派・議員自身がその経費を負担することになる。

そうした意味からは、その一部に対して支払っている政務活動費は、それぞれの経費の一部に充当されていると理解することが可能である。

条例・規則等においては、政務活動に必要な経費は必ずしも192万円以内でなければいけないものではなく、かつ調査研究その他の活動に資する経費が交付額を超えた場合、交付額の範囲内で収支報告書を作成・提出する旨を区議会で定めているわけではないため、調査研究その他の活動に要した経費をどのように収支報告書・出納簿に記載するかについては、会派・議員の判断に委ねることが適当である。

平成27年2月26日の東京地裁判決では、「区の条例は、地方自治法第100条第14項の規定を受け、杉並区議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、杉並区議会における会派及び議員に対して政務調査費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとした上で、議員に係る政務調査費について固定額を定めているのであって、政務調査費の交付を受けた議員が調査研究のためにその交付額を上回る経費を支出する場合があることは当然に想定しているものと認めることができる。」と判断している。

ただし、この取扱いに関して、平成26年度は、交付額を超過して支出額を計上する場合は、常識の範囲内で行うものとし、交付額を著しく超過するようなケースが発生した場合は、その都度、事務局から当該会派・議員に対して監査の判断（意見）を示すとともに、注意喚起等を行うこととした。また、平成27年度からは、事務の効率化を図る観点から、交付額の範囲内で収支報告するよう努めるものとしている。

（２）按分について

区議会では、他の用途との併用が明らかである場合には、政務活動に資するために必要な経費相当額を区分することを規程第2条第2項により定めている。この他に、各支出の按分上限を明示した政務活動に要する経費細目も定めているが、これは平成19年度の検討会において、区議会の会派・議員の活動の実態を勘案したうえで弁護士や公認会計士等の有識者からの意見を反映させ、議会全体が遵守する基準として定めたものである。この政務活動に要する経費細目で定めていない経費については、その必要性と区分する場合の按分割合は、自身の活動の実態に即して当該会派・議員が判断している。この判断については、会派・議員の説明が必要であり、明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でないと認められる場合を除き、経費として認めるのが妥当である。

そもそも会派・議員の活動は、政務活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。この場合には、個々の活動の実態に即した按分率により判断することが、判例や他議会の動向からみても、最も妥当な方法であると考えられる。

（３）ガソリン代、月極駐車場代、駐車料金について

自動車やバイクを政務活動に伴う移動手段として利用する場合、有料道路通行料や現地での駐車料金のほか、ガソリン代や月極駐車場の賃料を政務活動に要する経費の範囲内の支出として認めている。このうち、月極駐車場賃料と宿泊を伴わない用務に使用する場合のガソリン代については、一般的に政務活動以外の用途も含まれると考えられ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であるため、経費の2分の1の額を上限として政務活動費の対象とすることを政務活動に要する経費細目で規定し、目的や理由の説明は特段求めていない。これらの経費については、平成19年2月9日の札幌高裁判決で「調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されていることから、個別に按分割合の合理性・妥当性を求めず、広範に認めることが望ましいと考えられるが、区民に誤解を招くような支出に関しては、説明が必要であると考えられる。

そこで、平成26年度の調査検討委員会で検討した結果、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項として、平成27年度からは、ガソリン代については、ひと月当たりの給油頻度が高い場合やゴールデンウィーク、お盆、年末年始及びその前後に給油する場合、有料駐車場については、利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合、区外での利用の場合は、それぞれ誤解を招かないよう特に説明を要するとしている。

（４）事務所費について

議員活動の基盤となる事務所の賃料については、政務活動に要する経費で政務活動の対象に含めているところであるが、会派・議員の活動は、政務活動とそれ以外の活動が混在しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である場合が多い。

そこで、政務活動に要する経費細目では、事務所を賃借する場合に賃借料を計上することを認め、その場合には、透明性の確保と説明責任の観点から、事務所の要件を具備することを示す書類の提出を義務付けている。事務所費として認める場合は、前述のとおり、経費を合理的に区分することが困難なため、自宅兼用事務所の場合、算出基準として賃借料及び光熱水費について、それぞれに要した経費に事務所使用部分の面積等を考慮した按分率を適用した上で、その2分の1を上限と定めている。この事務所使用部分については、間取り図等の提出により補足説明がされており、算出基準については、平成19年度の検討会での意見を反映したもので、各議員の支出はこの基準の範囲内となっており合理的かつ適正なものである。また、自宅以外に議員事務所専用の物件を賃借する場合には、契約書等、事務所の要件を具備することを示す書類が提出されていれば、間取り図等の提出までは求めておらず、当該賃借料の2分の1を上限とし、かつ、月額5万円を上限と規定している。

さらに、平成19年12月26日の大阪高裁判決でも、自宅の一部を議員事務所として使用していることが妥当である旨の判断がなされ、一定の按分を条件として光熱水道費や共同住宅管理費の支出の適法性を認めている。

なお、光熱水費については、基本料金と使用量に応じた料金から構成されているため、基本料金を含めた按分としている。

また、平成26年度の調査検討委員会で検討した結果、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項として、平成27年度からは、事務所としての表示等（看板・表札など）を有することとし、自宅兼用の場合に添付する図面は、事務所としての使用部分や面積が明確に分かるようにすることとしているが、今後、自宅兼用事務所の取り扱いについては、調査検討委員会で検討を要する課題の一つとして認識している。

（５）視察費及び研修費について

平成19年2月9日の札幌高裁判決では「様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されている。このことから、領収書等により支出の対象となった活動に調査研究の実質があり、それが適切な日程・金額であると認められ、報告書や説明から区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかでない場合には、会派・議員の多様にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるものである。ただし、政党活動や後援会活動等、政務活動費で支出できないと規程で定める経費が明らかに含まれる場合には、経費を区分する必要がある。

また、視察・研修の成果を区政にどのように反映させるかについては、第一義的には会派・議員の判断に委ねられ、会派・議員が広範な裁量権を持っているという上記判決

の主旨に鑑みれば、適切な要件を備えていることを条件として、その判断は尊重されるべきである。

区議会では、条例や規程等に海外視察を禁じる規定は特段設けていない。国内外を問わず、視察・研修が、宿泊を伴うかまたは往復の交通費が1万円を超える日帰りの場合には視察報告書の提出を義務付けている。観光など、目的が政務活動には当たらないと疑念を持たれかねない視察先が一部含まれる場合には、報告書に区政への反映方法等、詳細にまでわたり明示することが必要であるが、会派・議員の政務活動費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務活動に充てられることや、他の会派・議員からの干渉を防ぐ必要があることにも留意する必要がある。

したがって、様式で定めている事項に基づいて記載され、区政との関連性が類推され、調査研究の実質が認められるものは適正な報告書の提出として取り扱うこととしている。

また、議員が行う研修会や講演会等における講師謝礼金については、政務活動に要する経費として認めているが、適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要であることは言うまでもない。

(6) 茶菓代について

広聴広報活動や会議等の開催に伴うお茶や茶菓子程度の飲食は、区政報告会や会議等の活性化及び円滑化に資するもので、政務活動に要する経費細目の広聴広報費及び会議費の項でそれぞれ「茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に目的及び参加人数を記載する」と規定し、社会通念上適正な範囲内で経費として認めている。

これは、区民の意思を適正に区政に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより議会の活性化を図るという政務活動費の趣旨にも合致するものである。

なお、会議等の開催に伴うその他の経費を支出する際にも、茶菓代と同様に目的または内容を説明することが必要である。

(7) 事務用品、備品の購入について

他の用途との併用が明らかである場合には、政務活動に資するために必要な経費相当額を区分することが必要であるため、規程で定めたとおり、原則一定の按分が必要である。しかし、一般的な文具やその他消耗品類等、他の用途との併用が明らかであると直ちに判断できない支出や、合理的な経費の区分が困難な場合があることから、政務活動との関連性がわかりづらい場合は別途説明が必要である。ただし、会派・議員が政務活動に使用する必要性や合理性を具備していることが類推できるものは、経費を按分しないで支出するケースもあり得るため、使用形態によって按分の有無やその割合が異なることは基準の範囲内と解している。

また、政務活動に要する経費細目では、5万円以上の物品を備品と定義し、備品を購入したときは備品台帳写しを議長へ提出すること及び実態に即して按分することを義務づけるとともに、任期満了前半期間は、可能な限り備品の購入を控えることを定めている。

事務所で使用する書棚・いすの購入経費は平成19年の大阪高裁で、備品の購入経費に

については平成19年の仙台高裁で、按分したうえでの支出が認められていることから、事務費として政務活動費でその経費を支出すること自体に問題はない。

パソコンについては、所得税法で耐用年数が定められているが、故障や破損等合理的な理由があれば、耐用年数を経過していなくても購入経費の支出を認めている。

ただし、平成26年度の調査検討委員会で検討した結果、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項として、平成27年度からは、年度末の購入・まとめ買い、毎年にとわたるPC関連品の購入、高い按分割合の設定については、誤解を招かないよう特に説明を要するとしている。

(8) 人件費について

平成19年度政務調査費に対する監査結果報告において、日常的勤務と臨時勤務の解釈基準を早期に明確にすることを期待する旨、監査委員が見解を示したことを受け、平成21年度に調査検討委員会で検討した。その結果、雇用形態の解釈基準を作成すること自体が困難であり、補助する活動内容で分類することが合理的という結論に達し、使途基準細目を改正した。そこで、平成22年4月からは、議員活動全般を補助する場合は2分の1を上限として経費を按分して支出し、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する場合には議員1人当たり月額5万円を上限として勤務実績に応じた額を経費とすることとした。

政務活動の補助に当たるか否かの判断については、議員の政務活動の対象が広範囲に及び、調査方法も多様なことから、明らかに議会活動に反映・寄与しない場合や政務活動に要する経費等に照らして必要性・合理性を欠いている場合など、会派・議員の裁量的判断を著しく逸脱しているとは認められない行為の補助業務であれば良く、勤務内容については、政務活動に対する執行機関や他の会派・議員からの干渉を防止する必要もあるため、区政との関連性が類推できる内容であれば、記載方法の具体性の度合いは、会派・議員の自律的判断に委ねている。

また、ポスティング業務に従事する場合にその勤務内容に加え配布地域や部数まで盛り込む必要があるか否かについては、会派・議員が広範な裁量権を持っているという前述の平成19年2月9日の札幌高裁判決の趣旨に鑑みれば、適切な支出の要件を備えていることを条件として、会派・議員の政策的判断を尊重すべきである。

(9) タクシー代について

移動手段については、タクシー以外の他の公共交通機関の利用が原則であることは言うまでもないが、調査手法、スケジュールの関係、天候、時間帯、持参品の量、議員本人の身体的状況や年齢等、状況により迎車代を含めタクシーを利用することが合理的なケースが多々あり、会派・議員が自律的に判断して使用するものであると認識している。

また、平成26年度の調査検討委員会で検討した結果、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項として、平成27年度からは、タクシーの利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合、頻繁に利用する場合、区外を目的地とする場合、高額な利用の場合は、誤解を招かないよう特に説明を要するとしている。

(10) 区政報告について

区政報告の発行など区政に関する情報を区民に提供する経費は、政務活動に要する経費で定める広聴広報費に該当し、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策を区民に報告・PRするために必要なものである。平成21年9月17日の名古屋高裁判決では、「市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の用途基準に適合するものと解される。」と示している。このことから、区議会での質疑や区政全般に関することを区民に知らせることにより、区民意見の収集、把握につながり、その結果、区政の課題や問題点を認識するための調査研究活動に資すると解することができる。

また、政党活動や後援会活動など、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務活動費の趣旨に適合しない部分は、原則紙面の面積等に占める割合等で区分することにより、合理的な支出が可能である。

ただし、平成20年9月5日の東京地裁判決では、「なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本国会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。」と示されていることから、区政報告の前提となった現場の生の声や専門家の意見などをそのまま（あるいは抜粋して）掲載したり、紙面の一部にエッセンスとして加える政務活動以外のお知らせや連絡先、文章の書き出しに使用する一般的な儀礼的文言、写真などについては当該広報紙の主たる内容には当たらず、かつ合理的な範囲内であれば、詳細に区分せず政務活動費で支出できるものと解することができる。

なお、領収書等や当該会派・議員からの説明により、区政との関連性や調査研究の実質があることから適切な金額と認められ、区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかでない場合は、配布先や配布枚数等、他の会派・議員からの干渉を防ぐべき事項を明示するか否かについて、当該会派・議員の政策的判断のもとに行われるべきものと認識している。

(11) ホームページについて

ホームページは、会派・議員が区民に対して活動内容などを報告するのに、非常に有効な広報手段の一つである。

ブログやツイッター等、リアルタイムな情報提供ツールの普及により、会派・議員の公式サイトは、情報のデータベース的な役割が主たるものとなっている傾向にあり、必ずしもホームページ自体が更新されていなくても、最新情報は伝えられると考える。また、情報を提供する媒体を常時設ける必要があることを総合的に判断すると、公式サイト等の維持管理等に要する経費は政務活動費制度の趣旨から逸脱しているものとは言えない。政務活動に要する経費細目では、「ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分すること」と規定しており、按分について、会派・議員の自律的な判断

に基づいていれば、不適切とする理由はない。

(1 2) 新年会、忘年会等の会費について

区議会では、平成25年度から規程別表（第2条関係）広聴広報費の項で、「区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は2分の1とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする）」と定め、新年会や忘年会などの会費の支出を認めている。また、「政務活動費の支出に関する事務処理について」の中で、区政に関わる諸団体が主催する会合とは、総会、新年会、忘年会、周年行事、懇談会等とし、議員として出席した場合の会費を対象としており、ただし書として、原則として議員自らが所属している団体を除く旨の記載がされている。そもそも新年会や忘年会等の各種団体が主催する会合は、各分野における区民の意見や要望、考え方などを聴取するための絶好の機会であり、これに出席し、参加者と懇談や意見交換をすることは、政務活動に要する経費の広聴広報活動に該当する。また、政務活動費を充当する額は、先述したとおり、支出割合の上限額を1/2とし、かつ1回当たりの限度額を定めており、社会通念上妥当な範囲内の額であることから、不適切な支出には当たらない。

ただし、平成26年度の調査検討委員会で検討した結果、平成27年度からは、区政に関わる諸団体が主催する会合の会費を計上する際は、案内状又は招待状の添付を義務付けている。

(1 3) 書籍の購入について

平成19年12月20日の仙台高裁判決では「書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部ということができるから、その全額を本件用途基準に合致する支出であると認める。」としている一方で、平成19年4月26日の同高裁判決では「雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件用途基準に合致しない支出であると認めるほかない。」と判断していることから、政務活動費としての用途の特定が可能となるように書籍、雑誌、新聞等、資料の名称を明らかにしたうえで、必要性・合理性が認められるものであれば、政務活動に要する経費で定める資料購入経費とすることができると考える。ただし、娯楽性の高い書籍等については、計上できないことは言うまでもない。

(1 4) 議員名を公表しない収支報告書について

区議会では、政務活動費の交付対象については、条例第2条で「政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員の職にある者に対して交付する。」と定めており、杉並区議会公明党の場合は、平成21年度分以降、会派として交付を受けるものとし、条例第5条による届出が提出されている。

したがって、収支報告についても、条例第10条別記様式の会派に係る政務活動費収支報告書により収支報告が行われているところである。

会派として交付を受けている公明党以外の会派についても、前述同様に収支報告が行われており、特段個人は特定できない形になっている。

(15) 交通費について

交通費については、議員の政務活動に必要な経費であり、政務活動に要する経費にも度々例示される経費である。地方議会の活性化、審議能力の強化のため、議員の政務活動の基盤をなしており、調査研究に直接かかる費用であり、経路については、合理性を欠いていると認められない限り、前述のタクシー同様、スケジュールや天候、時間、持参品の量等会派・議員が自律的に判断して選択すべきものである。

ただし、平成26年度の調査検討委員会で検討した結果、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項として、平成27年度からは、一般的に合理的でない経路による場合は、誤解を招かないよう特に説明を要するとしている。

8 平成27年度からの取組

区議会では、政務活動費の適正な運用の確保について、これまでも不断の見直しに努めてきたが、昨夏の兵庫県議会議員による不正支出（計上）が発覚して以降、他の地方議会においても不自然な支出が相次いで発覚し、この制度に対する信頼は大きく揺らいだところである。当区においても、監査委員や区長から議長に対して区民の納得と信頼が得られる制度の確立を求める要望が出され、以前にも増して、議員の自律と説明責任が求められていることから、議員一人ひとりの意識も変えていく必要があるものと考えている。

そこで、政務活動費の適正な執行の確保により一層努めていくため、平成26年度の調査検討委員会等において、用途に関する事項を中心に必要な見直しを行い、特に区民に疑義の生じやすい支出に関しては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項としてまとめ、会派・議員から説明を求めることとしたところである。

また、これ以外にも大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上は認めないこととしたほか、切手購入の際の年間上限額の引き下げやはがきについても年間上限額を新設するとともに、収支報告書等関係書類の事務局への提出時期を、これまでの年3回から四半期ごとに改め、点検サイクルの充実・強化を図ったところである。

さらに、平成25年度分の収支報告書については、すでに区議会ホームページに掲載したところであるが、次年度分以降の収支報告書についても、翌年度の7月頃を目途に掲載することとし、透明性の確保に努めたところである。

また、「政務活動費の支出に関する事務処理について」を全面改訂し、いずれも新生議会がスタートする平成27年度分の政務活動費から実施することとしている。

今後は、この新たな基準・取扱いに沿って、政務活動費の適正な運用と用途の透明性の更なる確保に努め、より一層区民に信頼される制度となるよう、引き続き不断の検証・見直しに取り組むこととしている。

平成25年度 政務活動費支出状況(決算数値)

別紙1

区分	支出負担額	差引戻入額	交付決算分 (概算払分)	政務活動費 収支報告書 「収入」金額	政務活動費収支報告書「支出」金額内訳											支出計
					調査研究費	研修費	広聴広報費	資料作成費	会議費	資料購入費	事務費	事務所費	人件費	雑費		
1 杉並区議会公明党(8)	15,360,000	4,287,240	11,072,760	15,360,000	1,435,056	166,220	5,932,111	1,010	28,600	7,376	995,611	2,272,029	30,747	204,000	11,072,760	
2 共産党区議員(6名)	11,520,000	875,209	10,644,791	11,520,000	3,000	0	7,609,518	0	0	0	461,612	867,861	0	1,702,800	10,644,791	
3 無所属区民派(2名)	3,840,000	0	3,840,000	3,840,000	1,990	304,330	1,496,264	0	0	6,989	175,240	486,554	950,909	667,440	4,089,716	
4 浅井あきら議員	1,920,000	1,625	1,918,375	1,920,000	399,226	0	1,151,743	0	0	0	146,973	177,477	0	42,956	1,918,375	
5 渡井くに子議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	508,877	0	700,612	0	0	0	47,100	160,305	531,188	0	1,948,082	
6 井口かづ子議員	1,920,000	808,386	1,111,614	1,920,000	259,119	0	156,445	0	0	0	187,460	263,634	0	234,956	1,111,614	
7 市来とも子議員	1,920,000	256,695	1,663,305	1,920,000	117,900	144,690	994,187	0	13,472	114,970	133,932	123,667	0	20,480	1,663,305	
8 市橋綾子議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	6,700	11,499	726,093	0	0	0	14,776	179,519	586,485	762,941	2,288,013	
9 今井ひろし議員	1,920,000	342,537	1,577,463	1,920,000	62,516	0	1,120,490	0	0	0	252,591	98,910	0	42,956	1,577,463	
10 岩田いくま議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	125,250	21,560	1,021,888	0	19,200	110,740	237,447	204,308	221,621	0	1,962,014	
11 大泉時男議員	1,920,000	554,461	1,365,539	1,920,000	427,008	0	5,750	0	0	0	4,767	59,674	320,340	548,000	1,365,539	
12 大熊島伸議員	1,920,000	472,934	1,447,066	1,920,000	437,964	0	457,105	0	0	0	143,120	347,021	0	61,856	1,447,066	
13 大和田伸議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	152,033	0	1,086,062	0	0	0	60,435	360,096	300,000	52,956	2,011,582	
14 小川宗次郎議員	1,920,000	1,064,458	855,542	1,920,000	111,426	0	69,990	0	0	0	114,170	250,417	41,539	268,000	855,542	
15 風山たえ子議員	1,920,000	1,339,530	580,470	1,920,000	19,350	65,500	59,885	0	6,830	0	319,053	105,852	0	4,000	580,470	
16 河津利恵子議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	559,218	0	683,868	0	2,000	0	154,956	214,140	0	385,000	1,999,182	
17 木梨もりよし議員	1,920,000	1,472,082	447,918	1,920,000	19,000	0	1,933,848	0	0	0	43,175	10,200	0	0	2,006,223	
18 小泉やすお議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	156,597	0	32,200	0	0	0	52,775	126,221	37,169	42,956	447,918	
19 青藤常男議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	107,290	21,000	1,197,571	0	0	12,743	72,720	215,198	336,756	0	1,963,278	
20 佐々木浩議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	8,170	18,000	726,093	0	0	0	71,559	179,519	586,485	682,656	2,272,482	
21 そね文子議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	42,400	1,040	1,102,415	0	0	0	141,217	668,907	0	182,000	2,137,579	
22 田中ゆうたろう議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	446,526	0	960,171	0	0	0	118,260	196,565	298,486	102,956	2,122,964	
23 富本卓議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	219,611	0	974,085	0	1,760	0	63,503	47,690	206,767	300,000	1,966,856	
24 藤本なおや議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	43,600	1,399,346	0	0	0	431,238	44,056	0	0	1,920,000	
25 塚部やすし議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	33,000	1,521,562	0	0	0	296,402	24,875	80,000	0	1,955,839	
26 増田裕一議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	91,966	36,920	1,549,850	0	0	0	27,485	183,293	0	266,200	2,155,734	
27 松浦芳子議員	1,920,000	430,977	1,489,023	1,920,000	11,470	22,770	1,061,709	0	0	120	97,810	223,814	71,330	0	1,489,023	
28 山下かずあき議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	206,421	27,000	1,517,207	0	0	20,370	124,356	71,907	0	0	1,966,261	
29 山本あけみ議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	0	790,555	0	0	0	62,430	0	480,000	600,000	1,932,985	
30 櫻田政直議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	2,630	0	1,165,200	0	0	0	18,955	199,825	0	642,956	2,029,566	
31 菅田あい議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	398,426	30,000	1,261,614	0	0	0	157,479	117,269	0	42,956	2,007,744	
32 藤坂たつや議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	6,346,167	947,129	40,465,437	1,010	71,862	336,811	5,212,794	8,639,480	5,173,055	7,716,221	74,909,966	
5月精算計(A)	84,480,000	11,906,134	72,573,866	84,480,000	6,346,167	947,129	40,465,437	1,010	71,862	336,811	5,212,794	8,639,480	5,173,055	7,716,221	74,909,966	

◆平成25年7月精算済(平成25年6月14日辞職の1名、7月4日辞職の1名)

1 小松久子議員	480,000	0	480,000	480,000	0	5,000	161,397	0	0	0	8,200	46,481	49,883	209,122	480,083
2 すぐろ恭輔議員	480,000	0	480,000	480,000	0	0	394,625	0	0	0	7,400	19,450	59,220	0	480,695
7月精算計(B)	960,000	0	960,000	960,000	0	5,000	556,022	0	0	0	15,600	65,931	109,103	209,122	960,778
合計(A+B)	85,440,000	11,906,134	73,533,866	85,440,000	6,346,167	952,129	41,021,459	1,010	71,862	336,811	5,228,394	8,705,411	5,282,158	7,925,343	75,870,744

平成25年度 政務活動費 出納閉鎖後の訂正状況 ※平成27年5月現在

議員名	支出負担額	差引戻入額	交付決算額 (概算区分)	政務活動費 収支報告書		政務活動費収支報告書「支出」金額内訳										支出計
				収入金額	収支報告書	調査研究費	研修費	広聴広報費	経費等	会議費	資料作成費	資料購入費	事務費	事務所費	人件費	
1 杉並区議会公明党(8)	15,360,000	5,039,413	10,320,587	15,360,000	1,424,677	166,220	5,571,383	1,010	28,600	7,376	995,611	1,921,710	0	204,000	10,320,587	
2 共産党区議員(6名)	11,520,000	875,209	10,644,791	11,520,000	3,000	0	7,609,518	0	0	0	461,612	867,861	0	1,702,800	10,644,791	
3 無所属区民派(2名)	3,840,000		3,840,000	3,840,000	1,990	304,330	1,496,264	0	0	6,989	167,650	486,474	950,909	667,440	4,082,046	
4 浅井くにお議員	1,920,000	1,625	1,918,375	1,920,000	399,226	0	1,151,743	0	0	0	146,973	177,477	0	42,956	1,918,375	
5 安齊あきら議員	1,920,000	315,103	1,604,897	1,920,000	461,625	0	700,612	0	0	0	47,100	119,372	276,188	0	1,604,897	
6 井口かつ子議員	1,920,000	831,886	1,088,114	1,920,000	269,119	0	132,945	0	0	0	187,460	263,634	0	234,956	1,088,114	
7 市来とも子議員	1,920,000	256,695	1,663,305	1,920,000	117,907	144,690	994,187	0	13,472	114,970	133,932	123,667	0	20,480	1,663,305	
8 市橋総子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	6,700	11,499	726,093	0	0	0	14,776	174,102	586,485	762,941	2,282,596	
9 今井ひろし議員	1,920,000	342,537	1,577,463	1,920,000	62,516	0	1,120,490	0	0	0	252,591	98,910	0	42,956	1,577,463	
10 岩田いらく議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	125,250	21,560	1,021,888	0	19,200	110,740	237,447	204,308	221,621	0	1,962,014	
11 大泉時男議員	1,920,000	557,586	1,362,414	1,920,000	426,970	0	5,750	0	0	0	1,680	59,674	320,340	548,000	1,362,414	
12 大熊昌巳議員	1,920,000	472,934	1,447,066	1,920,000	437,964	0	457,105	0	0	0	143,120	347,021	0	61,856	1,447,066	
13 大和田伸議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	152,033	0	1,094,162	0	0	0	60,435	353,849	300,000	52,956	2,003,435	
14 小川崇次郎議員	1,920,000	1,064,522	855,478	1,920,000	111,426	0	69,990	0	0	0	114,170	250,417	41,475	268,000	855,478	
15 奥山たえこ議員	1,920,000	1,354,781	565,219	1,920,000	19,310	65,500	46,781	0	6,830	0	319,008	103,790	0	4,000	565,219	
16 河津和重子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	559,218	0	683,868	0	2,000	0	154,956	214,140	0	385,000	1,999,182	
17 木梨もりよし議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	18,700	0	1,933,848	0	0	0	43,175	10,200	0	0	2,005,923	
18 小泉やすお議員	1,920,000	1,476,308	443,692	1,920,000	156,177	0	32,200	0	0	0	52,775	122,415	37,169	42,956	443,692	
19 斎藤常男議員															0	
20 佐々木浩議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	107,290	21,000	1,197,571	0	0	12,743	72,720	215,188	336,756	0	1,963,278	
21 かね文子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	8,170	18,000	726,093	0	0	0	71,559	174,102	586,485	682,656	2,267,065	
22 田中ゆうたろう議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	42,400	1,040	1,676,362	0	0	0	144,737	91,040	0	182,000	2,137,579	
23 高木卓議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	446,526	0	960,171	0	0	63,503	47,690	206,767	298,486	102,956	1,966,856	
24 藤本なおや議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	219,611	0	974,085	0	1,760	0	431,238	44,056	0	0	1,920,000	
25 堀部やすし議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	0	43,600	1,399,346	0	0	0	296,402	24,875	80,000	0	1,955,839	
26 堀田裕一議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	0	33,000	1,521,562	0	0	0	27,485	183,287	0	266,200	2,115,873	
27 松浦芳子議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	91,986	36,920	1,509,995	0	0	0	120	97,810	223,814	71,330	1,488,943	
28 山下かずあき議員	1,920,000	431,057	1,488,943	1,920,000	11,400	22,770	1,061,699	0	0	20,370	124,956	71,907	0	0	1,966,261	
29 山本あけみ議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	205,421	27,000	1,517,207	0	0	0	62,430	0	480,000	600,000	1,932,985	
30 横田政直議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	0	0	790,555	0	0	0	18,955	199,825	0	642,956	2,029,566	
31 吉田政直議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	2,630	0	1,165,200	0	0	0	157,479	117,669	0	42,956	2,007,744	
32 藤坂たつや議員	1,920,000		1,920,000	1,920,000	398,426	30,000	1,261,614	0	0	0	157,479	117,669	0	42,956	2,007,744	
5月清算計(A)	84,480,000	13,019,656	71,460,344	84,480,000	6,287,668	947,129	40,600,287	1,010	71,862	336,811	5,205,473	7,647,726	4,887,244	7,716,221	73,701,431	

◆平成25年7月清算済分(平成25年6月14日辞職の1名、7月4日辞職の1名)

1 小松久子議員	480,000		480,000	480,000	0	5,000	161,397	0	0	0	8,200	46,481	49,883	209,122	480,083
2 すがら泰経議員	480,000		480,000	480,000	0	0	394,625	0	0	0	7,400	19,450	59,220	0	480,695
7月清算計(B)	960,000	0	960,000	960,000	0	5,000	556,022	0	0	0	15,600	65,931	109,103	209,122	960,778
合計(A+B)	85,440,000	13,019,656	72,420,344	85,440,000	6,287,668	952,129	41,156,309	1,010	71,862	336,811	5,221,073	7,713,657	4,996,347	7,925,343	74,662,209

別紙3

27 杉並第 10954 号
平成 27 年 5 月 22 日

杉並区監査委員
小林 英雄 様
同
岩崎 英司 様

杉並区長 田中 良

平成 25 年度政務活動費に関する措置請求に伴う抗弁書の提出について

平成 27 年 5 月 13 日付け 27 杉監査第 71 号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

1 政務活動費の制度制定の経緯

(1) 地方公共団体は、政務調査費（現在の政務活動費）が制度化される以前から地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費を交付していた。これは、同法第 204 条の 2 の規定による、給与条例主義に反しないよう、補助金として交付していたものである。

(2) 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部改正案が審議され、衆・参議院とも全会一致で可決した。政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき議員の調査研究に資するため、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。）が制定された。

(3) 平成 24 年 9 月に地方自治法の一部が改正されたことに伴い、政務調査費から政務活動費へと制度を改正した。

2 政務活動費の交付及び返還等に関する手続について

政務活動費の交付及び返還等に関する手続は、以下のとおりである。なお、政務活動費に係る予算の支出等については、区議会事務局次長に委任されている。

(1) 政務活動費の交付を受けようとするときは、以下のどちらかを議長に届ける。

ア 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長(議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長)に届け出なければならない。(会派に係る政務活動費の交付に関する届)

その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。(条例第5条第1項及び第2項)(杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第1号様式)

イ 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。(議員に係る政務活動費の交付に関する届)

議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。(条例第5条第3項)(規則第2号様式)

(2)議長は、上記(1)の届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知(政務活動費交付対象者状況通知書)する。(条例第6条第1項)(規則第3号様式)

なお、年度途中で上記(1)の届出があった場合は、議長は速やかに区長に通知(政務活動費交付対象者変更通知書)する。(条例第6条第2項)(規則第4号様式)

(3)区長は、上記(2)の通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知(政務活動費交付決定通知書)する。(条例第7条)(規則第5号様式)

(4)会派の代表者及び議員は、上記(3)の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求する。(条例第8条第1項)

(5)区長は、上記(4)の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付する。(条例第8条第2項)

(6)会派の代表者及び議員は、一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。(条例第8条第4項及び第6項)

(7) 区長は、政務活動費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出(条例第 9 条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。(政務活動費返還命令書)(条例第 12 条)(規則第 8 号様式)

(8) 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて議長に提出し、議長は、報告書を受け取ったときは、報告書の写しを区長へ送付する。(条例第 10 条第 1 項及び第 3 項)

3 政務活動費の適正化に向けた取り組み

(1) これまでの取り組み

区議会内において、「議会改革検討調査部会」や「政務活動費検討会」の検討結果に基づき、平成 19 年 3 月に、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程(以下「規程」という。)(現在の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程)を議長訓令甲として制定するとともに、平成 20 年 4 月に第三者の意見を反映した政務活動費の「使途基準細目(現在の政務活動に要する経費細目)」を定めた。さらに、平成 22 年 4 月に規程を改正し、「使途基準細目」をより適切な内容に改めた。

さらに、平成 21 年 6 月に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会(現在の杉並区議会政務活動費調査検討委員会)」を設置し、その検討過程のなかで、政務活動費の公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的に、議長の諮問機関として「杉並区議会政務調査費専門委員会(現在の杉並区議会政務活動費専門委員会)」を平成 22 年 5 月設置した。両委員会では、監査結果で指摘を受けた事項等の基準の改正に向けて検討した結果、平成 23 年から毎年、政務活動に要する経費細目について一部改正した。この間、区議会の自律性により適正化と透明性の向上を図ってきた。

(2) 平成26年度の取り組み

これまでの政務調査費に関する措置請求書に対して、監査委員から、議員自身による自律的な点検の励行や区議会の自律的なチェック機能の強化を図り、区民の信頼が得られる制度として確立されるよう意見・要望が出されてきた。これに加えて、昨年是他自治体議会の不祥事などに端を発し、政務活動費に対する世論の厳しい目が注がれ、今まで以上に適正な制度運用が求められた年であった。このような厳しい状況の中で、区としても強い危機感をもって、平成26年10月14日、区長から区議会議長に対し、政務活動費の今まで以上に適正な制度運用を求める申し入れを行った。

これに対し、区議会では、政務活動費調査検討委員会を3回・政務活動費専門委員会を4回開催し、検討を重ねた結果、平成27年2月6日、区議会議長は区長に対し、「平成26年度政務活動費調査検討委員会検討結果」をまとめ、更なる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めるとの通知があった。

4 今回の措置請求に関する区の見解

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査し、議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障の無いような政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものであると考えている。

今回の措置請求の対象となっている政務活動費については、条例第11条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正に執行したものと考えている。

しかしながら、区民に対して誤解を招かないような執行がなされることが重要であることから、引き続き、適正な運用が図られるよう必要な助言に努めながら、自律的な取り組みを後押ししていく。

27 杉議会第 150 号
平成 27 年 5 月 22 日

杉並区監査委員
小林 英雄 様
同
岩崎 英司 様

杉並区議会
議長 はなし 俊郎

政務活動費に係る調査について（回答）

1 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

平成 27 年 5 月 13 日付 27 杉監査第 72 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施した。

平成 25 年度分における、請求人が指摘している項目及び会派・議員別に個々に指摘している政務活動費の支出が、条例その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

2 調査結果について

会派又は議員が行う政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 25 年度の政務活動に要する経費及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。

しかし、領収書の記載内容だけでは政務活動との関連がわかりづらいものが複数見受けられたため、当該会派・議員に確認し、政務活動との関連を補う説明処理等を進める。

なお、日本共産党杉並区議団、大泉時男議員（相続人 大泉やすまさ）、大和田伸議員、山本あけみ議員、吉田あい議員、田中ゆうたろう議員、杉並区議会公明党については、本人からの申し出により、出納簿及び収支報告書の訂正処理を進める。

3 今回の措置請求に対する議長の見解

区議会では、政務活動費（旧政務調査費）の用途に関しては、平成 19 年 5 月に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」を制定し、適正な執行の確保に努めてきたが、その後、平成 21 年度には、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」において、さらに翌 22 年度には、学識経験者等第三者で構

成される「杉並区議会政務調査費専門委員会」を設置し、使途に関する事項を中心に、毎年継続的に自主的な改善に取り組んでいる。

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられていると考えている。今回は、平成 25 年度分の政務活動費であり、その当時の基準により、会派・議員が、それぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識しているところである。

昨年度の調査検討委員会においては、新生議会がスタートする平成 27 年度からは、区民に疑義の生じやすい支出に関しては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項としてまとめ、会派・議員から説明を求めることとしたところである。

先述したとおり、政務活動費の適正な運用の確保に向けては、これまでも不断の検証・見直しを行ってきたが、政務活動費の使途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことが、今後より一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める所存である。

4 個別事項についての会派・議員からの説明

1. 日本共産党杉並区議団

日本共産党杉並区議団はこの度、住民により提出されました住民監査請求に対し、その区政に関する意識及び見識の高さと、何よりも労力に対して敬意を表すとともに、党区議団に対して指摘をされた点についての意見と対応を述べさせていただきます。

< 広聴広報費について >

まず、「新年区政報告」そのものについて意見を述べます。監査請求では年初の区政報告について「年賀状の形」と問題視していますが、年賀状として出しておりません。ハガキ形式の、あくまで区政報告として出しています。

都議選、参議院選挙の結果や都政国政について触れていることが問題視されていますが、区政に関わることであり、問題はないと考えています。しかしながら、区民から疑義が出されていることについては本意ではありません。よって指摘を受けた 4 人分 20 万円を返還するものとします。

今後も区議団として厳密なチェックをし合い、区民が主人公といえる区政実現のために、政務活動費を有効かつ合理的に活用するよう心がけたいと思います。

尚、鈴木信男区議のハガキも添付していましたが、鈴木区議については、政務活動費を使用してハガキを作成していないため、計上はしていません。したがって、当該年度の新年区政報告は 5 人 × 1 0 0 0 通 = 2 5 万円となっております。あらた

めてここに訂正をさせていただきます。

<ホームページについて>

党区議団はHPの按分を50%としています。HPには区政報告を中心に様々な内容にわたって記載しているため、区議会の政務活動費の取扱いに関する規程に基づき、このように按分させていただいております。

2. 無所属区民派

ホームページについて

この間の時代や状況の変化の中で、ホームページをはじめインターネットでの配信が、若い世代に区政に関心を持ってもらう重要な媒体となっています。ホームページを経由しての区民からの相談や、ご意見・要望が増えているのが現状です。

紙媒体の区政報告と同様、ホームページでの活動報告は、議員活動の経費として扱われるべきと考えます。この間の経緯から、事務所経費などと同様2分の1の按分とさせてもらいました。

3. 浅井くにお議員

ドイツ視察について

富本議員に同じ。

ホームページについて

私のホームページは、浅井くにおの人物、そして日々の政務活動等を広く読者に広報することを目的に運用している。指摘にあるように、ホームページの運用内容は多岐に渡る活動の要素もあると考え、50パーセントの按分率が妥当と考えて適用した。

なお、更新については、私の最新の所属委員会などの情報を更新するため、システム保守担当に委託して行っている。

4. 安斉あきら議員

<総括抗弁>

- 政務活動費の支出については、政務活動に要する経費及び同細目に基づき行っている。政務活動に要する経費及び同細目の内容は、これまでに複数の有識者の意見などを基に策定された経緯があり、社会通念上も問題がない内容であり、支出基準として十分な合理性・妥当性を有していると認識している。

よって、政務活動に要する経費及び同細目の要件を満たしていれば、請求人の

指摘にはあたらない。

1. 月極駐車場代について

昨年も同様の指摘をされているが、当該支出は、政務活動に要する経費及び同細目の要件を満たした支出であり指摘の内容にはあたらない。

2. ガソリン代について

ガソリン代の政務活動としての使用実態については、50%を大きく超過しているが、政務活動に要する経費及び同細目に基づき、1/2の按分で計上しているものである。

また、議会に登庁する際に公共交通機関を利用した場合、バスとJRの乗り継ぎで往復の交通費は698円となるが、自動車を利用した場合、半額程度の支出となるので、経済性を考慮すると他の公共交通機関を利用する事が正しいとは言いがたい。

3. ドイツ視察について

当該支出は、政務活動に要する経費及び同細目の要件を満たした支出であり、指摘の内容にはあたらない。ドイツ視察については、富本議員の抗弁内容と同じである。

5. 井口かづ子議員

1 ガソリン代について

ガソリン代については、政務活動としての使用実態は50%を大きく上回っているが、政務活動に要する経費及び同細目に基づき、1/2の按分で計上しているものである。

2 タイ・バンコクの視察について

視察に出かけた内容を総合的に勘案し、按分計上しております。

議長会には一般的な議長会の他に、清掃一部事務組合議会（私が議長）、特別区競馬組合議会があり、こうした23区で統一的に活動している広域行政の今後について、視察できる先として有益なタイへの視察を各区の議長有志とともに行いました。

東京においても、中央防波堤をはじめとした埋立地の許容年数はそう長くないと言われています。また、23区で運営している大井競馬についても、公営ギャンブルが下火の中、今後の存続についての是非、あり方が問われています。そうした視点からであります。

加えて、災害後の復旧、経済の復興の視点を洪水後のタイの状況から視察もさせていただきました。これは、首都直下地震が起こる可能性が高いと言われている中で、大都市東京の災害後のあり方を考えるには、首都であるタイ・バンコクの状況を視察

することは有益と考え、視察を行いました。

また、今後は世界のグローバル化は、より進んでいきます。そして、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを迎える中で、日本、東京の観光戦略を考える中で、親日的なタイとの関係は重要であります。

これらの視点は、これまでは都政レベル以上の課題であると考えがちであったが、今後は広域行政的な視点も鑑みながらも、杉並でも台湾との交流などがあるように、基礎自治体でもこういった形での視察を行う必要性を強く感じた視察でもありました。

また、タイでの視察内容（祭りについてや世界遺産）についての指摘もあるが、区のイベントや観光行政について、参考になる点があると鑑み、視察を行いました。

今後、新しい任期を迎えた議会活動の中で、これらの視点から行った視察を活かした議会での質疑にも励んでいきたいと考えるものであります。

3 HPについて

まず、政務活動に要する経費及び同細目に基づき、適切に対応しており問題がないと考えます。混在していると指摘をされる可能性があるので、按分し計上している所であります。按分比については、ページ構成等を総合的に勘案し計上しています。

6. 市来とも子議員

【広聴広報費について】

指摘された政策勉強会については、投票率が低い現状において若者がいかに政治に関心を持てるのか、国際的な立ち位置から見た外国と日本の現状を示しながら、若者の民間外交の可能性と杉並区の平和施策を学ぶものであり、政党活動・選挙活動に該当するものではないと考える。

7. 今井ひろし議員

事務費について

カメラの購入目的は、純粹に政策調査、地域調査のためのものであり、区政報告のためだけのものではなく、基礎的調査・研究や地域の実情調査、政策の進捗度等のために日常的に使用しており、その撮影目的等は表1に記載の通りです。

表1は、購入から平成26年3月までの全撮影枚数を日付・目的別に一覧にしたものであり、撮影データは全てパソコンに保存してあります。期間内における総撮影枚数は10,127枚であり、うち私的利用は3,831枚と総枚数に占める割合は37.83%であります。

撮影の6割を政策・地域調査に費やしており、按分費40パーセントの根拠と致します。

また、このカメラは、備品台帳に備品として計上してあり、国の一般的な所得税法

上の償却期間は、光学機器は5年ですが、それを延長し、平成25年から平成32年までの7年程度の償却を自分で設定しています。計上しているカメラ40,086円レンズ及び32,486円を7年間で償却すると1年間で約10,367円となり、今後も引き続き当該カメラを使用して参ります。

7年間の撮影予定枚数は、実績から推定して約70,000枚と仮定すると1枚あたりは、1円となります。コンパクトデジタルカメラは、その構造上、7年70,000枚の設定は不可能であります。

なぜ一眼デジタルカメラを購入したのか、その理由としては、以下7点の理由を申し述べます。

1. オートフォーカスの早さ

コンパクトデジカメに比較してデジタル一眼レフは、専用のAFセンサーを積んでいて、このセンサーは、ピントが手前に、または奥にどのくらいずれているのかわかるため、非常に素早くピントを合わせることが可能であり、また、ずれてる距離まで認識できるため、撮ってる被写体がどちらの方向に、どの程度の速度で動いているのかも認識できるため、コンパクトデジタルカメラでは不可能な、あらかじめ動きを予測してピントを合わせる、動体予測AFが可能であること。

このことは、政策・地域調査の取材をする上で、即時性と確実な撮影を行う事が求められており、コンパクトデジタルカメラではそのどちらもが欠けているため理由の第一点になります。

2. レンズ交換の多様性

一眼レフでは、状況や好みに応じて多種多様なレンズから好きなレンズを選ぶことが可能なのが大きな特徴となります。例えば、小型で手軽な標準3倍ズーム・一本で広角から望遠までカバーできる高倍率ズームレンズ・高画質で明るい高級ズーム・非常に高画質な単焦点レンズ、マクロレンズやシフトレンズなど特殊なレンズなどもあり、自分の撮影目的や好みに応じて柔軟に撮影システムを構築できること。

コンパクトデジカメは、レンズの交換ができないため、ズームレンズを搭載することで広角から望遠までをカバーする機種がほとんどであり、希望の画角のものは存在していないため。

このことは、政策・地域調査の取材をする上で撮影時に行動が制約されるような場所では、レンズを交換して広角から望遠まで画角を多面的に変えることができることが、コンパクトデジタルカメラでは、欠けているため理由の第二点です。

3. 被写界深度

被写体にピントが合っていて、背景が大きくぼけるような写真は、ほとんどのコンパクトデジカメやスマホではきわめて困難で、このような表現はデジタル一眼レフでなければ不可能であるため。

このことは、政策・地域調査の取材をする上で、被写界深度を調整して何が記録撮影に必要なものなのかを強調し、区政報告や調査・研究又は報告会に使用するため

あり、コンパクトデジタルカメラでは、そのような使い方は不可能なためが理由の第三点です。

4. センサーサイズによる画質の差

デジタル一眼レフは、コンパクトデジカメより大きなセンサー（CMOS）を積んでいるため、低照度時における高感度撮影の画質に格段の差があるため。

これは、写真の一部を拡大トリミングして区政報告に使用する場合やプロジェクターを使った報告会などに使用する場合に解像度が高く、政務活動を行う場合、圧倒的に有利なため。また、特に暗い撮影場所であっても感度を100倍程度増幅できるので、場所によりフラッシュ撮影が制約されている場所であっても撮影が可能であり、政策・地域調査の取材をする上で、大変有利であること。コンパクトデジタルカメラでは、そのような使い方は不可能なためが理由の第四点です。

5. 光学ファインダーの搭載

光学的にファインダー搭載しているため、撮影時のタイムラグが一切ないので、政策・地域調査の取材をする上で、動きのある物などを撮影するときには有利なため。コンパクトデジカメは、液晶モニターを参照しての撮影をするため、撮影ポジションにも無理が多く、またシャッタースイッチと記録の撮影タイムラグが一眼デジカメより多く、記録写真や地域活動写真を撮影するのには適していないことが理由の第五点です。

6. 既存のアクセサリ、レンズ等が流用できるため

コンパクトデジカメの画角には、制限があるため専用のレンズを交換できることは第一点でも申し述べましたが、一眼デジタルカメラは過去数十年前から所持している古いレンズでも使用でき、既存のアクセサリ（ストロボ、増設バッテリーほか）も使用することが可能なため、あえて買い足さなくてもよいことが利点の一つです。コンパクトデジカメには、追加のアクセサリとかはないため、これまでのレンズ、アクセサリを有用できることが理由の第六点です。

7. タイムラプス撮影ができるため。

一定間隔で連続撮影した静止画をパソコンで組み合わせて動画を作ることにより（インターバル撮影）微速度映像を作ることができるため。コンパクトデジタルカメラには、この機能は存在しない。政策・地域調査の取材をする上で、インターバル撮影は、記録撮影に必要なものとして、区政報告や調査・研究又は報告会に使用することを考えており、コンパクトデジタルカメラではそのような撮影は不可能なためが理由の第七点です。

以上の7点の理由により、当該一眼デジタルカメラを購入することとした合理的な理由である。

現在、区議会でのスポーツ議連研修や会派の研修、会派との政策懇談会では公式カ

メラマンとして常に撮影しており、また、「議会だより」の表紙撮影なども行った事実もあります。しっかりとした、取材や記録撮影には一眼デジタルカメラでないと即時性や活動的な撮影は不可能であり、絶対的に必要なものであると考えています。新聞記者やスポーツカメラマンがコンパクトデジタルカメラで撮影しているのでしょうか、議員はある意味、記者の立場で取材を行ったり、政策・地域調査を行ったりしています。その結果を政策提言や政策報告会、区政報告に活かしているといっても過言ではありません。逆にコンパクトデジタルカメラで撮影するのは、真摯に政策・地域調査を行っているのかその熱意が足りないものと考えています。

また、高価であるとの指摘がありますが、表2の通り、ニコン一眼レフの中でも価格においては12機種中の下から数えて4番目に安い機種であり、一眼デジタルカメラの中で考えれば、客観的事実により高価とは言えないものと拝察します。まず、前提として高価との基準はなんらかの客観的事実に基づいて指摘すべき事項であり、どの価格を以て高価と言われるのかはなほ疑問である。高価の基準があれば、このような問題は起こらないはずなのは、これはカメラに限らず、ノートパソコンやボールペンにも言えることで、いくらなら適正なのかをルールとして作るべき問題と考えます。また、私はカメラの使用設定は7年と想定しており、前述の通り、その場合は、1年あたりの金額で考えれば、10,367円となり、果たしてこれを高価と呼べるものなのか、以上の理由により高価の指摘は当たらないと考えています。

そもそも適切な地域活動、政務活動の記録を撮影するに際して、高機能なカメラを制限し、低機能のカメラを押しつけることは、政務活動を著しく制限し妨害するものと考えます。

以上の解説・説明により指摘は当たらないものと考え、返還には応じません。

表1 NIKON D7100 購入から平成26年3月末日までの全撮影データ

日付	撮影内容	撮影枚数	目的	政務活動判断
25/8/7	私的利用	342 枚		
25/8/20	各種団体政策懇談会	339 枚	政策調査	○
25/8/25	高井戸共栄会夏祭り	60 枚	地域調査	○
25/9/3	杉並私立保育連盟予算要望	11 枚	政策調査	○
25/9/7	高井戸原祭礼子ども御輿	294 枚	地域調査	○
25/9/8	高井戸原祭礼大人御輿	3453 枚	地域調査	○
25/9/24	私的利用	93 枚		
25/10/11	私的利用	305 枚		
25/10/14	私的利用	748 枚		
25/10/20	杉並・荻窪消防団合同点検	124 枚	政策調査	○
25/10/21	総務財政委員会行政視察	360 枚	政策調査	○

25/11/9	杉並フェスタ	241 枚	政策調査	○
25/11/10	コジマ電気防災訓練合同訓練	125 枚	地域調査	○
25/11/15	私的利用	118 枚		
25/11/16	私的利用	245 枚		
25/11/17	杉並消防団家族の集い	559 枚	政策調査	○
25/11/18	私的利用	69 枚		
25/11/27	私的利用	124 枚		
25/11/29	私的利用	23 枚		
25/12/2	私的利用	82 枚		
25/12/6	議会だより用集合写真	21 枚	政策調査	○
25/12/16	区政報告用	7 枚	政策調査	○
25/12/16	私的利用	171 枚		
25/12/17	私的利用	303 枚		
25/12/23	私的利用	955 枚		
25/12/31	杉並消防団年末警戒	23 枚	地域調査	○
26/1/9	私的利用	106 枚		
26/1/11	杉並消防団始式	194 枚	政策調査	○
26/1/12	私的利用	27 枚		
26/1/14	スポーツ議連行政視察	485 枚	政策調査	○
26/2/8	私的利用	120 枚		
政務利用		6,296	62.17%	
私的利用		3,831	37.83%	
合計		10,127		

表 2

NIKON 一眼デジタルカメラ一覧

価格はニコン公式ストア値段。全てボディのみ

順位	型番	値段
1	D4S	666,514
2	D810A	418,500
3	D810	348,300
4	DFBGE	313,200
5	DFS	285,943
6	D750	229,500
7	D610	194,400
8	D7200	148,500

9	D7100	99,900
10	D5500	89,100
11	D5300	64,800
12	D3300	62,100

2015/5/10 現在

8. 岩田いくま議員

1) 事務所費

昨年も記したとおりであるが、仕事柄、役所内以外に仕事をする場所が必要である。

請求人は、事務所＝応接スペースが存在、との考えのようであるが、SOHOの例を持ち出すまでもなく、応接スペースのない職場は存在する（むしろ、16,000円/月の事務所に、応接スペースを求められても困る）。

なお、事務所関連費は、事務所費に応じた按分比とするのが適切であると考えている。

また、応接スペースとして活用しているダイニングルームは、通常「家族の生活空間」として利用しているため、政務活動費には計上を行っていない。

参考ながら、請求人等から申し出のあった事前の問い合わせ内容は「政務活動費に計上している部屋を見たい」とのことであったため、区政その他の質問に時間を割くことは、当方は想定していなかったことを付言しておく。

2) 講師謝礼金

参加者を代表して、松浦芳子議員が平成25年10月4日の決算特別委員会において質問を行っている。

参考ながら、その内容（会議録）について、後日舛添事務所に送付も行っており、その表紙について添付しておく。

謹啓

先月は、私共の勉強会にて貴重なお話をいただき、ありがとうございました。

遅くなりましたが、当日の写真をお届けにあがりましたので、ご査収いただければと存じます。

なお、勉強会当日に舛添先生からいただいた貴重なご提言のうち、生活保護制度における住宅扶助の支払方法や、介護資格取得による就労支援等、いくつかの内容を、先般行われた「杉並区議会・決算特別委員会」にて、私共を代表して松浦議員が質問いたしました。後日、会議録ができあがってまいりましたら、改めてお届けさせていただきます。

ただこうと思っております。

末筆ながら、秋冷の折、くれぐれもお身体ご自愛ください。

謹白

平成二十五年十月吉日

杉並区議会議員

佐々木 浩

松浦 芳子

岩田 いくま

藤本 なおや

田中 ゆうたろう

謹啓

九月には、私共の勉強会にて貴重なお話をいただき、ありがとうございました。

十月にご連絡させていただきました、

「生活保護制度における住宅扶助の支払方法や介護資格取得による就労支援等に関する、松浦議員の杉並区議会・決算特別委員会における質疑の会議録」

ができあがりしましたので、お送りさせていただきます。

ご査収いただければ幸いです。

末筆ながら、本年は本当に多々ありがとうございました。来年も舛添先生にとって良い年となりますよう、心より祈念しております。

謹白

平成二十五年十二月吉日

杉並区議会議員

佐々木 浩

松浦 芳子

岩田 いくま
藤本 なおや
田中 ゆうたろう

9. 大泉時男議員（相続人 大泉やすまさ）

ガソリン代について

ガソリン代については、「政務活動としての使用実態は50%を大きく上回っているが、政務活動に要する経費及び同細目に基づき、1/2の按分で計上しているものである。」と聞いている。

名取市の件については、「震災後の被災地の状況を視察した」と聞いているので、その際に給油したものである。

ドイツ視察について

富本議員に同じ

事務費について

事務椅子については、「平成23年度に購入した椅子がすぐに壊れてしまったために、やや高額ではあるが、より頑丈なものをとということで、改めて購入したものである。」と聞いている。

人件費について

「勤務報告書の勤務内容に「区政報告の資料作成他」とあるのは、区民に対する区政の課題や内容を報告するための資料作成の他、医療問題、高齢者福祉等の調査研究、区民相談とそれに伴う事務作業にも携わっているからであると聞いているが、区民から疑義が生じているのは本意ではないので、返還いたします。

新年会費について

「新年会や忘年会は、区民から区政の課題や意見、要望を聴く絶好のチャンスであると認識しており、今回の新年会費については、政務活動に要する経費及び同細目に基づき、計上したものである。」と聞いている。

10. 大熊昌巳議員

平成25年度分政務活動費の使途に関する住民監査請求に対し、ご指摘を真摯に受け止め、今後の政務活動費使途の参考にして参る所存です。

この度も、厳しい指摘を頂いておりますが、一部見解の相違と取れる点もあります

ので抗弁書の提出を致しました。

ガソリン代の領収書に関する指摘について。

ガソリンの給油場所が、埼玉県蓮田市との指摘につきましては、政務活動のためのガソリンの給油は、区内ガソリンスタンドを極力使用しておりますが、たまたま、区外を走行中に給油が必要になる時があります。どこで給油しようとも、政務活動としての使用実態は、50%を大きく超えており、政務活動に要する経費細目に基づき、2分の1の按分で計上しております。また、月々、私が自宅から区役所に通う為に電車を利用し、更に、他の議員活動の移動も電車を利用した場合の経費を計上するより、現行のガソリン代の請求額は妥当な額と考えております。

ドイツ視察について。

当該支出は、政務活動に要する経費及び同細目の要件を満たした支出であり、指摘の内容にはあたらない。ドイツ視察については、富本議員の抗弁内容と同じである。

ホームページ按分の根拠に関する指摘について。

ホームページの掲載を業者に依頼しておりますが、私自身がパソコンを利用してホームページに私の思いを掲載している部分があります。その作業がホームページ掲載の3割を占めておりますので、按分を7割としております。

11. 大和田伸議員

ガソリン代について

ガソリン代については、政務活動としての使用実態は50%を大きく超過しているが、政務活動に要する経費及び同細目に基づき、1/2の按分で計上している。

前提として申し述べておくが、私は区議会議員の活動の上で、「現場主義」をモットーとしている。その中には視察費として計上していなくとも、時に近隣他府県にも及ぶケースもある（地域包括ケアシステム拠点施設見学、ビーチスポーツ施設見学、旧南伊豆健康学園跡地見学、等）。故に、私は政務活動の中で自動車のハンドルを握る機会が多いことを、まずはご理解頂きたい。

同様に駐車場費用を計上していないことについても、施設の無料駐車場を使用するケースや、また有料駐車場を利用したとしても、区外故、敢えて計上しないケースも多々あるということをご理解頂きたい。

また、請求人は私が使用している自動車の燃費にも言及して頂いているが、私の愛車は残念ながらハイブリッド車ではなく、年式も古いワゴン車である。しかも日頃から車内に荷物が多くある為、燃費については請求人の推測、即ち 1L10km には誠に残念であるが到底及ばず、非常に悪いと認識している。(1L5km くらいか?)

よって、現在はやむなく月数回、ガソリン代の計上を行っているが、その頻度が減少すれば、今後益々私自身の政治活動にもっと効果的に政務活動費を活用出来る故、請求人の指摘を受け車内の荷物は車外に移動し、かつ近々、燃費を計測し、必要があれば燃費の良い自動車に代えようと思う。

さて、7月や8月には前述の通り、旧南伊豆健康学園跡地等、遠方に赴き視察を実施したものの、その時期は奇しくも世間では夏季休暇期間にあたるのも事実である。

故に、言われのない誤解を招き、一般的には疑義を生じさせてしまう可能性がないとも言いきれない。それこそ誠に遺憾である。そこで、やむなく8月4日及び8月14日のガソリン代は、計上を取り消し、収支報告書を訂正することとする。

区政報告用「お茶代」について

まずは、「区政報告会を5月18日に開催をしていないのではないか?」という請求人の指摘があるが、これは全く当たらない。間違いなく、当日は選挙活動・政党活動・後援会活動の類ではなく、正真正銘の「区政報告会」を開催している(当日は、待機児童問題や、交通不便解消の話を中心に報告。事前に当時の保育課長とも当日配布の資料作成の為、複数回やりとりをした経緯有)。一応念のために、私が4月27日に発送した郵送物には「区議会レポート」と共に、「区政報告案内」も同封しており、同案内については、当日聴衆に配布した資料と共に、ここに添付させて頂く。

また、「複数の部屋を借り過ぎている」という指摘については、私の場合、大変有難いことに多くの区民の方が当日のお手伝いにお見え下さる事情がある。故に、それらの皆さんの控室のために、部屋は複数必要となる。

お茶 288 本 (350ml) を政務活動費で購入していることについては、当日は当初の予想を上回り、非常に多くの区民の方(約 200 名の方)にお越し頂いた。しかも、中にはお一人で複数本お持ちになる方もおり(*1人 500 円までは支出が認められている)、結果、最終的に廊下で区政報告をお聞き頂いたお手伝いの方々も含め、288 本全てが空になった為に、按分をしないで計上させて頂くこととした。

尚、領収書添付欄に「300 名弱集う」と書き添えたことについては、約 200 名に訂正をさせて頂きたく。予想以上の区民の皆さんにお越し頂いたので、ご芳名を頂けなかった方も多くおり、正確な数を把握出来なかった点については反省する。

パソコン購入について

確かに1年半に2台購入したとしており、それは事実である。故に一見、心情的に請求人の心にも留まってしまったものと推察する。しかし、備品台帳、また備考欄等に明記してあると思うが、これはあくまで、前記が「事務所用」、後記が「自宅用」であり、言うまでもなく、私は双方で等しく政務活動を行っている。故に、例え所得税法云々で定められていようが、私の場合は請求人の指摘は全く当たらないことをご理解頂きたい。

おおわだ しん
～大和田 伸 区政報告会～
のご案内

おかげさまで、区議会議員として 2 年が経過を致しました。改めて皆様に御礼を申し上げますと共に、この間の杉並区議会での活動や、杉並区政の現状等をご報告させて頂きたく、下記の通り、『大和田 伸 区政報告会』を開催致します。ぜひ、お越しください！

記

日時：5 月 18 日(土)

時間：午後 7 時 00 分～

(* 1 時間程度)

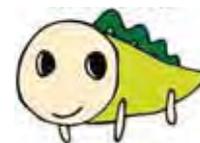
場所：セッション杉並

集会室 3 階

(杉並区梅里 1 - 22 - 32 3317 - 6611)

* 当日は石原のぶてる環境大臣をはじめ、ご来賓の方々にもお越し頂く予定です。皆さまのご参加をお待ち致しております！

保育施設は大きく3つに分類出来ます



1: 認可保育園



国が定めた設置基準(施設の広さ・保育士等の職員数・給食設備等)をクリアして、都道府県知事に認可された施設。大幅な公的資金補助があるため、保育料は比較的、安くなっている。定員は概ね 100 名規模。区内には現在 園ある。

2: 認証保育園



東京都独自の制度による保育施設。
従来の認可保育園は、設置基準等から大都市では設置が困難で(広い土地がない等)、都民の保育ニーズに必ずしも応えられなかったため、東京都は都独自の基準を設定し、都と区が補助している。定員は概ね 40 名。区内には現在 園ある。

3: 認可外保育施設(*ベビーホテル)



園庭の広さ等、様々な設置基準の関係で国の認可を受けていない保育施設。東京都に申請し、保育士の人数・保育面積・設備等で一定の基準を満たしている必要がある。園によっては一部、杉並区が助成している。定員は概ね 名区内には現在 園ある。

* 使用したイラストには特に意味合いは有りません

車道幅員について（車両制限令）

車両制限令に基づく、必要な車道幅員の計算式

「**すぎ丸：車幅 2.08m**」の場合

相互通行の場合 車道幅員 **4.66m 以上** $2.08\text{m} \times 2\text{台} + 0.50\text{m}$ 車道幅員
(*一方通行の場合・・車道幅員 **2.58m 以上**必要)

旧

過去の車道幅員の考え方

道路の幅員から L 字側溝部分を除いた「**車道の幅員**」を基準とし、**狭あい道路**については**交通管理者と協議のうえ、安全対策をとることにより通行が認められた。**

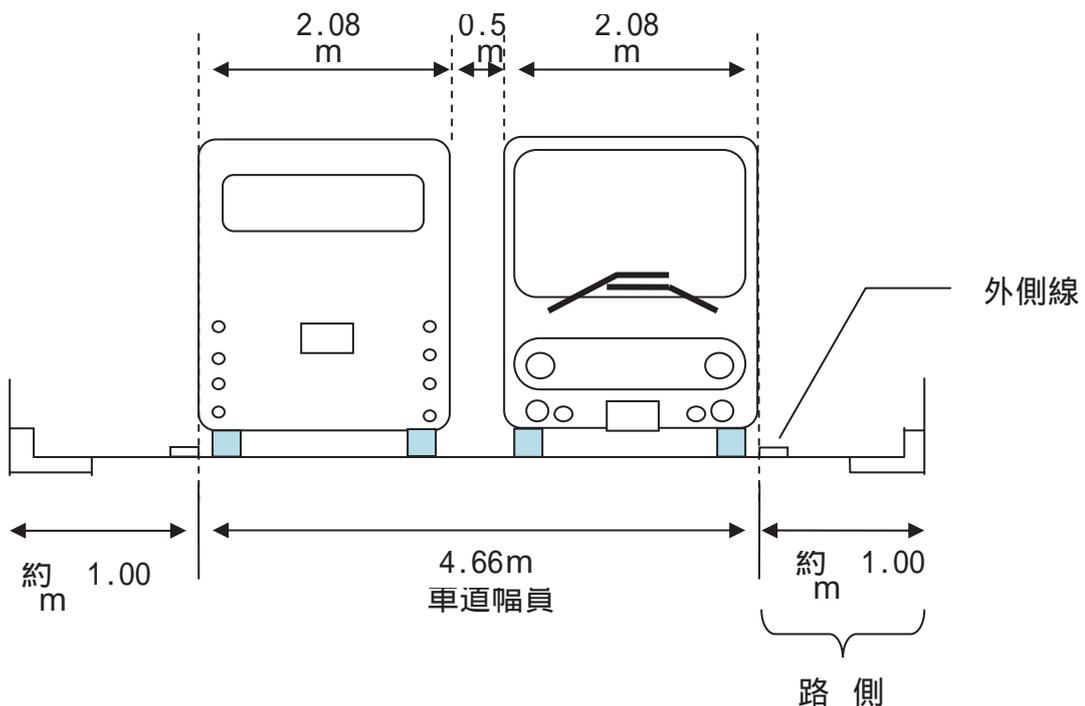


新

***すぎ丸の場合**

警視庁の車道幅員についての解釈

道路の路側帯外側を除いた車道の幅員を基準とし、**車両制限令に基づいて判断する。**



岡山県総社市の例 「デマンド型交通システム」



	人口数	面積
総社市	67,681人	212km ²
杉並区	542,945人	34,02km ²



(*平成25年5月1日現在)

総社市は、平日 8:00 ~ 16:00 の間、ワゴン車(8人~10人乗り)を9台走らせている。杉並区で導入した際は一体何台必要？交通渋滞は？

12. 小川宗次郎議員

●ガソリン代について

ガソリン代の政務活動としての使用実態については、50%を大きく超過しているが、政務活動に要する経費及び同細目に基づき、1/2の按分で計上しているものである。

●事務所費（ガス代、水道代、電気代）について

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例別表の政務活動に要する経費及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程別表の政務活動に要する経費細目のおり事務所費として計上し、ご指摘には当たらないものと考えます。按分は、区政に関する調査活動は多岐にわたり、調査活動に費やす時間も多く、政務活動に要する経費細目のおり（自宅光熱水費×自宅のうち議員事務所として使用している部分の面積割合）×1/2としました。

●広聴広報費（区政に関わる諸団体が主催する会合の会費）について

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例別表の政務活動に要する経費及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程別表の政務活動に要する経費細目のおり広聴広報費として計上し、ご指摘には当たらないものと考えます。

平成25年2月28日開催の議会運営委員会で、区政に関わる諸団体が主催する会合（総会、新年会等）の会費支出については、会費の半額、上限を5,000円までとして決定（最終的には議長が決定）した経緯もあります。

会合では区政に関わる様々な意見要望をお聞きし、また多くの区政に関する意見があることがわかり、貴重な場であると認識しております。意見要望については取捨選択をして、区政に反映しています。

なお、一日一会場しか計上していません。

13. 奥山たえこ議員

1 按分比の積算根拠：HPの利用目的・内容

私の利用内容としては、以下の通り。

- ・議会活動：活動告知・報告として、毎議会ごとの一般質問に先立ち、その質問項目内容を、議会HPに掲載するよりも詳しい通告内容を、告知している。
- ・議員活動：報告（例：2013年11月05日 特別職報酬等審議会傍聴→非公開でした。）。区政事項の解説。視察報告書。入手した資料や判決文公開（例：2014年03月07日 あんさんぶる荻窪：荻窪財産交換情報公開資料.pdf）。
- ・各種文書：議員活動関連の広報（例：2013年05月17日 子宮頸がんワクチン被害者

連絡会 抗議声明文発表しました。)

- ・各種催し (例: 2014年02月24日 外環道大深度地下公聴会傍聴140223) の告知。
- ・地域の各種催し (例: 2013年09月22日 11/30@西荻 アルカン生誕200年コンサート)
- ・選挙や政治活動の告知・報告
- ・その他 (当該年度は該当なし)

このうち、「・地域の各種催し、・選挙や政治活動の告知・報告」が、区政・区議会に直接関係しないものと分類出来る。

当該年度の投稿数30本 (例年より少ないが、) を分類したところ、6本が、そちらに該当すると考えた。

2013年度月	掲載本数	区政以外もの	
4	4	1	山本英夫写真展 「命どう宝。海よ、森よ、暮らしを」
5	4	0	
6	5	2	都議選関連 2本
7	3	2	参議院選挙 2本
8	0	0	
9	2	1	コンサート@西荻 の案内
10	5	0	
11	2	0	
12	1	0	
1	0	0	
2	3	0	
3	1	0	
	30	6	

以上から、 $30-6/30=8:10$ 。つまり、区政該当割合・按分比は、8割である。

なお、本プロバイダへの料金には、サーバー利用料に加えて、個人メールの利用料も含まれている。しかし、個人とは言え、議員関連のやりとりが、半分以上を占めている。

そういったことから、個人の按分比を、多めに見積もって=議会活動分を少なめに見積もって、5割としているところである。

なお、HP講義料5,000円。これは、HPの更新作業を、ソフトWord Pressを使って行う方法のレクチャーを2時間程度受けたものである。通常、こういった費用は、少なくとも3万円はかかるが、今回は、数名で頭割りしたので、安く済ませることができた。

2 住民監査請求者（以下、「請求人」）は、按分比が明らかでないものは、計上すべきでない旨を主張する。そのように認定する判例があれば、ご教示願いたいものである。判決では、一般的に、議会活動・政治活動・その他活動とで、3分割する例がある。また、杉並区議会でも、通例にならって、按分比を設けているところである。

今回は、実態に即して（しかも計上分を少なめに見積もって）、按分した。

また、請求人は、すでに、区政広報については、『広報すぎなみ』があるというが、これは区長部局の発表物である。「大本営発表」になぞらえるのは避けるが、区長の立場を批判的に検証したり、異なる見方から解説する（結果的に批判するかどうかは別問題）ことが、議員の大きな役割であることは言うまでもない。そもそも批判的検証を前提に活動するはずの甲が、そのような言い方をするのは、方便でないとしたら、まことに面妖だとしか言いようがない。

また、本会議や委員会での、質問・質疑の内容は、確かに公表されている。しかし、それをそのまま読んで・見て、内容だけでなく、その意味付けを理解するのは、失礼な言い方になるが、やや困難かと思われる。議員独自の解説が必要な所以である。

今回、私のHP利用内容をリストアップしたが、特に、イベント広報、必要資料の公開は、即時性や情報量に余裕がある、HPならではの情報提供方法である。

3 結論

以上から、按分比は、5割。計上額に関して、返還の必要はまったく無い。

14. 河津利恵子議員

★自動車用ガソリン代・月極駐車場代について

何れも政務活動に要する経費及び同細目に基づき、処理しております。

（なお、政務活動に要する自動車の利用実態については、50%を大きく上回っているのが現状であります。また、自動車利用のための経費を計上しているため、駐車場料金、その他視察等の長距離移動を除く公共交通機関やタクシーなどの利用料については、計上を控える等の配慮をしています。）

★地域でのスポーツクラブ運営及び学校での体育の取組に関するドイツ視察について 自民党の富本議員が代表され抗弁されます。

（専門家によるコーディネイトにより、自治体の取組、地域の方々との交流、学校教育現場での視察、ナショナルトレーニングセンターの視察やディスカッション、バイエルン州サッカー連盟での視察等、通常では体験できない大変有意義な視察でした。今日のような、グローバルな情報社会において、海外の先進的な取組を視察

することは、特に杉並区のような成熟した都市の自治体議員として有意義であろうと思います。)

★ホームページについて

按分比については、年度当初の備考欄に示しており、政務活動に要する経費及び同細目に基づいて適正に処理しています。選挙期間中については、計上しない等の方策をとっています。

15. 木梨もりよし議員

1. ガソリン代について

Tカードのポイントが付いていることの認識がなかったことと、あまりにも領収書が長すぎて貼付欄に収まらなかったため、不必要な部分と思って切り取ってしまいましたが、今後はこのようなことがないように気を付けます。なお、領収書の役割は、果たしていると考えます。

政務活動としての使用実態については、50%を大きく超過していますが、政務活動に要する経費及び同細目に基づき、1/2の按分で計上しております。

2. 広聴広報費について

- ① 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」に基づいています。
- ② できるだけ多くの区民の皆様へ、ありのままの議会での発言内容を知っていただくことは、良いことであると考えます。
- ③ 電話やFAX番号を記載していますので、区民の皆様からさまざまなご意見、ご要望をいただいています。
- ④ 平成26年度の予算審議、一年を通して最も大切な時期の一般質問ですので、重点的に区政報告を出させていただきました。
- ⑤ 印刷部数280,000部、新聞折込み数152,800部、残りの127,200部については、その大部分をポスティング業者さんへお願いして配布しましたので、次年度の広聴広報費として支出しています。その数は118,401部です。残りの分については、私が配布しました。

16. 小泉やすお議員

月極駐車場代・ガソリン代について

政務活動としての自動車の利用実態については、50%を大きく超過しているのが現状であるが、政務活動に要する経費細目に沿って適正に按分し計上しているものである。また、月極駐車場代やガソリン代の取り扱いの考え方については、政務活動を

継続的に行うためにその有用性は既に認められているものであり、請求人と考え方は異なるものである。よって、返還請求には応じられない。

光熱水費について

自宅の一部を議員事務所として使用しており、その使用部分の面積割合に応じて経費を按分し支出しております。本件に関しては、間取り図等の補足資料を添付しており、政務活動に要する経費細目に沿って適正に計上しているものである。よって、返還請求には応じられない。

広聴広報費について

政務活動として、政務活動に要する経費細目に沿って適正に按分し計上しているものである。また会費の取り扱いの考え方については、政務活動を継続的に行うためにその有用性は既に認められているものであり、請求人と考え方は異なるものである。よって、返還請求には応じられない。

17. 佐々木浩議員

月極駐車場代について

政務活動費の取扱いに関する規程では、日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費、自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費については、政務活動に要する経費に該当しないものと規定していますが、月極駐車場代については、支出割合の上限を1/2として支出が認められております。

私の場合はバイクですが、政務活動としての利用実態については、50%を大きく上回っているのが現状であります。区内移動に大変重宝しており、広い範囲で政務活動の一助となっております。

従って、この支出については、妥当なものと認識しております。

研修費・講師謝礼金について

当研究会は、講師のレジュメに沿ってすすめられたもので、レジュメの添付にて研修全体の内容が把握できるものと解します。

ご周知のように、区の福祉行政は国の補助金抜きには成り立たず、ましてや国の福祉政策に多大な影響を受けております。このような現況の中で、厚生労働大臣として福祉行政のトップを歴任した舛添要一氏を講師に迎えたことは、区政にとって大いに参考となりました。

従って、該当する講師謝礼金については、妥当なものと認識しております。

18. 富本卓議員

1 事務所費について

まず大前提として、私は、政務活動に要する経費及び同細目に基づき、資料等も提示し、適切に対応しており、問題がないと考えます。加えて、請求人から指摘のあった使用実態について、私は、定められた基準以上に成果事例等を個人的に示し、区民のより適切な理解を求める対応を行っているが、それを逆手に取られての請求は極めて残念であると感じております。

次に、自宅は議員と家族の生活の場という表現を請求人は使用しているが、私はこの時点では一人暮らしであり、まず、その指摘は当たらない。加えて、不動産契約書にも記載してある通り、3室ある内の1室を事務所として使用しており、それをさらにルールに基づき按分し計上しているため、全く問題がないと考えます。水道代についても指摘を受けているが、請求人の指摘は基本料金という概念が全く失念している。

また、一人暮らしであり、ほぼ100%外食であり、炊事もせず、風呂もシャワーしか入っていないので、請求人の指摘は推測に基づくものであり、加えてルールに則り対応しているため、問題がないと考えます。しかし、請求人の光熱水費等の指摘にも理解できる部分はあるので、今後、議会で議論をしていくことには異論はない。そこで、新たな基準が決定をすれば、それに基づき対応していくことと致します。

2 ドイツ視察について

ドイツ視察については、視察団の団長であり、スポーツ議員連盟の会長である私の方から代表して抗弁します。

まず大前提として、私どもは綿密な視察報告書等の資料も提示し、適切に対応しており問題がないと考えます。また、スポーツ議連のメンバーに対しても視察報告会も行い、情報の共有にも努めたところであります。

次に請求人が、各議員の所感の一部のみを抜粋引用し、一定の方向性に導こうとしている指摘のあり方は少々残念に感じます。何故なら、このドイツ視察の成果を基に多くの議員が議会の場で質問を行っている事実もあります。私自身も体育施設のあり方などについて、実際に質疑をしています。その考えは、今後の妙法寺体育館や永福体育館の改築等にも活かされています。加えて、地域総合型スポーツクラブの推進、杉並スポーツアカデミーの実施など、区の施策として具体的な成果も挙がっています。

なお、請求人が求めている視察先の選定については、地域総合型スポーツクラブの最も先進的な取り組みをしており、加えて、ドイツの内情に詳しい区内在住のコーディネーター兼通訳がおられ、より中身の濃い充実した視察を行える環境があるので選定しました。実際、報告書を見ていただければわかるが、学校、体育施設、地域総合型スポーツクラブ（これも色々な運営型）、スポーツシューレなど一般的な視察では行えない多岐にわたる視察を行うことができました。加えて、実際に地域総合型スポーツクラブでは、運営責任者や会員との懇談、ドイツサッカー協会副会長との会談、ドイツスポーツ界では高名なサッカー指導者との勉強会の開催など、一般的な視察では会うことのできない人々とも積極的な意見交換ができ、非常に多角的な視察が行えました。

また、金額の件を高いと評しているが、コーディネーター兼通訳の配慮で、一般の

日本人が泊まらない安価なホテルを選定もしていただきました。

3 HPについて

まず大前提として、政務活動に要する経費及び同細目に基づき、適切に対応しており問題がないと考えます。

次に、請求人の指摘にあるとおり混在しているので、按分し計上をしているところでもあります。按分比については、ページ構成等を総合的に勘案し計上しています。

また、請求人からは、区広報や区議会HPでの活動で足りるとの指摘もあるが、私は、議員自身の考えや活動をより詳細に提供できるツールとして必要なものであると考えます。

私は、議員の広聴広報活動の姿勢を示す＝政務活動に対する積極的な姿勢を示す上でも、HPはしっかりと作成をさせていただいています。

また、実際に私個人の活動について、HPを見た区民からの問い合わせや意見要望も数多くあります。他にも、私のHPを先に見て、議会の質問内容などを知って、その後、それを確認する上で、区議会のHPで録画動画を見ているケースもあります。ですので、請求人の指摘は推測に基づく主張であると考えます。

4 会合費について

まず大前提として、政務活動に要する経費及び同細目に基づき、適切に対応しており問題がないと考えます。

また、実際に区民から新年会等の会合で伺った内容・意見・要望について、議会でも質問に取り上げている事実があります。加えて、地域や団体の要望を伺い、陳情として対応しているケースも多々あります。ですので、請求人の区の課題を話し合うことは極めて少ないという主張は当たらず、非常に有益な広聴広報活動の場であると認識をしています。

さらに、私の場合、実際には80件ほどの新年会にも出席していますが、政務活動費への計上については、自己基準として、案内状に会費が明記をされているものかつ広域的な団体（区内全域、西荻窪地域全域）の新年会のみしか計上していないことと、私自身一滴もお酒が飲めない体質であることも申し添えておきます。

19. 藤本なおや議員

1. ガソリン代・月極駐車場代について

政務活動としての自動車の利用実態については、50%を大きく上回っているのが現状である。

按分割合の根拠においては、合理的な経費の区分が困難な支出という観点から個人的活動と政務活動とを区分するため、政務活動に要する経費細目では、支出割合の上限を1/2と定めており、これに準じている。

2. 研修費、講師謝礼金について

参加者を代表して、松浦芳子議員が平成 25 年 10 月 4 日の決算特別員会において質問を行っている。

参考ながら、その内容（会議録）について、後日舛添事務所に送付も行っており、その表紙について添付しておく。

謹啓

先月は、私共の勉強会にて貴重なお話をいただき、ありがとうございました。

遅くなりましたが、当日の写真をお届けにあがりましたので、ご査収いただければと存じます。

なお、勉強会当日に舛添先生からいただいた貴重なご提言のうち、生活保護制度における住宅扶助の支払方法や、介護資格取得による就労支援等、いくつかの内容を、先般行われた「杉並区議会・決算特別委員会」にて、私共を代表して松浦議員が質問いたしました。後日、会議録ができあがってまいりましたら、改めてお届けさせていただこうと思っております。

末筆ながら、秋冷の折、くれぐれもお身体ご自愛ください。

謹白

平成二十五年十月吉日

杉並区議会議員

佐々木 浩

松浦 芳子

岩田 いくま

藤本 なおや

田中 ゆうたろう

謹啓

九月には、私共の勉強会にて貴重なお話をいただき、ありがとうございました。

十月にご連絡させていただきました、

「生活保護制度における住宅扶助の支払方法や介護資格取得による就労支援等に関する、松浦議員の杉並区議会・決算特別委員会における質疑の会議録」

ができあがりましたので、お送りさせていただきます。
ご査収いただければ幸いです。

末筆ながら、本年は本当に多々ありがとうございました。来年も舛添先生にとって良い年となりますよう、心より祈念しております。

謹白

平成二十五年十二月吉日

杉並区議会議員

佐々木 浩

松浦 芳子

岩田 いくま

藤本 なおや

田中 ゆうたろう

20. 増田裕一議員

【広聴広報費】

◎ 区政レポート 15 号について

規程に基づき計上したものであり、ご指摘の点はあたらないものとするが、都区制度の関係上、都政・都議会との連携は避けては通れないものであり、地元選出の同じ党派の都議会議員との対談記事は、双方の課題認識を区民に明らかにし、区民から意見要望を募る上で、意義有るものとする。また、政党活動に関する情報は本文中どこにも含まれておらず、ご指摘の点はあたらないものとする。

◎ 区政レポート 16 号について

① 「飼い犬に関するアンケート調査」のまとめは、区民からドッグランの整備について要望があり、基礎調査として実施してとりまとめたものである。ご指摘の点はあたらないものとする。

② 代金の請求に伴う支払いが生じ、規程に基づき計上したものであり、ご指摘の点はあたらないものとする。

区政レポートに関する請求人の見解は、一つの意見として受け止めるが、規程に基づき計上したものである以上、見解の相違に他ならないと考える。

◎ ホームページについて

政務活動及び議員活動の実態に照らし、規程に基づき計上したものであり、ご指摘の点はあたらないものとする。

21. 松浦芳子議員

ガソリン代について

ガソリン代を2分の1で按分しているが、政務活動としての使用実態は、2分の1を大きく超えているので、政務活動に要する経費細目に基づき計上している。また、3月29日は、資料収集のため岩槻市に行っている。

事務費（インク代）について

区政報告印刷のためのインクは、消費が早い。印刷屋に注文した方が、印刷代金は安価となるが、内容を修正することがあるので、自宅の印刷機で印刷している。区政報告の印刷の場合には、それ専用で使用しているため、100%の計上とし、他の活動にも使用している場合には、50%の按分とした。

インクを年度末の3月31日に5回購入している件については、注文そのものは、インクがなくなるたびに行っており、支払いについては、まとめて月末の3月31日にした。印刷の量が多いため、2台のプリンターを使って印刷をしている。また、この時には、葉書き、A4の区政報告〈3月号〉及び送り状をそれぞれ3,000枚印刷している。A4の区政報告及び送り状については、閲覧用ファイルに添付し忘れたことをご詫びいたします。

使用したプリンター・・・Canon ip 8700

使用したインク・・・Canon 純正品インク 黒=1,560円 カラー=1,440円

使用したプリンター・・・Canon MG6330

使用したインク・・・Canon XL341番 2,850円 XL340番 2,650円

平成26年3月20日 21,500円 (200円値引き)

黒1,560円3本=4,680円 カラー8本=11,520円 XL341番 2,850円

XL340番 2,650円 計21,700円

平成26年3月23日 17,800円 (80円値引き)

黒1,560円5本=7,800円 カラー7本=10,080円 計17,880円

平成 26 年 3 月 25 日 23,250 円 (220 円値引き)

カラー3 本=4,320 円 X L 340 番 4 本=10,600 円 X L 341 番 3 本=8,550 円
計 23,470 円

平成 26 年 3 月 30 日 21,700 円 (140 円値引き)

黒 2 本=3,120 円 カラー13 本=18,720 円 計 21,840 円

平成 26 年 3 月 31 日 8,640 円

カラー6 本 1,440 円=8,640 円

ホームページについて

政務活動の報告と他の活動にも使っているのので、規程に基づいて按分した。

研修費・講師謝礼金について

舛添氏は、厚生労働大臣としての経歴もあり、福祉・生活保護等の国の動きや、地方自治体としての在り方等をお聞きし、大変有意義な研修だった。区議会では、その資料をもとに質問をしている。

22. 山下かずあき議員

1、自宅事務所の家賃と光熱費の計上について

事務所における家賃及び光熱費（電気料）は、事務所での日々の政務活動（メール対応、FAX 対応、来訪者対応や電話対応等）の中で生じた額を個々に算出することは事実上不可能であることから、政務活動に要する経費及び同細目どおり 50%計上としており、ご指摘にはあたらないものと考えます。

2、区政に関わる諸団体が主催する会合の会費について

総会、新年会、忘年会、周年行事、懇談会等（今回のご指摘は新年会）への出席は、日頃ほとんど会うことの無い方々に会える機会であり、そういった場で区の課題を提議される事がほとんどであり、政務活動を支える一つの場であると考えます。また、政務活動に要する経費及び同細目にのっとっており、ご指摘にはあたらないものと考えます。

23. 山本あけみ議員

<ガソリン代について>

ガソリン代の政務活動としての使用実態については、50%を大きく上回っている

が、政務活動に要する経費及び同細目にに基づき、1 / 2 の按分で計上しています。
(利用説明に関しては記載義務の基準なし。)

<タクシー代について>

政務活動に要する経費細目に則って適切に処理をしています。

可能な限り他の公共交通機関を利用しているが、区中央部の阿佐ヶ谷駅や荻窪駅などの出張先には自宅（久我山）から自転車での移動は無理であり、電車移動以外は下記の理由などによりタクシーを利用している。

今後は、区民からの疑義が生じないように経路や出張先をより詳しく記載するよう努めて参ります。

- ・1日の内で区内外での出張先が多数あり、移動時間が十分取れない。
- ・夜間はすぎ丸バス終了後である事がある。
(けやき路線は 21:05、かえで路線は 19:28 で終了。)
- ・区民の要請により止む無く区外での意見聴取となる場合がある。
- ・資料が重く徒歩での移動が困難である。
- ・久我山在住の方との区民意見聴取もある。
- ・夜間に自宅事務所で電話等にて区民意見聴取の予定がある場合など、出来るだけ早く帰宅する必要がある。
- ・体調不良により駅からの徒歩帰宅が困難である。
- ・2013. 5. 20 青山へのタクシー利用については、杉並区内在住の相談者の方の勤務先が青山であり、移動時間が取れなかったため、タクシーを利用しました。内容は、保育園に関する区民意見聴取である。
- ・2013. 11. 16 の経路は、区民意見聴取のため、自宅から高井戸まで利用しました。
- ・2013. 12. 15 の出張先については、阿佐ヶ谷駅近辺ではなく、西荻窪駅近辺の誤りであり、訂正します。

<購入品名不明について>

別紙にて請求書を添付済みである。

<参加費>

政策研修会の内容は、政務活動も一部含まれているが、誤解を生じかねないので、計上を取り消し、収支報告書を訂正します。

<封入作業費>

了解しました。

<ホームページについて>

政務活動に要する経費細目に則って適切に処理をしています。オフィシャルサイトの更新は年に4回、所属政党の活動とは切り離して区政に関する活動のみを掲載。

区が発行する広報紙や開設しているホームページでは議員個人の活動の詳細までは

記載されておらず、公費を報酬として頂いている区議として活動内容などを出来るだけ細かく必要とする区民に対して報告する義務があると考え、オフィシャルサイトとブログを開設している。オフィシャルサイトにはリンク先として所属政党などは掲載していない。また、これまで発行した紙ベースでの区政報告を都度アップする事により、これまでの活動を時系列で取り出して見て頂けるように工夫が出来るのも、ホームページならではの機能であり、是非今後とも継続していきたいと考えている。

按分率80%にした理由は、掲載内容の殆どが議会活動の報告であるが、選挙前などの時期には若干選挙活動にも解釈される可能性もある事から100%とせず、80%とした。

この度のご指摘により、議員各々がホームページの按分率や係る経費に関しての解釈をそれぞれしている事が分かった。場合によっては、ホームページ制作費は高額になる事から、一定の基準を設けていく必要性があると感じています。

24. 横田政直議員

広聴広報費について

内訳は、領収書等貼付用紙の備考欄に記載の通りです。

人件費について

写真はH24年からH25年に撮影したものを使用しています。

区政報告作成補助ですが、区政報告の作成補助（文章の作成及び選択、デザイン及びレイアウトのチェック、文章の校正等）及びその前提となる区政に関する調査研究活動の補助が含まれます。

区政報告配布補助ですが、駅前等で手渡しでの配布補助等も行っています。

HPを代表とするSNS関連（ブログ、FACEBOOK、TWITTER等）では、区政報告に関する補助をして頂いています。

25. 吉田あい議員

●ガソリン代

ガソリン代については、政務活動としての使用実態は50%を大きく上回っているが、政務活動に要する経費及び同細目に基づき、1/2の按分で計上している。

●広聴広報費（区政レポート）

写真についての指摘を受けた。確かに当時、私は監査委員である。そのため、議会の慣例により一般質問は行わず、写真はその前年のものを使用した。

しかし、これは「区政に興味のない人にも、より分かり易く、より親しく易しく、議会をイメージしてもらおう」ことを目的としたためである。

もしも、監査委員室で監査している写真を掲載した場合、簡素な部屋でたくさんの資料が積み上げられている、委員が難しい顔をして会議を行っているだけの非常に味気ないものになっていただろう。これでは、読み手側の興味をそそる事はできず、議会に対する理解は深まらない。また、監査と言う性質上、実際に監査委員室で職務中の写真を撮ること（その写真を広報に使用すること）は、不適切である。

そのために、掲載してある写真を使用したものである。

また、私の祖母の介護について書いた記事についてであるが、杉並区には高齢者施策、特に在宅介護支援についてのサービスがたくさんある。しかし、私自身、実際に自宅で祖母の介護をしてみて初めて気が付いたこと、もっと改善した方が良いと思ったこと、さらなる課題など、さまざまな事を学んだ。私が主張している高齢者在宅支援に関する発言は、そんな実体験に基づいているという事を理解してもらうために、あえてこの記事を書いた。文面に関しては、より分かり易くするために、行政用語や専門用語を控え、介護の知識の無い方でも読みやすいよう親しみやすい言葉を選んで書いた。

さらに、介護をしている人間にとって「自分が行っている介護の苦勞を、少しでも理解してほしい。」と言うのは、率直な感想である。このような記事を書いたことで、区民の方に「この議員なら、介護の大変さを共有できる」と、思ってもらえたのだろう。それ以降「在宅介護に関する区民相談」「特養ホーム入所に関する区民相談」「老々介護に関する区民相談」など、高齢者施策に関する相談が増えた。区民にとっても、それぞれの議員の得意分野や専門性を打ち出すことは、陳情や相談をするうえで、一つの参考となるはずである。各議員はもっと専門性を出すべきである。

●タクシー代

上記でも述べたが、高齢者の介護や医療に関する陳情が多かった年である。中には歩行に大変な時間がかかる方や半身まひの方などもある。そう言った方が何かサービスを受ける場合、ケアマネさんに来て貰う、あるいは私が委任状をもって区や施設に出向く…など、いろいろな策を講じてきた。

しかし、特養の入所や医療機関など、やはりご本人や配偶者が出向いて手続きを行わなければならないケースも間々ある。足の不自由な方や体の不自由な方と一緒に出向く場合、転倒などのリスクを回避するために、タクシーの迎車は妥当である。

また、歩行に大変な時間を要する高齢者と行動を共にするときには、時間的節約と言う意味からもタクシーは必須である。これが接待に当たると言うなら、来客者にお茶を提供する行為こそ特定の人に対する接待であろう。ますます進む高齢化社会において、もっと高齢者の立場に立った政治を志すべきである。

ただし、請求人の主張も理解できないではなく、疑義も生じているようなので、計上を取り消し収支報告書を訂正することとする。

●ホームページ代

杉並区議会のHPがあるのだから、各議員のHPは必要ない…と言う趣旨の指摘であろう。

しかし、これは間違っていると思う。議場での発言だけで各議員の主義主張は計れないし、今、日本中で起きている様々な課題に対し、どのような考えを持っているのかは伝わってこない。(時間的な制約もあり、訴え切れない…と言うのが正確な表現か。)

例えば「平和」というキーワード。議場で誰もが平和の重要性、その尊さを訴える。それに異論を唱える議員は居ない。しかし、その手段については、「改憲し、さらなる積極的平和を築く」と言う考え方、「護憲を通し、現状の平和を守る」と言う考え方など、さまざまな考え方が存在する。そのような考え方を訴える事が出来るのは、各議員個人のHPであろう。

各議員の主張を、より手軽に身近に知ることができる手段としてHPは、ネット社会においては必要不可欠なアイテムと言える。

●新年会費

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」に則って計上しているものであり、適切である。

また、あたかも宴席でアルコールを飲んでいるかのような書き方をしているが、私はこのような席で、一切アルコールは飲んでいない。憶測だけで人を貶めるような発言をしており、非常に不愉快である。よく確認してから指摘してほしい。

26. 脇坂たつや議員

●ドイツ視察について

富本議員に同じ。

27. 田中ゆうたろう議員

1. タクシー利用料金について

区民意見聴取は、相手先や関係者の都合に合わせて、種々の時間と場所で行われる。相手先や関係者の都合によっては、夜間や至近距離、また同日複数回にわたってもタクシーを利用せざるを得ない機会が多い。また外聞をはばかりような意見内容の場合、聴取場所として区内からある程度離れた場所を希望する区民も多く、区外であるからといって区民意見聴取として不自然な場所であるとは限らない。さらに、和田は近所付き合いある区民が多い上、中野駅にも近いことから、自宅から中野駅まで利用した例が多い。必然的に和田在住区民宅を到着先として、その意見を聴取してから自宅に徒歩で戻る例がある。聴取内容はもとよりすべて区政一般にかかわるものである。

なお、タクシーを利用したのは、種々の理由により他の公共交通機関を利用し得なかったためである(詳細は件別に後述)。

4月6日 横浜公園付近に仮住まい中の杉並区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、がん検診に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑

- 義を生ぜしめる可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 7日 四谷3丁目付近在学の杉並区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、商店街振興施策に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 9日 表参道での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 18日 上荻在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、商店街振興施策に関する意見聴取
- 5月1日 四谷での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり、障害をお持ちの区民を同伴、町会自治会に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 4日 新宿御苑付近在勤の杉並区民対象、持参資料多数あり、区道・公園整備に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 6日 東新宿での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、町会自治会に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 9日 新宿御苑付近在勤の杉並区民対象、持参資料多数あり、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 10日 日本橋在勤の杉並区民対象、持参資料多数あり、区道・公園整備に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 11日 阿佐ヶ谷在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、町会自治会に関する意見聴取
- 12日 桃井在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、商店街振興施策に関する意見聴取
- 23日 杉並会館での意見聴取を希望する杉並区民対象・相手方の急な要請、持参資料多数あり、がん検診に関する意見聴取
- 25日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり、区道・公園整備に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 27日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂

正する

- 28日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり、商店街振興施策に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 29日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、区道・公園整備に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 7月3日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 7月3日 高円寺在住区民対象、持参資料多数あり、防災デジタル無線に関する意見聴取
- 4日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、商店街振興施策に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 8日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 10日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、町会自治会に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 17日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する／高円寺在住区民対象、持参資料多数あり、がん検診に関する意見聴取
- 22日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり、町会自治会に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 23日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、区道・公園整備に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 24日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 27日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり、商

- 店街振興施策に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 31日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、みどりに関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 8月2日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり、町会自治会に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 3日 阿佐ヶ谷在住区民対象、持参資料多数あり、区道・公園整備に関する意見聴取／荻窪在住区民対象、持参資料多数あり、みどりに関する意見聴取／高円寺在住区民対象、持参資料多数あり、介護・医療に関する意見聴取
- 6日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、区道・公園整備に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 7日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 8日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、区道・公園整備に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 9日 和田在住区民対象、持参資料多数あり、がん検診に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 10日 荻窪在住区民対象、持参資料多数あり、子育て施策に関する意見聴取
- 12日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、商店街振興施策に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 13日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり、町会自治会に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 14日 和田在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 15日 和田在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、がん検診に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

- 16日 阿佐ヶ谷在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、商店街振興施策に関する意見聴取
- 9月13日 阿佐ヶ谷在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、区道・公園整備に関する意見聴取
- 10月11日 和田在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 12日 阿佐ヶ谷在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、みどりに関する意見聴取
- 15日 永福在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、商店街振興施策に関する意見聴取／南荻窪在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、町会自治会に関する意見聴取／和田1丁目在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、区道・公園整備に関する意見聴取
- 19日 阿佐ヶ谷在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、がん検診に関する意見聴取
- 26日 荻窪在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、区道・公園整備に関する意見聴取
- 12月8日 阿佐ヶ谷在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、みどりに関する意見聴取／和田1丁目在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、介護・医療に関する意見聴取／高円寺在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、子育て施策に関する意見聴取
- 15日 中野駅付近での意見聴取を希望する杉並区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、介護・医療に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する／和田在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 18日 阿佐ヶ谷在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、みどりに関する意見聴取／新宿御苑付近在勤の杉並区民対象、持参資料多数あり、がん検診に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 2月6日 和田1丁目在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、介護・医療に関する意見聴取
- 10日 和田在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 14日 高円寺在住区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、商店街振興施策に関する意見聴取
- 22日 新宿御苑付近在勤の杉並区民対象、持参資料多数あり・相手方の急な要請、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外につき区民に疑義を生ぜしめ

る可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

2. 書籍購入費について

購入した書籍と区政との関係は以下の通りであり、これらの購入費を政務活動費から支出することは適正と考える。

百人一首今昔散歩・・・区の教育施策立案のための参考書籍としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

兼好さんの遺言・・・区の教育施策立案のための参考書籍としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

徒然草REMI X・・・区の教育施策立案のための参考書籍としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

爆笑問題と考えるいじめという怪物・・・区がいじめ防止施策立案のための参考書籍としてであったが、『EXILEフィジカルトレーナーが教える1日3分体幹トレーニング』の価格が不明なので、一括して計上を取り消す

EXILEフィジカルトレーナーが教える1日3分体幹トレーニング・・・区健康増進施策立案のための参考資料としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

池上彰の選挙と政治がゼロからわかる本・・・区選挙投票率向上施策立案のための参考書籍としてであったが、『EXILEフィジカルトレーナーが教える1日3分体幹トレーニング』の価格が不明なので、一括して計上を取り消す

太陽の地図帳 17 伊勢神宮・・・区教育施策立案のための参考書籍として、修学旅行候補地や小中学生体験交流事業開催候補地として伊勢神宮及び周辺地域に関する知識が必要だったため

縄文美術館・・・区教育施策立案のための参考書籍として、区立郷土博物館内に展示されている縄文期史料や善福寺川流域の縄文期埋蔵文化財に関する知識が必要だったため

清少納言・・・区教育施策立案のための参考書籍としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

池上彰の知らないと恥をかく世界の大大問題・・・区行財政改革施策立案のための参考書籍として、区の財政健全化に向けて首都直下型地震、原発、大阪都構想等の時事問題に関する知識が必要だったため

七日間で突然頭が良くなる本・・・区生涯学習推進施策立案のための参考書籍としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

35歳までのお金の教室・・・区生涯学習推進施策立案のための参考書籍としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性がある」と判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

顎を引けば身体が変わる・・・区健康増進施策立案のための参考書籍としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

超整理法・・・区生涯学習推進施策立案のための参考書籍としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

世界で一番美しい元素図鑑・・・区理科教育施策立案のための参考書籍として、区立科学館展示資料等、科学教育に関する知識が必要だったため

池上彰のニュースから未来が見える・・・区行財政改革施策立案のための参考書籍として、区の交流自治体である小笠原村開拓史等に関連して、領土教育に関する知識や区の財政健全化に向けて、最新の日本経済の動向等の時事問題に関する知識が必要だったため

池上彰のやさしい経済学1・2・・・区行財政改革施策立案のための参考書籍として、区の財政健全化に向けて、財政政策と金融政策、円高と産業空洞化、社会保障と税、戦後日本経済史等の時事問題に関する知識が必要だったため

しなやかな仕事術・・・区生涯学習推進施策立案のための参考書籍としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

新編はじめてのニーチェ・・・区生涯学習推進施策立案のための参考書籍としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

人の話は9割聞くな・・・区生涯学習推進施策立案のための参考書籍としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

子供を伸ばす父親ダメにする父親・・・区両親学級施策に関する質問作成のための参考書籍として

正論 11月号・・・学校図書選定に関する参考図書として、漫画『はだしのゲン』の性暴力描写に関する知識が必要だったため

心配事の9割は起こらない・・・生涯学習推進施策立案のための参考書籍としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

はだしのゲン1～7・・・学校図書選定に関する参考図書として、漫画『はだしのゲン』の性暴力描写に関する知識が必要だったため

国境の日本史・・・区教育施策立案のための参考書籍として、区の交流自治体である小笠原村開拓史等に関連して、領土教育に関する知識が必要だったため

真っ当な日本人の育て方・・・区両親学級施策に関する質問作成のための参考書籍として

三歳までの子育てに大切なたった5つの事・・・区両親学級施策に関する質問作成のための参考書籍として

福島原発の闇・・・区放射線測量に関する参考図書として、区内の公道や公共施

設を利用した脱原発運動について考察するために、原発問題に関する知識が必要だったため

人生の基盤は妊娠中から三歳までに決まる・・・区の両親学級施策に関する質問作成のための参考書籍として

安心の子育て塾・・・区の両親学級施策・家庭教育施策に関する質問作成のための参考書籍として

子育ての出発点・・・区の両親学級施策・家庭教育施策に関する質問作成のための参考書籍として

アースダイバー・・・区の文化財行政に関する参考図書として、善福寺川流域の縄文期埋蔵文化財に関する知識が必要だったため

歌と宗教・・・区の教育施策立案・生涯学習推進施策立案のための参考書籍としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性があるかと判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

本当はこんなに面白い奥の細道・・・区の教育施策立案・生涯学習推進施策立案のための参考書籍としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性があるかと判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

日めくりカレンダー平成26年度・・・すでに按分済み（50%計上）であるが、支出項目を事務費に訂正する。

永遠の0と日本人・・・区の教育施策立案・生涯学習推進施策立案のための参考書籍としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性があるかと判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

デスクダイアリーカジュアル3・・・すでに按分済み（50%計上）であったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性があるかと判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

能、ドラマが立ち現れるとき・・・区の教育施策立案・生涯学習推進施策立案のための参考書籍としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性があるかと判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

100分で名著風姿花伝・・・区の教育施策立案・生涯学習推進施策立案のための参考書籍としてであったが、区民に疑義を生ぜしめる可能性があるかと判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

3. 駐車料金について

先にも述べた通り、区民意見聴取は、相手先や関係者の都合に合わせて、種々の時間と場所で行われる。相手先や関係者の都合によっては、やむを得ず遠方に及ぶ場合、夜間から翌朝に至る場合も少なくない。また外聞をはばかり意見内容の場合、聴取場所として区内からある程度離れた場所を希望する区民も多く、区外であるからといって区民意見聴取として不自然な場所であるとは限らない。さらに区境住民の意見聴取は隣接区で行われる場合も多い。

4月7日 夜間吉祥寺での意見聴取を希望する杉並区民対象、がん検診に関する意見聴取

- 16日 中野での意見聴取を希望する杉並区民対象、区道・公園整備に関する意見聴取
- 5月5日 (荻窪タウンセブン) 介護・医療に関する意見聴取／(荻窪駅) 夜間意見聴取を希望する杉並区民対象、子育て施策に関する意見聴取
- 12日 飯田橋での意見聴取を希望する杉並区民対象、みどりに関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 16日 愛住町での意見聴取を希望する杉並区民対象、商店街振興施策に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 30日 夜間中野での意見聴取を希望する杉並区民対象、子育て施策に関する意見聴取
- 6月14日 和田在住区民対象、介護・医療に関する意見聴取
- 7月11日 本郷郵便局での意見聴取を希望する杉並区民対象、介護・医療に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 12日 笹塚での意見聴取を希望する杉並区民対象、がん検診に関する意見聴取
- 15日 飯田橋での意見聴取を希望する杉並区民対象、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する／祐天寺での意見聴取を希望する杉並区民対象、区道・公園整備に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 16日 深夜から早朝にかけて門前仲町駅付近で開催された意見交換会に出席した杉並区民対象、ニート・引きこもりに関する意見聴取であったが、時間帯から、また区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 17日 中野での意見聴取を希望する杉並区民対象、子育て施策に関する意見聴取
- 18日 深夜から早朝にかけて門前仲町駅付近で開催された意見交換会に出席した杉並区民対象、ニート・引きこもりに関する意見聴取であったが、時間帯から、また区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 20日 深夜から早朝にかけて門前仲町駅付近で開催された意見交換会に出席した杉並区民対象、ニート・引きこもりに関する意見聴取であったが、時間帯から、また区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 8月10日 松戸駅付近で開催された講演会に出席した杉並区民対象、がん検診に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 11日 赤坂での意見聴取を希望する杉並区民対象、区道・公園整備に関する意見

- 聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとは判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 16日 深夜にかけて意見聴取を希望する和泉在住区民対象、子育て施策に関する意見聴取、介護・医療に関する意見聴取であったが、時間帯から区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとは判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 27日 赤坂での意見聴取を希望する杉並区民対象、商店街振興施策に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとは判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する／築地での意見聴取を希望する杉並区民対象、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとは判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 30日 夜間赤坂での意見聴取を希望する杉並区民対象、介護・医療に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとは判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 9月4日 夜間意見聴取を希望する上高井戸在住区民対象、子育て施策に関する意見聴取
- 7日 飯田橋での意見聴取を希望する杉並区民対象、がん検診に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとは判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する／外神田での意見聴取を希望する杉並区民対象、商店街振興施策に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとは判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 9日 三番町在勤の杉並区民対象、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとは判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 17日 赤坂での意見聴取を希望する杉並区民対象、町会自治会に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとは判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する／国分寺での意見聴取を希望する杉並区民対象、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとは判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 19日 明治大学での意見聴取を希望する杉並区民対象、がん検診に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとは判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 21日 門前仲町駅付近で開催された意見交換会に出席した杉並区民対象、ニート・引きこもりに関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとは判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 10月17日 夜間品川プリンスホテルロビーでの意見聴取を希望する杉並区民対象、区道・公園整備に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとは判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する

- 23日 銀座での意見聴取を希望する杉並区民対象、子育て施策に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 25日 夜間中野での意見聴取を希望する杉並区民対象、商店街振興施策に関する意見聴取／池上での意見聴取を希望する杉並区民対象、区道・公園整備に関する意見聴取であったが、区外遠方につき区民に疑義を生ぜしめる可能性があるとして判断し、計上を取り消し収支報告書を訂正する
- 11月6日 西新宿での意見聴取を希望する杉並区民対象、がん検診に関する意見聴取
- 18日 中野での意見聴取を希望する杉並区民対象、子育て施策に関する意見聴取
- 12月26日 西新宿での意見聴取を希望する杉並区民対象、町会自治会に関する意見聴取
- 1月11日 夜間東中野での意見聴取を希望する杉並区民対象、みどりに関する意見聴取
- 12日 深夜にかけて意見聴取を希望する堀ノ内在住区民対象、区道・公園整備に関する意見聴取・介護・医療に関する意見聴取
- 2月11日 中野での意見聴取を希望する杉並区民対象、がん検診に関する意見聴取
- 12日 中野での意見聴取を希望する杉並区民対象、子育て施策に関する意見聴取

28. 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）

ホームページについて

議員紹介欄のホームページアドレス変更は事務局に申請している。

従来のホームページのトップページに移転先のアドレスを掲載しているの、杜撰なホームページ管理との指摘には当たらないと考える。

ホームページをリニューアルオープンするにあたり、使用方法をレクチャーするため、従来の記事を見本に掲載したものである。区議会議員任期4年の中での記事であるので指摘には当たらないものとする。

区議会議員となって、区民に区議としての様々な活動を紹介し、それについての区民の意見を聴取するために、ホームページを開設した。facebookをリンクさせ掲載しているのも、区議とはどのような活動をしているのか、区民への理解を拓げるためである。また、連絡先を掲載し、実際に多くの方からご相談もいただいている。

以上のとおり、ホームページは専ら政務活動に関する広報や区民からの意見聴取のためのものである。その実態に即して按分率を決めており、指摘は当たらないと考える。

29. 杉並区議会公明党（川原口宏之議員）

月極駐車場代について

当会派は、昼夜を問わず、膨大な区民からの相談、意見聴取をはじめとする政務活動を行っており、自動車の使用は必要不可欠であるとともに、その使用に占める政務活動割合は非常に高く、実態としては50%を大きく上回っている。従って、その駐車場代も政務活動費として計上できるものと考えており、その上で政務活動に要する経費細目に準拠して、2分の1で按分している。

ガソリン代について

8月12日は私用のため日帰りで東京～茨城間、往復約250km走行し、約25Lのガソリンを消費。7月16日給油分58.42L、8月12日給油分58L、合わせて116.42Lの内、8月12日に消費した約25L以外の約91Lのほとんどを日常的な政務活動で消費している。先述のとおり、昼夜を問わず、区民から膨大な意見聴取等を行っており、その活動の実態に照らせば決して過大ではなく、むしろ過小と考えているが、政務活動に要する経費細目に準拠して、2分の1で按分している。

30. 杉並区議会公明党（横山えみ議員）

ホームページについて

HPは専ら区政報告の政策・実績等を掲載している。また、区民からの意見聴取のため、メールの窓口も設けている。区民の皆様から多くのご意見ご要望をいただいている。実態に即して按分しており妥当と考える。

タクシー代について

政務活動の一貫として、我が地域は、川を2つ(神田川、善福寺川を含む地域)谷を2つと、坂の多い地域で、電動自転車ですべての意見を聴取している。高井戸地域区民センター、下高永福多目的会議室、永福和泉地域区民センター、方南区民集会所、方南和泉会議室等での調査や、講演会、総会、話し合い等の参加の場合は無料駐輪場を利用している。また、区民相談の場合は相談者の自宅へお伺いすることも多く、電動自転車の活用は欠かせない。

また、政務活動の一環として、昼夜を問わず区民から膨大な意見を聴取しており、限られた時間内で効率的に移動するために、運転免許のない私にとっては、タクシーの利用は必要であり、政務活動に要する経費及び同細目に従って計上している。意見聴取のために急いで移動する必要があるがあっても、常時空車が走行しているわけではないこと、雨の日や、重たい資料持参の日などもあり、基準の範囲内と考える。私の地域は、杉並区の南側で南北交通のない不便地域であるため、膨大な区民からの意見聴取は、時間の合間を縫って行っている、また、DVや、家出の相談の時は深夜に及ぶ時もあるため、タクシーの利用は必要なものである。当然、時間に余裕があれば、他の公共交通機関を利用している。タクシー利用額は、領収書添付を通し明示し、政務活動に要する経費及び同細目に従って計上している。

なお、3月19日は、午後に自宅からタクシーで久我山に向かい、区民意見聴取を

行った後、井の頭線で永福町まで行き、ガストで区政報告打ち合わせ及び区民意見聴取を行った。その後、タクシー（未計上）で阿佐ヶ谷に向かい、区民意見聴取を行った。最後の阿佐ヶ谷での区民意見聴取は、深夜までかかり、終電に間に合わなかったため、タクシーで帰宅した。交通費記録簿に一部記載ミスがあるので、訂正するとともに180円を返還します。

視察について

視察の日程は、スケジュールの合間を見て、計画を立てている。8月のこの週は、委員会や審議会がなく計画が立てやすい。そのため、22年・23年は8月16日、24年は8月14日、25年は8月13日を選んでいく。

また、視察先は、その年ごとの課題から視察したい内容を選んでいく。22年は、杉並区がアースデイを設定し、CO2の削減のため公共の建物の電気を使わない日を設定し、各家庭にも協力を求め、区をあげてCO2の削減に取り組んだ。長岡市役所では、「モビリティ・マネジメント」の施策の1つとしてノーマイカーデーを設置し、CO2の削減に取り組んでいることを知り、視察することにした。議会等でもCO2削減対策について質問をした。

23年は3・11に際し、「東日本大震災ボランティアバックアップセンター」をニュースで知った。本区のボランティアの仕組みを質問した折に、長岡災害支援ボランティアセンターの仕組みを紹介したこともあったので、3・11後の視察を長岡災害支援ボランティアセンターにした。社会福祉協議会を始め、市民ボランティアの方々とも月1回の連絡協議会を持ち、情報の交流により、どこにどんなボランティアが必要かがわかるようにしていることは、大変勉強になり、議会等でも質問を行った。

24年は、杉並区基本構想で多心型街づくりが打ち出され、地元方南町も素案に上がり、先進事例都市を探したところ、長岡市の中心市街地地区整備事業を知った。ここを紹介してくれたのが、都市環境委員会に所属する議員で、委員会の行政視察先として候補に挙げていたが、市役所側が議会中ということもあり実現できなかった。長岡市中心市街地構造改革会議が、23年に国土交通大臣より表彰を受けている。先進事例としてまたない機会でも、内容について議会等で質問を行っている。

25年柏崎市役所「低酸素社会を目指すエネルギー」を視察。杉並区も電気自動車の活用が検討される場所である。実際に電気自動車を普及しようとしている、柏崎市役所を視察した。原発問題が深刻な影響を受けている柏崎市は、低酸素社会を目指すエネルギーと環境の街の実現のため市内事業者とともにECO2プロジェクトを実施。公用車に電気自動車を活用し市民へアピールし、補助金の検討もしている。持続可能なエネルギーに取り組むに当たり、大変勉強になり、杉並区においても26年公用車に電気自動車を購入している。なお、柏崎までの運賃は、7月18日に計上している。

以上のように視察先は、自分の勉強したい事を中心に選んでいる。たまたま、いずれも新潟県内の視察となっただけである。

茶菓代について

区政報告会は、必要に応じて小さな単位でも、月平均3～4回開催している。参加者に対する茶菓であり、区民意見聴取が目的である。区政相談、区政報告の編集会議等も、必要に応じて茶菓を用意している。開催日に購入する時があれば、前日に購入する日もあり、様々であるが政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上している。

また、人数が多いときの会場については、経費削減のため、自宅の和室等や支援者のそれぞれのお宅をお借りしている。

31. 杉並区議会公明党（大槻城一議員）

ガソリン代について

当会派は、朝から夜まで、多くの区民の皆様から、相談・意見聴取をはじめとする政務活動を行っており、ガソリン代はそのための移動にかかる費用である。政務活動の実態としては50%を大きく上回っており、その活動の実態に照らせば、政務活動に要する経費細目に準拠した2分の1按分は、決して過大ではないと考える。

7・8月の給油が多いとの指摘があるが、自動車の利用は上記の通り、大部分が広聴広報活動や政務活動として使っている。夏季は天候の関係上、別の季節では自転車で回るところ、車両での使用頻度が増えている。また、年末年始は区民の皆様とお会いする機会もより多くなり、それらに比例して給油も多くなっている。

なお、8月16日のガソリン代については、すでに昨年8月27日付けで収支報告書を訂正し、計上額については返還済みである。

茶菓代について

会場については、区民から会場をご厚意で無料にてお借りする場合もある。その中には100人以上が入れる会場もある。

政務活動に要する経費細目に、茶菓代は区民意見聴取等に於いて認められていることから、適正に処理していると判断する。茶菓子は、参加人数により各個数入りの箱詰め茶菓子などを購入している。

交通費・駐車場代について

南阿佐ヶ谷経由なのは、まず区役所に行って資料の収集や調査などをしたのち、区民意見聴取などに出向くためである。また役所に戻るのは、区民から聴取した様々な案件について、役所での調査等の時間が必要なためである。

年末・年始に限らず年間を通して、政務活動として区民から様々な相談を朝から深夜まで頂いている。1/1は高円寺南3丁目で、1/2は練馬区関町北2丁目で、広聴広報活動を行った。

8/21は、区民の職場近くで広聴広報活動をし、終電時間が過ぎたためタクシーを利用した。

文具について

宿舎の旅行用鞆には筆記具を入れてあったが、視察先に持って行った所持品の中に必要な筆記具がなかったためである。

秋田県立美術館入館料について

議会の常任委員会視察の個人休憩時間を使って、杉並の芸術会館建設に向けての調査・研究をしたものである。

32. 杉並区議会公明党（北明範議員）

ホームページについて

HPについて、フェイスブックをトップ画面に貼り付け日常の活動報告を行っている。その他、議会質問、動画、実績一覧、北あきのりニュースを随時掲載し、区民の皆様へ広報をさせていただいている。

また、ご意見・お問い合わせコーナーには、実際に区民の皆様から多くのご意見ご要望を頂いている。

このように、HPは専ら政務活動のためのものであり、按分比率については妥当と考える。

なお、12月12日に計上したホームページプロバイダー更新料については、レンタルサーバー利用料の誤りでしたので、訂正させていただきます。

ガソリン代について

ガソリン代について、7月17日（35.62L）、8月5日（39.52L）、8月12日（24.70L）、8月24日（38.74L）の合計（138.58L）のガソリンを給油。8月16日に箱根に旅行との指摘もあったが、東京 - 箱根間往復250km走行し、約25Lのガソリンを消費したが、25L以外の（113.58L）の殆どを日常的な区民相談など政務活動で消費している。12月12日（19.87L）、12月15日（28.14L）、12月25日（37.64L）、1月14日（36.48L）の合計（122.13L）のガソリンを給油したが、12月や1月は様々な団体や区民からの相談や意見聴取等が多くなる。殆どが政務活動のためであり、自動車の使用実態は優に50%を上回っていると考えているが、政務活動に要する経費細目通り2分の1の計上にとどめている。

33. 杉並区議会公明党（中村康弘議員）

ガソリン代について

当会派は、昼夜を問わず、膨大な区民からの相談、意見聴取をはじめとする政務活動を行っており、自動車の使用は必要不可欠であるとともに、その使用に占める政務活動割合は非常に高く、実態としては50%を大きく上回っている。政務活動の一環と

して区民から膨大な意見聴取等を行っており、そのための移動にかかる費用である。その活動の実態に照らせば、政務活動に要する経費細目に準拠した 1/2 按分は、決して過大ではないと考える。

また、7月と8月に給油の頻度が増えている点については、自動車使用は上記の通り、多くは広聴広報活動や政務活動に使用しているが、天候の関係上、別の季節では自転車で回るところが、車両の使用頻度が増えたこと、議会がないため地域・区内での活動に割く時間が多かったことなどが影響したものである。

34. 杉並区議会公明党（島田敏光議員）

月極駐車場代について

当会派は、昼夜を問わず、膨大な区民からの相談、意見聴取をはじめとする政務活動を行っており、自動車の使用は必要不可欠であるとともに、その使用に占める政務活動割合は非常に高く、実態としては50%を大きく上回っている。従って、その駐車場代も政務活動費として計上できるものと考えており、その上で政務活動に要する経費細目に準拠して、2分の1で按分している。尚、月極駐車場の使用については、契約書の写しを添付している。

ガソリン代について

私は、昼夜を問わず、膨大な区民からの相談、意見聴取をはじめとする政務活動を行っており、自動車の使用は必要不可欠であるとともに、その使用に占める政務活動割合は非常に高く、実態としては50%を大きく上回っています。

現在使用している自動車は、1回の給油で約400km走行しています。自宅から、秩父郡横瀬町まで往復で約150km余、箱根まで往復200km余、現地で給油していることを考慮すると、1回の給油で片道分、私用で走行したことになりますが、政務活動に使用する分は充分に残っていますし、季節柄、自動車の使用頻度も高くなります。私の自動車使用に占める政務活動割合は、冒頭申し述べたとおりです。

区政懇談会の飲み物代について

定期的に区政報告や意見聴取のために区政懇談会を行っている。ペットボトルのお茶代は、会議費として適正に支出している。

35. 杉並区議会公明党（渡辺富士雄議員）

ホームページについて

ブログの更新が3回のみである事を理由に上げているが、現在は閉鎖しているが、平成25年度当時はTwitterをリンクさせ、区政に関するツイートを頻繁に掲載していた。

ブログ以外に、政策、実績、区政報告の掲載、区民意見聴取のためのメールの窓口等もサイト上に設けており、実際に区民からの相談や意見も多数寄せられている。

サーバーの管理やセキュリティの維持、掲載写真の変更等のメンテナンスも行っている。按分についても上記のとおり、ホームページは専ら政務活動のためのものであり、問題ないものと判断する。

月極駐車場代について

当会派は、昼夜を問わず膨大な区民相談、意見聴取をはじめとする政務活動を行っており、自動車の使用は必要不可欠であり、その政務活動としての使用割合は非常に高い。実態としては50%を大きく上回っている。従って、その駐車場代も政務活動費として計上できるものと考えており、その上で政務活動に要する経費細目に従って2分の1で按分しており、問題は無いと判断する。

ガソリン代について

板橋区東山町のガソリンスタンドは、近辺で最もガソリンが安価であり、荒川区にある福島県原発地域からの避難者宅を訪問する折に給油したものである。

町屋の駐車場は、杉並区在住の方の家族の相談で利用したものである。

使用実態としては、区民意見聴取や視察のために、50%をはるかに上回る政務活動に使用しており、政務活動に要する経費細目に準じて按分にて計上したものである。

区政報告会の茶菓代について

以前、レシートでは宛先が不明と指摘され、宛名が記入される領収書にしてきた。

政務活動に要する経費細目に、茶菓代は区民意見聴取等に於いて認められていることから問題ないものと判断する。

印鑑代について

「渡辺」のシャチハタ印を控室用と持参用に2個作成したもの。政務活動に係る区政資料等（要望書、申請書、報告書、企画書、送付資料等）への捺印に使用しており問題は無いものと判断する。按分については事務用品同様と判断し、会派の統一基準に従って変更したものである。

36. 杉並区議会公明党会派共通

公明党の区民意見聴取時のお茶代について

わが会派は、いつでも区民からの相談や陳情を受けられるよう当番制で必ず控室に議員がいるようにしている。実際に、ご相談や陳情のために、時にはアポなしでご相談に訪れる区民の方も多し。これら区民からの意見聴取に際し、お茶を出している。

政務活動として、会派の控室で行われる区民相談・意見聴取は、毎月平均して100件程度、来室者は延べ200人程度あり、日常的に大きなサイズのペットボトルのお茶・

アイスコーヒー及びコーヒーメーカー用のコーヒー豆、急須用の茶葉を購入し、来客用にカップに注いでお出ししているのに加え、毎年開催している区内各種団体からの意見聴取会の出席者、年間延べ 300 人程度に、小さいサイズのペットボトルを用意している。意見聴取が長時間に及び複数杯召し上がる方もおられ、議員も飲むことがあります、カップに換算すると年間 4,000 杯以上となる。したがって、購入金額は妥当であると考えている。

わが会派としては、これらの実態に照らせば 80%の按分が妥当と考えているが、事務局を通して確認した他会派の状況を勘案し、会派で相談の上、50%の按分率に変更することとした。

杉並区監査委員
 小林 英雄 様
 同
 岩崎 英司 様

杉並区議会
 議長 はなし 俊郎

政務活動費に係る調査について（回答）

平成 27 年 5 月 13 日付 27 杉監査第 72 号の調査依頼に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施し、平成 27 年 5 月 22 日付 27 杉議会第 150 号により回答したが、会派及び議員より出納簿及び収支報告書の訂正の届出があったため、政務活動に要する経費その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

1 調査結果について

今回の届出は、請求人からの指摘事項であるか否かを問わず、当該会派及び議員の意向により計上した支出を取り消したが、控除・更正されているものである。

2 平成 25 年度分の出納簿及び収支報告書の訂正状況について

次のとおり、会派及び議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

●日本共産党杉並区議団

【誤記控除】

12 月 20 日 区政報告ハガキ(5,000 枚)	広聴広報費	250,000
-------------------------------	-------	---------

【誤記更正】

12 月 20 日 区政報告ハガキ(1,000 枚)	広聴広報費	50,000
-------------------------------	-------	--------

※上記の訂正により、支出額を 200,000 円減額し、同額の残額が生じたため、返還された。

●大泉時男議員【相続人 大泉やすまさ】

【誤記控除】

4月30日 補助職員賃金（4月分）／ D	人件費	48,000
7月31日 補助職員賃金（7月分）／ D	人件費	44,000
10月30日 補助職員賃金（10月分）／ D	人件費	48,000
11月30日 補助職員賃金（11月分）／ D	人件費	48,000
12月31日 補助職員賃金（12月分）／ D	人件費	44,000
2月28日 補助職員賃金（2月分）／ D	人件費	48,000
3月31日 補助職員賃金（3月分）／ D	人件費	44,000

【誤記更正】

4月30日 補助職員賃金（4月分）／ D	人件費	36,000
7月31日 補助職員賃金（7月分）／ D	人件費	32,000
10月30日 補助職員賃金（10月分）／ D	人件費	36,000
11月30日 補助職員賃金（11月分）／ D	人件費	40,000
12月31日 補助職員賃金（12月分）／ D	人件費	28,000
2月28日 補助職員賃金（2月分）／ D	人件費	32,000
3月31日 補助職員賃金（3月分）／ D	人件費	32,000

※上記の訂正により、支出額を 88,000 円減額し、同額の残額が生じたため、返還された。

●大和田伸議員

【誤記控除】

8月4日 ガソリン代（出光リテール販売株） 1/2	調査研究費	4,815
8月14日 ガソリン代（米輸商事）	調査研究費	4,305

※上記の訂正により、支出額を9,120円減額した。

●山本あけみ議員

【誤記控除】

12月2日 講習会	研修費	2,000
--------------	-----	-------

※上記の訂正により、支出額を2,000円減額した。

●吉田あい議員

【誤記控除】

4月30日 交通費	広聴広報費	6,740
5月31日 交通費	広聴広報費	3,770
6月30日 交通費	広聴広報費	2,260
9月30日 交通費	広聴広報費	5,420
2月28日 交通費	広聴広報費	5,970

【誤記更正】

4月30日 交通費	広聴広報費	4,570
5月31日 交通費	広聴広報費	1,870
6月30日 交通費	広聴広報費	1,160
2月28日 交通費	広聴広報費	2,310

※上記の訂正により、支出額を14,250円減額した。

●田中ゆうたろう議員

【誤記控除】

4月30日 交通費	広聴広報費	9,220
5月1日 書籍代（百人一首今昔散歩）	資料購入費	899
5月5日 書籍代（兼好さんの遺言、徒然草）	資料購入費	2,835
5月12日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	1,500
5月16日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	600
5月31日 交通費	広聴広報費	27,280
6月11日 書籍代（爆笑問題と考えるいじめという怪物、DVD EXILE フィジカルトレーナーが教える1日3分！体幹トレーニング、池上彰の選挙と政治がゼロからわかる本）	資料購入費	2,562
6月17日 書籍代（太陽の地図帳、縄文美術館、清少納言）	資料購入費	5,880
6月23日 書籍代（池上彰の知らないと恥をかく世界の大問題42、7日間で突然頭がよくなる本、35歳までのお金の教室）	資料購入費	3,048
6月26日 書籍代（顎を引けば身体が変わる）	資料購入費	819
6月26日 書籍代（超整理法）	資料購入費	777
7月11日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	300
7月15日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	3,000
7月15日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	800
7月15日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	800
7月18日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	800

7月20日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	1,000
7月22日 文教堂（しなやかな仕事術）	資料購入費	798
7月31日 交通費	広聴広報費	10,760
8月10日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	1,200
8月11日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	1,200
8月15日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	6,800
8月22日 文教堂書籍代（新編はじめてのニーチェ）	資料購入費	840
8月27日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	600
8月27日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	300
8月30日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	300
8月31日 交通費	広聴広報費	15,960
9月7日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	600
9月7日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	600
9月9日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	200
9月11日 書籍代（人の話は9割きくな）	資料購入費	999
9月17日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	600
9月17日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	600
9月19日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	200
9月21日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	200
10月3日 書籍代（正論、心配事の9割は起こらない、はだ	資料購入費	8,789

しのゲン、国境の日本史、子供を伸ばす父親ダメにする父親)		
10月17日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	1,500
10月23日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	1,500
10月25日 駐車場代（区民意見聴取）	広聴広報費	100
10月31日 交通費	広聴広報費	10,130
12月31日 交通費	広聴広報費	9,560
1月13日 書籍代（歌と宗教、本当はこんなに面白いおくのほそ道、日めくりカレンダー平成26年）	資料購入費	2,053
1月27日 書籍代（永遠の0と日本人）	資料購入費	840
1月27日 書籍代（デスタダイリー、能ドラマが立ち現れるとき）	資料購入費	2,331
2月21日 書籍代（100分で名著風姿花伝）	資料購入費	550
2月28日 交通費	広聴広報費	5,900

【誤記更正】

4月30日 交通費	広聴広報費	1,880
5月31日 交通費	広聴広報費	5,820
6月17日 書籍代（太陽の地図帳、縄文美術館）	資料購入費	3,885
6月23日 書籍代（池上彰の知らない恥をかく世界の大问题42）	資料購入費	979
7月31日 交通費	広聴広報費	2,410
8月31日 交通費	広聴広報費	8,400
10月3日 書籍代（正論、はだしのゲン、国境の日本史、子	資料購入費	7,529

どもを伸ばす父親、ダメにする父親)		
10月31日 交通費	広聴広報費	9,420
12月31日 交通費	広聴広報費	5,000
1月13日 日めくりカレンダー平成26年 (50%)	事務費	490
2月28日 交通費	広聴広報費	2,590

※上記の訂正により、支出額を 99,727 円減額した。

●杉並区議会公明党

【誤記控除】

12月12日 HPプロバイダー更新料 (ペーパーボーイ) 90%	広聴広報費	16,200
3月31日 政務活動交通費	広聴広報費	29,050

【誤記更正】

12月12日 レンタルサーバー利用料 (ペーパーボーイ) 90%	広聴広報費	16,200
3月31日 政務活動交通費	広聴広報費	28,870

※上記の訂正により、支出額を 180 円減額し、同額の残額が生じたため、返還された。

資 料

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

平成13年 3月23日
条例第26号

〔注〕平成18年12月から改正経過を注記した。

改正	平成14年 6月21日条例第31号	平成15年 4月30日条例第19号
	平成18年12月11日条例第44号	平成20年10月14日条例第28号
	平成25年 2月20日条例第 1号	

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年条例28号・25年 1号〕

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(会派に係る政務活動費)

第3条 会派に係る政務活動費は、各月 1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(議員に係る政務活動費)

第4条 議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第1項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額16万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(議長に対する届出)

第5条 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度 4月 1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しな

ればならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例(平成元年杉並区条例第5号)第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の規定による通知があった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月(その日が基準日である場合は、当月)の10日」とする。

6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(収支報告書等の提出)

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(別記様式。以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿(以下「出納簿」という。)及び領収書その他の証書類(以下「領収書等」という。)を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成18年条例44号・25年1号〕

(透明性の確保)

第11条 議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の返還)

第12条 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出(第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成25年条例1号〕

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 杉並区特別職報酬等審議会条例(昭和39年杉並区条例第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成14年6月21日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月11日条例第44号)

- 1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月14日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月20日条例第1号)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

政務活動に要する経費

項目	内容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費)
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 (会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費)
	2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加(会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。)に要する経費 (参加費・会費、宿泊費、交通費)
広聴広報費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費)
	2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

	(印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費)
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 (資料印刷費、交通費、文書通信費)
会議費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費 (資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費)
	2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 (参加費・会費、交通費、文書通信費)
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本費、原稿料)
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料)
事務費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費)
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料)
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)

備考 括弧内は、例示とする。

追加〔平成25年条例1号〕

様式(省略)

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年 3月30日
規則第35号

改正 平成19年 3月30日規則第48号

平成25年 2月20日規則第 2号

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年規則 2号〕

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届（第2号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書（第3号様式）によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書（第4号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による請求は、政務活動費交付請求書（第6号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(政務活動費出納簿)

第6条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿（第7号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(返還命令書)

第7条 条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書（第8号様式）によるものとする。

一部改正〔平成19年規則48号・25年 2号〕

附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 3月30日規則第48号）

この規則は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則（平成25年 2月20日規則第 2号）

1 この規則は、平成25年 3月 1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

様式（省略）

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

平成19年3月30日
議長訓令甲第1号

改正 平成20年4月1日議長訓令甲第2号 平成22年4月1日議長訓令甲第2号
 平成23年3月31日議長訓令甲第1号 平成24年3月30日議長訓令甲第1号
 平成25年2月28日議長訓令甲第1号
 〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年杉並区規則第35号）に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第104条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年議長訓令甲1号〕

(支出基準)

第2条 次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
 - (2) 政党活動に関する経費
 - (3) 後援会活動に関する経費
 - (4) 交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞等）に関する経費
 - (5) 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
 - (6) 条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
 - (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
 - (8) 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
 - (9) その他政務活動の目的に合致しない経費
- 2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

3 政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号・25年1号〕

(領収書等の提出)

第3条 条例第10条第1項及び第2項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第2号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第1号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿（第2号様式）を作成するものとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号・25年1号〕

(帳票類等の提出)

第4条 条例第5条第1項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第3項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費 政務活動視察報告書（第3号様式）

- (2) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
 - (3) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
 - (4) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
 - (5) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類
- 2 議長は、前項の帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成23年議長訓令甲1号・24年1号・25年1号〕

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。
 - 附 則（平成20年4月1日議長訓令甲第2号）
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成23年3月31日議長訓令甲第1号）
この規程は、平成23年5月1日から施行する。
 - 附 則（平成24年3月30日議長訓令甲第1号）
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成25年2月28日議長訓令甲第1号）
- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費細目

項目	内容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする ○ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする（ただし、「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする） ○スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる ○タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する）
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○懇親会費の計上はできないものとする ○政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする ○宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する
広聴広報費	<ul style="list-style-type: none"> ○広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する ○区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする）

	<p>○印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する</p> <p>○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額100,000円を超えることはできない</p> <p>○ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する</p>								
要請陳情等活動費	○細目なし								
会議費	○会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する								
資料作成費	○細目なし								
資料購入費	<p>○購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする</p> <p>○所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする</p> <p>○電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取扱う</p>								
事務費	<p>○50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する</p> <p>○備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法（昭和40年法律第33号）上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする</p> <p>○ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する</p> <p>○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額100,000円を超えることはできない</p> <p>○インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に即して按分する</p> <p>○通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする</p> <table border="1" data-bbox="443 1281 999 1487"> <tr> <td>固定電話（事務所専用）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）</td> <td>1/4</td> </tr> </table> <p>○政務活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする</p> <p>○名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする</p>	固定電話（事務所専用）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1/4		
固定電話（事務所専用）	1/2								
固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1/2								
固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1/4								
事務所費	<p>○事務所賃借料について</p> <table border="1" data-bbox="443 1646 1350 2054"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 （自宅賃借料×按分率）×1/2</td> </tr> </table> <p>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう</p>	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 （自宅賃借料×按分率）×1/2
自己所有	計上できない								
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする							
	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 （自宅賃借料×按分率）×1/2							

	<p>※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする</p> <p>○事務所光熱水費について</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">自己所有</td> <td colspan="2">事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2</td> </tr> <tr> <td>事務所専用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>自宅兼用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2</td> </tr> </table>		自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2		事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする	賃借	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2
自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2									
	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする								
賃借	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) ×1/2								
	人件費	<p>○議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない</p> <p>○議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする</p>								

追加〔平成20年議長訓令甲2号〕、一部改正〔平成22年議長訓令甲2号・23年1号・24年1号・25年1号〕

様式（省略）

資料 4

重 要

政務活動費の支出に関する事務処理について
(平成 25 年度版)

平成 25 年 3 月
杉並区議会事務局

平成25年度政務活動費の取扱いにあたって

昨年4月5日に全国議長会の3団体が連名で、関係国会議員に対し、地方自治法改正案の審議促進と併せて政務調査費制度の見直しについても要請し、これを受けて、同年8月7日に4派の国会議員による共同提案で修正案が衆議院に提出され、地方自治法の一部を改正する法律案については、10日、修正案どおり議決され、その後8月29日の参議院で可決・成立しました。〔平成24年9月5日公布〕

これにより、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例で定めることとし、また、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとされました。〔平成25年3月1日施行〕

これを受け、当区では、本年第1回定例会において、政務調査費の交付に関する条例の一部を改正し（2月20日議決）、その後、2月末日までに政務調査費の交付に関する条例施行規則及び政務調査費の取扱いに関する規程の一部を改正しています。

区民により信頼される政務活動費制度を実現していくためには、改正された地方自治法の趣旨に沿った適切な支出を行うとともに、区民に対する透明性の確保が図られ、議員自らが明確に説明できることが求められています。

そのためには、政務活動費として支出する際は、議員自らの責任において、区民に対する説明責任が十分に果たされるよう、新たな条例や規程に沿った形で着実に処理されることが期待されますので、各会派・議員の皆様におかれましては、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成25年3月

杉並区議会議長 井 口 か づ 子

会派・議員の皆さまへのお願い

■ 平成25年度分の取扱い

政務調査費につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、名称が「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例で定めることとされました。

これに伴い、当区議会におきましても、政務調査費に関する条例や規程等の改正を行いましたので、平成25年度分につきましては、新たな例規等に基づき、下記のとおり処理くださるようお願いいたします。

1. 処理方法

本冊子に基づき書類を整えてください。(提出書類は16ページ参照)

2. 提出期限

次のとおり、3回に分けて事務局議会法務担当へ提出してください。

① 『4月分～9月分』 ……10月11日(金)まで

※「収支報告書」は提出不要です。収支報告書以外の書類を提出してください。

② 『10月分～12月分』 ……1月8日(水)まで

※「収支報告書」は提出不要です。収支報告書以外の書類を提出してください。

③ 『1月分～3月分』 ……4月4日(金)まで

※「収支報告書」を含む、すべての書類を提出してください。

★ 条例等に基づき、平成26年5月1日から「収支報告書・出納簿・政務活動視察報告書・広報紙」の4点を閲覧に供し、「領収書・政務活動交通費記録簿・その他証拠書類」は情報公開請求の対象となります。

★ 4月30日までに、すべての書類を閲覧・情報公開できる状態に準備するために期限を3回に分けています。

★ 過去の実績を考慮いたしますと、上記①②の手順を踏まずに③で提出された場合、事務局で内容を確認できないケースも起こり得ますので、あらかじめご了承ください。

目 次

1 政務活動に要する経費・同細目

(1) 政務活動費として支出できない経費.....	1
(2) 政務活動に要する経費・同細目	1
※項目ごとの「細目・留意事項」など	
《調査研究費》.....	2・3
《研修費》.....	4
《広聴広報費》.....	5・6
《要請陳情等活動費》.....	6
《会議費》.....	7
《資料作成費》.....	8
《資料購入費》.....	8
《事務費》.....	9・10
《事務所費》.....	11・12
《人件費》.....	13

2 領収書その他の証拠書類の扱い

(1) あて名の取扱い.....	14
(2) 領収書以外の証拠書類で代用することについて	14
(3) 領収書が発行されないケース等の取扱い	15

3 提出書類..... 16

4 書類作成上の留意事項(様式を定めているもの)

(1) 「政務活動費収支報告書」.....	17
(2) 「出納簿」.....	17・18
(3) 「領収書等貼付用紙」.....	18・19
(4) 「政務活動交通費記録簿」.....	19・20
(5) 「政務活動視察報告書」.....	21

提出書類の記載例・参考資料

収支報告書、出納簿、領収書等貼付用紙、政務活動交通費記録簿、政務活動視察報告書、
(参考)備品台帳、(参考)政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

1 政務活動に要する経費・同細目

(1) 政務活動費として支出できない経費

政務活動費の取扱いに関する規程で、次の ~ に該当する経費は、政務活動に要する経費に該当しないものと規定しています。

選挙活動に関する経費

政党活動に関する経費

後援会活動に関する経費

交際費（慶弔費、せん別、病気見舞等）に関する経費

飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費

条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費

日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費

自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費

その他政務活動の目的に合致しない経費

なお、政務活動に要する経費と上記 ~ の経費が混在する場合は、政務活動に要する経費相当分を区分して、政務活動費を支出しなければなりません。

(2) 政務活動に要する経費・同細目

各支出項目の細目、支出にあたっての留意事項等を掲載しています。

調査研究費.....	2・3ページ
研修費.....	4ページ
広聴広報費.....	5・6ページ
要請陳情等活動費.....	6ページ
会議費.....	7ページ
資料作成費.....	8ページ
資料購入費.....	8ページ
事務費.....	9・10ページ
事務所費.....	11・12ページ
人件費.....	13ページ

《調査研究費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費 （調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費）
政務活動に要する経費細目	月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする （ただし、「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする） スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる <u>タクシー利用額の上限は年額240,000円とする</u> （ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する）

支出にあたっての留意事項

【視察経費】

- ・ 宿泊を伴うか、または往復の交通費が1万円を超える日帰りの地方視察・研修参加経費については、視察報告書の添付が必要です。

視察報告書の記載について（21ページ参照）

「1万円を超える」とは、往復の鉄道運賃や航空運賃などをさすものであり、視察先でのタクシー代やレンタカー代などは含みません。

- ・ 視察報告書は政務活動の実質、区政との関連性がわかるように記載します。

【日常の交通費】 交通費記録簿の記載について（19～20ページ参照）

- ・ 交通費記録簿の備考欄には、必ず「出張内容」を記載します。
- ・ **タクシー利用額の上限は年額240,000円です。ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用することとします。**

【月極駐車場代】

- ・ 「賃貸借契約書」がある場合は、その「写し」を提出します。

【駐車（駐輪）料金・有料道路料金】

- ・ 領収書等貼付用紙の備考欄に「出張先」「出張内容」「利用区間（有料道路の場合）」を記載します。

【スイカ・パスモ等】

スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通費実費額を「政務活動交通費記録簿」に記載するか、または、利用明細（履歴）1を「領収書等貼付用紙」に添付し、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記します。

1 利用明細（履歴）に関する注意事項

【スイカ】

- ・ 履歴の印字については、直近の利用分最大50件まで印字可能です。
（1日の利用回数が、21回以上の場合、一部印字できない場合あり）
一度印字された履歴は、再印字できません。また、利用日から26週間を超えた履歴は印字で

きません。

【パスモ】

- ・ 履歴の印字については、直近の利用分最大20件まで印字可能です。
(一部の鉄道事業者では、直近の100件までの印字が可能)

バスを利用した場合は、スイカ・パスモともに「バスの事業者名」しか印字されません。

《参考》過去（政務調査費）の判例

調査研究の実質があるか否かは、議員ないし会派の主張する調査目的、調査に向けた準備の有無及びその内容、当該調査研究活動の具体的内容及び上記目的との関連、調査研究結果の保存状況等を総合的に考慮して客観的に判断すべきである。

支出の対象となった活動に調査研究の実質があると認められる場合であっても、当該活動が市政との関連性を欠くことが明らかであったり、必要性・合理性を欠くことが明らかである場合には、結局当該支出は市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたといえず、違法になると解すべきである。

《仙台高裁判決（平成19年12月19日）》

様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。

飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。

《札幌高裁判決（平成19年2月9日）》

《研修費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

<p>政務活動に要する経費</p>	<p>1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 （会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費）</p> <p>2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費 （参加費・会費、宿泊費、交通費）</p>
<p>政務活動に要する経費細目</p>	<p>懇親会費の計上はできないものとする 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする 宿泊を伴わず、かつ、<u>往復の交通費が10,000円以下</u>の研修会、講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する</p>

支出にあたっての留意事項

【研修会・講演会等への参加費】

- 参加の主たる目的が政務活動の場合に支出できます。
政党活動・後援会活動等が含まれる場合は按分が必要です。
他の参加者との情報交換が調査研究に有益だとしても、それを参加の主たる目的とすることはできません。
- 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会や講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に参加した研修会や講演会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等を記載します。また、可能な限り資料やレジュメを添付します。

【講師謝礼】

- 適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要です。

《参考》過去（政務調査費）の判例

- × 連合会（政党）の政経セミナー会券代、前県知事を囲む市町村議員懇話会費
講演会「津軽文化の魅力を考える」参加費

《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

地域科学研究会主催の研修会、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会主催のシンポジウム

《札幌高裁判決（平成19年2月9日）》

《広聴広報費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費) 2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費 (印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費)
政務活動に要する経費細目	広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する <u>区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする(ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする)</u> 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額100,000円を超えることはできない ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に則して按分する

支出にあたっての留意事項

【茶菓代】

- ・ 目的・参加人数を記載します。

【会場費・機材等の借り上げ】

- ・ 会議の内容に政務活動以外のものが含まれていないかに留意します。

【区政に関わる諸団体が主催する会合】

- ・ 区政に関わる諸団体が主催する会合とは、総会、新年会、忘年会、周年行事、懇談会等とし、議員として出席した場合の会費を対象とします。(ただし、原則として議員自らが所属している団体を除きます。)

【区政報告の提出】

- ・ 発行に要する経費を支出した号の原本を提出します。
封筒を印刷した場合は封筒も提出します。

【区政報告の内容】

- ・ 選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する記述がある場合は按分が必要です。
紙面に占める面積の割合での按分が合理的です。
当該号発行に要するすべての経費を按分します。

【郵送用切手の購入】

- ・ 不適切な支出を予防する観点から、年間の上限額(100,000円)を設定しています。
日常の通信用に使用する切手も含めて(項目を問わず)、議員1人当たりの上限額は100,000円です。
- ・ 領収書のほか、広報活動等に使用したことが類推できる説明や証拠資料が必要です
簡単に換金可能な点に留意します。
安価な「郵便区内特別郵便」(同時に100通以上出す場合)等がある点に留意して計上します。
場合によっては、説明も必要です。

【ハガキの購入】

- ・ ハガキを大量に購入する場合は、その理由を示すなど説明が必要です。（換金可能な点に留意）

【ホームページの運用管理経費】

サイトに政務活動以外の内容が含まれる場合は按分が必要です。

合理的な区分が困難な場合は、社会通念上相当な割合で按分します。

《参考》過去（政務調査費）の判例

市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の用途基準に適合するものと解される。

《名古屋地裁判決（平成21年3月26日）》

議員の後援会旅行・激励会の案内等、議員のプロフィール、引退する議員の後継者の紹介、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等を掲載した部分もあり、後者の記載部分は議員自身をPRするものであり、自己の後援会活動又は選挙活動の一環と認められるものであって、これが直ちに議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨に適合するものといえることはできない。

《名古屋地裁判決（平成21年3月26日）》

（広報することにより区民から新たな陳情又は意見等のフィードバックが予想され、そこから新たな視点又は観点の政務調査活動の開始が見込まれるものに関する経費に限定せず）

なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本件会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事（ ）を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。（どの記事も紙面1ページの一部を占めるにすぎないことを踏まえた上での判決）

《東京地裁判決（平成20年9月5日）》

《要請陳情等活動費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 (資料印刷費、交通費、文書通信費)
政務活動に要する経費細目	細目なし

《会議費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費 (資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費) 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 (参加費・会費、交通費、文書通信費)
政務活動に要する経費細目	会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する

支出にあたっての留意事項

【茶菓代】

- ・ 会議の目的・参加人数を記載します。

【会場費・機材等の借上げ】

- ・ 会議の内容に政務活動以外のものが含まれていないかに留意します。

《参考》過去（政務調査費）の判例

政務調査費の対象外の経費として、政党活動・選挙活動に要する経費が定められているから、「政党本来の活動に関する会議」や「選挙運動に関する会議」に要した費用は政務調査費の支出対象から除外されるものの、そうでない場合には政務調査費の支出対象に該当するものと解すべきである。

《仙台高裁判決（平成19年12月19日）》

会派又は議員が陳情者等から市政に関する要望・意見を聴取することは、市議会において市民の意思を適正に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨にも合致するものであるから、政務調査活動というべきであるところ、その際陳情者等に対しコーヒー等の飲食物を提供し、1月当たり2,000円程度の支出をすることも市政に関する調査研究に資するため必要な費用と認めるのが相当である。

《名古屋地裁判決（平成21年3月26日）》

少人数の会議を喫茶店で行うことは必ずしも稀なことではなく、その場合には会場費の負担に替えて（あるいは加えて）、喫茶代金の負担が伴うが、その費用も研修会等に要する経費に当たるといふべきであり、更に研修会、会議等において、お茶やお茶菓子程度の飲食を伴うことは、会合の活性化や円滑化に資するものとして一般的にみられるものであるから、その費用はその研修会等に要する経費に含まれるといふべきである。

《京都地裁判決（平成16年9月15日）》

《資料作成費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本費、原稿料)
政務活動に要する経費細目	細目なし

《資料購入費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料)
政務活動に要する経費細目	購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする 所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、 「事務費」(事務用品・備品購入費)として取扱う

支出にあたっての留意事項

【書籍・雑誌・新聞・その他資料購入】

- ・ タイトル・資料名のほか、継続的に発行されるものは「何月号」「何号」かを記載します。

【定期購読】

- ・ 1年を超える購読料は支出できません。

《参考》過去(政務調査費)の判例

雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件用途基準に合致しない支出であると認めるほかない。
《仙台高裁判決(平成19年4月26日)》

書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部とすることができるから、その全額を本件用途基準に合致する支出であると認める。

《仙台高裁判決(平成19年12月20日)》

協会の平成16年度会員費及び新聞代(りんごニュース)については、同協会の会員費を含んでいることや議員の職業が農業であることに照らせば、個人的な支出であると認めるのが相当であるから、その全額を本件用途基準に合致しない支出であると認める。

《仙台高裁判決(平成19年12月20日)》

スポーツ紙は一般に娯楽性が高い読み物というほかはないのであって、スポーツ紙の購読が市政に直接、かつ、具体的に関わるような特段の事情がある場合は格別、そのような特段の事情がうかがわれない場合にまで公金でこのようなスポーツ紙を購入してよいはずはなく、調査研究活動に資するため必要な経費であると認め難い。

《仙台高裁判決(平成19年4月26日)》

《事務費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費)						
政務活動に要する経費細目	<p>50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する</p> <p>備品購入費については、実態に則して按分する</p> <p>なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする</p> <p>また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする</p> <p>ポイントカードを導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する</p> <p>切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額100,000円を超えることはできない</p> <p>インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に則して按分する</p> <p>通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>固定電話(事務所用)</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>固定電話(事務所自宅兼用FAXあり)</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>固定電話(事務所自宅兼用FAXなし)</td> <td>1 / 4</td> </tr> </table> <p>政務活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする</p> <p>名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする</p>	固定電話(事務所用)	1 / 2	固定電話(事務所自宅兼用FAXあり)	1 / 2	固定電話(事務所自宅兼用FAXなし)	1 / 4
固定電話(事務所用)	1 / 2						
固定電話(事務所自宅兼用FAXあり)	1 / 2						
固定電話(事務所自宅兼用FAXなし)	1 / 4						

支出にあたっての留意事項

【事務用品や備品の購入】

- 物品等の按分については、合理的な説明が必要です。

所得税法で定める耐用年数は、パソコン4年、デジカメ5年、携帯電話機6年。
5万円以上の物品を備品と定義しているが、5万円未満の物品購入の場合も留意します。
次ページ「《参考》物品等の耐用年数」参照。

- 購入から任期満了までの期間が、耐用年数に満たない備品の購入は、個人の資産形成と捉えられる可能性が高いことに留意します。**また、耐用年数内に再度備品を購入する場合には、合理的な説明が必要です。**
- 備品台帳については、従来どおり各自で作成し管理します。(様式自由)ただし、備品については、透明性を高め、かつ区民の誤解を招かないよう適正な購入を行うという観点から、備品台帳の写しを議長に提出することとします。**また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとします。**

【ポイント制度を導入する家電量販店等の小売店での購入】

- 購入により発生したポイント相当額を控除して計上します。

購入により発生したポイントが「領収書(レシート)によって確認できる場合」に適用されません。

- 政務活動費による購入の際に貯めていたポイントを使用した場合には、そのポイント相当額は現金による支払と同様に扱い、政務活動費として支出可能です。

【郵送用切手の購入】

- ・ 切手の購入については、P. 5を参照。

【ハガキの購入】

- ・ ハガキの購入については、P. 6を参照。

【携帯電話料金】

- ・ **携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、（使用）実態に則して按分します。（その際、合理的な説明が必要です。）**
- ・ 議員本人分の料金が確認できる書類等が必要です。

領収書の金額が...

- ・ 議員本人分のみの場合 = 本人が使用する1回線分ということが確認できるように説明します。
- ・ 家族利用分も含む場合 = 議員本人分の料金が確認できるように説明します。

《参考》過去（政務調査費）の判例

内訳が記載された領収書により真に事務用品として購入されたことを認めることができ、その2分の1に当たる金額が政務調査活動に資するため必要な費用であったと推認するのが相当である。
《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

個人的使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とみる。
事務所で使用するパソコンのリース料についての判決
《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

自宅の電話と事務所の電話が同一番号であり、電話料金の中には個人としての電話料金（合理的に案分すると2分の1）、政務調査以外の議員活動の電話料金（4分の1）が含まれていると推認されるから、残りの4分の1に当たる 円を正当な政務調査費用であると認めるのが相当。
《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

《参考》物品等の耐用年数

所得税法で定める主な器具及び備品の「減価償却資産に係る耐用年数」は次のとおりです。
（所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数表の一部を抜粋）

- ・ 「事務机、事務いす及びキャビネット」のうち「主として金属製のもの」（15年）、「その他のもの」（8年）
- ・ 「ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器」（5年）
- ・ 「パソコン（サーバー用のものを除く）」（4年）、「その他の電子計算機」（5年）
- ・ 「複写機、計算機（電子計算機を除く）」（5年）
- ・ 「テレタイプライター及びファクシミリ」（5年）
- ・ 「電話設備その他の通信機器」
 - …ア「デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備」（6年）
 - …イ「上記ア以外の電話設備その他の通信機器」（10年）
- ・ 「カメラ」（5年）

《事務所費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料)	
政務活動に要する経費細目	事務所賃借料について	
	自己所有	計上できない
	賃借	事務所専用 事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする
	賃借	自宅兼用 事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率)×1/2
自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう 個人(一人会派含む)で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする		
事務所光熱水費について		
	自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率)×1/2
	賃借	事務所専用 事務所光熱水費の支給割合の上限は1/2とする
	賃借	自宅兼用 事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率)×1/2

支出にあたっての留意事項

【事務所の賃料】

- ・ 「自己または生計を一にする親族」所有の物件を事務所として使用する場合は支出できません。
- ・ 個人(一人会派を含む)で契約する物件の場合、支出上限は月額50,000円です。
「事務所専用で月額賃料が15万円の物件を個人で賃借する場合」
(個人または一人会派で交付を受けている場合)
...規定による1/2按分後の金額は75,000円ですが、支出できる額は50,000円となります。
- ・ 「自宅が賃借物件(月額賃料が15万円)で、議員事務所と兼用の場合」
(自宅面積に占める議員事務所使用部分の割合が1/5の場合)
...面積割合により1/5を乗じ、さらに1/2按分後の金額15,000円を支出できます。

面積割合を示す書類（図面）を提出します。
自身が代表を務める会社事務所の所有者が議員自身の場合も自己所有とみなし支出できません。

【事務所の光熱水費】

- ・ 自身が代表を務める会社事務所または自宅の一部を議員事務所として使用している場合は、使用部分の面積割合に応じて経費を按分して支出します。
使用場所が賃貸物件であるか否かは問いません。
面積割合を示す書類（図面）を提出します。

《参考》過去（政務調査費）の判例

調査研究活動に資するためのものと後援会事務所とを兼ねていることがうかがわれ、その合理的な区分が困難であるから、社会通念上電気料金合計の2分の1を政務調査活動に資するために必要な費用と認め、その余の 円については本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

第三者から議員個人としての事務所を賃借している場合の判決

《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

光熱水道費、電話料金及び共同住宅管理費のうち全体の9分の1は、市政に関する調査研究活動のための事務所の維持管理費もしくは備品に関する経費として、その支払に事務所費を充てることが許されると解するのが相当。

自宅の一部を議員事務所として使用している場合の判決

《大阪高裁判決（平成19年12月26日）》

賃貸借契約に係る賃借人である議員と賃貸人が親子の関係にあり、賃貸借の目的が、賃貸人である父が居住し、かつ父が代表取締役を務める会社が事務所として使用する建物の一室であるとしても、当該部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず、上記賃貸借契約に係る月間使用料（賃料）の金額（月額5万5000円）にもかんがみると、原告が主張する事実関係から直ちに上記賃貸借契約が実体を欠くものであると推認することはできず、また、上記賃貸借契約に係る建物部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を欠くものと推認することもできないというべきである。

経済的に同一体ではない親と議員の賃貸借契約についての判決

《大阪高裁判決（平成19年12月26日）》

《人件費》

下表政務活動に要する経費の括弧内は支出の参考例

政務活動に要する経費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)
政務活動に要する経費細目	議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする。

支出にあたっての留意事項

【政務活動のみを補助する職員の賃金】

- ・ 政務活動の補助として雇用するため按分は不要です。

勤務内容は「政務活動の補助」である旨を示すため、勤務の実情を示す書類を提出し、その中で具体的に説明します。

(例.来客対応「区民相談対応・要望整理」等、書類整理「調査の書類作成補助」等) 区政報告やホームページに関連する業務に従事した勤務日の賃金については、当該発行号等の他の経費支出時と同じ按分率を適用します。

一定期間内で区政報告の集中的なポスティングが必要な場合、一時期に多人数のアルバイトを雇い、賃金を「広報費」で支出しても、人件費で規定する支出上限(議員1人当たり月額5万円)が適用されます。

勤務日数が定期的な場合(ex.毎週月～金の午前9時～午後3時など)は、政務活動のみとは捉えられない恐れがあるため、注意が必要です。

《参考》過去(政務調査費)の判例

常勤調査研究補助者は、議員の事務室における電話番や連絡係のみならず、市民による市政に対する要望の聞き取り調査、市当局に対する陳情等の政務調査活動の補助も行っているのであるから、その補助者の給料の半額分を政務調査費から支出したとしても、本件条例、本件規則及び本件要綱の定める用途基準に照らして明らかに必要性・合理性を欠いている等、会派及び議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出したということとはできない。

《仙台地裁判決(平成20年3月24日)》

政務調査活動の補助職員に家族を雇用するというのはお手盛りの危険を伴うものであり、納税者の立場からすれば、いくら職務に応じた受当なものであると説明されても、容易に納得できるものではないし、そもそも受当な支出であったか否かを検証することが困難であるといわざるを得ないことにかんがみれば、政務調査費からそのような支出をすること自体相当ではない。

《仙台高裁判決(平成19年4月26日)》

2 領収書その他の証拠書類の扱い

(1) あて名の取扱い

手書き領収書の場合

手書き領収書の場合は、あて名が記載されていることが一般的なため、原則としてあて名の記載が必要です。

- ・ あて名が未記載のものは、不可とします。
- ・ あて名が上様書きのものも、不可とします。

レジスター等の機器で印字された領収書の場合

監査の判断でも、小売店やコンビニエンスストアなどのレジスターから出力されたものについては、あて名が未記載の領収書であってもそのまま受領することは妥当であるとされています。但し、次の事項にご注意ください。

- ・ 「発行者、日付、取引内容、金額」が明記されていることを前提としています。（タクシー、有料道路、パーキング、小売店等）
- ・ 領収書の金額が5万円以上の場合は、あらためてあて名を明記した領収書の発行を求めるか、あて名欄にあて名の記載を求めることとします。
- ・ 領収書は、どんなに大きくても折り畳むなどそのまま添付します。
劣化する恐れのある領収書については、原本とともにコピーも貼付するか、または発行者・金額・日付・内容などを補記します。

あて名が議員本人ではない場合

原則として議員本人名義以外の領収書は無効です。

公共料金の契約者が配偶者等であるために領収書が配偶者等の名義となっているケースなどについては、早期に本人名義の契約に変更します。

ただし、自宅や自身が経営する会社の一部を議員事務所として使用しているときの光熱水費・通信費のように、各種サービスの契約者が配偶者や会社名義になっている場合のみ、次のように取り扱います。

- ・ 領収書のあて名が「配偶者」の場合は、領収書原本 あて名が配偶者であることについての説明 配偶者が発行する証明書 の3点が必要になります。

(2) 領収書以外の証拠書類で代用することについて

光熱水費や電話料金を口座振替やクレジットカードで支払っている場合

原則領収書原本の提出が必要ですが、紛失等やむを得ない合理的な事情があると認められる場合は、次のように取り扱います。

【口座振替による支払いの場合】

振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。なお、その際、振替口座の通帳の原本は会派・議員が5年間保存します。

【クレジットカードによる支払いの場合】

クレジットカード会社が発行する利用明細書及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。

(3) 領収書が発行されないケース等の取扱い

インターネット接続料等が該当しますので、次のように取り扱います。

【口座振替による支払いの場合】

振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。なお、その際、振替口座の通帳の原本は会派・議員が5年間保存します。

【クレジットカードによる支払いの場合】

クレジットカード会社が発行する利用明細書及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。

3 提出書類

- (1) 「政務活動費収支報告書」 17ページ参照
- (2) 「出納簿」 17・18ページ参照
- (3) 「領収書その他の証拠書類（領収書等貼付用紙に貼付または別紙添付）」

なお、次の経費を支出する場合は、以下の書類を提出します。

交通費...「政務活動交通費記録簿」 19・20ページ参照

宿泊を伴うか、または往復の交通費が1万円を超える日帰りの調査・研修会・講演会等の経費...「政務活動視察報告書」 21ページ参照

広報紙発行に要する経費...「広報紙」

備品の購入に要する経費...「備品台帳の写し」

参考様式の「備品台帳」か、同台帳の記載事項を満たしている書類等を提出します。

補助職員の賃金等...次のA・Bのとおり、勤務の実情を証明する書類

- A 議員活動全般を補助する職員（議員事務所や会派事務所で定期的に雇用している職員）の場合

「雇用契約書の写し」

- B 政務活動のみを補助する職員（特定の政務活動の補助を行うために雇用する職員）の場合

「氏名、住所、生年月日、勤務日・時間、勤務内容、時給(日給)が確認できる書類」

参考様式の「政務活動補助職員勤務報告書」か、同報告書の記載事項を満たしている書類等を提出します。

事務所の賃料...次のとおり、事務所の要件を具備していることを証明する書類

- A 事務所専用の物件を賃借する場合

「事務所の賃貸借契約書の写し」

- B 自宅と兼用の場合...次のaまたはbの書類

a 「自宅の賃貸借契約書の写し」

b 「賃貸人、支払先、物件所在地、賃料、図面・写真等が確認できる書類」

「自宅等、他の用途と兼用している事務所の賃料・光熱水費」を支出する場合、事務所使用部分の面積等を考慮した按分が規定されているため、上記の書類とあわせて「面積割合を示す書類」も提出します。

11・12ページ「支出にあたっての留意事項」を参照。

4 書類作成上の留意事項（様式を定めているもの）

（1）「政務活動費収支報告書」 提出必須書類

原本を提出しますので、写しを平成31年4月30日が過ぎるまで保存します。

なお、「収支報告書出納簿入力フォーマット（Excelファイル）」は、平成24年度とは異なりますので、電子データの書式など必要なものがございましたら、事務局議会法務担当へお申し出ください。（今までの様式は、使用できません。）

日付

- ・事務局への提出日を記載します。

議員名

- ・政務活動費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記載します。
- ・議員個人で受けている場合は「議員氏名」を記載します。

備考欄

- ・項目ごとに「主な支出内容」を記載します。

（2）「出納簿」 提出必須書類

写しは平成31年4月30日が過ぎるまで保存します。

日付

- ・入出金があった日を記載します。（領収書の日付、口座振替日など）

《参考》平成25年度分政務活動費の振り込み日

4月～6月分 = 4月10日、7月～9月分 = 7月10日、

10月～12月分 = 10月10日、1月～3月分 = 1月10日

- ・「交通費」は、ひと月単位で当月分の金額をまとめ、「月の末日付」で計上します。
《出納簿記載例》1月31日付 交通費(1月分) ****円

摘要

- ・支出内容、按分率等を記載します。

年に複数回支払う場合はいつの分か(*月分、*月*日発行分 等)を記載します。

主な支出の記載例は次のとおりです。

- | | |
|---------|---|
| 「物品購入」 | = (例) 事務用品代 (上質紙、プリンタインク) 1/2 |
| 「資料購入」 | = (例) 資料代 (世田谷区幼保一体化資料) |
| 「書籍購入」 | = (例) 書籍代 (住民と歩む協働型社会、地域からつくる子育てネットワーク 他3冊) |
| 「雑誌購入」 | = (例) 雑誌代 (週間 経済 10月9日号) |
| 「備品リース」 | = (例) コピー機リース料 (10月分) 1/2 |

「賃金」	= (例) 政務活動補助職員賃金 (10月分 鈴木一郎)
「区政報告発行経費」	= (例) 区政報告印刷代 (10月10日発行号) 4/5
	= (例) 区政報告郵送切手代 (10月10日発行号) 4/5
「光熱水費」	= (例) 事務所電気料 (10月分) 1/4
「電話料金」	= (例) 事務所電話料 (10月分 FAXあり) 1/2
「講師謝礼」	= (例) 講師謝礼 (防災・まちづくりに関する勉強会)
「研修等参加費」	= (例) 研修会参加費 (地方議員政策研究研修)
「交通費」	= (例) 交通費 (10月分)
「駐車料金」	= (例) 駐車料 (区民相談)
「有料道路通行料」	= (例) 高速料金 (用賀 - 御殿場 / 御殿場市ｽｯｰツ施設訪問)
「地方視察経費」	= (例) 宿泊費 (京都市・神戸市視察)

項目

- ・ 政務活動に要する経費の各項目の内容・例示経費を確認のうえ選択します。
2～13ページの該当する支出項目の部分を参照。

整理番号

- ・ 出納簿への記載順 (昇順) で機械的に番号をふります。
「月単位」「年間通し」どちらでも構いません。

(3) 「領収書等貼付用紙」 提出必須書類 (領収書等とあわせて)

出納簿整理番号

- ・ 該当する「出納簿の整理番号」を記載します。
貼付した領収書が複数の支出に該当する場合は、枠外でも構いませんので、該当するすべての支出の整理番号を記載します。

領収書等貼付欄

- ・ サイズが大きい証拠書類等は、折って貼らずに別紙として添付します。
その際は、貼付欄に「別紙のとおり」「支出の明細は別紙添付」のように記載します。
- ・ 領収書を複数枚貼る場合は、「他の領収書」と重なったり、「備考欄への記載事項」が隠れないようにします。
重なってしまう場合は貼付用紙を分けて添付します。

備考欄

- ・ 出納簿に「支出の内容」を書ききれない場合や、次に該当する場合には必ず説明を記載します。
- ・ なお、説明資料がある場合は、貼付用紙の別紙として提出します。

領収書と異なりサイズが大きいため、貼付用紙に貼らずにファイルに綴じます。

【領収書等の金額と出納簿に記載の金額が異なる場合】

- * 金額が異なることの説明が必要です。
- * 実績では次のケースが該当します。
A 複数購入したうちの一部を計上 (書籍・事務用品の購入等)

- ・該当する「出納簿の整理番号」を記載します。

出張先

- ・施設名や団体名等、具体的に記載します。

地方視察の場合も同様です。

区民相談等で個人のお宅を訪問する場合は、具体的に所在地・お名前を公表することが好ましくないケースが多々見受けられます。その場合には、利用交通機関・経路が適正であることを示すために「地名・町名」等を記載します。

利用交通機関

- ・「鉄道」「バス」「タクシー」等に区分して記載します。

経路（出発駅 - 到着駅）

- ・駅間の移動ではない場合は、「地名・町名・施設名」等を記載します。

タクシーや一部の鉄道・バスなど、領収書が発行されるものは、領収書ごとに経路を区切って記載します。

備考欄

- ・出張内容を記載します。

《記載例》 に関する調査、 会議、 研修受講、区民相談・意見聴取 等

- ・その他、交通費計上に関する説明等があれば記載します。

視察や研修参加などで、他都市に行った場合

日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」のほか、事前に乗車券を購入する「東京 - 他都市間の交通費」があります。処理方法等は次のとおりです。

【利用日に乗車券を購入する交通費】

- * 該当するケース（実績）

「他都市現地で移動する際」の鉄道・タクシー等の運賃

タクシー以外は領収書が発行されないケースがほとんどです。

- * 処理方法

日常の交通費と同様です。

【乗車券を事前に購入する場合】

- * 該当するケース（実績）

「東京 - 他都市間」の往復のJR運賃・航空運賃（領収書の発行あり）

- * 処理方法

乗車券代を支払った日付（領収書の日付）で計上します。

交通費以外の支出と同様です。領収書等貼付用紙に領収書を貼付し、備考欄に「出張日程・出張先・乗車区間等」を記載します。

「東京 - 他都市間」の乗車券等を利用日に購入した場合でも、上記交通費以外の支出と同様の扱いとなります。

現地での移動交通費もある場合は、備考欄に「現地での移動交通費は**月分交通費記録簿を参照」のように記載します。

(5) 「政務活動視察報告書」

宿泊を伴うか、または往復の交通費が1万円を超える日帰りの視察等経費を支出する場合に提出します。

全般事項

- ・「別途報告書類を作成する場合」は、当視察報告書を表紙にし、作成した書類を添付します。

報告書の「概要」欄には「添付報告書類のとおり」のように記載します。

- ・複数の議員による視察で「連名で報告書を提出する場合」もすべての参加議員に提出していただく必要があります。

次のように処理します。

【代表する議員1名】

- * 通常どおり当視察報告書を記載し、作成書類や資料を添付します。

【その他の参加議員】

- * 概要欄以外は通常どおりに、概要欄には「連名で作成したため、議員の視察報告書を参照」のように記載してください。資料等の添付も不要です。

会派で政務活動費を受け取っている場合の会派視察は、会派名で提出します。

会派・議員名

- ・政務活動費を会派で受け取っている場合は「会派名」を、個人で受け取っている場合は「議員名」を記載します。

出納簿整理番号

- ・当該視察・研修について計上したすべての支出の整理番号を記載します。

実施日

- ・当該出張の期間を記載します。

参加者氏名

- ・参加するすべての議員名を記載します。

視察先

- ・「訪問先の施設名、担当部署」等と「道府県名や市町村名」を記載します。
研修の場合は「研修場所（施設名）と道府県名や市町村名」を記載します。

視察目的

- ・「何を調べるため（学ぶため）に訪問したのか」を簡潔に記載します。

行程

- ・往復の経路について、利用交通機関や利用区間等を記載します。

概要

- ・「政務活動による現地調査(研修)」であることを明確に記載します。

視察先で入手した資料、研修内容が確認できる資料等がある場合は、写し等を添付します。

【記載例】政務活動費収支報告書

別記様式(第10条、第11条関係)

提出日を記入します
 ※平成26年4月1日～4月30日に提出していただくこととなります

平成 26 年 4 月 4 日

杉並区議会議員 宛

政務活動費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記入します

議員名 ○○ ○○○ (印)

朱肉を使用する印鑑を押印します

年度を記入します

平成 25 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 25 年度政務活動費の収支について報告します。

項目ごとの金額と、最下段には支出合計額を記入します

25年度の交付額を記入します

1 収入 政務活動費 1,920,000 円

主な支出内容を記入します
(単位 円)

項目	金額	備考
調査研究費	300,000	○○市視察経費等
研修費	50,000	○○研修参加費
広聴広報費	700,000	区政報告の作成・郵送費等
要請陳情等活動費	0	
会議費	10,000	○○会議会場費等
資料作成費	0	
資料購入費	100,000	書籍購入費
事務費	120,000	事務所の電話料・インターネット接続料等
事務所費	400,000	事務所の賃料・光熱水費
人件費	200,000	政務活動補助職員賃金
合計	1,880,000	「1収入-2支出」の金額を記入します

3 残 額 40,000 円

※「収支報告書・出納簿入力フォーマット」をご使用の場合、背景が色付の吹き出し部分は自動入力されます

出納簿

【記載例】出納簿

年	月	日	科目	金額	受	払	残
25	7	1	前葉繰越				
		2	事務用品代(品名)	事務費 1			
		2	書籍代(書籍名)	資料購入費 2			
		3	事務所電話代(**%・5月分) / NTT東日本	事務費 3			
		3	事務所電話代(**%・5月分) / NTTコミュニケーションズ	事務費 4			
		5	事務所電気料(**%・5月分)	事務所費 5			
		7	事務所賃料(**%・8月分)	事務所費 6			
		9	〇〇市視察交通費(東京-〇〇間往復乗車券)	調査研究費			
		10	政務活動費(7月~9月分)				
		10	携帯電話料金(**%・5月分)	事務費 8			
		12	ガソリン代(50%)	調査研究費 9			
		15	〇〇市視察宿泊費	調査研究費 10			
		19	駐車料金(高齢者介護の調査研究)	調査研究費 11			
		20	印刷代(**%・区政報告00月00日発行分)	広報広報費 12			
		21	郵送料(**%・区政報告00月00日発行分等)	事務費 13			
		22	研修参加費(〇〇研修)	研修費 14			
		25	インターネット接続料(**%・6月分)	事務費 15			
		31	交通費(7月分)	調査研究費 16			
		31	交通費(7月分)	研修費 17			
		31	政務活動補助職員賃金(7月分)	人件費 18			
			7月分計				
			次葉繰越 累計				

最初の月はこの欄をすべて「0円」に、次月以降分は前ページの「次葉繰越 累計」欄の金額を記載します
※「収支報告書出納簿入力フォーマット」を利用する場合は、自動入力されます

具体的な品名も記載します
なお、購入点数が多いときには、「〇〇、△△他×点」のように記載し、領収書等貼付用紙の備考欄にすべての品名を記載します

支出の種別が同じでも支払先が異なる場合は、異なる支出ということがわかるようにします
(電話料金、新聞購読料などが該当)

支出が複数月に渡るものは、何月分なのかがわかるようにします
(光熱費、電話料金、事務所賃料、新聞購読料などが該当)
また、按分して計上するものについては、按分率も記載します

支出の種別だけでは、政務活動費ということがわかりにくいと思われる場合、内容等も記載します

当月支出分をまとめて、月の末日付で計上します

整理番号は、その支出に関する提出書類(領収書等貼付用紙、視察報告書等)にも必ず記載します
※上から機械的にふります
※月ごとでも、年間通し番号でも構いません

月ごとの計と累計額を記入します なお、「次葉繰越 累計」欄の金額が、次ページの「前葉繰越」欄の金額となります
※「収支報告書出納簿入力フォーマット」を利用する場合は、自動入力されます

【記載例】領収書等貼付用紙

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7月分	No. 2・6
----------	-----	---------

該当する「出納簿の整理番号」を記載します

領収書等貼付欄													
<p>複数の枚数を貼付する際は、「他の領収書」「備考欄の記載内容」に重ならないようにします</p> <p>※サイズが大きい証拠書類は、貼らずに別紙として添付します</p>	<table border="1"> <tr> <td>領収証</td> <td>25年 7月2日</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>¥ 〇,〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>但し、〇〇〇〇として</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇書店 印</td> <td></td> </tr> </table>	領収証	25年 7月2日	〇〇〇〇 様		¥ 〇,〇〇〇-		但し、〇〇〇〇として		〇〇書店 印			
領収証	25年 7月2日												
〇〇〇〇 様													
¥ 〇,〇〇〇-													
但し、〇〇〇〇として													
〇〇書店 印													
	<p>品名、内容等がわかるよう記入を依頼します</p> <p>※「購入点数が多く書ききれない場合」、「補足説明が必要と思われる場合」は、下段の備考欄を使い補足します</p> <p>※「お品代」という表現は好ましくありません</p>												
	<table border="1"> <tr> <td>領収証</td> <td>25年 7月 7日</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>¥ 〇〇,〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>但し、事務所賃料(8月分)として</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇 印</td> <td></td> </tr> </table>	領収証	25年 7月 7日	〇〇〇〇 様		¥ 〇〇,〇〇〇-		但し、事務所賃料(8月分)として		(株)〇〇		〇〇〇〇 印	
領収証	25年 7月 7日												
〇〇〇〇 様													
¥ 〇〇,〇〇〇-													
但し、事務所賃料(8月分)として													
(株)〇〇													
〇〇〇〇 印													
	<p>支出内容の説明を記載します</p> <p>「政務活動費の支出に関する事務処理について」の18・19ページをご参照のうえ、記載します</p>												
備考	<p>「記入例1」 書籍代 領収書金額のうち〇,〇〇〇円計上 《書籍名》〇〇〇〇,〇〇〇,……</p> <p>「記入例2」 事務所賃料(自宅兼用) 支払額10,000円×使用面積の割合による按分1/4×1/2=1,250円計上</p> <p>「記入例3」 研修参加費 《研修名〇〇、開催日時〇〇、会場〇〇、主催者〇〇及び概要等〇〇》</p> <p>「記入例4」 購入額10,500円から発生ポイント分1,050円を値引き相当額として控除した9,450円を計上</p>												

【記載例】政務活動交通費記録簿

第2号様式(第3条関係)

政務活動交通費記録簿

出納簿 整理番号 7月分 No. 16・17

議員名 ○○○○

出納簿の整理番号を記載し
ます

備考欄には、出張内容を記
入します

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅-到着駅)	交通費(円)	項目	備考
2	区民宅(阿佐谷南)	鉄道・バス	善福寺-南阿佐ヶ谷 ※往復	2,000	広聴広報費	区民相談
11	横浜市役所	鉄道	西荻窪-日本大通り ※往復	1,560	調査研究費	○○調査
14	○○市役所	鉄道	新大阪-茨木-大阪	420	調査研究費	○○市視察 現地での移動交通費
15	○○センター ○○市役所	鉄道、タクシー	大阪-茨木、茨木-○○センター(タグジー)、○○センター-○○市役所(タグジー)、茨木-新大阪	2,420	調査研究費	○○市視察 現地での移動交通費
18	板橋区役所 練馬区役所	タクシー	自宅-板橋区役所、板橋区役所-練馬区役所	3,000	調査研究費	○○調査
20	○○区自転車駐車場 △△駅自転車駐車場	鉄道・バス	善福寺-○○-△△-善福寺	1,120	調査研究費	○○調査
22	○○会館	鉄道・タクシー	荻窪-東京、東京駅-○○会館-大手町(タクシー)、大手町-阿佐ヶ谷	4,000	研修費	○○研修受講
◆視察や研修参加などで、他都市に行った場合						
日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」のほか、事前に乗車券を購入する「東京-他都市間の交通費」があります。詳しくは「政務活動費の支出に関する事務処理について」の19・20ページを参照してください。						
タクシーなど、領収書が発行されるものは・・・ ①領収書ごとに経路を区切って記載 ②領収書は裏面に貼付						
件数が多く、複数枚使用する場合は、最終ページにのみ科目ごと の合計額を記入します ※出納簿へは「該当月の末日」付で項目ごとに記帳します						
				2,000	広聴広報費	
				8,520	調査研究費	
				4,000	研修費	

【記載例】政務活動視察報告書

第3号様式（第4条関係）

政務活動視察報告書

会派・議員名 ○○○○

記載事項は・・・
 ①政務活動費を会派で受け取っている場合…「会派名」
 ②個人で受け取っている場合…「議員名」

出納簿 整理番号	6月分 7月分	No.20 No.7・10・16
----------	------------	---------------------

この視察・研修について計上したすべての支出の整理番号（出納簿）を記載します

視察・研修会等報告	
実施日	平成25年 7月14日～平成25年 7月15日
参加者氏名	○○○○ ○○○○ ○○○○
視察先	○○市○○センター ○○市子育て推進課
視察目的	介護保険計画調査 子育てサポート事業調査
行程	

記載事項は・・・
 ①視察の場合
 訪問先の「施設名、担当部署」など
 ②研修の場合
 「研修場所（施設名）」など

記載事項は・・・
 ①視察の場合
 「調査対象、何に関する調査か」など
 ②研修の場合
 「何に関する研修か」など

記載事項は・・・
 往復の経路について、利用交通機関や利用区間など書ききれない場合は別紙添付

概要

◆記載する際の留意事項

「政務活動による現地調査（研修受講）」であることがわかるようにします。

※視察先で入手した資料等がある場合は、写し等を添付します。
 ※研修・会議等の場合は、内容が確認できる資料があれば添付します。

→報告書を別途作成している場合
 *この欄に「別添、報告書のとおり」のように記載します。
 *別途作成した報告書やその他資料をこの報告書に添付し提出します。

【参考】備品台帳

議員氏名又は会派名

品目 (形態・型番)	数量	購入価格	①取得年月日 ②廃棄年月日	設置場所 (所在地)	備考
パソコン DELLLATITUDE D531	1	120,000円	平成25年5月14日 ②	議員控室 阿佐谷南1-15-1	Microsoftoffice2003を含む。 出納簿H25. 7. 20
		円	① ②		①購入価格に付属品等が含まれる場合は記載しておきます。 ②クレジットカードによる支払いの場合は、支払日(出納簿に計上した日付)を上記入します。
		円	取得年月日は、基本的に購入年月日を記入します。	実際に備品が置いてある場所を記入します。	
		円	① ②		
		円	① ②		
		円	① ②		
		円	① ②		
		円	① ②		
		円	① ②		
		円	① ②		
		円	① ②		

上記のような内容で作成し、各自で保管します。写しを一部議長へ提出します。

【参考】政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

政務活動補助職員
勤務報告書

(25年 9月分)

議員名 ○○○○

日	曜日	勤務時間 始業-終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容	
1	日						
2	月	13:00-15:00	2	1000	2,000	区政報告(第○号)作成補	
3	火	10:00-12:00	2	1000	2,000	区政報告(第○号)作	
4	水	時給(日給)のほか、日付ごとに勤務時間・勤務内容を記載します					<p>「政務活動の事務補助」ということがわかるように、できるだけ具体的に記載します</p> <p>※政務活動費で支出可能な政務活動補助職員への賃金は、議員活動全般ではなく、「政務活動の補助」に対してのみです。 そのため政務活動との関連性がわかるように記載します。</p>
5	木						
6	金	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂	
7	土						
8	日	—					
9	月	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂	
10	火	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂	
11	水	—					
12	木	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助	
13	金	15:00-18:00	3	1000	3,000	○○会議事務補助	
14	土						
15	日	—					
16	月	—					
17	火	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助	
18	水						
19	木	11:00-20:00	8	1000	8,000	ホームページ更新(区政報告ページ)事務補助	
20	金	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○資料作成	
21	土						
22	日	—					
23	月	—					
24	火	18:00-21:00	3	1000	3,000	○○資料作成	
25	水	—					
26	木	勤務した方の「氏名・生年月日・住所」を記載し					<p>押印は朱肉を使用します</p> <p>※スタンプ印は好ましくありません</p>
27	金	ます					
28	土	(雇用契約書を作成する場合に準じています)					
29	日	なお、情報公開の請求があった場合は、氏名を開					
30	月	示しますので、本人にその旨を説明してください					

合計

出勤日

63,000 円

勤務者

氏名 ○○○○

印

生年月日

○○年○月○日

住所

杉並区○○○ 1-1-1